

# 砥部町地域防災計画

平成26年度

砥部町防災会議

# 砥部町地域防災計画 目次

## 第1編 総論

第1節 計画の主旨	1-1
第1 計画の目的	1-1
第2 計画の性格	1-1
第3 計画の構成	1-1
第4 基本方針	1-2
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	1-3
第1 町	1-3
第2 消防	1-3
第3 県	1-4
第4 関係機関等	1-5
第3節 砥部町の概要	1-10
第1 自然的条件	1-10
第2 社会的条件	1-11
第4節 過去の災害等の概要	1-14
第1 災害の履歴	1-14
第2 地震発生条件	1-14
第5節 地震防災緊急事業5箇年計画	1-27

## 第2編 風水害等対策編

### 第1章 風水害等災害予防計画

第1節 気象予警報等の伝達計画	2-1
第1 気象等注意報・警報	2-1
第2 気象情報	2-4
第3 住民等への伝達体制	2-6
第2節 防災知識普及計画	2-7
第1 職員に対する教育	2-7
第2 教職員及び児童生徒に対する教育	2-7
第3 住民に対する防災知識の普及	2-7
第4 関係機関の活動	2-9
第3節 住民の防災対策計画	2-9
第1 住民の果たすべき役割	2-9
第2 町の活動	2-10
第4節 自主防災組織育成計画	2-11
第1 自主防災組織の育成強化	2-11
第2 自主防災組織の果たすべき役割	2-12
第3 自主防災組織と消防団等との連携	2-13

第4	事業所等の自主防災活動	2-13
第5	地域における自主防災活動の推進	2-14
第5節	事業者の防災対策計画	2-14
第1	事業者の果たすべき役割	2-14
第2	町の活動	2-15
第6節	ボランティア育成計画	2-15
第1	災害救援ボランティアの養成・登録等	2-15
第2	災害救援ボランティアの活動拠点の確保	2-16
第3	ボランティアの果たすべき役割	2-16
第7節	防災訓練計画	2-17
第1	防災訓練の実施責務又は協力	2-17
第2	防災訓練の種別	2-17
第3	訓練の時期	2-18
第4	訓練の方法	2-18
第5	訓練結果の評価・総括	2-18
第6	近隣市町等が実施する防災訓練への参加	2-18
第8節	火災予防計画	2-19
第1	組織	2-19
第2	施設の整備計画	2-20
第3	機械器具等の点検	2-20
第4	火災予防	2-20
第5	消防団員の教育訓練	2-20
第6	火災警報	2-21
第7	特殊防火対象物の警戒	2-21
第8	消防資機材の点検整備と非常出動体制の整備	2-21
第9	火災発生防止の緊急広報	2-21
第9節	林野火災予防計画	2-22
第1	林野火災予防対策	2-22
第2	林野所有（管理）者の予防対策	2-22
第3	林野火災対策用資機材の整備	2-22
第4	空中消火体制の整備	2-23
第10節	水害予防計画	2-23
第1	河川管理施設の整備	2-23
第2	ダム等管理者のダム等の操作	2-23
第3	ため池、農業用排水路工作物の点検	2-23
第4	水防危険箇所の把握及び監視	2-23
第5	浸水想定区域における災害対策の強化	2-24
第6	消防力（水防）の強化	2-25
第7	伝達体制の整備	2-25

第8	同一水系における上下流の市町間の連絡体制の整備	2-25
第11節	地盤災害予防計画	2-26
第1	土砂災害危険箇所の種類	2-26
第2	土砂災害危険箇所の把握	2-29
第3	地すべり等防止施設の整備	2-29
第4	土砂災害警戒区域等の指定及び警戒避難体制の整備に係る対策	2-30
第12節	孤立地区対策計画	2-30
第1	孤立支援対策	2-30
第2	県の活動	2-31
第13節	避難計画	2-31
第1	避難場所及び避難所の指定	2-31
第2	避難路の選定	2-32
第3	町民等への周知のための措置	2-33
第4	避難所の設備及び資機材の配備	2-33
第5	避難計画	2-33
第6	その他避難に関する必要な事項	2-35
第14節	緊急物資確保計画	2-36
第1	食料及び生活必需品等の確保	2-36
第2	飲料水等の確保	2-36
第15節	医療救護体制確保計画	2-38
第1	医療救護体制確保の実施方針	2-38
第2	初期医療体制の整備	2-38
第3	災害情報の収集・連絡体制の整備	2-38
第4	難病患者等の状況把握	2-39
第5	医薬品、医療資機材等の確保	2-39
第6	災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施	2-39
第7	住民及び自主防災組織が実施すべき事項	2-39
第16節	防疫・保健、し尿、ごみ、がれき等処理計画	2-40
第1	防疫・保健体制	2-40
第2	ごみ処理体制の確保	2-40
第3	がれき・残骸物の処理体制の整備	2-41
第17節	要配慮者支援計画	2-42
第1	避難行動要支援者名簿の作成等	2-42
第2	緊急連絡体制の整備	2-42
第3	避難体制の確立	2-42
第4	防災教育・訓練の充実	2-42
第5	社会福祉施設等管理者の活動	2-42
第18節	広域応援体制整備計画	2-44
第1	全県的な消防相互応援体制の整備	2-44

第2	全県的な防災相互応援体制の整備	2-44
第19節	情報通信システム整備計画	2-45
第1	情報収集・連絡体制の整備	2-45
第2	通信施設の運営管理	2-45
第20節	ライフライン災害予防計画	2-46
第1	水道施設	2-46
第2	下水道施設	2-46
第3	電力施設	2-47
第4	ガス施設	2-47
第5	電信電話施設	2-48
第21節	公共土木施設等の災害予防計画	2-49
第1	道路施設	2-49
第2	河川管理施設	2-50
第3	砂防施設	2-50
第4	治山施設	2-50
第5	農地・農林業施設	2-50
第6	防災上重要な施設	2-51
第7	公園施設	2-52
第8	文化財施設	2-52
第9	通信放送施設	2-52
第22節	建築物災害予防計画	2-53
第1	公共建築物の安全性の向上	2-53
第2	一般建築物の安全性の向上	2-53
第3	家屋その他建築物の倒壊防止と緊急対策	2-53
第23節	危険物施設保安計画	2-54
第1	危険物施設	2-54
第2	高圧ガス施設	2-55
第3	毒物・劇物施設	2-55
第24節	資材・機材等点検整備計画	2-56
第1	点検整備を要する資材・機材	2-56
第2	実施時期	2-56
第3	点検整備実施内容	2-56
第25節	災害復旧・復興への備え	2-57
第1	平常時からの備え	2-57
第2	複合災害への備え	2-57
第3	災害廃棄物の発生への対応	2-57
第4	各種データの整備保全	2-57
第5	罹災証明書交付体制の整備	2-58

## 第2章 風水害等災害応急対策

第1節	防災関係機関の活動	2-59
第1	町、住民、県及び関係機関が行うべき応急対策活動の概要	2-59
第2	応急対策組織図	2-60
第2節	災害警戒期の活動	2-61
第1	気象予警報等の収集・伝達	2-61
第2	水防計画による活動	2-61
第3節	活動体制	2-62
第1	活動体制の流れ	2-62
第2	災害警戒本部の設置及び廃止	2-62
第3	災害対策本部の設置	2-64
第4	動員計画	2-73
第4節	通信連絡活動	2-77
第1	通信連絡手段の活用順位	2-77
第2	緊急放送の利用	2-78
第3	情報システム	2-78
第4	孤立地域との通信連絡	2-79
第5節	災害情報報告活動	2-80
第1	災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡	2-80
第2	情報の処理	2-80
第3	県災害対策本部(県災害警戒本部)に対する報告及び要請	2-81
第4	その他の情報活動	2-84
第6節	広報活動	2-88
第1	広報事項	2-88
第2	広報実施方法	2-88
第3	広報資料の作成	2-89
第4	一般住民に対する広報	2-89
第5	庁内連絡	2-89
第6	報道機関に対する情報発表	2-89
第7	広聴活動	2-90
第8	通信系統図	2-90
第7節	避難活動	2-91
第1	避難の勧告等	2-91
第2	警戒区域の設定	2-93
第3	避難誘導の実施	2-95
第4	避難所の開設	2-97
第5	避難状況の報告	2-99
第6	避難地区の警戒警備	2-99
第8節	緊急輸送活動	2-99

第1	緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位	2-99
第2	緊急輸送体制の確立	2-100
第3	応援要請	2-101
第9節	交通応急対策	2-102
第1	交通の確保対策	2-102
第2	交通規制の実施	2-103
第3	道路交通確保の措置	2-104
第4	緊急通行車両の確認等	2-105
第10節	消防活動	2-106
第1	消防活動の実施方針	2-106
第2	消防機関の活動	2-106
第3	消防活動の応援要請	2-108
第11節	水防活動	2-110
第1	水防活動	2-110
第2	水防活動の応援要請	2-112
第3	水門等の操作及び通報	2-113
第12節	人命救助活動	2-114
第1	人命救助活動の実施方針	2-114
第2	町の活動	2-114
第3	消防機関の活動	2-114
第4	自主防災組織の活動	2-115
第5	事業所の活動	2-115
第6	自衛隊の活動	2-115
第13節	緊急物資の確保・供給	2-116
第1	食料の供給	2-116
第2	飲料水の供給	2-118
第3	生活必需品等の供給	2-120
第14節	医療救護活動	2-123
第1	医療救護活動の実施方針	2-123
第2	医療救護の実施	2-123
第3	後方医療体制の整備	2-124
第4	医薬品等の確保	2-124
第5	負傷者等の搬送	2-124
第6	関係機関等への支援要請	2-125
第7	病院診療所等一覧	2-125
第15節	住宅応急対策	2-126
第1	住宅応急対策の実施	2-126
第2	公営住宅等の一時供給	2-127
第3	応急仮設住宅の供給	2-127

第4	被災住宅の応急修理	2-128
第5	住居等に流入した土石等障害物の除去	2-128
第6	経費の負担	2-128
第16節	避難行動要支援者への援助	2-129
第1	避難行動要支援者対策の実施方針	2-129
第17節	孤立地区に対する援助活動	2-130
第1	孤立支援対策の実施	2-130
第2	関係機関への応援要請	2-130
第18節	死体の捜索、収容及び埋葬	2-131
第1	死体の捜索、収容及び埋葬	2-131
第2	県への応援要請	2-132
第19節	防疫・保健衛生活動	2-133
第1	防疫活動の実施	2-133
第2	保健衛生活動の実施	2-134
第3	災害時における動物の管理	2-135
第4	住民の活動	2-135
第20節	ボランティア支援計画	2-136
第1	実施体制及び活動内容	2-136
第2	専門職ボランティアとの連携体制の整備	2-136
第21節	広域応援活動	2-138
第1	知事等に対する応援要請等	2-138
第2	他の市町長等、応援協定等に基づく応援要請	2-138
第3	応援要員の受入れ体制	2-138
第4	自衛隊の支援	2-138
第22節	ライフラインの確保対策	2-143
第1	水道施設	2-143
第2	下水道施設	2-143
第3	電力施設	2-143
第4	ガス施設	2-144
第5	電信電話施設	2-144
第23節	公共土木施設等の確保対策	2-146
第1	道路施設	2-146
第2	河川管理施設	2-146
第3	砂防等施設	2-146
第4	治山等施設	2-146
第5	農業用ダム、ため池及び用水路	2-147
第6	災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等	2-147
第24節	危険物施設等の安全確保	2-148
第1	危険物施設	2-148



第2	高圧ガス施設	2-148
第3	毒物・劇物貯蔵施設	2-149
第25節	廃棄物等の処理	2-150
第1	ごみ等の収集処理	2-150
第2	し尿処理	2-151
第3	がれき・残骸物の処理	2-151
第26節	災害警備活動	2-153
第1	警察機関の活動	2-153
第2	住民への広報	2-153
第3	県に対する要請	2-153
第27節	災害救助法の適用対策	2-154
第1	災害救助法の適用	2-154
第2	救助の種類	2-156
第28節	応急教育活動	2-157
第1	応急教育	2-157
第2	文化財の保護	2-159
第29節	労務供給計画	2-160
第1	労務の確保	2-160
第2	災害救助法が適用された場合の措置基準	2-161
第30節	消防防災ヘリコプターの支援	2-162
第1	緊急運航要請手続き	2-162
第2	支援活動の種類	2-162
第3	緊急運航の要件	2-162

### 第3章 風水害等災害復旧・復興対策

第1節	災害復旧対策	2-163
第1	被災施設の復旧等	2-163
第2	災害廃棄物の処理	2-163
第3	義援金、義援物資の受入れ及び配布	2-164
第4	激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進	2-164
第5	災害査定促進	2-165
第2節	復興計画	2-166
第1	復興計画の作成	2-166
第2	大規模災害からの復興に関する法律の活用	2-166
第3	防災まちづくりを目指した復興	2-167
第4	復興財源の確保	2-167
第3節	被災者の生活再建支援	2-169
第1	要配慮者の支援	2-169
第2	義援物資、義援金の受入れ及び配分	2-169

第3	災害弔慰金等の支給	2-169
第4	被災者の経済的再建支援	2-170
第5	恒久住宅対策	2-171
第6	生活再建支援策等の広報	2-171
第7	中小企業を対象とした支援	2-171
第8	雇用対策	2-172
第9	生活保護	2-172
第10	農林業者を対象とした支援	2-172
第11	地域経済の復興と発展のための支援	2-173

### 第3編 震災対策編

#### 第1章 地震災害予防計画

第1節	防災知識普及計画	3-1
第1	職員に対する教育	3-1
第2	教職員及び児童生徒に対する教育	3-1
第3	住民に対する防災知識の普及	3-2
第4	関係機関の活動	3-3
第2節	住民の防災対策計画	3-4
第1	住民の果たすべき役割	3-4
第2	町の活動	3-5
第3節	自主防災組織育成計画	3-6
第1	自主防災組織の育成強化	3-6
第2	自主防災組織の果たすべき役割	3-7
第3	自主防災組織と消防団等との連携	3-8
第4	事業所等の自主防災活動	3-8
第4節	事業者の防災対策計画	3-10
第1	事業所の果たすべき役割	3-10
第2	町の活動	3-10
第5節	ボランティア育成計画	3-12
第6節	地震防災訓練計画	3-12
第7節	業務継続計画	3-12
第1	業務継続計画の概要	3-12
第2	町の業務継続計画	3-12
第8節	地震災害予防計画	3-13
第1	火災予防	3-13
第2	消防力の充実強化	3-14
第3	被災建築物等に対する安全対策	3-15
第9節	水害予防計画	3-16
第1	河川管理施設の整備	3-16

第2	ダム等管理者のダム等の操作	3-16
第3	ため池、農業用排水路工作物の点検	3-16
第4	水防危険箇所への把握及び監視	3-16
第5	消防力（水防）の強化	3-17
第6	伝達体制の整備	3-17
第10節	地盤災害予防計画	3-18
第11節	孤立地区対策計画	3-18
第12節	避難計画	3-18
第13節	緊急物資確保計画	3-18
第14節	医療救護体制確保計画	3-18
第15節	防疫・保健、し尿、ごみ、がれき等処理計画	3-18
第16節	要配慮者支援計画	3-19
第17節	広域応援体制整備計画	3-19
第18節	情報通信システム整備計画	3-19
第19節	ライフライン災害予防計画	3-20
第1	水道施設	3-20
第2	下水道施設	3-20
第3	電力施設	3-21
第4	ガス施設	3-22
第5	電信電話施設	3-22
第20節	公共土木施設等耐震対策計画	3-23
第1	道路施設	3-23
第2	河川管理施設	3-23
第3	砂防施設	3-24
第4	治山施設	3-24
第5	農地・農林業施設	3-24
第6	防災上重要な施設	3-25
第7	公園施設	3-26
第8	文化財施設	3-26
第9	通信放送施設	3-26
第21節	建築物等の耐震計画	3-27
第1	公共建築物等	3-27
第2	一般建築物の耐震性の確保	3-27
第3	既存コンクリートブロック塀等の対策	3-28
第4	窓ガラス等外装材落下防止対策	3-28
第22節	危険物施設保安計画	3-29
第1	危険物施設	3-29
第2	高圧ガス施設	3-30
第3	毒物・劇物施設	3-30

## 第2章 地震災害応急対策

第1節	防災関係機関の活動	3-31
第2節	活動体制	3-32
第1	活動体制の流れ	3-32
第2	町災害対策本部設置前の警戒体制	3-32
第3	災害警戒本部の設置及び廃止	3-33
第4	災害対策本部の設置	3-34
第5	動員計画	3-43
第3節	通信連絡活動	3-47
第4節	災害情報報告活動	3-48
第1	地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡	3-48
第2	国（気象庁）の地震情報の種別	3-48
第3	情報の処理	3-50
第4	県災害対策本部（県災害警戒本部）に対する報告及び要請	3-51
第5	その他の情報活動	3-51
第5節	広報活動	3-51
第6節	避難活動	3-52
第1	避難の勧告等	3-52
第2	警戒区域の設定	3-54
第3	避難誘導の実施	3-54
第4	避難所の開設	3-55
第5	学校、保育所、診療所等における避難対策	3-55
第6	避難状況の報告	3-55
第7	避難地区の警戒警備	3-55
第7節	緊急輸送活動	3-56
第8節	交通応急対策	3-57
第1	交通の確保対策	3-57
第2	交通規制の実施	3-58
第3	道路交通確保の措置	3-59
第4	緊急通行車両の確認等	3-60
第9節	災害拡大防止活動	3-61
第1	消防活動	3-61
第2	水防活動	3-66
第3	水防活動の応援要請	3-66
第4	人命救助活動	3-66
第5	学校における災害応急対策	3-68
第6	被災建築物に対する応急危険度判定の実施	3-68
第7	帰宅困難者への対応	3-69

第10節	緊急物資の確保・供給	3-70
第11節	医療救護活動	3-70
第12節	住宅応急対策	3-70
第13節	避難行動要支援者への援助	3-70
第14節	孤立地区に対する援助活動	3-70
第15節	死体の捜索、収容及び埋葬	3-70
第16節	防疫・保健衛生活動	3-71
第17節	ボランティア支援計画	3-71
第18節	広域応援活動	3-71
第19節	ライフラインの確保対策	3-71
第20節	公共土木施設等の確保対策	3-72
第1	道路施設	3-72
第2	河川管理施設	3-72
第3	砂防等施設	3-72
第4	治山等施設	3-72
第5	農業用ダム、ため池及び用水路	3-73
第6	災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等	3-73
第21節	危険物施設等の安全確保	3-74
第22節	廃棄物等の処理	3-74
第23節	社会秩序の維持	3-75
第1	町の活動	3-75
第2	県警察の活動	3-75
第24節	災害救助法の適用対策	3-76
第25節	応急教育活動	3-76
第26節	労務供給計画	3-77
第1	労務の確保	3-77
第2	災害救助法が適用された場合の措置基準	3-78
第27節	消防防災ヘリコプターの支援	3-79
第1	緊急運航要請手続き	3-79
第2	支援活動の種類	3-79
第3	緊急運航の要件	3-79
第28節	原子力災害事前対策	3-80
第1	本町の役割	3-80
第2	災害応急体制の整備	3-80
第3	防災知識の普及	3-82
第4	原子力防災訓練の実施	3-82
第5	広域避難者受け入れ体制の整備	3-82
第29節	原子力災害緊急事態応急対策	3-83
第1	応急措置の概要	3-83

第2	情報収集活動	3-83
第3	広報・広聴活動	3-83
第4	被災地への応援協力活動	3-84
第30節	原子力災害中長期対策	3-84
第1	汚染の除去等	3-84
第2	風評被害等の影響の軽減	3-85

### 第3章 地震災害復旧・復興対策

第1節	災害復旧対策	3-86
第2節	復興計画	3-86
第3節	被災者の生活再建支援	3-86

### 第4章 南海トラフ地震防災対策

第1節	総則	3-87
第1	推進計画の目的	3-87
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務 又は業務の大綱	3-87
第3	南海トラフ地震防災対策推進地域	3-87
第2節	関係者との連携協力の確保	3-88
第1	資機材、人員等の配備手配	3-88
第2	他機関に対する応援要請	3-89
第3	帰宅困難者への対応	3-89
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	3-89
第4節	防災訓練計画	3-90
第1	防災訓練の実施	3-90
第5節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	3-90

## 資料編

# 第1編 総論

本計画の趣旨、防災関係機関の業務、自然的条件及び社会的条件等の砥部町の概要、過去の災害の概要等の計画の基本となる事項を示す。

## 第1節 計画の主旨

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、砥部町の地域に係る防災対策について定め、これを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2 計画の性格

この計画は、砥部町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに住民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行う。

また、本町を含む愛媛県全域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、同地震への防護や円滑な避難の確保に関する事項及び同地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、同地震による人的被害を軽減する被害の低減の充実及び対策の地震防災対策の推進を図るとともに、その実現のため住民運動を展開する。

### 第3 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成する。

計画編の構成は、次の3編による。

#### 1 第1編 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、自然的条件及び社会的条件等の砥部町の概要、過去の災害等の概要等の計画の基本となる事項を示す。

#### 2 第2編 風水害等対策編

##### (1) 第1章 風水害等災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の安全性確保、住民生活の確保方策等の予防対策を示す。

##### (2) 第2章 風水害等災害応急対策

風水害等災害が発生した場合の応急対策を示す。

##### (3) 第3章 風水害等災害復旧・復興対策

風水害等災害発生後の復旧、復興対策を示す。

#### 3 第3編 震災対策編

##### (1) 第1章 地震災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の耐震性確保、住民生活の確保方策等の震災予防対策を示す。

##### (2) 第2章 地震災害応急対策



地震災害が発生した場合の応急対策を示す。

(3) 第3章 地震災害復旧・復興対策

地震災害発生後の復旧、復興対策を示す。

(4) 第4章 南海トラフ地震防災対策

南海トラフ地震への対策を示す。

## 第4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、町民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、町民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、町及び県がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、町民、自主防災組織、事業者、町及び県がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、町民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、本計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「町民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町との間の協定締結も考慮する。

## 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
砥 部 町	(1) 町地域防災計画の作成 (2) 南海トラフ地震対策推進計画の策定 (3) 防災に関する組織の整備 (4) 防災思想の普及 (5) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定 (6) 自主防災組織の育成その他住民の災害対策の促進 (7) 防災訓練の実施 (8) 防災のための施設等の整備 (9) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査 (10) 被災者の救出、救護等の措置 (11) 高齢者、障がい者等、難病患者、妊産婦、乳幼児その他特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)のうち、災害が発生し又は災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の避難支援対策の促進 (12) 避難の準備情報や勧告、指示に関する事項及び避難所の開設 (13) 消防、水防その他の応急措置 (14) 被災児童生徒の応急教育の実施 (15) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施 (16) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施 (17) 災害時における町有施設及び設備の整備・点検 (18) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保 (19) 緊急輸送の確保 (20) 災害復旧の実施 (21) 災害対策に関する近隣市町間の相互応援協力 (22) その他地震災害の発生防止又は拡大防止のための措置

### 第2 消防

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
伊予消防等事務組合 消防本部	(1) 防災に関する普及活動に関すること。 (2) 消防、水防及びその他応急措置に関すること。 (3) 救急、救護及びその他応急措置に関すること。

第3 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
愛媛県	(1) 県地域防災計画の作成 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災思想の普及 (4) 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進 (5) 防災訓練の実施 (6) 防災のための施設等の整備 (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査 (8) 被災者の救出、救護等の措置 (9) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進 (10) 避難準備情報、避難の勧告又は指示に関する事項 (11) 水防その他の応急措置 (12) 被災児童生徒の応急教育の実施 (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施 (14) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施 (15) 災害時における県有施設及び設備の整備・点検 (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保 (17) 緊急輸送の確保 (18) 災害復旧の実施 (19) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整 (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置
中予地方局	(1) 災害時における愛媛県災害対策本部松山支部の設置及び運営に関すること。 (2) 災害時における情報等の収集及び伝達に関すること。 (3) 災害時の応急対策に関すること。 (4) 災害時の被害調査に関すること。
中予保健所	(1) 災害時における医療、助産、防疫及びその他保健衛生に関すること。

## 第4 関係機関等

### 1 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国総合通信局	(1) 災害に備えた電気通信施設(有線通信施設及び無線通信施設)整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること。 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理に関すること。 (3) 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。 (4) 災害時における通信機器の供給の確保に関すること。 (5) 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること。
四国財務局 (松山財務事務所)	(1) 災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること。
愛媛労働局(松山労働基準監督署)	(1) 事業場に対する災害対策の周知指導に関すること。 (2) 事業場等の被災状況の把握に関すること。
中国四国農政局 (愛媛農政事務所)	(1) 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。 (2) 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。 (3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 (4) 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 (5) 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。 (6) 災害時の食料の供給に関すること。 (7) 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。
四国森林管理局 (愛媛森林管理署)	(1) 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。
四国経済産業局	(1) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (2) 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること。 (3) 災害時における電気、ガス事業に関する復旧促進等の対策に関すること。
中国四国産業保安監督部(四国支部)	(1) 電気、ガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること。 (2) 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保、災害の応急対応に関すること。 (3) 鉱山等における災害予防、災害対応対策、災害復旧等の指導に

	関すること。
四国地方整備局 (松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所)	(1) 災害予防 ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 (2) 応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 ウ 所管施設の緊急点検の実施 エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (3) 所掌に係る災害復旧事業に関すること。
四国運輸局 (愛媛運輸支局)	(1) 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関すること。 (2) 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送の斡旋に関すること。
大阪管区气象台 (松山地方气象台)	(1) 気象警報・注意報の通知及び気象情報の伝達に関すること。 (2) 気象及び気象災害に関する啓発活動及び防災訓練に対する協力に関すること。 (3) 異常な自然現象(異常水位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が発見者又は行政機関から通報されたとき、適切な措置を講じること。

## 2 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第14特科隊	(1) 被害状況の把握に関すること。 (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること。 (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること。 (4) 応急医療、救護及び防疫に関すること。 (5) 通信支援、人員物資の緊急輸送に関すること。 (6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関すること。 (7) 危険物の保安及び除去に関すること。

## 3 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (四国支社)	(1) 郵便業務の運営の確保に関すること。 (2) 郵便局の窓口業務の維持に関すること。

<p>日本銀行 (松山支店)</p>	<p>(1) 通貨の円滑な供給の確保及び損傷通貨の引換えに関すること。 (2) 被災地における現金供給のための緊急輸送・通信手段の活用に関すること。 (3) 金融機関の業務運営確保及び非常金融措置実施のための幹旋・指導に関すること。 (4) 被害状況の実態把握と復旧融資円滑化のための金融機関の指導に関すること。 (5) 各種金融措置の広報に関すること。</p>
<p>日本赤十字社 (愛媛県支部)</p>	<p>(1) 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること。 (2) 被災者に対する救援物資の配付に関すること。 (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。 (4) 赤十字奉仕団に対する救急法の講習等の指導に関すること。</p>
<p>日本放送協会 (松山放送局)</p>	<p>(1) 住民に対する防災知識の普及に関すること。 (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 (4) 社会福祉事業団体義捐金品の募集、配分に関すること。</p>
<p>西日本高速道路株式会社 (四国支社)</p>	<p>(1) 高速自動車道路の改築、維持及び修繕に関すること。 (2) 高速自動車国道等の管理及び災害復旧に関すること。</p>
<p>西日本電信電話株式会社(愛媛支店)、株式会社NTTドコモ(四国支社)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p>	<p>(1) 電気通信施設の整備に関すること。 (2) 災害時における通信の確保に関すること。 (3) 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。 (4) 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること。 (5) 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。</p>
<p>日本通運株式会社(松山支店)、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社</p>	<p>(1) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。</p>
<p>四国電力株式会社 (松山支店)</p>	<p>(1) 電力施設等の保全に関すること。 (2) 電力供給の確保に関すること。 (3) 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。 (4) 電力施設の災害予防措置及び広報に関すること。</p>
<p>KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>(1) 重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。</p>

4 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
一般社団法人愛媛県医師会(伊予医師会)	(1) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
一般社団法人愛媛県歯科医師会(伊予歯科医師会)	(1) 検案時の協力に関すること。 (2) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛CATV、株式会社愛媛新聞社	(1) 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による住民に対する防災知識の普及に関すること。 (2) 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。 (3) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 (4) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。 (5) 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。
伊予鉄道株式会社	(1) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。 (2) 災害時における旅客の安全確保に関すること。
四国旅客鉄道株式会社	(1) 鉄道施設等の保全と旅客の安全輸送の協力に関すること。 (2) 災害対策用物資及び人員輸送の協力に関すること。
一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会	(1) 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること。 (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。 (2) 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。

5 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	(1) 土地改良施設の整備及び保全に関すること。 (2) 災害復旧事業、各種防災事業の調査並びに測量、設計に関すること。

農業協同組合	<p>(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。</p> <p>(2) 共同利用施設等の保全に関すること。</p> <p>(3) 組合員の被災状況調査及び援護に関すること。</p> <p>(4) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。</p> <p>(5) 被災組合員に対する融資斡旋に関すること。</p> <p>(6) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。</p> <p>(7) 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。</p>
森林組合	<p>(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。</p> <p>(2) 共同利用施設等の保全に関すること。</p> <p>(3) 組合員の被災状況調査及び援護に関すること。</p> <p>(4) 林産物の災害応急対策の指導に関すること。</p> <p>(5) 林業生産資材及び林家生活資材の確保、斡旋に関すること。</p>
砥部町商工会	<p>(1) 被災商工業者の援護に関すること。</p> <p>(2) 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。</p> <p>(3) 災害時における中央資金の導入に関すること。</p>
危険物施設管理者、 プロパンガス取扱機 関	<p>(1) 危険物施設等の保全に関すること。</p> <p>(2) プロパンガス等の供給の確保に関すること。</p>
砥部町社会福祉協議 会	<p>(1) 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。</p> <p>(2) 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。</p> <p>(3) 義援金品の募集、配分に関すること。</p> <p>(4) 災害用資機材の管理運営及び確保に関すること。</p>
病院等の開設者もし くは管理者	<p>(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。</p> <p>(2) 被災時の病人等の収容、保護に関すること。</p> <p>(3) 災害時における負傷者等の医療、助産、救護に関すること。</p>
社会福祉施設管理者	<p>(1) 施設入所者や利用者の安全確保に関すること。</p>



6 住民・事業者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
住民	(1) 住民 ア 自助の実践に関する事。こと。 イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関する事。こと。 ウ 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関する事。こと。 (2) 自主防災組織 ア 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関する事。こと。 イ 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関する事。こと。 ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関する事。こと。 エ 県又は町が実施する防災対策への協力に関する事。こと。
事業者	(1) 事業者 ア 来所者、従業員及び事業者の周辺地域に生活する住民の安全確保に関する事。こと。 イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関する事。こと。 ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関する事。こと。 エ 災害応急対策の実施に関する事。こと。 オ 県又は市町が実施する防災対策への協力に関する事。こと。

### 第3節 砥部町の概要

#### 第1 自然的条件

##### 1 位置

砥部町は愛媛県中央部に位置し、北は松山市と重信川を隔てて接している。西は松前町、伊予市と、東は松山市、久万高原町、南は内子町と接している。

役場所在地	広ぼう	面積	標高
伊予郡砥部町	東西 9km	101.57km <sup>2</sup>	最低 30m
宮内1392番地	南北 21km		最高 1,010m

## 2 地形・地質

本町は周囲を山に囲まれ、北部地域では北に向かって重信川に注ぐ砥部川が中央を流れる盆地状の地形となっており、南に向かうにつれ標高が高くなる。南部地域は北ヶ森(1,010m)、山郷の辻(932m)などの山に囲まれた山間地域となっており、大部分が15度以上の傾斜を示す起伏の多い地形である。また、水梨山、上尾峠、サレガ峠を結ぶ分水嶺より南側は、肱川の支流である玉谷川が中央を南流している。

町北部の旧砥部町中央部付近には、西南日本を南北に分ける中央構造線が東西に横断し、これより北側は西南日本内帯、南側は外帯に属している。さらに、町南部の仙波から高市付近にかけては、御荷鉾構造線が東西に横断している。

これらから、本町の地質構造は、北から西南日本内帯に属する和泉層群分布域、西南日本外帯の三波川帯ならびに御荷鉾緑色岩分布域、秩父北帯に大きく区分され、これに石鎚山系の火山活動による火成岩、変成岩等が複雑に分布した形となっている。特に、町南部の三波川帯ならびに御荷鉾緑色岩分布域に属する地域では、地表面近くの結晶片岩が風化した粘土層による地すべりが発生しやすく、中野川、総津、多居谷、仙波、高市地区が地すべり地区に指定されている。

## 3 気象

本町北部は年間を通して温暖な気候であるが、南部の山間部では、冬季には15cm程度の積雪もみられる。また、中間部は、寒暖の差が大きな盆地的気候となっている。

重信川に臨む町北部の平地部は、日照時間が長く気温も高い。また、石鎚山系、瀬戸内海からの風を受けて大きな空気の流れの中にあり、年間の降霜日数も非常に少ない。

町北部城山以南の盆地部は、四方を山に囲まれているため空気が滞留しやすく、冷たい停滞気流や降霜による農作物への被害が発生しやすい。

南部の山間部は、北部に比べて降雨量が多く、全般的に気温は低い、北から南によるほど温暖となる。また、冬季には積雪をみるが、降雪量は減少傾向にある。

## 第2 社会的条件

### 1 人口・世帯

本町の平成22年(国勢調査結果)の総人口は21,981人、総世帯数は8,272世帯であり、減少基調にある。また、平成22年の一世帯当たり人員は2.7人/世帯とほぼ横ばいである。

#### 人口・世帯の推移

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口(人)	20,802	21,705	22,075	22,424	21,981
増加率(%)	4.3	1.7	1.6	1.7	△1.9
世帯数(世帯)	6,462	7,127	7,731	8,201	8,272
増加率(%)	10.3	8.5	5.7	8.5	0.9
一世帯当たり人員	3.2人/世帯	3.0人/世帯	2.9人/世帯	2.7人/世帯	2.7人/世帯

平成22年の年齢3区分別人口の割合は、年少人口(0～14歳)が2,921人で13.3%、生産年齢人口(15～64歳)が13,491人で61.4%、老年人口(65歳以上)が5,447人で24.8%となっており、全国的に高齢化が進行している中で、本町においても着実に高齢化が進んでいる。

年齢3区分別人口の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
年少人口 (0～14歳)	4,402	3,823	3,335	3,050	2,921
構成比(%)	21.2	17.6	15.1	13.6	13.3
生産年齢人口 (15～64歳)	13,719	14,466	14,599	14,655	13,491
構成比(%)	66.0	66.6	66.2	65.4	61.4
老年人口 (65歳以上)	2,675	3,416	4,104	4,719	5,447
構成比(%)	12.9	15.7	18.6	21.0	24.8

注1：年齢不詳人口を含まない。

注2：構成比は四捨五入のため、合計が100%にならないものがある。

また、夜間人口(常住人口)に対する昼間人口の割合は0.8であり、松山市のベッドタウンとなっている状況を示している。

## 2 産業・就業構造

本町の基幹産業は、北部の旧砥部町では伝統産業である“砥部焼”、南部の旧広田村では農林業となっている。

北部のみかん栽培を含めて、農業を取り巻く環境は厳しく、農業就業者数は大幅に減少している。

商業は、北部に大型店が立地しているものの、松山市への消費流出や買い物構造の変化により、地元商店街や地域に点在する小売店の経営状況は厳しい。また、近年では、砥部焼、えひめこどもの城、とべ動物園といった県立施設や、豊かな自然環境を生かした観光産業の展開が進められている。

産業別就業構造では、第3次産業就業者が最も多く7割強を占め、次いで第2次産業が2割、第1次産業が1割弱となっており、第1次産業人口の減少と第3次産業人口の増加が続いている。

町内総生産(平成21年度)

区 分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	合 計
総生産(百万円)	2,145	11,817	45,004	58,966
構成比(%)	3.6	20.0	76.3	100.0

産業別就業人口(平成22年国勢調査)

区 分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	合 計
就業者数(人)	949	2,363	6,925	10,237
構成比(%)	9.3	23.1	67.6	100.0

注：分類不能を除く。四捨五入のため、各数値の合算と合計は一致しない。

### 3 社会基盤の整備状況

本町の道路網は、町の北端を四国縦貫自動車道が横ぎり、町を南北に縦断する国道33号及び379号を軸に構成されている。これらの道路の整備状況は、総道路実延長322.5kmのうち舗装道路延長268.2km(舗装率83.2%)、改良道路延長167.7km(改良率52.0%)となっている。国道及び県道の整備は順次進められつつあるものの、町道の整備が遅れており、南部の山間地では大型車の通行が困難な未改良区間が多く残されている。

道路整備状況(平成23年度末現在)

	国 道	県 道	町 道	合 計
実延長(km)	27.3	44.8	250.4	322.5
構成比(%)	8.5	13.9	77.6	100.0
舗装道路(km)	27.3	43.6	197.3	268.2
舗装率(%)	100.0	97.3	78.8	83.2
改良道路(km)	26.9	34.6	106.2	167.7
改良率(%)	98.4	77.2	42.4	52.0

上水道の普及率は、平成25年度末現在で93.9%となっており、ほぼ整備されている。下水道については、北部の一部で公共下水道が、南部の一部で農業集落排水整備事業が行われているものの、整備が立ち遅れている。

教育施設、保健・医療・福祉施設等については、概ね整備されているが、一部の教育施設、生涯学習施設については、避難所に指定されていることを踏まえて、耐震改修を進める必要がある。

## 第4節 過去の災害等の概要

### 第1 災害の履歴

本町の地形は、重信川流域にある北部地域の平地、盆地及びそれを囲む丘陵地・山地と、南部地域の肱川水系に属する傾斜の急な山間地域とに大きく二分されている。このため、過去、大きな災害に見舞われることの少なかった北部地域と、地すべり指定地区があるなど小規模な土砂災害に見舞われることの多い南部地域では、様相が異なっている。

北部地域では、これまで大きな災害が発生しておらず、過去の記録としては、昭和18年7月及び9月に、梅雨及び台風による豪雨があり、水害が発生した記録が残されている程度である。

一方、南部地域では、山間地域の小規模な土砂災害による道路被害が多発しているが、家屋や耕地に対する被害はほとんどなく、人的災害についても記録がない。

本町は大きな災害の少ない地域であったが、近年は気象の変化から時間30～40mmの激しい雨が観測され、土砂災害や河川の氾濫による被害がみられる。特に、平成17年7月の梅雨前線豪雨では、中野川地区で山腹崩壊が発生し、民家1棟が崩壊するなど大きな被害が発生している。

砥部町における主な気象災害 資料1-2

砥部町における主な火災 資料1-3

### 第2 地震発生 の条件

#### 1 地形・地質

本県は、四国の北西部に位置し、四国中央部を東西に走る四国山地と、瀬戸内海から豊後水道にまたがる約1,700kmの海岸線に囲まれた細長い区域と、瀬戸内海、豊後水道に点在する大小の島々などによって形成されている。面積は約5,678 K m<sup>2</sup>で全都道府県の25位に位置している。

また、本県の地質は、阿波池田から四国中央市、西条市、松山市南方の砥部町を経て伊予灘・豊予海峡を横切って大分に至る「中央構造線」によって二分され、この構造線の北側を内帯、南側を外帯と呼んでいる。

内帯には、領家帯と呼ばれる領家変成岩類・領家花崗岩類・広島花崗岩類が北部に、中生代の和泉層群と呼ばれる堆積岩からなる地層が南部に分布している。

外帯には、北から順に三波川帯、秩父帯、四万十帯が帯状構造で分布する。このうち、三波川帯は、結晶片岩類からなる地層で構成されている。秩父帯は、中・古生代の地層からなり、主に砂岩、頁岩、粘板岩、チャート、石灰岩、玄武岩質凝灰岩層からなっている。また、四万十帯は、秩父帯の南側に位置し、砂岩、頁岩の地層からなっている。なお、三波川帯と秩父帯との間には、御荷鉾緑色岩類と呼ばれる火山砕屑岩、火山岩が分布している。

#### 2 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する長大な断層帯である。

文部科学省の地震調査委員会では、地質調査所（現：産業技術総合研究所）（平成7-12年度）、和歌山県（平成10年度）、徳島県（平成9-11年度）、愛媛県（平成8-11年度）及

び地域地盤環境研究所（平成19年度）によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価している。

(1) 断層帯の位置及び形態

愛媛県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延びるが、地震調査委員会による長期評価では、佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象としている。全体として長さは約290kmで、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。

(2) 断層帯の過去の活動

四国東端の鳴門市付近から愛媛県伊予市を経て伊予灘の佐田岬北西沖付近に至る範囲では、16世紀に最新活動があったと推定される。この時には、鳴門市付近から佐田岬北西沖付近まで同時に活動したと推定されるが、複数の区間に分かれて活動した可能性もある。

また、一つ前の活動では、石鎚断層及びこれより東側の区間（讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部）、石鎚山脈北縁の岡村断層からなる区間、川上断層及びこれより西側の区間（石鎚山脈北縁西部－伊予灘）の3つに分かれて活動したと推定される。

岡村断層は、その東半分が讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の区間と並走し、また、西半分が石鎚山脈北縁西部－伊予灘の区間と並走する。各区間の1回の活動に伴う右横ずれ量は、讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部で6－7m程度、石鎚山脈北縁の岡村断層で6m程度、石鎚山脈北縁西部－伊予灘で2－3m程度であった可能性がある。それぞれの区間の平均的な活動間隔は、東側の讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部では、約1千－1千6百年、中央の岡村断層では、約1千－2千5百年、西側の石鎚山脈北縁西部－伊予灘では、約1千－2千9百年であった可能性がある。

(3) 断層帯の将来の活動

中央構造線断層帯は連続的に分布しており、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。また、各区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら3つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

セグメント区分と想定地震規模

セグメント名	石鎚山脈北縁西部－伊予灘	石鎚山脈北縁(岡村断層)	讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部
構成断層	米湊・伊予・伊予灘東部・伊予灘西部	岡村	石鎚・畑野・寒川・佐野池田
長さ	約130km	約30km	約130km
マグニチュード	8.0程度 もしくはそれ以上	7.3－8.0程度	8.0程度 もしくはそれ以上
ずれの量	2－3m程度	6m程度	6－7m程度
最新活動時期	16世紀	16世紀	16世紀
再来間隔	約1,000－2,900年	約1,000－2,500年	約1,000－1,600年
地震後経過率(T/R)	0.1－0.5	0.2－0.5	0.3－0.5
発生確率 (30年以内)	ほぼ0－0.3%	ほぼ0－0.3%	ほぼ0－0.3%

断層面	高角度北傾斜 (深さ 2km 以浅)	北傾斜 30°-40° (深さ 5km 以浅)	北傾斜 30°-40° (深さ 5km 以浅)
-----	-----------------------	----------------------------	----------------------------

### 3 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

#### (1) 南海トラフで発生する地震

南海トラフは、四国南岸から駿河湾沖に至る約 700km の細長い海盆である。

南海トラフで発生する大地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面（以下「プレート境界面」という）がすべることにより発生する。また、プレート境界面から陸のプレート側に枝分かれした断層（以下「分岐断層」という）がすべることにより、海洋底の地殻を上下方向に大きく変動させたり、局地的に強い揺れを生じたりすることもある。この他にも、フィリピン海プレート内で発生する地震や海底活断層で発生する地震などがある。

また、震源域全体がすべることによって発生する地震が、南海トラフの「最大クラスの巨大地震」である。この「最大クラスの巨大地震」の震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

#### (2) 過去の地震について

歴史記録より、南海トラフでは、白鳳（天武）地震（684 年）から現在までの 1,400 年間に、M8クラスの大震が少なくとも 9 回起きていることが分かっている。それらの歴史地震の多くは、南海地域で発生する地震、東海地域で発生する地震、両域にまたがる地震（両者が同時に発生する）に大別される。歴史地震の震源域を見ると、地震が同時に発生しない場合であっても、数年以内の差でもう一方の領域で地震が発生している。繰り返し間隔の長さと比較すると、これらはほぼ同時に活動していると思わせる。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大と言われている宝永地震（1707 年）と、その後発生した安政東海・南海地震（1854 年）の間は 147 年であるのに対し、宝永地震より規模の小さかった安政東海・南海地震とその後発生した昭和東南海（1944 年）・南海地震（1946 年）の間隔は約 90 年と短くなっている。このことは、宝永地震（1707 年）以降の活動に限れば、次の大地震が発生するまでの期間が、前の地震の規模に比例するという時間予測モデルが成立している可能性を示している。時間予測モデルには、様々な問題点があることが指摘されているものの、このモデルが成立すると仮定した場合、昭和東南海・南海地震の規模は、安政東海・南海地震より小さいので、室津港（高知県）の隆起量をもとに次の地震までの発生間隔を求めると、88.2 年となる。現時点（2013 年 1 月 1 日）では昭和東南海・南海地震の発生から既に約 70 年が経過しており、次の大地震発生への切迫性が高まっていると言える。

#### (3) 南海トラフで発生する地震の多様性について

南海地域における地震と東海地域における地震は、同時に発生している場合と、若干の時間差（数年以内）をもって発生している場合がある。東海地域の地震でも、御前崎より西側で、断層のすべりが止まった昭和東南海地震（1944 年）と、駿河湾の奥まですべりが広がったと考えられている安政東海地震（1854 年）では、震源域が異なる。また、宝永地震（1707 年）の震源域は、津波堆積物などの調査結果から、昭和南海地震（1946 年）や安政南海地震（1854 年）の震源域より西に広がっていた可能性が指摘されている。慶長地震（1605 年）は揺れが小さいが、大きな津波が記録されている特異な地震であり、明治三陸地震（1896 年）のような津波地震であった可能性が高いとされる。また、南海トラフでは、分岐断層が確認されており、過去にはプレート境界だけではなく、分岐断層がすべることによる地震も起きていたと指摘されている。

さらに、海底堆積物や津波堆積物などの地質学的な証拠から明らかになってきた地震の痕跡は約5,000年前まで遡ることができ、史料から推定することができる白鳳（天武）地震（684年）より前にも、南海トラフで大地震が繰り返し起きていたことが分かった。また、津波堆積物の痕跡が残る宝永地震（1707年）クラスの大地震は、300～600年間隔で発生していることが明らかとなった。しかし、津波堆積物から推定される地震の年代範囲が幅広いため、異なる地点の津波堆積物の対応関係を明らかにし、先史地震の震源域の広がりを正確に把握することは困難である。なお、高知県の蟹ヶ池では、約2,000年前の津波堆積物はその年代の前後の津波堆積物に比べて厚く、既往最大と言われている宝永地震（1707年）より大きな津波が起きた可能性も指摘されている。

上述のように、南海トラフで発生する大地震は、これまで仮定されたような、「地震はほぼ同じ領域で、周期的に発生する」という固有地震モデルでは理解できず、多種多様なパターンの地震が起きていることが分かってきた。

#### （4） 次の地震について

過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていない。そのため、従来の評価方法を踏襲し、前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔として、時間予測モデルから推定された88.2年を用いた場合、南海トラフで大地震が発生する可能性は、時間が経過するにつれ高まり、今後30年以内の地震発生確率は70%程度となる。

なお、最大クラスの巨大地震については、過去数千年間に発生したことを示す記録はこれまでのところ見つかっていない。そのため、定量的な評価は困難であるが、地震の規模別頻度分布から推定すると、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものと考えられる。

#### 4 安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部（深さ40～60km）が破裂する（ずれる）ことによってM6.7～M7.4の大地震が発生する可能性がある。1649年以降にM6.7～M7.4の地震が領域内で6回発生しており、代表的な地震は1905年の芸予地震（M7.2）、2001年の芸予地震（M6.7）である。

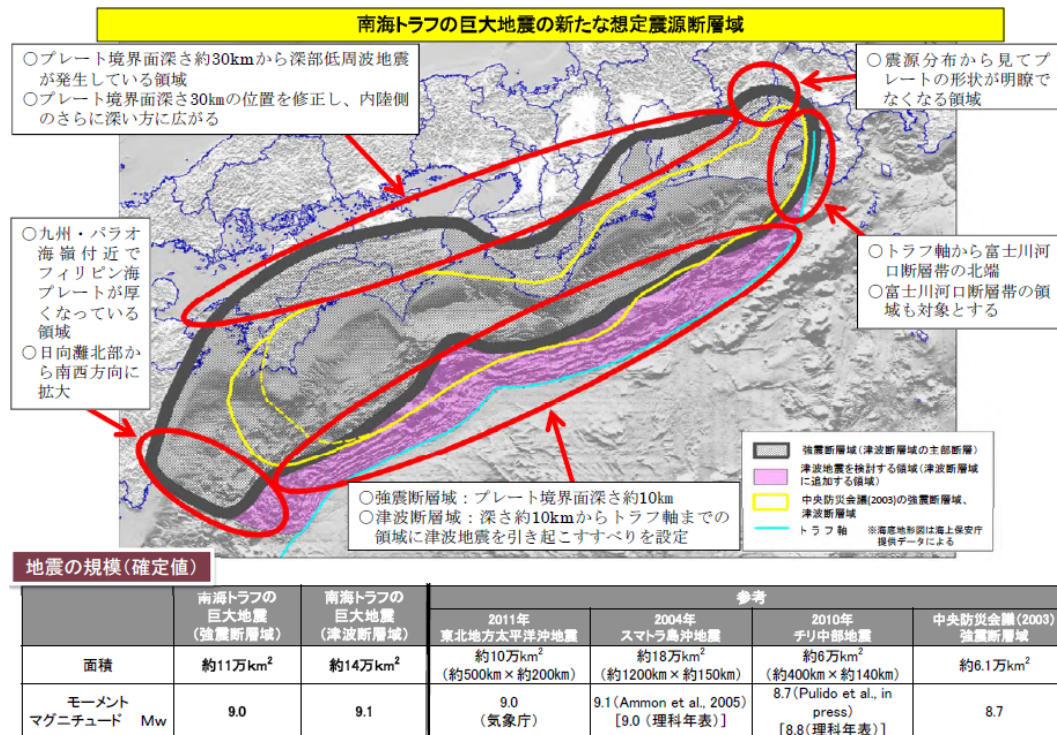
#### 5 地震想定

国は、東日本大震災の教訓から、南海トラフにおける東海、東南海、南海地震の震源モデルを見直し、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」の被害想定を公表した。

愛媛県においては、この「南海トラフ巨大地震」の強震断層域にほぼ全域が含まれているほか、本県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震にも留意する必要があることから、平成12～13年度に実施した「愛媛県地震被害想定調査」を見直すこととし、平成25年6月10日に震度分布、津波浸水想定等、平成25年12月26日に人的、物的、経済被害及び対策を講じた場合の被害軽減等を公表した。



南海トラフ巨大地震の想定震源断層域



※「南海トラフの巨大地震モデル検討会」平成 25 年 3 月 31 日公表

(1) 目的

本県に最大クラスの被害をもたらす地震の規模や人的、物的被害等の状況を明らかにすることにより、県や市町の地震防災・減災対策の基礎資料とし、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るとともに、具体的な被害軽減効果を示すことにより、県民の防災・減災に係る意識の向上を図り、自助・共助の取り組みを促進することを目的とする。

(2) 調査の内容

- ア 地震動・液状化・土砂災害の想定
- イ 津波の想定
- ウ 建物被害
- エ 屋外転倒、落下物の発生
- オ 人的被害
- カ ライフライン被害
- キ 交通施設被害
- ク 生活支障
- ケ その他被害
- コ 経済被害(直接被害)
- サ 被災シナリオ

(3) 前提条件

- ア 季節、時刻等の想定シーン

季節・発生時刻については、被害様相が異なる特徴的な次の3シーンにより検討した。さらに、火災による被害は、風速によって被害の様相が異なるため、平均風速と強風時の風速により検討を行った。

イ 想定地域単位

震度分布、液状化危険度、被害想定・・・125mメッシュ

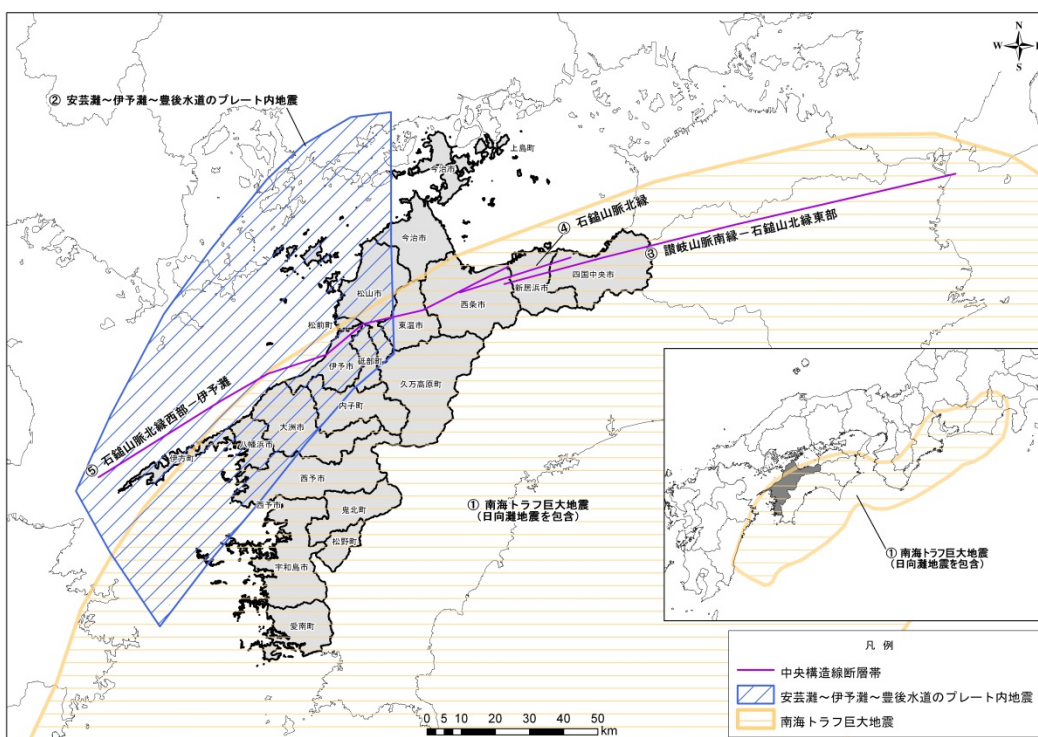
津波高・浸水想定、津波に係る被害想定・・・10mメッシュ

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。</li> <li>・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。</li> </ul>
夏 12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。</li> <li>・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。</li> <li>・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。</li> </ul>
冬 18時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。</li> <li>・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。</li> <li>・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul>

(4) 想定地震

本調査では、国の科学的知見等に基づき、愛媛県における最大クラスの想定地震を設定した。

名 称	マグニチュード
①南海トラフ巨大地震	9.0 (津波:9.1)
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (芸予地震)	7.4
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震 (中央構造線断層帯)	8.0
④石鎚山脈北縁 (岡村断層) の地震 (中央構造線断層帯)	7.3
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘 (中央構造線断層帯)	8.0



(5) 想定結果  
ア 地震動

各想定地震における市町別最大震度

市町名	南海トラフ 巨大地震	安芸灘～伊予灘 ～豊後水道の プレート内地震	讃岐山脈南縁～ 石鎚山脈北縁東 部の地震	石鎚山脈北縁の 地震	石鎚山脈北縁 西部～伊予灘の 地震
	想定地震 ①	想定地震 ②	想定地震 ③	想定地震 ④	想定地震 ⑤
松山市	7	6強	6弱	5強	6強
今治市	6強	6弱	6弱	6弱	6強
宇和島市	7	5強	4	3	5強
八幡浜市	7	6弱	4	4	6弱
新居浜市	7	5強	7	7	6強
西条市	7	6弱	6強	6強	7
大洲市	7	6弱	4	4	6強
伊予市	7	6弱	5弱	5弱	6強
四国中央市	7	5弱	7	6強	6弱
西予市	7	6弱	4	4	6弱
東温市	6強	5強	5強	5弱	6強
上島町	6強	5強	6強	5強	5強
久万高原町	6強	5強	5強	5強	6弱
松前町	7	6弱	5強	5弱	6強
砥部町	6強	5強	5弱	5弱	6弱
内子町	6強	5強	4	4	6弱
伊方町	7	6弱	4	4	7
松野町	6強	5弱	3	3	5弱
鬼北町	7	5弱	4	4	5弱
愛南町	7	5弱	3	3	5弱

第1編 総論

イ 被害想定

愛媛県地震被害想定調査(H25.12)による各市町の被害が最大となる地震ケースの被害想定一覧

市町名	市町別 最大地震ケース	建物被害(全壊棟数) 冬18時強風					建物被害(半壊棟数) 冬18時					屋外転倒・落下物の発生		
		揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災害 (棟)	津波 (棟)	地震火災 (棟)	合計 (棟)	揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災害 (棟)	津波 (棟)	合計 (棟)	ブロック 塼・自動 (件)	屋外落 下物 (件)
松山市	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	8,037	2,496	41	72	25,112	35,759	18,375	3,911	96	3,593	25,974	7,255	7,990
今治市	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	5,764	1,843	32	480	978	9,096	18,249	3,298	75	5,203	26,824	3,748	4,908
宇和島市	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	14,132	714	78	9,111	8,438	32,473	8,549	525	182	986	10,242	3,234	20,517
八幡浜市	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	3,891	181	111	5,102	2,832	12,117	4,207	67	260	347	4,880	1,053	4,245
新居浜市	讃岐山脈南縁-石鎚山脈 北縁東部の地震 (西から破壊)	21,245	1,105	12	0	17,818	40,180	9,420	1,114	28	0	10,561	4,667	35,589
西条市	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	14,574	1,466	12	3,890	13,191	33,132	11,832	1,866	29	3,814	17,541	3,719	20,956
大洲市	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	6,710	330	92	59	2,128	9,319	9,315	505	214	390	10,425	1,638	9,153
伊予市	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	1,559	297	43	100	4,877	6,875	3,814	362	99	375	4,651	777	1,329
四国中央市	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	14,945	1,046	17	66	10,213	26,288	9,329	1,187	40	459	11,014	1,804	23,720
西予市	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	10,342	166	24	2,961	3,226	16,719	9,920	120	56	286	10,382	1,873	14,223
東温市	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	2,092	119	10	0	2,065	4,286	4,179	188	24	0	4,391	854	1,970
上島町	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	997	83	2	22	560	1,663	1,908	140	4	213	2,266	429	950
久万高原町	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	1,007	26	39	0	10	1,082	3,671	48	92	0	3,811	486	746
松前町	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	3,055	357	0	114	4,719	8,245	2,482	465	0	419	3,365	1,032	4,032
砥部町	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	246	16	19	0	4	285	1,496	30	45	0	1,570	378	160
内子町	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	1,333	65	37	0	438	1,873	3,994	107	86	0	4,187	621	1,323
伊方町	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	99	96	55	1,664	2	1,916	604	77	129	388	1,199	172	61
松野町	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	883	23	8	0	10	924	1,598	42	18	0	1,659	227	915
鬼北町	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	2,847	66	11	0	26	2,950	3,783	123	25	0	3,930	553	3,223
愛南町	南海トラフ巨大地震 西側ケース	858	140	19	3,191	152	4,360	2,225	128	44	427	2,824	552	697

第1編 総論

市町名	人的被害(死者数) 冬深夜							人的被害(負傷者数) 冬深夜							人的被害 (自力脱出困難者・要救助者)	
	建物倒壊	うち屋内 収容物 等 (人)	土砂災 害 (人)	津波 (人)	火災 (人)	ブロック 塀倒壊 等 (人)	合計 (人)	建物倒壊	うち屋内 収容物 等 (人)	土砂災 害 (人)	津波 (人)	火災 (人)	ブロック 塀倒壊 等 (人)	合計 (人)	揺れに 伴う自 力脱出 困難者 (人)	津波に よる 要救助 者 (人)
	(人)							(人)								
松山市	482	61	4	184	45	0	715	5,464	966	5	78	161	0	5,707	2,745	35
今治市	351	19	3	284	3	0	641	4,601	309	3	50	7	0	4,662	948	10
宇和島市	825	41	6	1,444	293	0	2,568	4,425	609	8	29	129	0	4,591	2,169	208
八幡浜市	233	10	9	504	23	0	770	1,614	151	11	21	16	0	1,662	598	18
新居浜市	1,215	84	1	0	748	0	1,964	6,095	1,223	1	0	275	0	6,371	4,163	0
西条市	826	47	1	2,592	230	0	3,648	5,179	700	1	82	121	0	5,383	2,373	49
大洲市	390	16	7	47	40	0	484	3,023	250	9	3	23	0	3,058	879	10
伊予市	86	5	4	432	30	0	552	1,077	80	5	19	55	0	1,155	247	2
四国中央市	756	50	1	26	260	0	1,043	4,696	818	2	13	122	0	4,833	2,655	7
西予市	635	22	2	634	80	0	1,351	3,887	319	2	27	26	0	3,943	1,138	74
東温市	125	8	1	0	0	0	126	1,276	126	1	0	0	0	1,277	428	0
上島町	61	2	0	86	0	0	147	572	31	0	7	0	0	579	114	1
久万高原町	65	1	3	0	0	0	68	876	24	4	0	0	0	879	83	0
松前町	178	12	0	35	45	0	258	1,114	174	0	13	25	0	1,152	625	37
砥部町	15	1	2	0	0	0	16	320	23	2	0	0	0	322	57	0
内子町	81	3	3	0	0	0	84	1,010	43	4	0	0	0	1,014	142	0
伊方町	6	0	4	212	0	0	222	137	8	6	15	0	0	158	11	27
松野町	55	1	1	0	0	0	55	478	22	1	0	0	0	479	81	0
鬼北町	175	5	1	0	0	0	176	1,265	71	1	0	0	0	1,267	284	0
愛南町	52	3	2	1,247	0	0	1,300	609	43	2	24	0	0	635	131	195

第1編 総論

市町名	ライフライン 冬18時																				
	上水道 ※ライフライン…下水道以下同様に修正 ※断水人口が最大のケースを抽出									下水道								LPガス			
	給水人口 (人)	発災直後			1日後		1週間後		1ヶ月後		処理人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		容器転倒 戸数 (戸)	ガス漏洩 戸数 (戸)
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	支障人口 (人)		支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)			
松山市	489,061	288,134	58.9%	269,068	55.0%	167,872	34.3%	17,788	3.6%	310,143	174,982	56.4%	147,691	47.6%	53,444	17.2%	1,360	0.4%	4,304	3,019	
今治市	164,515	156,320	95.0%	154,189	93.7%	133,538	81.2%	37,492	22.8%	116,769	56,221	48.1%	43,945	37.6%	16,141	13.8%	785	0.7%	1,191	830	
宇和島市	85,153	85,079	99.9%	84,931	99.7%	84,045	98.7%	53,620	63.0%	18,933	18,346	96.9%	15,370	81.2%	7,144	37.7%	2,612	13.8%	870	613	
八幡浜市	37,380	37,317	99.8%	37,254	99.7%	36,813	98.5%	23,711	63.4%	27,563	27,411	99.4%	23,429	85.0%	11,213	40.7%	4,478	16.2%	417	291	
新居浜市	117,614	117,379	99.8%	117,144	99.6%	115,497	98.2%	66,570	56.6%	73,848	38,598	52.3%	32,567	44.1%	11,742	15.9%	295	0.4%	1,739	1,234	
西条市	56,064	55,957	99.8%	55,850	99.6%	55,101	98.3%	32,834	58.6%	63,965	63,845	99.8%	53,767	84.1%	21,218	33.2%	3,264	5.1%	1,365	963	
大洲市	42,347	42,178	99.6%	42,051	99.3%	41,290	97.5%	23,401	55.3%	6,857	6,378	93.0%	5,378	78.4%	1,947	28.4%	50	0.7%	573	402	
伊予市	35,232	28,173	80.0%	27,295	77.5%	21,606	61.3%	5,171	14.7%	20,600	15,284	74.2%	12,161	59.0%	4,419	21.5%	169	0.8%	307	214	
四国中央市	90,020	89,930	99.9%	89,750	99.7%	88,671	98.5%	51,622	57.3%	53,805	52,109	96.8%	43,109	80.1%	15,590	29.0%	379	0.7%	1,250	887	
西予市	39,213	39,213	100.0%	39,139	99.8%	38,808	99.0%	23,748	60.6%	16,911	16,096	95.2%	13,687	80.9%	5,589	33.0%	1,127	6.7%	556	393	
東温市	32,623	31,873	97.7%	31,644	97.0%	29,589	90.7%	13,604	41.7%	21,996	19,511	88.7%	16,453	74.8%	5,939	27.0%	132	0.6%	413	292	
上島町	7,125	7,082	99.4%	7,061	99.1%	6,898	96.8%	3,835	53.8%	7,109	6,767	95.2%	5,641	79.4%	2,047	28.8%	62	0.9%	111	78	
久万高原町	7,563	6,618	87.5%	6,474	85.6%	5,385	71.2%	1,399	18.5%	5,365	4,955	92.4%	4,179	77.9%	1,508	28.1%	32	0.6%	123	86	
松前町	30,524	30,524	100.0%	30,463	99.8%	30,190	98.9%	17,784	58.3%	8,125	7,551	92.9%	6,381	78.5%	2,328	28.6%	99	1.2%	376	267	
砥部町	20,822	17,969	86.3%	17,553	84.3%	14,492	69.6%	3,706	17.8%	3,053	2,718	89.0%	2,293	75.1%	827	27.1%	18	0.6%	171	117	
内子町	15,410	12,374	80.3%	12,004	77.9%	9,508	61.7%	2,250	14.6%	5,127	4,747	92.6%	4,004	78.1%	1,446	28.2%	31	0.6%	182	126	
伊方町	10,873	4,363	40.1%	4,137	38.1%	2,997	27.6%	1,594	14.7%	4,870	4,870	100.0%	4,212	86.5%	1,933	39.7%	680	14.0%	119	82	
松野町	4,333	4,324	99.8%	4,316	99.6%	4,255	98.2%	2,452	56.6%	0	0	-	0	-	0	-	0	-	63	45	
鬼北町	11,188	10,908	97.5%	10,819	96.7%	10,069	90.0%	4,498	40.2%	2,585	2,404	93.0%	2,027	78.4%	732	28.3%	16	0.6%	162	114	
愛南町	23,453	21,989	93.8%	21,693	92.5%	19,082	81.4%	7,867	33.5%	2,466	2,321	94.1%	1,956	79.3%	952	38.6%	399	16.2%	203	141	

第1編 総論

市町名	ライフライン 冬18時																	交通施設				
	電力								通信(固定電話)									道路	鉄道	港湾		
	電灯軒数 (軒)	直後		1日後		2日後		7日後		回線数 (回線)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		被害箇所数 (浸水域内外) (箇所)	被害箇所数 (浸水域内外) (箇所)	港湾被害箇所数 (箇所)	漁港被害箇所数 (箇所)
		停電件数 (軒)	停電率 (%)	停電件数 (軒)	停電率 (%)	停電件数 (軒)	停電率 (%)	停電件数 (軒)	停電率 (%)		不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)				
松山市	282,223	198,243	70.2%	30,295	10.7%	9,701	3.4%	109	0.0%	366,500	263,133	71.8%	234,211	63.9%	0	0.0%	0	0.0%	17	104	57	36
今治市	106,961	79,850	74.7%	17,343	16.2%	7,326	6.8%	506	0.5%	134,200	99,922	74.5%	89,368	66.6%	3,529	2.6%	0	0.0%	16	69	91	75
宇和島市	49,850	48,977	98.2%	38,869	78.0%	30,007	60.2%	8,521	17.1%	67,600	57,510	85.1%	52,882	78.2%	15,243	22.6%	8,764	13.0%	23	80	48	419
八幡浜市	24,702	24,560	99.4%	21,205	85.8%	16,959	68.7%	5,054	20.5%	29,700	24,784	83.7%	22,815	77.1%	6,798	23.0%	4,041	13.6%	7	30	24	58
新居浜市	62,809	54,270	86.4%	21,606	34.4%	11,243	17.9%	188	0.3%	99,000	86,795	87.8%	78,986	79.9%	15,481	15.7%	4,550	4.6%	10	40	72	38
西条市	59,420	59,329	99.8%	51,762	87.1%	40,189	67.6%	6,095	10.3%	43,400	41,317	95.3%	38,050	87.8%	11,481	26.5%	6,907	15.9%	23	64	53	5
大洲市	28,411	28,365	99.8%	24,580	86.5%	18,792	66.1%	1,740	6.1%	53,100	52,930	99.7%	48,745	91.8%	14,704	27.7%	8,845	16.7%	15	88	20	17
伊予市	19,553	18,033	92.2%	8,541	43.7%	4,643	23.7%	141	0.7%	30,100	27,697	92.1%	25,329	84.2%	6,076	20.2%	2,762	9.2%	9	83	11	18
四国中央市	47,367	47,367	100.0%	41,594	87.8%	31,942	67.4%	2,984	6.3%	67,700	67,534	99.9%	62,203	92.0%	18,839	27.9%	11,374	16.8%	31	70	102	29
西予市	26,647	26,647	100.0%	23,594	88.5%	18,490	69.4%	3,177	11.9%	27,500	25,733	93.9%	23,702	86.5%	7,178	26.2%	4,334	15.8%	26	31	7	101
東温市	16,983	16,766	98.7%	13,451	79.2%	9,986	58.8%	849	5.0%	28,300	27,869	98.7%	25,641	90.9%	7,518	26.6%	4,399	15.6%	7	12	0	0
上島町	5,670	5,663	99.9%	4,941	87.1%	3,787	66.8%	360	6.4%	4,000	3,927	99.6%	3,617	91.7%	1,092	27.7%	657	16.7%	0	0	26	56
久万高原町	6,258	6,252	99.9%	5,451	87.1%	4,174	66.7%	382	6.1%	10,500	10,450	99.9%	9,624	92.0%	2,908	27.8%	1,752	16.8%	11	0	0	0
松前町	15,840	15,840	100.0%	13,920	87.9%	10,708	67.6%	1,075	6.8%	22,000	21,774	99.4%	20,055	91.5%	6,074	27.7%	3,667	16.7%	1	21	9	0
砥部町	11,586	11,546	99.6%	9,871	85.2%	7,496	64.7%	672	5.8%	9,400	9,363	99.6%	8,621	91.8%	2,588	27.5%	1,550	16.5%	3	0	0	0
内子町	10,373	10,373	100.0%	9,108	87.8%	6,992	67.4%	643	6.2%	9,600	9,600	100.0%	8,842	92.1%	2,678	27.9%	1,617	16.8%	8	24	0	0
伊方町	7,612	2,679	35.2%	1,142	15.0%	1,017	13.4%	1,017	13.4%	8,900	2,065	23.3%	1,459	16.4%	0	0.0%	0	0.0%	3	0	16	57
松野町	2,560	2,558	99.9%	2,230	87.1%	1,708	66.7%	156	6.1%	3,200	3,147	99.9%	2,898	92.0%	876	27.8%	528	16.7%	1	24	0	0
鬼北町	7,031	7,024	99.9%	6,124	87.1%	4,690	66.7%	429	6.1%	11,600	11,533	99.9%	10,622	92.0%	3,209	27.8%	1,933	16.7%	5	13	0	0
愛南町	14,405	14,126	98.1%	11,089	77.0%	8,586	59.6%	2,755	19.1%	11,500	9,473	82.5%	8,708	75.8%	2,488	21.7%	1,418	12.3%	13	0	4	164

第1編 総論

市町名	生活支障 冬18時																		
	避難者 ※避難所計が最大のケースを抽出						帰宅困難者		物資不足量					医療機能支障					
	避難者計 (1日後) (人)	避難所 (人)	避難者計 (1週間後)		避難者計 (1ヶ月後)		帰宅困難者 (人)	居住ゾーン 外への 外出者 (人)	(1～3日合計)		(4～7日合計)		毛布 (枚)	入院			外来		
			避難所 (人)	避難所 (人)	避難所 (人)	避難所 (人)			食糧 (食)	飲料水 (リットル)	食糧 (食)	飲料水 (リットル)		需要量 (人)	供給量 (人)	不足量 (人)	需要量 (人)	供給量 (人)	不足量 (人)
松山市	89,002	56,647	85,628	46,212	60,518	18,156	36,310	25,273	394,561	816,010	728,066	1,406,339	93,059	1,976	699	1,278	4,013	5,270	0
今治市	40,306	26,156	44,630	25,637	44,963	13,489	17,899	15,769	185,133	774,486	372,286	1,486,173	47,651	1,002	320	682	3,383	3,301	82
宇和島市	52,588	34,113	47,089	33,430	63,935	19,180	7,714	6,178	254,224	14,608	485,491	332,765	67,070	1,887	79	1,807	2,605	277	2,327
八幡浜市	19,833	12,889	19,676	13,730	28,671	8,601	4,679	4,131	93,541	124,525	192,668	301,150	24,879	647	93	554	998	159	839
新居浜市	42,287	25,372	61,791	30,896	82,758	24,827	6,938	6,381	160,551	517,194	411,756	1,123,097	36,835	2,653	117	2,536	3,533	729	2,804
西条市	54,448	34,734	54,757	34,228	76,145	22,844	15,737	16,842	259,664	225,157	495,917	497,704	68,003	2,066	116	1,950	3,163	324	2,839
大洲市	12,111	7,389	19,421	10,029	28,438	8,531	5,683	4,394	49,614	218,675	128,573	445,112	14,047	846	88	758	2,080	239	1,842
伊予市	12,486	7,900	12,977	7,332	12,234	3,670	5,542	8,793	57,592	129,577	108,990	237,806	15,299	262	39	223	760	142	617
四国中央市	31,999	19,559	43,554	22,828	60,249	18,075	13,234	10,562	147,406	176,702	309,110	560,937	37,644	1,761	70	1,691	2,672	241	2,431
西予市	19,739	12,326	23,715	14,180	30,756	9,227	2,564	3,905	89,211	199,959	193,063	417,615	23,182	1,135	28	1,107	2,364	122	2,242
東温市	5,199	3,119	11,876	5,938	16,251	4,875	8,424	8,622	21,899	118,360	68,598	276,219	5,938	420	115	305	867	232	636
上島町	2,932	1,848	3,365	1,916	4,802	1,440	813	333	10,318	36,625	27,183	75,037	2,766	113	0	113	434	16	419
久万高原町	1,401	841	2,652	1,326	2,571	771	829	518	5,669	0	16,180	0	1,557	120	15	105	684	53	631
松前町	18,206	11,783	14,271	9,514	20,216	6,065	5,152	8,117	88,128	181,400	150,615	352,195	23,224	388	11	377	732	53	679
砥部町	671	403	4,379	2,190	4,085	1,226	3,263	6,297	3,370	1,358	20,811	46,651	264	30	6	23	237	78	159
内子町	2,339	1,403	4,762	2,381	4,403	1,321	1,822	2,807	11,020	28,271	28,420	70,596	2,348	144	11	133	721	72	649
伊方町	4,091	2,710	2,658	2,104	3,215	964	1,149	824	0	0	26,406	0	3,377	47	8	39	114	226	0
松野町	1,071	642	1,882	941	2,755	826	267	787	4,684	27,005	11,760	51,463	1,204	84	2	82	306	12	293
鬼北町	3,335	2,001	5,191	2,595	6,319	1,896	1,112	1,622	14,477	0	33,808	16,163	3,919	320	18	301	841	49	792
愛南町	10,875	7,179	8,683	6,326	10,570	3,171	3,594	3,233	42,629	100,816	96,215	204,080	12,380	262	31	231	423	100	324



第1編 総論

市町名	活支障 冬18時			その他被害 冬18時																	
	仮設住宅 必要世帯 (世帯数)	仮設トイレ不足量			災害廃棄物		災害時 要援護者 (人)	文化財の被害				孤立集落		ため池被害						農業被害	
		1日後 (基)	1週間後 (基)	1ヶ月後 (基)	災害廃棄物 (万トン)	津波堆積物 (万トン)		揺れ (施設)	火災 (施設)	津波 (施設)	合計 (施設)	農業 集落 (集落)	漁業 集落 (集落)	危険度ランクA		危険度ランクB		危険度ランクC		液状化 被害面積 (㎡)	津波浸水 被害面積 (㎡)
														危険 箇所数 (箇所)	保全 世帯数 (世帯)	危険 箇所数 (箇所)	保全 世帯数 (世帯)	危険 箇所数 (箇所)	保全 世帯数 (世帯)		
松山市	17,065	189	154	61	220	60	11,034	1	1	0	2	4	0	37	13,897	263	11,543	289	15,825	16,494,483	1,411,765
今治市	1,929	87	85	45	71	80	6,187	5	0	1	6	2	1	102	1,641	211	3,142	393	4,497	27,734,286	2,513,769
宇和島市	6,442	114	111	64	248	93	8,735	1	0	0	1	28	3	105	523	56	1,109	13	50	12,781,602	3,306,203
八幡浜市	2,368	43	46	29	96	27	3,052	1	0	0	1	0	0	1	0	13	10	7	58	263,803	490,289
新居浜市	10,319	85	103	83	277	0	6,194	0	0	0	0	0	0	22	315	12	115	16	129	3,002,717	0
西条市	6,881	116	114	76	236	195	7,701	0	0	0	0	10	0	69	830	63	1,748	25	257	58,058,419	20,065,914
大洲市	1,552	25	33	28	69	5	1,645	4	1	0	4	7	0	30	38	43	145	12	12	10,483,857	2,085
伊予市	1,241	26	24	12	43	16	1,577	0	0	0	0	10	4	55	5,579	53	1,786	35	6,523	6,948,299	343,592
四国中央市	5,850	65	76	60	194	35	4,142	1	1	0	1	23	0	32	998	19	2,010	3	31	10,845,836	3,063,152
西予市	2,352	41	47	31	126	20	3,225	1	1	0	1	87	14	121	753	100	629	24	322	391,875	688,704
東温市	1,060	0	20	16	29	0	641	1	0	0	1	14	0	17	2,037	46	1,075	32	6,705	1,940,208	0
上島町	292	6	6	5	12	7	585	0	0	0	0	0	0	8	221	8	326	10	124	1,558,837	376,434
久万高原町	132	3	4	3	8	0	265	1	0	0	1	27	0	0	0	5	68	12	132	197,368	0
松前町	2,047	39	32	20	54	28	2,218	0	0	0	0	0	0	2	36	0	0	0	0	10,519,282	1,530,718
砥部町	81	1	7	4	2	0	72	0	0	0	0	0	0	2	25	27	724	16	1,375	236,949	0
内子町	243	5	8	4	14	0	327	0	0	0	0	0	0	0	0	17	360	24	240	1,321,626	0
伊方町	300	9	7	3	18	18	799	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	320,062	269,616
松野町	103	2	3	3	7	0	177	0	0	0	0	14	0	17	14	14	23	10	27	793,290	0
鬼北町	375	7	9	6	23	0	549	0	0	0	0	11	0	30	153	48	179	16	113	3,831,142	0
愛南町	841	24	21	11	38	44	1,718	0	0	0	0	12	16	12	61	27	179	15	106	4,636,920	1,094,789

## 第5節 地震防災緊急事業5箇年計画

県は、地震防災対策特別措置法（平成7年6月16日法律第111号）の施行に伴い、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震より著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区について、愛媛県地震防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、平成18年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成し、整備を重点的に行うこととした。

町においても、地震防災上整備すべき施設等について、地震防災緊急事業5箇年計画及び緊急防災基盤整備事業計画を策定し、整備を推進する。

# 第2編 風水害等対策編

## 第1章 風水害等災害予防計画

風水害等災害の未然防止、災害応急対策を円滑に行うための事前準備等を目的とした、防災に関する施設の整備点検、防災に関する資機材等の備蓄及び点検、並びに防災訓練等に関する実施事項及び計画を示す。

## 第1節 気象予警報等の伝達計画

気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、本計画の定めるところによる。

### 第1 気象等注意報・警報

#### 1 気象予警報等

気象予報、警報等には、気象業務法に基づく予報及び警報、水防法に基づく予報及び警報、消防法に基づく火災警報がある。

##### (1) 松山地方気象台が発表する気象予警報等

###### ア 特別警報

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であることによって重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報をいう。

###### イ 警報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報をいう。

###### ウ 注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報をいう。

###### エ 気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものをいう。

###### オ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、県と松山地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表するものをいう。

###### カ 洪水予報

洪水予報とは、水防法第10条2項及び第11条1項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、洪水の恐れがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と共同してその状況を周知させるため水位又は流量等の現況及び予想を示して行う発表をいう。

###### キ 水防警報

水防警報とは、水防法第16条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

###### ク 水位情報

水位情報とは、水防法第13条の規定に基づき、洪水予報河川以外で国土交通大臣又は知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じる恐れがあるものとして

指定した河川において、避難判断水位（特別警戒水位）に達したことを国土交通大臣又は知事が発表する水位の情報をいう。

ケ 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第22条の規定に基づき、松山地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上必要であると認めるとき、知事に通報するものをいう。

コ 火災警報

火災警報とは、消防法第22条に基づき、町長が知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じ発表するものをいう。

(2) 松山地方気象台が発表する注意報・警報の発表基準

松山地方気象台から一般及び水防活動の利用に供するために県下に発表される気象、地象、水象の注意報・警報のうち、本町に係るものの発表基準は別表のとおりである。

(ア) 警報・注意報名の欄の( )内は基準として用いる気象要素を、記録的短時間大雨情報の( )内は基準を示す。なお、府県予報区、一時細分区域及び市町村等（以下、市町）をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。たとえば、警報の欄の「暴風（平均風速）」は、「暴風警報の基準は10分間の平均風速を用いる」ということを意味する。また、「波浪（有義波高）」は、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高いほうから順に全体の1/3の個数の波（例えば20分間で100個の波が観測されれば、大きい方の33個の波）を選び、これらの波高および周期を平均したもの、「高潮（潮位：標高）」は東京湾平均海面からの高さを基準として用いていることを意味する。

(イ) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の標記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(ウ) 基準一覧表においては、「平野部」、「山沿い」、「山地」など本文中で用いる区域名で基準値を記述する場合がある。平野部とは標高が概ね200mまでの地域、山沿いとは標高が概ね200～400mまでの地域、山地とは標高が概ね400m以上の地域（高縄半島付近、久万高原付近を除く）である。

(エ) 大地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが、適切でない状態になることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(オ) 土壌雨量指数基準値は、1km四方毎に設定している基準である。

(カ) この基準は平成25年3月4日現在のものである。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

松山地方気象台が発表する警報・注意報の種類及び発表基準一覧表 H25.3.4

種類		発表基準
警報	暴風(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s
	暴風雪(平均風速)	陸上 20 m/s, 海上 25m/s 雪を伴う
	大雨	1 時間雨量が 60mm 以上あるいは土壌雨量指数基準が 136 以上になると予想される場合
	洪水	1 時間雨量が 60mm 以上になると予想される場合
	大雪(24 時間降雪の深さ)	平野部 30 cm 山沿い 40 cm 山地 40 cm
注意報	強風(平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s
	風雪(平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う
	大雨	1 時間雨量が 30mm 以上あるいは土壌雨量指数基準が 95 以上になると予想される場合
	洪水	1 時間雨量が 30mm 以上になると予想される場合
	大雪(24 時間降雪の深さ)	平野部 10cm 山沿い 20cm 山地 20cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%
	濃霧(視程)	陸上 100m, 海上 500m
	霜	3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 3℃以下
	なだれ	①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨
	低温	平野部 最低気温-4℃以下 山沿い-8℃以下
	着雪	24 時間降雪の深さ:20cm 以上, 気温:-1℃~2℃
記録的短時間大雨情報(1 時間雨量)		100mm

※気温は松山地方気象台の値。

【参考】

土壌雨量指数

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

## 2 伝達系統

気象等警報・注意報の伝達系統は、別表「気象注意報、警報等の伝達系統」のとおりである。

## 第2 気象情報

### 1 気象情報の種類

- (1) 気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。
  - ア 全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」
  - イ 四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」
  - ウ 愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」
- (2) 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。
  - ア 注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの。
  - イ 注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意点を解説するもの。
  - ウ 記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるもの。
  - エ 少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を喚起または解説するためのもの。
- (3) 気象情報の対象となる現象別の種類
  - ア 台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、潮位に関する情報
  - イ 黄砂に関する情報、※<sup>1</sup>記録的短時間大雨情報、※<sup>2</sup>土砂災害警戒情報、※<sup>3</sup>竜巻注意情報、などがある。

#### ※1 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表後、数年に1回程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)または解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。具体的には、100mm以上の1時間雨量を観測または解析した場合に発表する。

#### ※2 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中において、気象庁が作成する60分間積算雨量と土壌雨量指数が土砂災害警戒情報発表基準を超過すると予想された場合に、市町ごとに発表する。

#### ※3 竜巻注意情報

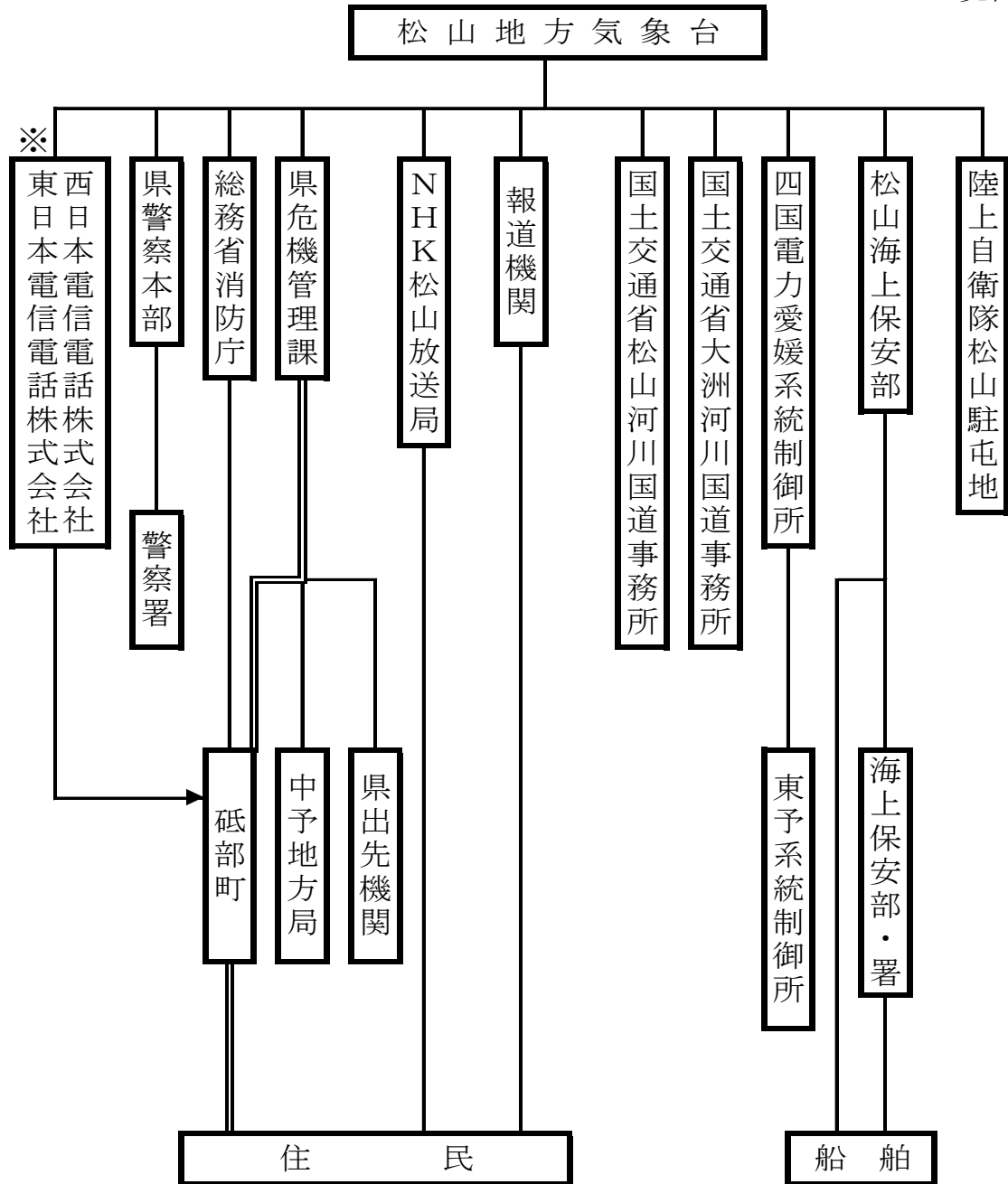
雷注意報発表後、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等、激しい突風が予想される場合に発表する情報。

2 伝達系統

気象情報の伝達系統は、別表「気象注意報、警報の伝達系統」に準ずる。

別表 気象注意報、警報等の伝達系統

H25. 1. 1現在



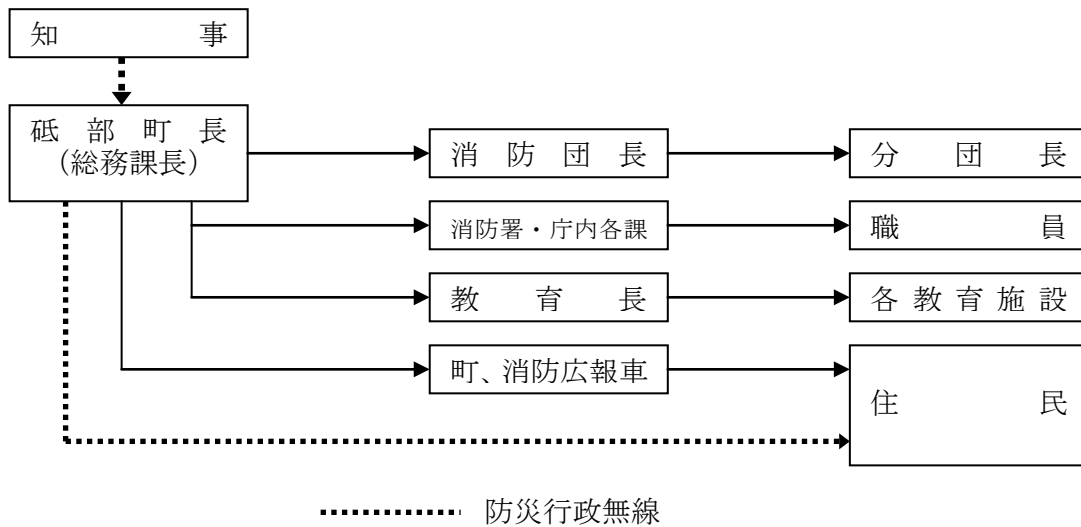
※印は警報のみ。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

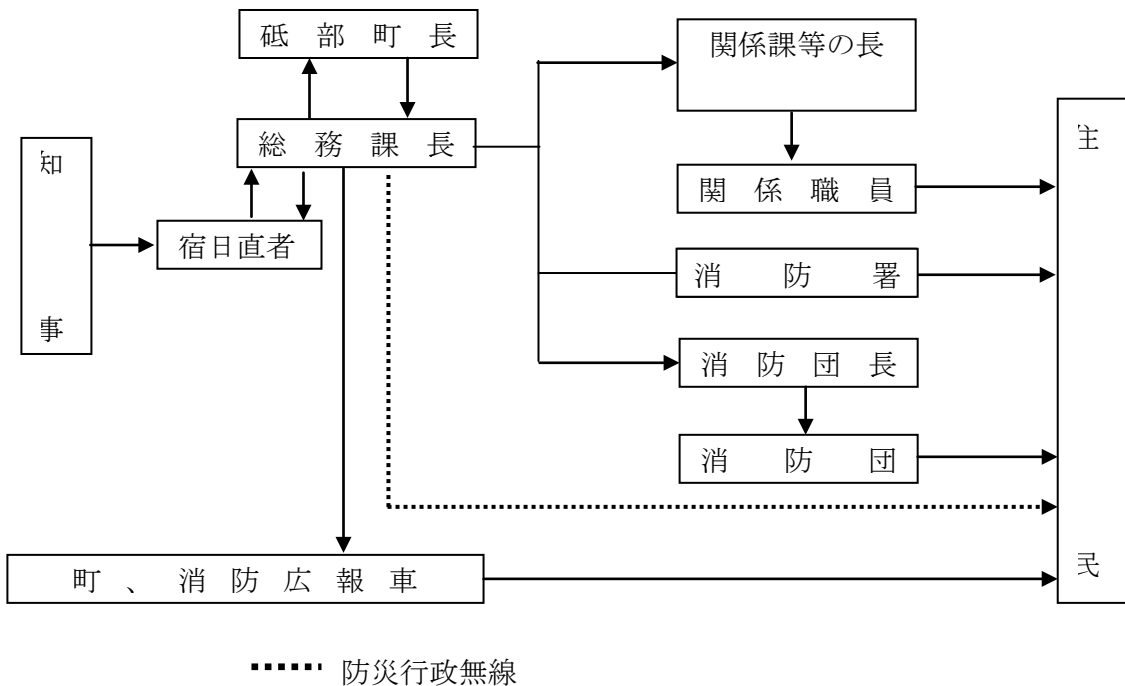


### 第3 住民等への伝達体制

#### 1 勤務時間内



#### 2 勤務時間外



#### 3 非常時の伝達体制

- (1) 県は、町への通常の伝達系統が途絶した場合は、愛媛県非常通信協議会に加盟する各機関の協力を得て、町の最寄の無線局を通じ非常通信により伝達するなど、伝達系統の確保に努める。
- (2) 町は、住民等への通常の伝達系統が途絶した場合における伝達系統及び伝達手段等、伝達体制の確保に努める。

## 第2節 防災知識普及計画

町及び関係機関は、各所属職員はじめ、住民等に対し災害及び防災に関する知識の普及・啓発に努める。

### 第1 職員に対する教育

職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 災害に関する基礎知識、一般知識
- (2) 砥部町地域防災計画(風水害等災害対策編)と町の災害防災対策に関する知識
- (3) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員として果たすべき役割(職員の動員体制と任務分担)
- (5) 家庭及び地域における防災対策
- (6) 家庭の災害対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (7) 災害対策の課題とその他必要な事項

なお、上記(3)及び(4)については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知しておく。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

### 第2 教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、町職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、「愛媛県学校安全の手引き(改訂版)」(愛媛県教育委員会編)をもとに、学校安全計画に風水害等災害に関する必要な事項(防災組織・分担等)を定め、児童生徒が風水害等災害に関する基礎的、基本的な事項を理解したうえで、適切な行動がとれるよう安全教育等の徹底を指導する。

- (1) 各教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、風水害等災害に関する基礎的知識を修得させるとともに、風水害等災害発生時の対策(避難所・避難経路の確認、風水害等防災知識の普及・啓発等)の周知徹底を図る。
- (2) 中学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行う。

### 第3 住民に対する防災知識の普及

災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び大学等地域学術機関等と連携した防災講座の開催等により、災害及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。

また、住民に対し、自らの生命、身体及び財産を守り、併せて地域の災害被害を最小限にとどめるため、地域の災害危険箇所や避難所等を記載した総合防災マップを作成し、全住民に配布するなどにより、住民自らが地域の危険箇所を自覚し、早期に円滑な避難行動がとれるよう必要な防災知識の普及・啓発を図る。

## 1 一般啓発

### (1) 啓発の内容

- ア 災害に関する基礎知識
- イ 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ 防災関係機関等が講じる災害防災対策等に関する知識
- エ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- オ 山・崖崩れ危険予想等に関する知識
- カ 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- キ 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- ク 応急手当等看護に関する知識
- ケ 避難生活に関する知識
- コ 要配慮者への配慮、被災時の男女のニーズの違い等に関する知識
- サ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- シ 早期自主避難の重要性に関する知識
- ス 防災士の活用に関する知識
- セ 災害時の家庭内の連絡体制の確保

### (2) 啓発の方法

- ア テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- イ 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- ウ 映画、ビデオテープの利用
- エ 広報車の利用
- オ 講演会、講習会の実施
- カ 防災訓練の実施
- キ インターネット(ホームページ)の活用
- ク 各種ハザードマップ等の利用

## 2 社会教育を通じた啓発

町及び教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する知識を高める。

### (1) 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

### (2) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財や

町並みを災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

### 3 各種団体を通じた啓発

各種団体に対し、研修会、講演会、ビデオテープの貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進する。

### 4 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や大規模商業施設、集会施設等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、災害発生時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努める。

### 5 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

町は、「えひめ防災の日(12月21日)」を含む「えひめ防災週間(12月17日～12月23日までの一週間)」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

## 第4 関係機関の活動

指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する災害防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

## 第3節 住民の防災対策計画

災害による被害を軽減するためには、住民一人ひとりが、災害や防災に関する正しい知識をもち、家庭、地域、職域等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、町は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努める。

### 第1 住民の果たすべき役割

住民は、災害から自らを守る「自助」とともにお互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。

#### 1 平常時の実施事項

- (1) 防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 地域の危険個所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び、家族との連絡方法を確認する。
- (3) 土砂災害や洪水、高潮等地域の危険箇所の把握に努める。
- (4) 家屋の補強を行う。
- (5) 家具の固定等落下倒壊危険物の対策を講じる。
- (6) 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄を行う。(食料については最低7

日分、うち3日分は非常用持出し。)

- (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 家族で災害時の役割分担を決めておく。
- (9) 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (10) 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- (11) 避難行動要支援者は、町、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

## 2 災害発生時の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 適時、適切な早めの避難を実施する。
- (3) 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- (4) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- (5) 自力による生活手段の確保を行う。
- (6) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (7) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (8) 自動車、電話の利用を自粛する。
- (9) 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

## 第2 町の活動

### 1 防災意識の啓発

町は、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。

### 2 防災情報の提供

町は、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供する。

## 第4節 自主防災組織育成計画

災害による被害を軽減するためには、住民が相互に協力し、地域や職場において自発的に防災組織をつくることができるよう自主防災組織の育成強化に努める。

### 第1 自主防災組織の育成強化

住民の自主的な防災活動は、組織的に行動することがより効果的であり、行政区等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

このため、町は、要配慮者への支援や女性の参加促進にも配慮しながら、その育成強化を図る。

また、各種の助成事業等を活用して、活動の拠点となる施設の整備及び資機材の充実を図る。

#### 1 自主防災に関する意識の啓発

住民の自主防災に関する認識を深めるために、講座や研修会等を開催する。

また、伊予消防等事務組合砥部消防署及び砥部消防署広田出張所は、消防の分野に関する知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣等の協力を行う。

#### 2 組織づくり

(1) 既存の行政区等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。

ア 区長等を対象にリーダー養成のための研修会等を開催し、組織の核となる人材を育成する。

イ 行政区等の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

ウ 防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図ることにより、自主防災組織として育成する。

エ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。

(2) 自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定める。

#### 3 組織活動の促進

町は、消防団等と有機的な連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

また、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）の育成に努める。

#### 4 自主防災組織の活動拠点、資機材の整備

町は、地域住民による自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、活動拠点とな

る施設や防災用資機材等の整備を順次図る。

- (1) 活動拠点となる詰所等の整備
- (2) 防災用資機材等の保管施設の整備
- (3) 防災用資機材の整備

## 第2 自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、災害の発生に備えて、平常時において次の活動を行う。

### 1 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が大切であるため、防災講座、講習会、勉強会、ビデオ上映会その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含めた住民参加による定期的な防災訓練の実施等により、防災意識の普及に努める。

主な啓発事項は、災害の知識、災害情報の性格や内容、平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

### 2 自主防災マップの作成

自主防災組織は、町が作成する総合防災マップ等をもとに身近に内在する危険や、避難所等災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配布することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動の的確化を図る。

### 3 自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割等を定めた防災計画書の作成に努める。

### 4 自主防災組織の台帳の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害発生時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳の作成に努める。

なお、作成にあたっては、個人情報取扱いに十分留意する。

- (1) 自主防災組織台帳（資機材等装備を含む）
- (2) 世帯台帳（基礎となる個票）
- (3) 避難行動要支援者台帳
- (4) 人材台帳

### 5 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材及び備蓄物資の整備・点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

### 6 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士や他市町等と有機的な連携を図る。

- (1) 情報の収集及び伝達の訓練
- (2) 出火防止及び初期消火の訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出及び救護の訓練
- (5) 炊き出し訓練

## 7 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

## 8 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害発生時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- (1) 防災関係機関との連絡先
- (2) 防災関係機関との連絡手段
- (3) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

## 9 避難行動要支援者の援護体制の整備

自主防災組織は、町及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の援護を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

## 10 自主防災組織の役割

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努める。

# 第3 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取り扱いの指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士等に自主防災組織への積極的な支援を求めるなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

# 第4 事業所等の自主防災活動

事業所等においては、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、市町や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、概ね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行う。



- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品、医薬品など災害時に必要な物資の確保

## 第5 地域における自主防災活動の推進

### 1 地区防災計画

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に提案する。

町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた町は、必要があると認めるときは町地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

### 2 地域防災力の充実強化に関する計画

町は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、町地域防災計画において、町の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

## 第5節 事業者の防災対策計画

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。このため、町は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

### 第1 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、概ね次のような防災措置を行う。

#### 1 平常時の実施事項

- (1) 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。

- (4) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震性又は耐火性を確保するよう努める。
- (5) 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- (6) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- (7) 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- (8) 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- (9) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。

## 2 災害発生時の実施事項

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努める。
- (2) 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- (3) 帰宅困難者に対し、連絡手段及び一次避難場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努める。
- (4) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。

## 第2 町の活動

### 1 防災意識の啓発

町は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。また、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

### 2 防災情報の提供

町は、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

## 第6節 ボランティア育成計画

大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティアコーディネーター等の養成や地域のボランティア団体、NPOのネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

### 第1 災害救援ボランティアの養成・登録等

社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業等を通じ、次のことを行う。

- (1) 情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について、調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害発生時にボランティアの斡旋等を行うボランティアコーディネーターの養成・登録を行う。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア団体相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。
- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

## 第2 災害救援ボランティアの活動拠点の確保

災害に備えた避難所を指定する際に、災害救援ボランティアの活動拠点の確保についても、配慮する。

## 第3 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者の介護及び看護補助
- (3) 外国人、災害の発生により帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）、旅行者等土地不案内者への支援
- (4) 清掃
- (5) 炊き出し
- (6) 救援物資の仕分け及び配布
- (7) 消火・救助・救護活動
- (8) 保健医療活動
- (9) 通訳等の外国人支援活動
- (10) ボランティアのコーディネート

## 第7節 防災訓練計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、県又は市町の地域防災計画に定める災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、総合的かつ効果的な訓練を実施する。

その際、自衛隊など国の機関の協力を得るとともに、水防協力団体、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、中山間地域における孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

なお、訓練後に評価を行い、必要に応じて改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

### 第1 防災訓練の実施責務又は協力

- (1) 単独又は他の関係機関と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 町職員、他の災害予防責任者の機関に属する職員・従業員・使用人は、地域防災計画に定めるところにより、町が行う防災訓練に参加する。
- (3) 住民その他関係ある団体は、町が行う防災訓練に協力する。

### 第2 防災訓練の種別

町及び各防災機関が実施する訓練は次のとおりとする。

訓練の種別	時期	内 容	参加機関
総合防災訓練	年1回	風水害、火災等大規模災害を想定した総合訓練	関係防災機関（住民を含む。）
県・市町災害対策本部合同運営訓練	年1回	南海トラフ地震等の大規模災害を想定した災害対策本部運営に関する図上訓練	県、市町、防災関係機関
広域消防訓練	随時	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	関係市町消防職員・団員
通信連絡訓練	随時	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送達、非常電源設備を用いた訓練	町、県、県警、自衛隊及び関係機関
非常参集訓練	随時	災害関係課、災害担当者の非常招集	町、県、県警
水防訓練	随時	各種水防工法の実施訓練	町、県、水防団、国等
水防演習	4年毎	各種水防工法、救助活動等の実施訓練	町、国、県、県警、自衛隊、消防機関、防災関係機関
教養訓練	随時	防災活動上必要な教養訓練	県、県警、町
消防団教養訓練	随時	一般教養、水防法、消防法、災害対策基本法、実技	消防団初任者、現任者、幹部

	随 時	ポンプ操法、予防、火災防御	消防団
避 難 訓 練	随 時	町地域防災計画、学校、事業所計画 による避難訓練	町、学校、事業所

### 第3 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

### 第4 訓練の方法

県、他の市町及び関係機関と共同し、又は単独で、県に準じて前記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて最も効果のある方法で訓練を行う。

訓練にあたっては、次の点に重点をおくとともに、要配慮者に対する救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保、孤立地区など、地域の特性による自身の態様等を十分に考慮し、実情にあったものとする。

特に、避難訓練については、あらかじめ作成した避難計画に基づき実践的な訓練を行う。

なお、訓練の実施にあたっては、広報により住民等の積極的参加を求めるほか、訓練に伴う混乱防止に努める。

- (1) 職員の動員
- (2) 災害情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- (3) 災害発生時の広報
- (4) 災害発生時の避難誘導、避難情報・勧告・指示及び警戒区域の設定
- (5) 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- (6) 消防、水防活動
- (7) 救出・救助
- (8) 道路啓開
- (9) 応急復旧

### 第5 訓練結果の評価・総括

訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

### 第6 近隣市町等が実施する防災訓練への参加

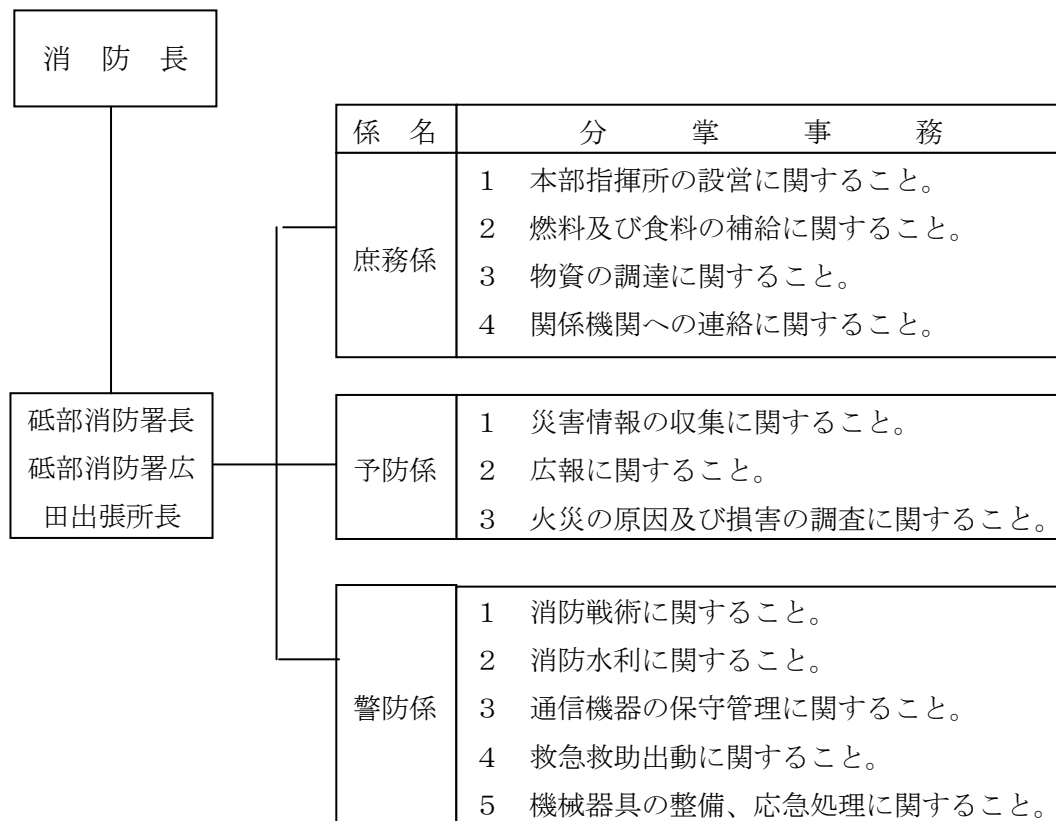
近隣市町及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

## 第8節 火災予防計画

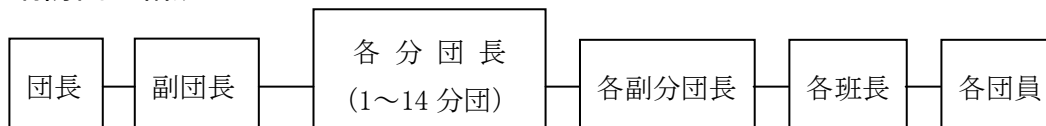
各種火災に対処するため、消防職員、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、消防相互応援を密にして火災予防の実を挙げ、消防思想の普及徹底に努め、住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を軽減する。

### 第1 組織

#### 1 伊予消防等事務組合砥部消防署、砥部消防署広田出張所の編成



#### 2 消防団の編成



## 第2 施設の整備計画

### 1 消防署（団）機械器具の整備

不足分については、消防施設整備計画に基づき速やかに整備を図る。

伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所車両等一覧表 資料3-1

消防団車両・資機材一覧表 資料3-4

### 2 消防水利の整備

消防水利の不足する地域については、防火水槽の設置等速やかに整備を図る。

消防水利の現況 資料3-3

### 3 消防通信施設の整備

災害時における消防の通信連絡を確保するため、消防用無線設備の設置及び整備を図る。

伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所無線設備一覧表 資料3-2

消防団無線一覧表 資料5-2

## 第3 機械器具の点検

### 1 通常点検

各分団ごとに月1回以上、分団長の責任において資機材の整備、放水試験等を実施する。

### 2 特別点検

消防団長は、年1回以上各分団ごとに行う。

### 3 現場点検

消防団長は火災注意報等の発令下における機械器具、人員の配置及び防火等の災害防止対策が適正に行われているか点検を行う。

## 第4 火災予防

消防署長は、火災を予防し、警戒し、及び鎮圧し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護する目的のもとに、防火査察を強化実施し、自主防災組織や広報紙を通じて春秋2回行われる火災予防運動はもちろん、常に住民各層の防火意識の高揚を図るため、予防査察等を実施する。

## 第5 消防団員の教育訓練

消防団員に対して、次の教育訓練を行う。また、町は人員配備の強化を図る。

### 1 一般教育

火災と消火に対する一般的知識の習得を図る。

### 2 委託教育

消防団員を消防学校に入校させ、消防知識、実務能力のかん養を図る。

### 3 訓練

- (1) 消防用機械器具操法訓練
- (2) 機械運用及び放水訓練
- (3) 防火訓練
- (4) 災害応急対策訓練

## 第6 火災警報

### 1 警報発令基準

消防法第22条第2項の規定により、愛媛県知事から火災気象通報を受けたとき、又は地域気象状況が火災の予防上危険である場合は、次の基準により町長は火災警報を発令することができる。

- (1) 最小湿度が40%以下、実効湿度が60%以下、最大風速が7 m/sを超える見込みのとき
- (2) 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき

### 2 警報解除

上記の気象状況でなくなった時には、解除する。

### 3 火災警報発令時の火の使用制限

伊予消防等事務組合火災予防条例により、次のとおり使用制限する。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 野外において、火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 野外においては、引火性又は爆発性の物品その他可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残り火、たばこの吸い殻等の始末を完全にすること。
- (6) 屋内において裸火を使用するときは、窓や出入口等を閉じて行うこと。

## 第7 特殊防火対象物の警戒

木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用所等文化財等について防火管理者の協力により特別警戒体制が取れるようあらかじめ協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

## 第8 消防資機材の点検整備と非常出動体制の整備

別に定める消防計画による。

## 第9 火災発生防止の緊急広報

- (1) 有線放送、防災行政無線等による緊急広報
- (2) 予防広報等



- 広報車の巡回、有線放送施設の利用  
(3) 特別予防査察

## 第9節 林野火災予防計画

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となる恐れがある。このため、林野火災防止対策を推進し、火災の未然防止と被害の軽減を図る。

### 第1 林野火災予防対策

町長は、関係機関と密接な連絡をとり、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林作業の状況等を調査検討のうえ、次の事項について林野火災消防計画を定める。

#### 1 特別警戒実施計画

特別警戒の実施区域、時期、実施要領等について定める。

#### 2 消防計画

消防分担区域、出動計画、防御・鎮圧要領等について定める。

#### 3 資機材整備計画

林野火災用消防水利及び消防施設の整備・拡充計画について定める。

#### 4 啓発運動の推進計画

山火事予防のポスター、立看板、横断幕等各種広報等の実施について定める。

#### 5 林野火災防御訓練の実施計画

町単独又は県及び関係機関と連携した訓練の実施等について定める。

### 第2 林野所有（管理）者の予防対策

- (1) 防火帯としての役割を加味した林道網の整備
- (2) 防火帯、防火樹帯の設置及び造林地への防火樹の導入
- (3) 自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備
- (4) 事業地の防火措置の明確化
- (5) 森林法及び町火災予防条例等の厳守
- (6) 消防機関等との連絡方法の確立
- (7) 火災多発期（12月～3月）における見回りの強化

### 第3 林野火災対策用資機材の整備

町及び林野の所有（管理）者は、林野火災対策用資材（トラック、四輪駆動車、工作車、チェーンソー、鋸、鋏、鎌、トランシーバー等）の整備に努める。

## 第4 空中消火体制の整備

町は、大規模林野火災に対処するため、県消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターによる空中消火作業が円滑に実施できるよう体制を確立する。また、空中消火用資機材の整備を図るとともに、愛媛県林野火災空中消火資機材等貸付要領に基づいて、必要な資機材の調達を図る。

また、他県や自衛隊のヘリコプターの派遣には時間を要することから、町は、火災状況を的確に把握し、早期に派遣要請を行う。

愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 資料 14-1

# 第10節 水害予防計画

近年多発する、梅雨期の豪雨や台風等による水害を防ぐため、河川管理施設の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防）の強化等に努める。

## 第1 河川管理施設の整備

河川の水防上危険な箇所状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るため、必要に応じて河川管理者の協力を得て河川改修等治水事業を推進する。

## 第2 ダム等管理者のダム等の操作

ダムの管理者に対し、特に下流域における異常出水の防止に配慮するとともに、適正な操作を行うよう事前に協議する。

## 第3 ため池、農業用排水路工作物の点検

ため池、農業用排水路工作物の管理団体は、当該施設の点検と所要の予防対策を行なう。

## 第4 水防危険箇所の把握及び監視

### 1 水防危険箇所の把握

梅雨期の豪雨や台風等による水害を防止し、被害の軽減を図るため、水防危険箇所等の実態を調査・把握し、災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

また、水害防止策の強化等ソフト対策に努める。

水防区域一覧表 資料3-8

## 2 水防危険箇所の監視

危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐために、消防機関、その他自主防災組織や一般住民等の協力によって、災害発生が予想される危険区域（箇所）を巡視し、警戒する。

危険区域の責任担当者、配備要員、町当局への連絡方法については以下のように定める。

### (1) 責任担当者

危険区域内の区長又は区の防災を担当する者、及び当区域を受け持つ消防団分団長又は分団長が指名した者、及び町長が指名する町職員とする。

### (2) 要員配備

降雨や地盤等の状況に応じ、責任担当者の指示により消防団員、町職員を配備する。

### (3) 町への連絡方法

住民、消防団員、町職員等が危険な状況を発見又は危険な状況を予測した場合には、住民は区長又は区の防災担当者に、消防団員は団長に、町職員は総務課長に電話等最も迅速かつ正確に伝えられる方法で連絡する。連絡を受けた者は、区、消防団にあっては町総務課長に、総務課長は町長に報告する。

ただし、急を要する連絡については、発見した者が直接町の総務課長又は町長に連絡する。

## 第5 浸水想定区域における災害対策の強化

浸水想定区域内において水害が発生した場合、住民が適切な防災行動がとれるようにするため、次のことを実施する。

### 1 水災情報の伝達

災害発生時又はそのおそれがある際に、避難等の防災行動が迅速にとることが可能なように、警戒水位到達情報等必要な災害情報を防災行政無線や有線放送、広報車、消防団車両等あらゆる手段を使い、関係機関や住民等に適切に伝達する。

### 2 ハザードマップの作成・公表

浸水が予想される区域及び浸水深、避難所の位置・名称・連絡先、行政機関等の連絡先等を分かりやすく示したハザードマップ等を作成・公表し、これを用いて水害に関する知識や情報の普及・周知を図る。

### 3 避難場所及び避難所の指定

風水害予防計画13節避難計画による。

### 4 避難行動要支援者の避難対策

避難に時間を要すると考えられる避難行動要支援者を事前に把握し、避難支援プランを策定するなど、迅速な情報の受伝達を可能とする体制を確立する。

また、浸水想定区域内において、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設に対しては、FAX、電話、メール等により洪水予報等を伝達する。

資料 重信川浸水想定区域内にある避難行動要支援者施設等一覧表 資料7-3

## 第6 消防力（水防）の強化

梅雨期の豪雨や台風等による水害に対処し、出水時の被害を軽減するため、雨量や河川水位等の水防情報に関する通信基盤を整備・拡充するとともに、次により消防力（水防）の強化に努める。

- (1) 水防の重要性、水防活動への住民参加等水防意識の啓発を図るとともに、水防演習等により水防工法の習得に努める。
- (2) 水防活動に必要な人員の確保が困難なことが予想されることから、関係機関は、関係団体等と調整協議し、人員の確保に努める。
- (3) 水防活動に必要な資機材の確保について、水防倉庫の充実、水防資機材の備蓄強化に努める。

水防資機材保有状況一覧表 資料3-9

## 第7 伝達体制の整備

- (1) 迅速・確実な伝達を期するため、多様な伝達手段の確保に努める。
- (2) 各防災関係機関と連携を図り、災害配備体制に基づく休日、夜間の配備を強化し、迅速な情報の受伝達を可能とする組織体制の確立に努める。
- (3) 情報伝達の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関と合同で情報伝達等の訓練を実施する。

## 第8 同一水系における上下流の市町間の連絡体制の整備

同一水系の上下流市町と相互に河川情報や避難勧告等の情報が共有できるように、連絡体制を整備する。

## 第11節 地盤災害予防計画

地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による土砂災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、町は関係機関と連絡をとり、危険地域の現状を把握し、総合的かつ長期的な対策を講じる。

### 第1 土砂災害危険箇所の種類

災害発生が予想される危険箇所の種類は次のとおりとする。

#### 1 傾斜地関係

##### (1) 急傾斜地崩壊危険箇所

県が「急傾斜地の崩壊等による災害危険箇所の総点検の実施及び警戒避難体制の確立について」（昭和47年7月建設省通達）及び「急傾斜地崩壊危険箇所の再点検について」（平成11年11月建設省通達）に基づき調査を実施し、抽出したもの。

##### ランクⅠ

ア 斜度30度以上

イ 高さ5m以上の急傾斜地

ウ 被害想定区域内に人家が5戸以上ある箇所(5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場所を含む。)

##### (2) がけ崩れ危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる箇所で、次に該当するもの。

##### ランクⅡ

ア 傾斜度30度以上

イ 高さ5m以上の急傾斜地

ウ 被害想定区域内の人家が1戸以上5戸未満ある箇所

##### ランクⅢ

ア 傾斜度30度以上

イ 高さ5m以上の急傾斜地

ウ 人家はないが、今後新規の住宅立地が見込まれる

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）一覧表（自然斜面） 資料2-1

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）一覧表（自然斜面） 資料2-2

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ）一覧表（自然斜面） 資料2-3

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）一覧表（人工斜面） 資料2-4

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）一覧表（人工斜面） 資料2-5

#### 2 土石流関係

##### (1) 土石流危険溪流

県が「土石流危険溪流及び土石流危険区域調査要領」（平成11年4月建設省）に基づき

調査を実施し、抽出したもの。

抽出基準

- ア 谷形の地形をしており、溪床勾配が3度（約1／20）以上の溪流
- イ 土石流又は土石流の履歴がある溪流
- ウ 地形・地質上、土石流の発生のおそれがあると予想される溪流

(2) 土石流危険溪流の分類

抽出した土石流危険溪流は、「土石流危険溪流Ⅰ」、「土石流危険溪流Ⅱ」及び「土石流危険溪流Ⅲ」に分類される。

ア 「土石流危険溪流Ⅰ」

保全人家5戸以上、又は、保全人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、発電所等のある場所に流入する溪流

イ 「土石流危険溪流Ⅱ」

保全人家が1戸以上5戸未満の場所に流入する溪流

ウ 「土石流危険溪流Ⅲ」

現在、保全人家戸数0戸であるが、今後住宅等の新築の可能性があると考えられる区域に流入する溪流（都市計画区域内）

土石流危険溪流（Ⅰ）一覧表 資料2-6

土石流危険溪流（Ⅱ）一覧表 資料2-7

土石流危険溪流（Ⅲ）一覧表 資料2-8

### 3 地すべり関係

(1) 地すべり危険箇所

県が「山地災害危険地区調査について」（昭和60年5月林野庁）に基づき調査を実施し、地すべり発生危険地区として選定された地区に準ずる箇所及び「地すべり危険箇所の再点検について」（平成8年10月4日建設省）並びに「地すべり等崩壊災害危険地調査について」（昭和55年度～昭和58年度農林水産省）に基づき調査を実施し、抽出したもの。

選定基準

- ア 地すべりが発生している地区
- イ 亀裂、陥没、異常な地下水の湧出等地すべりが発生する兆候がある地区
- ウ 溪流侵食が著しく、地すべりが発生するおそれがある地区
- エ 過去に地すべりが発生した地区
- オ 地形、地質条件が次のいずれかに該当し、地すべりが発生するおそれがある地区

(ア) 地形

- ・ 滑落崖等傾斜が著しい変移点をもっている地区
- ・ 等高線が著しく乱れている地区

(イ) 地質

- ・ 破砕帯又は断層線上にある地区
- ・ 流れ盤となっている地区
- ・ 基岩が温泉作用で変質している地区

地すべり危険箇所及び地すべり危険区域等一覧表 資料2-11

#### 4 山地災害関係

##### (1) 崩壊土砂流出危険地区

県が「山地災害危険地区調査について」(昭和50年5月林野庁)に基づき調査を実施し、崩壊土砂流出危険地区として選定された地区

選定基準

溪流の条件が次のいずれかに該当し、山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂が土石流等となって流出するおそれがある地区

ア 溪床勾配が急な溪流

イ 溪床に大量の不安定土砂が堆積している溪流

ウ 堆積土砂に占める転石の混入割合が比較的高い溪流

崩壊土砂流出危険地区一覧表 資料2-9

##### (2) 山腹崩壊危険地区

県が「山地災害危険地区調査について」(昭和50年5月林野庁)に基づき調査を実施し、山腹崩壊危険地区として選定された地区

選定基準

ア 現に山腹崩壊が発生している地区

イ 亀裂、陥没、異常な地下水の湧出等山腹崩壊が発生するおそれがある地区

ウ 溪岸侵食が著しく、山腹崩壊が発生するおそれがある地区

エ 地形、地質条件が次のいずれかに該当し、山腹崩壊が発生するおそれがある地区

(ア) 地形

- ・ 傾斜が急な地区
- ・ 傾斜が著しい変移点をもっている地区
- ・ 地表流下水等が集中流下する地区

(イ) 地質

- ・ 破碎帯又は断層線上にある地区
- ・ 流れ盤となっている地区
- ・ 基岩の風化が著しく進んでいる地区

山腹崩壊危険地区一覧表 資料2-10

#### 5 土砂災害警戒区域関係

##### (1) 土砂災害警戒区域等

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成13年4月 国土交通省)に基づき調査を実施し、指定された区域

区域の概念

ア 土砂災害警戒区域(通称：イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

イ 土砂災害特別警戒区域(通称：レッドゾーン)

土砂災害警戒区域の中で、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

土砂災害警戒区域等一覧表 資料2-12

## 第2 土砂災害危険箇所の把握

土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備を行う。

### 1 土砂災害危険箇所の調査

土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、危険箇所のパトロールを実施し、被害が発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所の把握に努める。

### 2 土砂災害危険箇所の公表

県と協力し、土砂災害を被るおそれのある箇所を地域防災計画に掲載するとともに、総合防災マップを作成し、住民へ周知する。さらには現場等への標識等の設置に努める。

### 3 住民等への周知等

災害発生時には、できる限り速やかに土砂災害危険箇所から避難するよう、また、災害発生後に経年変化によって二次的な土砂災害が発生することがあることを平常時から住民に対し周知しておくとともに、危険地区の住民又は土地所有者に対し、防災措置の助言指導を行う。

## 第3 地すべり等防止施設の整備

台風等により、災害の発生が予想される地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等について防災施設の整備等の土砂災害対策を県の協力を得ながら促進するとともに、これら土砂災害危険箇所における警戒避難体制の整備を図る。

### 1 地すべり対策事業の促進

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家や農耕地、公共施設等の直接被害にとどまらず、降雨等による重大な二次災害の発生が予想されるため、地すべり防止区域のうち、滑動が著しい地区の防止工事を重点的に行うなど、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を促進する。

### 2 農地保全対策の促進

台風等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地・農業用施設の保全を図る。

### 3 治山事業の促進

山地災害危険地区の実態に応じて、林地の保全に係る治山施設を積極的に設置すること等により、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を図る。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある危険地のうち地況、林況、地質特性、保全対象等か



ら判断し、緊急を要するものから山腹工事を推進する。

#### 4 砂防事業の促進

砂防設備の整備については、土石流危険渓流を対象に砂防えん堤工、流路工等の砂防設備を重点的に整備し、土石流等による災害の防止工事を促進する。

#### 5 急傾斜地崩壊対策事業の促進

急傾斜地の崩壊により人命被害の発生するおそれのある区域を危険区域に指定し、区域内の行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から防止工事を促進する。

### 第4 土砂災害警戒区域等の指定及び警戒避難体制の整備に係る対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域等が指定された区域については、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進など、以下のようなソフト面での対策を推進する。

- (1) 町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- (2) 土砂災害警戒区域等に含まれる区域内に、主として高齢者等要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設利用者の円滑な警戒避難のための土砂災害に関する情報等をFAX、電話、メール等により伝達する。
- (3) 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項その他土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民へ周知する。

土砂災害警戒区域内にある避難行動要支援者施設一覧 資料7-4

## 第12節 孤立地区対策計画

孤立する恐れのある地区に衛星携帯電話や臨時ヘリポート等の整備に努める。また、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制の整備に努める。

### 第1 孤立支援対策

災害時の孤立地区発生に備え、次の措置に努める。

- (1) 孤立が予想される地域の事前把握
- (2) 孤立の危険性に関する住民への周知
- (3) 外部との通信手段として、衛星携帯電話の配備や通信設備等の非常用電源の確保
- (4) 臨時ヘリポートの整備等孤立時における緊急救出手段の確保

- (5) 孤立地域に対する集団避難の勧告・指示の検討
- (6) 孤立を想定した食料等の備蓄

## 第2 県の活動

県は、災害時の孤立地区発生に備え、四国総合通信局等関係機関と連携し効果的な通信手段の研究を行うとともに、町に対し次の措置を行う。

- (1) 情報収集手段の確保に関して必要な支援や助言
- (2) 物資輸送手段の確保に関して必要な支援や助言

## 第13節 避難計画

庁舎及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難場所、避難所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

また、町は、避難計画の作成にあたっては、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ避難場所、避難所、避難路を指定するとともに避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定める。

特に町は、避難勧告、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求める避難準備情報を提供するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

なお、町は、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

さらに、町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

### 第1 避難場所及び避難所の指定

町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、町地域防災計画に定める。

町が県管理都市公園を避難場所、避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るとともに、指定した際には、県の地域防災計画にも併せて掲載する。

また、町はこれらの避難場所、避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図る。

なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

## 1 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- (1) 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。
- (2) 被災が想定されない安全区域内に立地していること。
- (3) 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。
- (4) 要避難地区のすべての住民(昼間人口も考慮する。)を収容できるよう配置すること。  
なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。
- (5) 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

## 2 指定避難所

被災者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき2㎡以上を目安とする。
- (2) 速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- (4) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- (5) なるべく被災地に近く、かつ被災者等を集団的に収容できること。

## 3 福祉避難所

町は、避難行動要支援者を収容し、避難者の相談に応じるとともに、必要な生活支援を提供するため、福祉避難所を指定する。

避難所等一覧表 資料6-1

## 第2 避難路の選定

避難場所の指定に併せ、市街地等の状況等に応じて次の基準により避難路の選定・整備に努める。

なお、河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備に努める。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。

- (2) 避難路は、相互に交差しない。
- (3) 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい施設等がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

### 第3 町民等への周知のための措置

町は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

### 第4 避難所の設備及び資機材の配備

町は、要配慮者及び被災時の男女のニーズにも配慮して、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ避難所に配備するよう努める。また、必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくとともに、民間業者等と協定を結ぶなど体制の整備に努める。

- (1) 通信機材
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (5) 給水用機材
- (6) 救護施設医療資機材
- (7) 物資の集積所
- (8) 仮設の小屋又はテント
- (9) 仮設便所
- (10) 防疫用資機材
- (11) 清掃用資機材
- (12) 工具類
- (13) 非常電源
- (14) 日用品
- (15) 備蓄食料及び飲料水
- (16) その他、粉ミルクや紙おむつ、生理用品等

### 第5 避難計画

#### 1 避難計画の策定

避難計画は、次の事項に留意して作成に努めることとし、自主防災組織等と連携して避

難体制の確立に努める。また、計画作成にあたっては、洪水や土砂災害の態様及び地域の特性を踏まえたものとする。

- (1) 避難の準備情報、勧告又は指示を行う客観的な基準及び伝達方法
- (2) 避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所、避難所への経路及び避難誘導
- (4) 避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項
  - ア 給水措置
  - イ 給食措置
  - ウ 毛布、寝具等の支給
  - エ 衣料、生活必需品の支給
  - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 避難所の管理に関する事項
  - ア 避難生活の秩序保持
  - イ 避難民に対する災害情報の伝達
  - ウ 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - エ 避難民に対する相談業務
- (6) 災害時における広報
  - ア 広報車による周知
  - イ 避難誘導員による現地広報
  - ウ 住民組織を通ずる広報
- (7) 夜間及び休日等における避難誘導體制整備

## 2 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、的確に避難勧告等を行うため、次の事項に留意して「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

なお、作成にあたっては、洪水、土砂災害等の災害事象の特性を踏まえるとともに、住民への周知徹底に努める。

- (1) 対象とする災害及び地域  
洪水、土砂災害等の災害事象ごとに、住民が避難行動をとる必要がある地域を特定
- (2) 避難対象区域  
災害事象や地域ごとに、避難が必要な区域を特定
- (3) 避難勧告等の客観的な発令基準
  - ア 住民が避難所等への避難を完了するまでの時間を把握
  - イ 避難する区域ごとに避難準備情報、避難勧告、避難指示の客観的発令基準を策定
  - ウ 国又は県に避難勧告等について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定
- (4) 避難勧告等の伝達方法
  - ア 災害ごとの避難勧告等の伝達文を設定
  - イ 伝達方法、伝達先を設定

(5) その他留意すべき災害特性

ア 想定される災害の特性（危険性）の周知

イ 災害時の状況等に応じ、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきこと

**3 防災上重要な施設の管理者の留意事項**

庁舎及び学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施などにより避難対策を整える。

(1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導、並びに指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。

(2) 義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所の選定や収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。

(3) 病院においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

**4 避難所運営マニュアルの策定**

町は、避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、マニュアルを策定するよう努める。

また、動物同行避難が可能な避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

**第6 その他避難に関する必要な事項**

避難勧告等の基準、避難誘導の実施、避難所の運営管理等、避難に関するその他必要な事項は風水害対策編第2章風水害等災害応急対策第7節避難活動による。

## 第14節 緊急物資確保計画

災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、平素から、食料、生活物資、医薬品等の備蓄に努めるとともに、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進する。

### 第1 食料及び生活必需品等の確保

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について平常時から次の措置を行う。

#### 1 町の活動

- (1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- (2) 孤立が想定される地区における備蓄の促進
- (3) 町内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (4) 町内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (5) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (6) 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- (7) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (8) 家庭内備蓄等の促進
- (9) 給食計画の策定

#### 2 町民の活動

- (1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (2) (1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品の準備
- (3) 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- (4) 緊急物資の共同備蓄の推進

緊急援護備蓄物資一覧表 資料10-1

### 第2 飲料水等の確保

#### 1 町の活動

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資機材の備蓄を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備する。
- (4) 住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

#### 2 町民及び自主防災組織の活動

- (1) 町民(家庭)における貯水
  - ア 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。(うち3日分程度を非常持出用として準備)
  - イ 貯水は、水道水等衛生的な水を用いる。

ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水漏れ、破損しないものとする。

(2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

ア 応急給水を円滑に実施するため、給水班を編成する。

イ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

配水池・水道施設の現況 資料8-1

給水用資機材の現況 資料8-2

水道工事業者一覧表 資料8-3



## 第15節 医療救護体制確保計画

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行うことができる体制の確保に努める。

### 第1 医療救護体制確保の実施方針

消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制の整備に努める。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県消防防災ヘリコプターによる搬送の要請など、関係機関との調整を行う。

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として町が行う。なお、町だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。
- (2) 災害被害想定調査における死傷者数等を勘案しながら自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- (3) 被災者のメンタルヘルスを考慮した医療活動体制の確保を行う。

### 第2 初期医療体制の整備

災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制を確立する。

- (1) 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- (2) 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 管内の医療機関の協力により、救護班を編成する。
- (4) 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

病院・診療所等一覧表 資料7-1

### 第3 災害情報の収集・連絡体制の整備

町は、医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努める。

#### 第4 難病患者等の状況把握

町は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

#### 第5 医薬品、医療資機材等の確保

- (1) 緊急物資備蓄の一環として、医薬品等を分散備蓄するほか、救護班及び後方医療機関が行う救護医療活動のために必要な医療品等の必要物資の確保に関して、関係機関と連携のうえ、流通在庫の調達に努める。
- (2) 避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

#### 第6 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

町及び県は、一般住民に対する緊急蘇生法等の家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルス等の災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。

#### 第7 住民及び自主防災組織が実施すべき事項

住民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。

## 第16節 防疫・保健、し尿、ごみ、がれき等処理計画

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制を確保する。

また、災害時に発生すると予想されるし尿、ごみ及びがれき・残骸物の応急処理計画の作成に努める。

### 第1 防疫・保健体制

#### 1 実施体制

- (1) 災害時における被災地域の防疫は、町が県の指導、指示に基づいて行う。
- (2) 町のみでは実施困難なときは、隣接する市町、県（保健所）の応援を得て実施する。
- (3) 県に協力して、複数の自治体にまたがる食中毒の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

#### 2 防疫・保健体制の整備

- (1) 災害発生時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- (2) 防疫実施計画の作成に努める。
- (3) 防疫用薬品の調達計画の作成に努める。
- (4) 住民が行う防疫及び保健活動について普及啓発を図る。

#### 3 し尿処理体制の確保

- (1) 災害時に発生すると予想されるし尿の応急処理計画の作成に努める。
- (2) 仮設トイレ等の資機材の備蓄に努める。
- (3) 許可業者に連絡し、協力体制を確保する。

清掃関係施設・し尿収集車・火葬場処理能力・霊柩車台数一覧表 資料9-1

### 第2 ごみ処理体制の確保

災害発生に伴い、感染予防及び安全な生活を確保するために、各地に排出されたごみ、し尿、へい死獣等を迅速に処理する必要がある。

- (1) 災害時に発生すると予想される廃棄物の応急処理計画の作成に努める。
- (2) 住民及び自主防災組織に対し、廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。
- (3) 災害廃棄物仮収集場の選定及び清掃のための資材を準備する。

清掃関係施設・し尿収集車・火葬場処理能力・霊柩車台数一覧表 資料9-1

### 第3 がれき・残骸物の処理体制の整備

災害時に発生するがれき・残骸物については、災害廃棄物処理基本計画に基づき、処理体制の整備及び仮置場の確保に努める。

## 第17節 要配慮者支援計画

避難行動要支援者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、関係団体等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握や情報伝達体制を整備するとともに、避難行動要支援者避難支援プランを活用し避難誘導體制の整備を図る。

また、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮する。

### 第1 避難行動要支援者名簿の作成等

- (1) 町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。
- (3) 町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (4) 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

### 第2 緊急連絡体制の整備

町は、自主防災組織及び関係機関等と連携して避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランを作成する。

### 第3 避難体制の確立

避難支援者をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を避難行動要支援者からの意見を踏まえ、事前に具体的に定めておく。

また、避難所や避難路の指定にあたっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者のための福祉避難所の設置を検討するなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

### 第4 防災教育・訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

### 第5 社会福祉施設等管理者の活動

#### (1) 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、同管理者は、町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育・訓練の充実

町の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

(4) 物資等の備蓄

災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

## 第18節 広域応援体制整備計画

町及びその他関係機関は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するとともに、具体的な応援活動を実施できる体制の整備を進める。

### 第1 全県的な消防相互応援体制の整備

町長及び消防機関の長が締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」及び「愛媛県水防計画」の定めるところによる。

応援の内容及び応援手順は、次のとおりとする。

#### 1 対象となる災害

- (1) 大規模な風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模火災
- (3) 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- (4) その他特殊な災害事故等

#### 2 応援の内容

消火、救急、救助、その他の災害

#### 3 応援要請手順

##### (1) 応援要請

町長が、他の市町の長に必要な部隊（消火隊、救助隊、救急隊、化学隊等）の派遣を要請する。

##### (2) 要請方法

電話、無線等の最も早い方法で、災害発生日時、場所、部隊（種類、人員、車両）、資機材（種別、数量）等を連絡する。

#### 4 応援派遣手順

応援部隊の出発日時、出勤場所、人員、車両、資機材（種別、数量）等を要請側へ連絡する。

愛媛県消防広域相互応援協定書 資料3-7

中予地区広域消防相互応援協定書 資料3-6

伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書 資料3-5

### 第2 全県的な防災相互応援体制の整備

町長は、消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努める。

## 第19節 情報通信システム整備計画

災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平常時から大規模災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図る。

また、大規模災害時に、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておく。

### 第1 情報収集・連絡体制の整備

洪水等の災害発生時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートのも多重化及び情報交換のための連絡体制の明確化を図り、情報収集・連絡体制の整備に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

- (1) 防災行政無線をはじめ多様な通信手段の整備を図るとともに、その管理に努める。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員確保体制の整備に努める。
- (3) アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
- (4) 孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。

### 第2 通信施設の運営管理

通信施設管理者は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。

- (1) 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講じる。
- (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。
- (3) 浸水が予想される地域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への移設設置等必要な措置を講じる。
- (4) 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整える。



## 第20節 ライフライン災害予防計画

大規模災害発生時においては、水道、電気、ガス等のライフラインの寸断による被害の発生が予想されるため、ライフライン事業者等の関係機関は、被害の防止及び軽減に努める。また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備に努める。

### 第1 水道施設

災害によって被災する箇所が生じて、それによってシステム全体の機能が麻痺することのないよう水道施設の整備を図るとともに、被災した場合であっても、早急な復旧を行うことを基本に次の対策を講じる。

- (1) 災害発生時にも最低限必要な給水を確保できる施設整備に努める。
- (2) 監視・制御システムについては、災害時にも十分に機能を発揮できるように整備する。
- (3) 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 防災性確保の観点から水道施設の総点検を実施し、施設の老朽度、地形・地質の状況を勘案し、優先度を見極め計画的に防災対策を推進する。
- (5) 他の市町や事業者等と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制の確立に努める。
- (6) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

### 第2 下水道施設

安全で安心なまちづくりのため、市街地において、汚水の排除や浸水防除を図り、雨水の排除のほか貯留・浸透等の流水抑制策も含めた下水道雨水対策施設の整備を図るとともに、浸水するおそれのある地域については、浸水被害の軽減を図るため関係機関等への情報提供に努める。

また、豪雨の発生が予想される場合には、ポンプ場等の適切な操作を行うとともに、適切な操作を行うためのマニュアルの作成、人材の養成を行う。

#### 1 代替性の確保

下水道施設が損傷を受け下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

#### 2 雨水貯留浸透

市街地における雨水の流出量を抑制する各種雨水浸透事業の整備を促進し、浸水防除に努める。

## 第3 電力施設

電気事業者は、災害予防のため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、電力設備等についても系統の多重化や拠点の分散等代替性の確保を進めるなど災害予防措置を講じる。

また、防災業務計画を策定して、電力施設の防護及び迅速な復旧体制を確立する。

### 1 電力施設の災害予防措置

各設備とも、施設の新設・改良の際には、「建築基準法」及び「電気設備の技術基準」等により各種災害対策を考慮するとともに、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実情等を加味するなど、設計・施工に留意する。

### 2 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用発電設備等を整備する。

### 3 電気事故の防止

#### (1) 巡視・点検・調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視点検並びに調査を行い、保安の確保を図る。

#### (2) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、必要な広報活動を行う。

### 4 要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

### 5 復旧資機材の確保

(1) 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

## 第4 ガス施設

ガス事業者は、災害予防のため、ガス施設について災害に配慮した整備を行うとともに、日頃から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備等災害防止対策を推進する。

### 1 ガス施設の災害予防措置

(1) ガス施設は、ガス事業法に基づく定期点検及び自主保安検査の実施により、常に技術基準に適合させた状態を維持する。

(2) ガス施設の安全対策を図るとともに、緊急操作設備を充実強化する。

(3) ガス導管の地区分割を図るため、セクターバルブを設置する。

### 2 応急資機材の整備

(1) 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材は速やかに確保できる体制とする。

(2) 復旧が長期化した場合に備え、代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査する。

### 3 連絡体制及び動員体制の確保

緊急時における従業員の連絡体制を確保するとともに、風水害等による大規模なガス設備被害が発生したことを覚知した場合は、全員事業所等に出動する。

### 4 保安教育及び防災訓練の実施

ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策及び風水害などの緊急措置について保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。

### 5 ガス利用家庭設備整備

- (1) ガス事故防止のため、ガス漏れ警報器、各種安全装置付き機器の普及を図る。
- (2) 利用者に対し、災害発生時にはガス栓を閉めることとガス器具の使用禁止について周知を図る。

## 第5 電信電話施設

西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDD I 株式会社は、災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

### 1 防災体制の確立

#### (1) 防災対策組織の編成

災害の発生又は発生の恐れがある場合は、非常事態の情勢に応じた体制で対処するとともに、非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておき、情勢に応じた体制の運用を行う。

また、災害対策本部等に必要な要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、短時間に可能な限り必要要員を確保する。

#### (2) 防災に関する社外機関との協調

応急対策活動が効果的に講じられるよう、国や県、市町、その他社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。

#### (3) ライフライン事業者との協調

電力や燃料、水道等のライフライン事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

### 2 防災に関する教育及び総合防災訓練への参加

災害が発生又は発生の恐れがある場合において、社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行するため、社内において防災に関する教育及び訓練を実施するとともに、県や市町等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

### 3 電気通信設備等に対する防災対策

#### (1) 電気通信設備等の高信頼化

ア 洪水、高潮等の恐れがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

イ 暴風又は豪雪の恐れのある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。

ウ 火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火構造化を行う。

#### (2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

イ 通信ケーブルの地中化を推進する。

ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

### 4 重要通信の確保

災害時に備え重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつトラフィックコントロール（通信制限）を行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

## 5 災害対策用機器及び車両の配備

- (1) 通信の全面途絶地域、避難所等との通信を確保するため、衛星通信無線車や災害対策用無線機、移動無線車等を配備する。
- (2) 所内通信設備が被災した場合、重要通信を確保するため、代替交換装置として非常用交換装置を広域配備する。
- (3) 災害時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、主要局に移動電源車を配備する。
- (4) 所外通信設備が被災した場合、応急用措置として、各種応急ケーブル及び特殊車両等を配備する。

# 第21節 公共土木施設等の災害予防計画

道路、河川等の各種公共土木施設等の施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、建設業者に応援を要請しておくなど、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。また、豪雨等に伴う二次災害を防止するための体制を整備するとともに、資機材の備蓄を可能な限り行う。

## 第1 道路施設

発災後、早急に被災状況を確認し、県等へ報告するほか、避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するうえで重要不可欠であるため、平常時から安全性の確保を図る。

### 1 防災点検等の実施

防災点検を定期的実施し、防災対策等の必要な箇所把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等により点検を実施する。

### 2 道路施設の防災対策及び改良整備

防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

### 3 道路の冠水事故防止対策の実施

道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

### 4 道路通行規制等の実施

異常気象等により道路の通行が危険であるとあらかじめ認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

### 5 道路施設の長寿命化対策

道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

## 第2 河川管理施設

### 1 河川管理施設の確保

河川管理者は、河川の改修等の治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

### 2 防災点検の実施

河川管理者は、防災点検を定期的実施し、防災対策の必要な箇所の把握に努める。

また、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

### 3 施設の補強・整備

河川管理者は、防災点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

## 第3 砂防施設

### 1 砂防等施設の整備

県又は町は、土砂災害危険箇所の解消を図るため、緊急度の高い箇所から順次、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防等施設」という。）の整備促進に努める。

### 2 防災点検の実施

県及び町は、防災対策の必要な箇所の把握に努める。また、砂防等施設の管理者は、施設の防災点検を定期的実施する。

## 第4 治山施設

### 1 治山等施設の確保

林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設（以下「治山等施設」という。）の管理者は、山地災害危険地区の解消を図るため、施設の防災機能の向上や整備促進に努めるほか、災害発生時には、各施設に異常がないか点検パトロールを行うなど、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

### 2 防災点検の実施

治山等施設の管理者は、施設の防災点検を定期的実施し、防災対策の必要な箇所の把握に努め、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

## 第5 農地・農業用施設

施設は、古くから築造されたものもあり、順次整備を図っているものの、老朽化した施設も存在する。

このため、管理、点検の一層の強化を図る中で、危険度の高いものから順次、設計基準に基づき、必要に応じて整備促進を図るものとする。

## 1 農地

発災後の集中豪雨等による二次災害の発生を未然に防止するため、危険箇所の把握に努めるとともに、ほ場整備事業、かんがい排水事業、農村振興総合整備事業、中山間総合整備事業等により基盤整備を行う。

## 2 農林業施設

発災後の集中豪雨等による二次災害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等により危険箇所の把握に努めるとともに、ほ場整備事業、かんがい排水事業、農村振興総合整備事業、中山間地域総合整備事業等により基盤整備を行う。

また、ため池等整備事業、湛水防除事業、中山間地域総合農地防災事業等の防災事業を行う。

農林道については、危険箇所の改良等の事業を実施する。

## 3 老朽ため池

農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止し、国土保全に資するため、老朽化が著しく、緊急に整備を要する老朽ため池については、ため池等整備事業、中山間地域総合整備事業、農村振興総合整備事業、中山間地域総合農地防災事業、県単独土地改良事業により整備を行う。

# 第6 防災上重要な施設

町及び県は、庁舎、病院、学校、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物の防災性の向上を図るとともに、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努める。

また、防災拠点となる公共施設の防災化については、計画的かつ効率的な実施に努める。

## 1 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の防災化の促進を図る。

## 2 社会福祉施設等の整備

社会福祉施設等の入所者等を災害から守るため施設の防災化を図る。

## 3 学校施設の整備

児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の防災化を図る。

## 4 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の防災化を図る。

## 5 庁舎、消防施設、警察施設等の整備

庁舎、消防施設、警察施設、緊急物資集積場所となることが予想される施設等災害対策の拠点となる施設の防災化を図る。

## 6 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施

するための拠点となる施設の整備を図る。

災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

## 第7 公園施設

公園は、火災時の延焼遮断空間、避難場所、救急活動拠点として有効に利用されるため、他の公共施設とも連携を図り、整備を促進する。

また、町が避難場所として指定する基幹的な公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設等の整備に努める。

## 第8 文化財施設

建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の災害時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、町教育委員会は、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- (1) 文化財等の補強工事の実施
- (2) 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施
- (3) 安全な公開方法と避難方法・避難所の設定
- (4) 災害発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (5) 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備
- (6) 火災発生に対する防火施設の設置と防災訓練の実施

## 第9 通信放送施設

災害時の情報伝達に重要な役割を担う通信放送施設については、運用に支障をきたさないよう非常用電源設備の整備や堅固な場所への施設整備に努める。

また、平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

## 第22節 建築物災害予防計画

風水害、大火災等による建築物の被害を予防するため、災害に強いまちづくりを行う。

### 第1 公共建築物の安全性の向上

公共建築物は、不特定多数の利用が図られる施設であるとともに、災害時には避難所としてあるいは災害対策の活動の拠点として利用される施設である。そのため、点検・整備を実施し問題のある施設についてはその修理、改修を推進する。

### 第2 一般建築物の安全性の向上

災害を予防するため、次の措置を講じる。

- (1) 湿潤な土地、出水の恐れが多い土地に建築物を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講じるよう指導する。
- (2) 災害危険区域等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講じるよう指導する。

また、がけ地崩壊により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある地域の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の補助制度を活用し、移転を促進する。

### 第3 家屋その他建築物の倒壊防止と緊急対策

家屋その他建築物の管理者に、次の事項の徹底を図る。

- (1) 戸、窓、壁等には、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 倒壊の恐れがある建物は、控え柱（つかえ柱）取り付け、ロープ張り、大きな筋かいたちの打ちつけ等を行うこと。
- (3) 煙突、看板、塀、立ち木等を針金等で補強すること。
- (4) 電灯引込み線がたるんでいないか点検、破損したものは直ちに四国電力へ連絡すること。



## 第23節 危険物施設保安計画

大きな災害により施設が損傷すると、火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物による災害は一挙に拡大し、ときには爆発を伴い、人命損傷に発展するケースが多く、消火困難に陥りやすい。そこで、危険物災害防止のための対策を講じ、防災機能の強化を推進する。

また、毒物・劇物の事故による災害は、保健衛生上の危害が極めて大きい。そこで、毒物劇物災害防止のための対策を講じ、防災機能の強化を推進する。

### 第1 危険物施設

大規模な災害が発生した場合は、設計で考慮された以外の要因で危険物施設が損傷を受けることがあるため、伊予消防等事務組合消防本部（以下「伊予消防等消防本部」という。）及び県は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制や事業所に対する指導の強化及び普及・啓発を次のとおり行う。

危険物施設一覧表 資料13-1

#### 1 安全指導

町及び伊予消防等消防本部は、危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の健全な育成を図るとともに、安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

#### 2 防災車両、資機材の整備

伊予消防等消防本部は、複雑多様化する危険物への備えとして化学消防自動車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても防災車両や資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

#### 3 予防査察等

町及び伊予消防等消防本部は、火薬類、高圧ガス、石油類等の製造所、販売所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの安全の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、併せて危害予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

- (1) 町及び伊予消防等消防本部は、危険物の製造所、販売所、貯蔵所等及び消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施する。
- (2) 町及び伊予消防等消防本部は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させるなどを指導する。

## 第2 高圧ガス施設

県は、高圧ガス事業所の保安統括者、保安技術者、保安係員等の技術の向上を図るための講習会等を実施するほか、高圧ガス事業所及び一般家庭に対し、設備の設置促進等を図る。

### 1 安全化指導

#### (1) 高圧ガス事業所

容器（ボンベ）によって高圧ガスを貯蔵している場合にあつては、チェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

#### (2) 一般消費家庭

容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底。

## 第3 毒物・劇物施設

県は毒物及び劇物による事故又は危害を未然に防止するため、次により事故防止対策の徹底を図り、町はこれに協力する。

### 1 立入検査の実施

県は、毒物・劇物の販売施設等が、毒物及び劇物取締法に規定されている構造設備の基準に適合するよう、立入検査の際に構造設備に係る指導を行う。

### 2 応急対策教育の徹底

県は、毒物の販売業者等がそれぞれ自主的に作成している「危害防止規程」を遵守するよう指導する。

## 第24節 資材・機材等点検整備計画

町及び防災関係機関の災害予防責任者は、自己が保有する災害応急措置に必要な資材、機材並びに施設を、災害時にその機能を有効使用できるよう、それぞれの点検計画表に基づき常時点検整備を行う。

### 第1 点検整備を要する資材・機材

- (1) 水防用備蓄資材・機材
- (2) 食料及び飲料水
- (3) 救助用衣料生活必需品
- (4) 救助用医薬品及び医療器具
- (5) 防疫用薬剤及び用具
- (6) 防雪用機械
- (7) 警備用装備資機材
- (8) 通信機材
- (9) 災害対策用資機材
- (10) 油災害対策用資機材
- (11) 給水用資機材
- (12) 消防用資機材
- (13) その他電気、ガス、水道、交通施設等復旧に必要な資機材

### 第2 実施時期

各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画を作成し、点検整備を実施する。

### 第3 点検整備実施内容

点検整備は次のことに留意して実施する。

#### 1 資材・機材

- (1) 規格ごとの数量の確認、不良品の取替
- (2) 薬剤等については、効果の測定
- (3) その他必要な事項

#### 2 機械類

- (1) 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取替
- (2) 機能試験の実施
- (3) その他必要な事項

#### 3 留意事項

- (1) 実施結果は記録しておく。
- (2) 資機材等に故障等の不良箇所を発見した場合は、直ちに修理等の措置を講じる。
- (3) 数量に不足が生じている場合は、補充等の措置を講じる。

## 第25節 災害復旧・復興への備え

### 第1 平常時からの備え

町は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

### 第2 複合災害への備え

町及び県等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

町及び県等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

町及び県等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

### 第3 災害廃棄物の発生への対応

町及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

また、町及び県は、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

### 第4 各種データの整備保全

町及び県は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

町及び県は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働

を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

## 第5 罹災証明書交付体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

# 第2編 風水害等対策編

## 第2章 風水害等災害応急対策

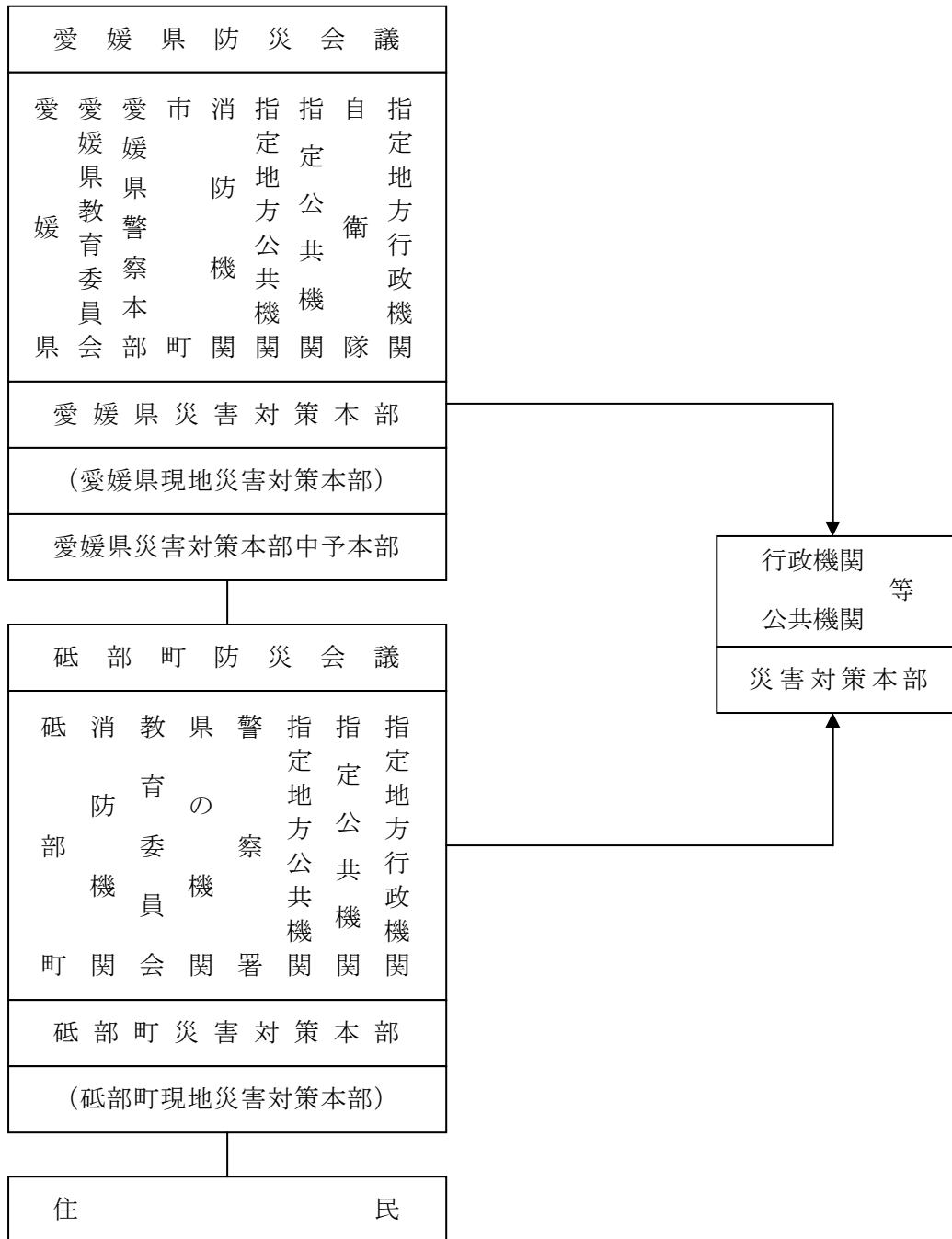
風水害等の災害の防御又は災害発生時における住民等の生命、財産への被害、都市基盤施設や生活関連施設への被害及び農地・地形等への被害の軽減並びに拡大防止、避難及び救助・救出など、迅速・的確な災害応急対策活動の実施に関する計画を示す。

## 第1節 防災関係機関の活動

### 第1 町、住民、県及び関係機関が行うべき応急対策活動の概要

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害発生又は災害発生の恐れがある場合の県に対する報告</li> <li>(2) 気象に関する予警報の周知徹底</li> <li>(3) 災害調査及び災害情報の県に対する報告</li> <li>(4) 避難の勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示及び被災住民の収容</li> <li>(5) 消防団・水防団に対する出動命令又は警察官に対する出動要請</li> <li>(6) 警戒区域の設定と避難措置</li> <li>(7) 避難所の設置・運営</li> <li>(8) 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請</li> <li>(9) 救援物資の配布</li> <li>(10) 被災者収容施設の供与</li> <li>(11) 応急文教対策の実施</li> <li>(12) 被災箇所の応急復旧</li> <li>(13) その他応急対策の実施</li> </ul>
住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害発生又は災害発生の恐れがあることを発見した場合の町長又は警察官への通報</li> <li>(2) 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊き出し等の応急措置</li> <li>(3) 救援隊の救助作業に対する協力</li> <li>(4) 安全地域への避難</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請</li> <li>(2) 市町、関係機関からの災害発生等の報告受理</li> <li>(3) 被害状況の把握及び情報の収集</li> <li>(4) 関係機関への被害状況の通報</li> <li>(5) 関係機関との応急対策の協議・調整</li> <li>(6) 放送機関への緊急放送要請</li> <li>(7) 自衛隊の災害派遣要請</li> <li>(8) 医師会、日赤への救護班の派遣要請</li> <li>(9) 緊急援護備蓄物資の供給</li> <li>(10) 救援物資の調達・輸送</li> <li>(11) 応急仮設住宅の建設</li> <li>(12) 医療、助産、防疫、清掃等の措置の実施</li> <li>(13) 応急文教対策の実施</li> <li>(14) 被災地の警備、交通の確保及び規制</li> <li>(15) 人心安定のための広報</li> <li>(16) 被災地の応急復旧</li> <li>(17) その他応急対策の実施</li> </ul>
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害情報の県、町等に対する通報</li> <li>(2) 救援隊の派遣、救助、資機材配布等の県に対する要請</li> <li>(3) 県、町の要請に基づく救援の実施</li> <li>(4) 応急復旧作業の実施</li> </ul>

## 第2 応急対策組織図





## 第2節 災害警戒期の活動

風水害等災害が発生する恐れがある場合、気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の収集・伝達や、水防活動等の災害警戒活動を行う。

### 第1 気象予警報等の収集・伝達

気象予警報等の収集・伝達については、風水害等災害対策編第1章風水害等災害予防計画第1節「気象予警報等の伝達計画」に準じる。

### 第2 水防計画による活動

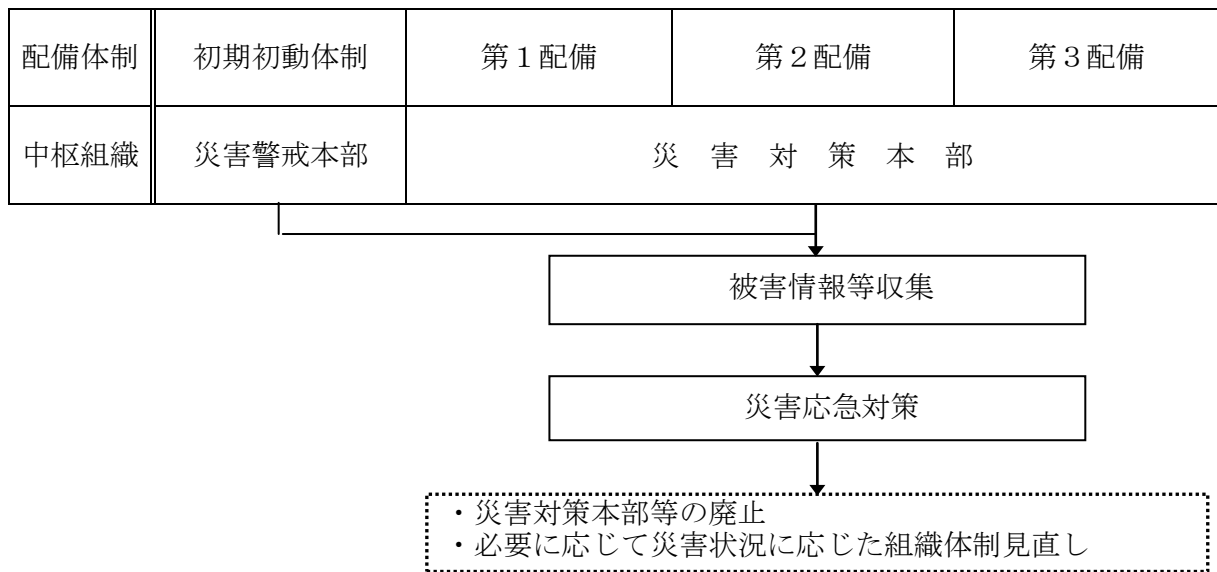
水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づく、砥部町水防計画（以下「水防計画」という。）により、県又は松山地方気象台から水防に係る気象予報及び洪水予警報等の通報を受け、洪水の恐れがあるときは、砥部町水防本部を設置する。

町災害対策本部が設置されるまでの間、水防に係る災害対策活動は水防計画に従う。

## 第3節 活動体制

町長は、災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合、砥部町災害対策本部条例(平成17年砥部町条例第17号)の定めるところにより、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。

### 第1 活動体制の流れ



### 第2 災害警戒本部の設置及び廃止

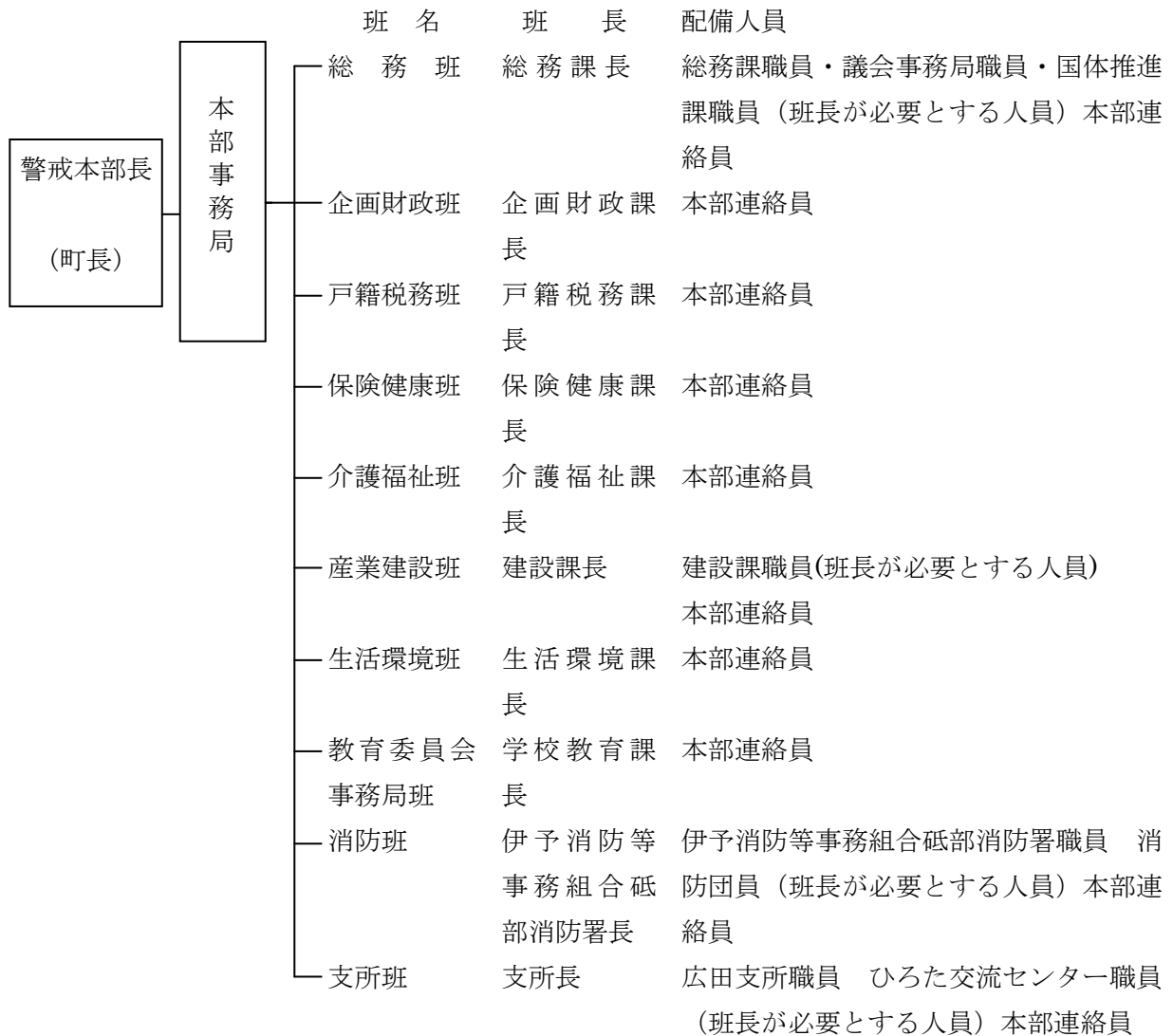
#### 1 災害警戒本部の設置基準

町長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当するときは、災害警戒本部を設置する。

- (1) 町域に気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく警報(波浪、高潮警報を除く)が発せられたとき
- (2) 町内の河川に洪水予報が発せられたとき
- (3) 水防警報が発せられたとき
- (4) その他大雨又は洪水のいずれかの注意報が発せられた場合で災害の発生の恐れがあるとき

#### 2 災害警戒本部の組織及び編成

災害警戒本部の組織及び編成は、次のとおりとする。



- (1) 警戒本部は本部長、班長及び班員で構成する。
- (2) 本部長には町長を、班長及び班員には上表に掲げるものを充てる。
- (3) 所掌事務
  - ア 災害情報の収集及び伝達に関すること
  - イ 災害応急対策の実施に関すること
  - ウ 防災用資機材の準備に関すること

- (4) 設置場所
  - 本部は、庁舎2階総務課に置く

### 3 災害警戒本部の廃止基準

- (1) 災害対策本部が設置されたとき

- (2) 当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき
- (3) 災害の発生する恐れがなくなったとき

### 第3 災害対策本部の設置

#### 1 設置基準

町長は、次のいずれかに該当するときは、災害対策の推進を図るため災害対策本部の設置を決定する。

- (1) 町域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報（波浪、高潮警報を除く）が発せられたとき
- (2) 水防警報が発せられたとき
- (3) 町内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生したとき

#### 2 動員基準

町長は、災害対策本部等を設置するときは、次表の基準に従い動員の区分を決定する。

【風水害等災害時非常配備に関する基準】

配備区分	配備時期	配備内容	動員人員
初期初動体制	○町域に気象予警報が発表され、災害の発生が予想される時 ○その他本部長が必要と認めたとき	○災害警戒本部を設置し、情報通信活動、防災資機材の準備等を実施する体制	○本部事務局員（総務課員）・各班班長・各班の本部連絡員・総務班、消防班、産業建設班及び支所班の班長が必要とする人員
第1配備	○町域に気象警報が発表され、局地的な被害が発生したとき ○その他本部長が必要と認めたとき	○災害対策本部を設置し、初期初動体制を強化して応急対策活動が実施できる体制 ○事態の推移に伴い、速やかに第2配備に切り替えできる体制	○各班長と班員の概ね3分の1以内で、各班が必要とする人員
第2配備	○町域に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき ○その他本部長が必要と認めたとき	○災害対策本部を設置し、第1配備を強化して応急対策活動が実施できる体制 ○事態の推移に伴い、速やかに第3配備に切り替えできる体制	○班員の概ね3分の2以内で、各班が必要とする人員
第3配備	○町内に大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき	○災害対策本部を設置し、町職員全員をもってあたるもので、状況により	○班員全員

	○その他本部長が必要と認めたとき	直ちに救助・応急対策活動が実施できる完全な体制
--	------------------	-------------------------

### 3 組織及び運営

災害対策本部の組織、運営については、砥部町災害対策本部運営要領(平成17年砥部町告示第49号)に定めるところによる。

砥部町災害対策本部運営要領 資料17-2

#### (1) 組織

災害対策本部の組織は、本部長、副本部長、本部員、災害対策本部会議、本部事務局及び各班からなる。

##### ア 本部長(町長)

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

##### イ 副本部長(副町長・教育長)

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故がある時は、その職務を代理する。

##### ウ 本部員(各班長等)

本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

##### エ 災害対策本部会議

(ア) 災害対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。

(イ) 災害対策本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

(ウ) 本部員は、災害対策に関し、災害対策本部会議に付議する必要があると認めるときは、災害対策本部会議の開催を要請することができる。

#### (2) 設置場所

本部は、庁舎2階総務課に置く。ただし、庁舎の被災状況に応じて、文化会館又は本部長の指定する場所に置く。

#### (3) 本部事務局及び各班

ア 本部事務局及び各班の組織及び事務分掌は、砥部町災害対策本部運営要領による。

##### イ 各班共通事務

(ア) 各班の所掌事項に関する被害状況又は災害応急対策実施状況のとりまとめに関すること。

(イ) 本部との連絡調整に関すること。

(ウ) 各班への応援に関すること。

(エ) 所掌事務の他、本部長の指示特名事項に関すること。

#### (4) 本部連絡員

ア 本部室には、原則として本部連絡員を置く。

イ 本部連絡員は、各班長がそれぞれの所管班員のうちから指名する者をもって充てる。

ウ 本部連絡員は、各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめ、本

部に報告するとともに本部からの報告事項を各班長に伝達する。

(5) 現地本部の設置

ア 本部長は、災害の現地において緊急に統一的な活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地本部を設置する。

イ 現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。

ウ 現地本部長及び現地本部員は、本部長の指名する者をもって充てる。

エ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌握し、所属班員を指揮監督する。

4 廃止基準

本部長が予測される災害の発生がなく、又は災害の応急対策措置が完了したと認めるとき。

5 本部設置・廃止の通知区分

災害対策本部を設置・廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各 班	庁内放送、口頭、電話、メール	本部事務局長
一 般 住 民	各区放送、広報車、サイレン、報道機関	
関 係 地 区 区 長	電 話	
中 予 地 方 局	県防災通信システム、電話、FAX、メール ほか迅速な方法	
報 道 機 関	口頭、電話、文書（迅速な方法）	
国 土 交 通 省	電話、FAX、メール	
警 察 署	電話、FAX、メール	

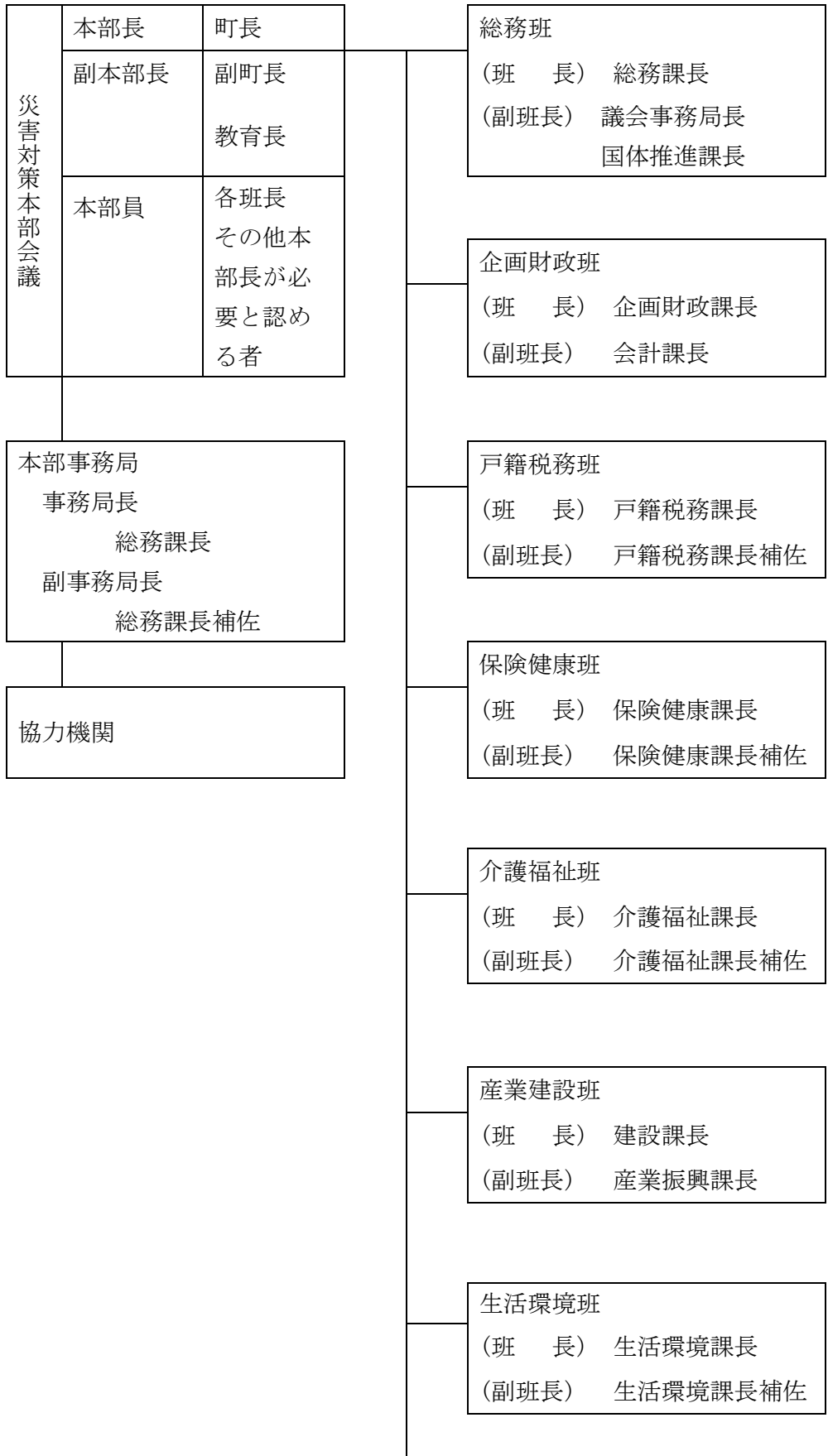
なお、廃止した場合は、設置したときに準じて行う。

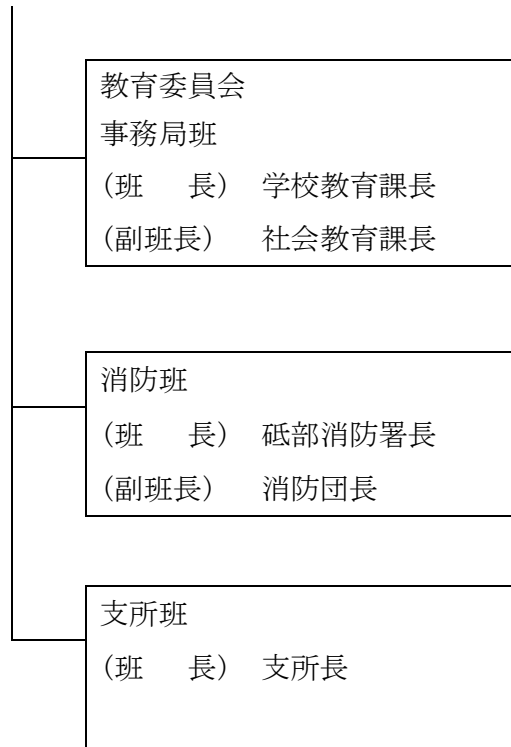
6 本部長の職務代理者の決定

本部長が風水害発生時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の代理者を次のように定める。

- 第1順位 副町長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務課長

砥部町災害対策本部組織編成表





砥部町災害対策本部の組織及び事務分掌

本部長 町長

副本部長 副町長、教育長

班	班長・副班長	班員	分掌事務
本部事務局	(事務局長) 総務課長 (副事務局長) 総務課長補佐	総務課職員	1 町災害対策本部の設置及び解散に関すること。 2 本部の庶務に関すること。 3 各班の総合調整に関すること。 4 県、他市町及び関係機関等との連絡調整並びに要請に関すること。 5 災害応急対策の立案に関すること。 6 被害状況等災害資料の作成公表に関すること。 7 気象情報及び被災情報の収集伝達に関すること。 8 職員の動員及び非常招集に関すること。 9 各班の人員配置に関すること。 10 本部長の指示、命令を各班長に伝達すること。



			<ul style="list-style-type: none"> <li>11 避難の指示等に関する事。</li> <li>12 防災行政無線の運用に関する事。</li> <li>13 応急公用負担に関する事。</li> <li>14 町災害対策本部の代替機能の確保に関する事。</li> </ul>
本部連絡員		各班長が指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の指示、命令を各班長に伝達すること。</li> <li>2 各班の被害状況や応急対策の実施状況等を取りまとめ、本部に連絡すること。</li> </ul>
総務班	(班長) 総務課長 (副班長) 議会事務局長 国体推進課長	総務課職員 議会事務局職員 国体推進課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 住民への災害情報の広報に関する事。</li> <li>2 被災状況の写真撮影等記録に関する事。</li> <li>3 災害報告に関する事。</li> <li>4 り災証明書の発行に関する事。</li> <li>5 職員の被災調査、安否の取りまとめに関する事。</li> <li>6 職員の健康管理に関する事。</li> <li>7 職員の給食体制の確立に関する事。</li> <li>8 職員の公務災害保障に関する事。</li> </ul>
企画財政班	(班長) 企画財政課長 (副班長) 会計課長	企画財政課職員 会計課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被害に伴う予算の編成に関する事。</li> <li>2 被災地、避難所付近の交通整理に関する事。</li> <li>3 避難者の搬送に関する事。</li> <li>4 災害予防、災害応急対策に必要な人員、資機材の輸送に関する事。</li> <li>5 その他輸送に関する事。</li> <li>6 災害時の会計事務に関する事。</li> <li>7 義援金の出納及び保管に関する事。</li> <li>8 義援金の配分に関する事。</li> </ul>

			9 ボランティア災害救援活動の総合調整に関すること。
戸籍税務班	(班 長) 戸籍税務課長 (副班長) 戸籍税務課長 補佐	戸籍税務課職員	1 一般被害の調査、確認に関すること。 2 人的被害の被害調査及び取りまとめに関すること。 3 町税の減免、徴収猶予等に関すること。 4 避難所開設の協力に関すること。 5 その他災害予防の調査に関すること。
保険健康班	(班 長) 保険健康課長 (副班長) 保険健康課長 補佐	保険健康課職員	1 避難所、救護所の開設及び運営管理に関すること。 2 避難住民の救護に関すること。 3 医療救護班の編成に関すること。 4 救護用医薬品の調達、配分に関すること。 5 応急救援物資等の配給に関すること。 6 食品の衛生監視に関すること。
介護福祉班	(班 長) 介護福祉課長 (副班長) 介護福祉課長 補佐	介護福祉課職員	1 災害救助法の適用に関すること。 2 被災者並びに救助活動等に従事する者に対する炊き出しに関すること。 3 米、その他食料品の調達に関すること。 4 奉仕団体に対する奉仕協力要請に関すること。 5 災害見舞金の支給に関すること。 6 避難行動要支援者へ避難指示等の情報提供に関すること。 7 避難行動要支援者の安否確認に関すること。 8 避難所等における避難行動要支援者の把握に関すること。 9 その他避難行動要支援者への援護に関すること。
産業建設班	(班 長) 建設課長	建設課職員 産業振興課職員	1 公共土木施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。 2 公営住宅の災害防止、被害状況調査、

	<p>(副班長) 産業振興課長</p>	<p>員</p>	<p>応急復旧に関すること。            3 公園の保全及び応急復旧に関すること。            4 土木応急復旧資機材の確保に関すること。            5 道路及び交通の確保に関すること。            6 土木技術者の確保、従事者の確保に関すること。            7 応急仮設住宅の建設に関すること。            8 住宅の応急修理に関すること。            9 住宅建築の融資に関すること。            10 障害物の除去に関すること。            11 気象情報の収集伝達及び水位観測に関すること。            12 農林業関係（施設を含む。）の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。            13 家畜の防疫に関すること。            14 へい死鳥獣の処理に関すること。            15 農薬、肥料、飼料、その他資材等の確保、斡旋に関すること。            16 被災農林業者に対する融資に関すること。            17 銚子ダム関係施設の監視に関すること。            18 商工業、観光施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。            19 被災商工業関係者に対する融資に関すること。</p>
<p>生活環境班</p>	<p>(班 長) 生活環境課長  (副班長) 生活環境課長補佐</p>	<p>生活環境課職員</p>	<p>1 被災地及び避難所における防疫並びに清掃に関すること。            2 ごみの収集及びし尿処理に関すること。            3 被災地域の災害廃棄物の処理に関すること。            4 廃棄物処理施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p>

			<p>5 死体の処理及び埋葬に関すること。</p> <p>6 下水道の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>7 飲料水及び生活用水の確保並びに供給の調整に関すること。</p> <p>8 水道施設の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>9 町民や消防機関への断水情報の提供に関すること。</p> <p>10 水道の衛生維持に関すること。</p>
教育委員会 事務局班	(班 長) 学校教育課長 (副班長) 社会教育課長	学校教育課職員 社会教育課職員 (ひろた交流センター職員を除く) 幼稚園職員 保育所職員	<p>1 学校施設、文化財及び生涯学習施設、幼稚園及び保育所の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>2 学校及び保育所給食施設の保全及び保健衛生に関すること。</p> <p>3 応急教育及び応急保育に関すること。</p> <p>4 被災児童生徒の救護及び支援に関すること。</p> <p>5 学用品及び教科書の調達配分に関すること。</p> <p>6 社会教育団体への奉仕協力要請に関すること。</p> <p>7 避難所開設の協力に関すること。</p>
消 防 班	(班 長) 伊予消防等事務組合砥部消防署長 (副班長) 消防団長	伊予消防等事務組合砥部消防署職員 消防団員	<p>1 消防施設の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>2 応急公用負担に関すること。</p> <p>3 緊急必要資材等の確保補給に関すること。</p> <p>4 消防機関との連絡調整に関すること。</p> <p>5 消防団員、消防職員の非常参集に関すること。</p> <p>6 消防活動に関する指令伝達に関すること。</p>

			<p>7 消防応援要請に関する事。</p> <p>8 災害現場等の災害情報接受に関する事。</p> <p>9 水火災予防及び消防広報に関する事。</p> <p>10 被害の原因及び調査に関する事。</p> <p>11 被災者の救助に関する事。</p> <p>12 行方不明者の捜索に関する事。</p> <p>13 死体の捜索及び収容に関する事。</p> <p>14 避難者の誘導に関する事。</p> <p>15 災害現場での活動に関する事。</p> <p>16 避難勧告、指示に関する事。</p> <p>17 警戒区域の設定に関する事。</p> <p>18 災害通信に関する事。</p>
支所班	(班長) 支所長	支所職員 ひろた交流センター職員	<p>1 管内の情報収集及び報告に関する事。</p> <p>2 防災行政無線の運用に関する事。</p> <p>3 支所職員の動員に関する事。</p> <p>4 管内関係機関との連絡調整に関する事。</p>

備考

- 1 各班長は、その所属班員を指揮監督して防災活動にあたるものとする。
- 2 各班共通事務
  - (1) 各班の所管事務に関する被害状況又は災害応急対策状況のとりまとめに関する事。
  - (2) 本部との連絡に関する事。
  - (3) 各班の応援に関する事。
  - (4) 各班員は、本分掌事務のほか本部長の指示特命事項に従事する事。

## 第4 動員計画

### 1 配備計画

- (1) 各班長は、配備指令に直ちに応じられるよう、所属の職員について、あらかじめ第1配備の初期初動体制から第3配備までの指令ごとの出動職員を指名しておき、各職員に周知徹底する。

(2) 各班長は、あらかじめ所属の職員の中から本部連絡員を指名しておき、指名された本部連絡員は、所属班と砥部町災害対策本部との連絡にあたる。

## 2 伝達系統

(1) 災害警戒本部を設置した場合

総務課長から各班長に通知し、各班長は各班員に連絡し、動員する。

(2) 災害対策本部を設置した場合

災害対策本部における職員の動員は、本部長の配備体制の決定に基づき本部事務局長（総務課長）から各班長に、各班長は各班員か本部連絡員に伝達し動員する。

## 3 勤務時間内の動員方法

(1) 連絡体制

各班への連絡は、本部事務局が庁内放送、電話、口頭等により次の事項を明確に伝える。

ア 配備の種類

イ 本部開設又は招集の時間

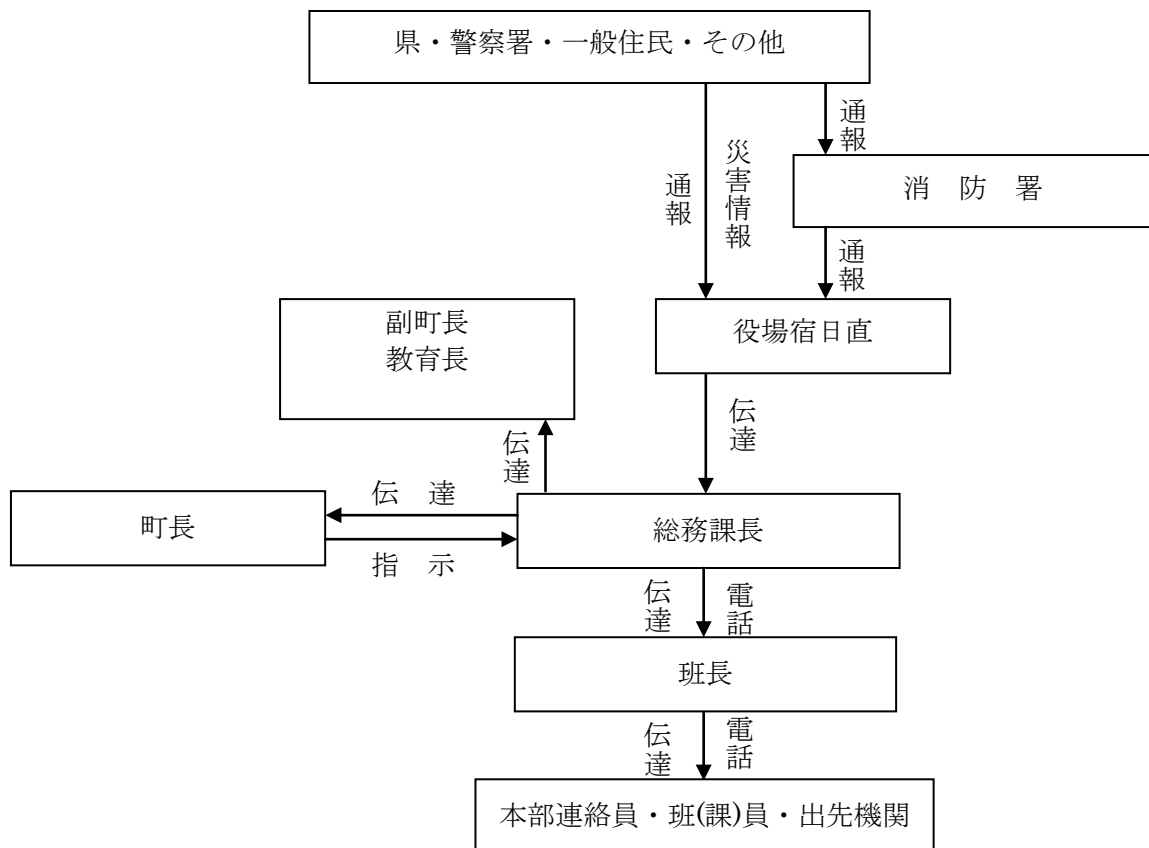
ウ 本部の設置場所

## 4 勤務時間外の動員方法

(1) 連絡体制

ア 夜間・休日等の勤務時間外に町内に災害が発生した場合、第1配備を自動配備し、該当する職員は直ちに参集する。

イ 宿直者は、災害発生を察知したとき、直ちに次の方法により連絡する。



(2) 各班の本部連絡員及び体制確立後の報告連絡体制

ア 災害対策本部の各班長は、所属の班と本部との連絡にあたらせるために、本部連絡員を定めておく。

イ 本部連絡員は、所属の班と本部との連絡にあたり、本部の指示事項の伝達など連絡活動を行う。

ウ 本部長の配備体制の指示に基づき各班が体制の確立を完了したときは、直ちに本部連絡員を通じて本部事務局に報告し、本部事務局は本部長に報告する。

(3) 参集場所

職員は、原則として本庁等勤務場所に参集する。ただし災害の状況により本庁等への参集が困難なときは、最寄りの町有施設に参集し、その責任者の指示を受け災害対策に従事する。

(4) 過渡的措置

各班長は、勤務時間外の過渡的措置として職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

## 5 動員状況の報告及び連絡

防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、関係防災機関に連絡する。また、各班長は非常招集した場合、氏名、時刻等を本部事務局に報告し、本部事務局は災害対策本部事務局長を通じ、本部長に報告する。

## 6 人員の確保

(1) 第1配備から第2配備の場合

各班長は、各班の防災活動遂行において、現状の人員で対応し難いと判断される場合には、班内で配備人員を増員し、その旨を本部事務局へ報告する。

(2) 第3配備の場合

各班長は、各班の防災活動遂行において、班内の人員で対応し難いと判断される場合には、応援を本部事務局に要請する。この場合、本部事務局は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

(3) 各班別の動員要請

災害応急対策は総合的、迅速かつ的確に実施されなければならないが、災害時の状況及び応急措置の推移により、班ごとに忙閑のアンバランスが生ずることが考えられるので、本部長は必要に応じて各班の所属する職員を他の班に応援させる。そのため災害対策本部の設置後、各班長は動員者数を本部事務局まで速やかに報告する。

(4) 災害時における職員の服務

ア 職員は、この計画の定めるところにより、班長の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。

イ 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生する恐れのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

ならない。

(5) 出動指令の決定

職員の災害出動は、配備の区分に従い町長が決定し指令を出す。



## 第4節 通信連絡活動

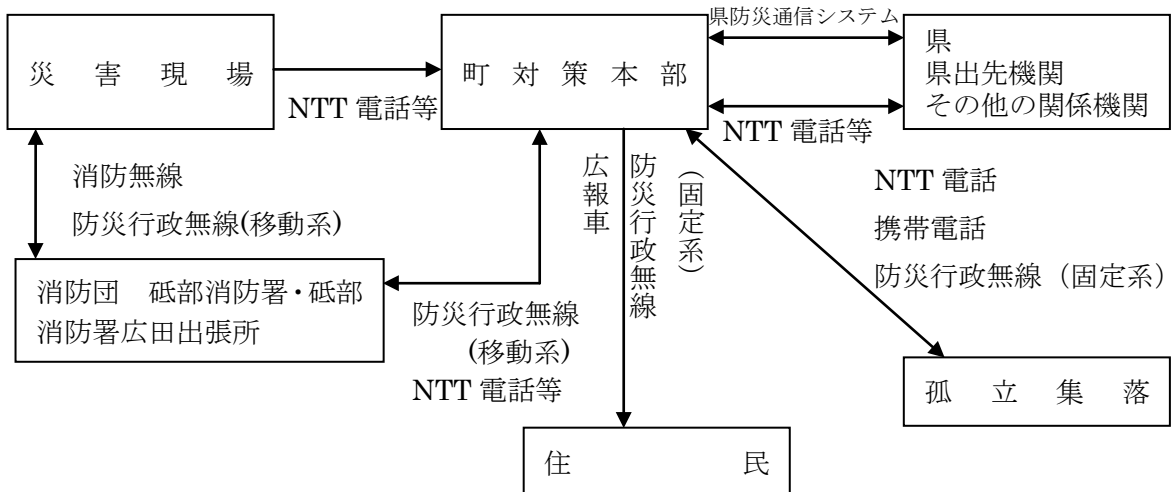
災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関相互及び住民との間における災害等に関する情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速かつ確実に行うことはもとより、町の地勢からひとたび災害が発生すれば孤立地域の発生を余儀なくされることは必至で、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策も考慮した通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

### 第1 通信連絡手段の活用順位

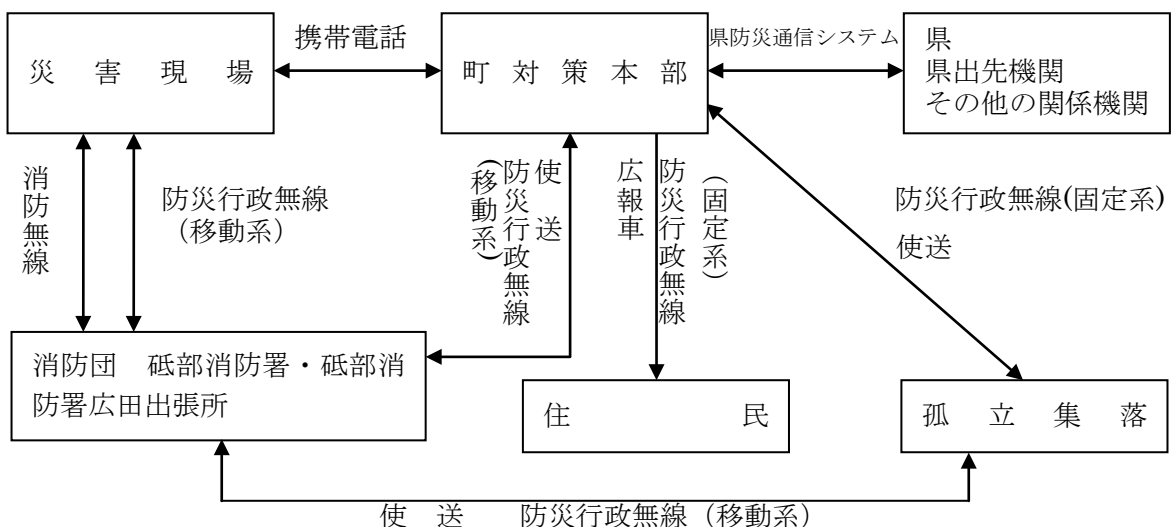
災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、一般加入電話によるもののほか、緊急の場合は概ね次の手段により速やかに行う。

#### 連絡系統図

※ 通常の災害（NTT電話等が使用できる場合）



※ 大規模災害（NTT電話等が使用できない場合）



## 1 専用通信設備の使用

- (1) 県防災通信システム
- (2) 町防災行政無線(固定系・移動系)
- (3) 消防無線

## 2 非常、緊急電報

災害時における緊急連絡のため、一般の電報に優先して送信、配達される非常電報又は緊急電報を利用する場合には発信紙に「非常」又は「緊急」と朱書きし、最寄の電報取扱局に申し込む。

## 3 NTT電話等が利用できない場合

非常災害等により、有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法(昭和25年法律第131号)等の定めるところに基づき非常通信により防災業務を遂行する。

この場合、県防災通信システム・町防災行政無線(固定系・移動系)、消防無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を得て通信の確保に努める。

## 第2 緊急放送の利用

町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、町長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

### 1 放送要請事項

- (1) 町の大半にわたる災害に関するもの
- (2) その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

### 2 放送要請内容

- (1) 放送を求める理由
- (2) 放送内容
- (3) 放送範囲
- (4) 放送希望時間
- (5) その他必要な事項

## 第3 情報システム

災害時における情報システムの確保対策として、県及びその他関係機関と協力し、次のような措置を講じる。

- (1) 速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) 情報システムに障害が生じた場合には、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

#### 第4 孤立地域との通信連絡

災害により通信や交通が途絶し、連絡が困難な孤立地域が発生した場合、衛星携帯電話や防災行政無線、アマチュア無線等を活用した通信の確保に努めるとともに、県消防防災ヘリコプターやバイク等を活用して、孤立地域との連絡に努める。

## 第5節 災害情報報告活動

自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

### 第1 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

消防組織法第40条の規定により、「災害報告取扱要領」に基づき、被害認定基準をもとに県及び国に報告する。人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

ただし、県へ連絡できない場合、直接国（消防庁）へ連絡する。

### 第2 情報の処理

#### 1 災害情報等の受理・伝達・周知

- (1) 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される災害に関する情報等は、町（災害対策本部設置前においては総務課）において受理する。
- (2) 受理した情報については、防災行政無線及び広報車等を活用して、住民に対して周知徹底を図る。
- (3) 確実な情報収集・伝達が可能となるよう、町内地域ごとの担当職員をあらかじめ定めておく。

#### 2 情報の収集・伝達

町災害対策本部は、防災行政無線、消防無線及び自主防災組織を通じた連絡等により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。

- (1) 職員派遣による収集  
災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。
- (2) 自主防災組織等を通じた収集  
自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。
- (3) 参集途上の職員による収集  
勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況についての情報を収集する。
- (4) 県への応援要請  
被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術を必要と

する場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

(5) 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と十分連絡をとる。

### 3 収集・伝達すべき情報

- (1) 被害状況
- (2) 避難の勧告、指示又は警戒区域設定状況
- (3) 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- (4) 物資の価格、役務の対価動向
- (5) 金銭債務処理状況及び金融動向
- (6) 避難所の設置状況及び住民の避難生活状況
- (7) 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- (8) 観光客等の状況
- (9) 県の実施する応急対策の実施状況

### 4 情報の分析整理

平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積に努めるとともに、インターネット等の活用により災害情報等の周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ることにより、災害発生時における被害予測や的確な初動体制の確立などの災害対策に資するように努める。

## 第3 県災害対策本部（県災害警戒本部）に対する報告及び要請

### 1 被害状況調査方法

- (1) 被害情報の収集は、総務班が関係機関、諸団体及び住民組織に応援を求めて実施する。  
特に、初期の情報は、区長、組長を通じ直ちに町役場に報告する。
- (2) 災害が発生したときは、直ちに戸籍税務班（砥部町災害対策本部運営要領別表第2砥部町災害対策本部の組織及び事務分掌）を編成し情報収集にあたる。公共施設等の被害情報は、関係担当班が収集にあたる。
- (3) 被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能なとき又は専門的な技術を必要とする場合は、県又は防災関係機関の応援を求めて実施する。
- (4) 情報収集及び調査は、警察署、県機関及び防災関係機関と十分連絡をとる。
- (5) 被害項目と調査担当班
  - ア 人的被害、住家等被害  
戸籍税務班を中心に、必要に応じて各班から応援を求めて調査する。人的被害は、応急対策を実施する上で最も重要な情報であるため、優先的に収集することとし、関係機関や民間の協力を求め、迅速かつ正確に把握できるよう体制及び方法を定めておく。

イ 産業関係等被害

以下に掲げる被害情報は、激甚災害の指定の基礎等となるものであるので、調査、把握する。

(ア) 農林業関係被害

産業建設班が土地改良区、農業協同組合、森林組合等の協力を得て調査する。

(イ) 商工業関係被害

産業建設班が商工会等の協力を得て調査する。なお、商工関係の被害総額の算定は難しく、不統一傾向があるので事前に十分調整しておく。

(ウ) 土木関係被害

産業建設班が被害地域に出向き調査する。

(エ) 教育関係施設被害

教育委員会事務局班が学校長等の施設管理者の協力を得て調査する。

(オ) その他の被害

電気通信、町有財産等の被害については、各班が施設管理者の協力を得て調査する。

## 2 県災害対策本部(県災害警戒本部)に対する報告及び要請報告

町災害対策本部は、被害状況のほか、要請事項や町の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部(県災害警戒本部)に対し報告又は要請を行う。ただし、県災害対策本部(県災害警戒本部)に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

報告及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

(1) 報告すべき災害

ア 災害救助法の適用基準に合致するとき。

イ 県又は町が災害対策本部を設置したとき。

ウ 災害が当初軽微であっても、今後拡大発展する恐れがあるとき又は2市町以上にまたがる時。

エ 災害による被害に対して、国の特別財政援助を要するもの。

オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの。

カ その他特に県から報告を指示されたもの。

(2) 報告事項

ア 災害の概況

(ア) 発生した日時及び場所

(イ) 災害の種類及び概況

イ 被害の概況

特に死者、行方不明者、被災者等の状況

ウ 応急対策の状況

特に救助、避難、警戒等の状況

- エ 災害対策本部（水防本部を含む）を設置又は解散したとき。
- オ 町長が自ら災害に関する警報を発したとき。
- カ 避難準備情報、避難の勧告、指示を行なったとき。
- キ その他必要事項

### 3 報告の内容と時期

#### (1) 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、町及び県機関並びに防災関係機関が災害を覚知したとき直ちに即報する。なお、報告にあたっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告様式」に示す事項について報告することとし、特に人的被害、家屋被害を優先して報告する。

様式1 災害発生報告 資料4-1

#### (2) 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告様式」に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにする。なお、報告の基準については、別表「被害の被害認定基準」による。

様式2の(1) 中間・最終報告（共用） 資料4-2

様式2の(2) 被害状況内訳表 資料4-3

#### (3) 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後10日以内に、「災害発生報告様式」により行う。

様式2の(1) 中間 最終報告（共用） 資料4-2

様式2の(2) 被害状況内訳表 資料4-3

#### (4) その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、直ちに報告する。

- ア 町災害対策本部（水防本部等を含む）を設置又は解散したとき。
- イ 町長が自ら災害に関する警報を発したとき。
- ウ 避難の準備情報、勧告、指示を行ったとき。

### 4 報告の方法

報告は次の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

- (1) 県防災通信システム(地上系・衛星系)
- (2) 電話
- (3) インターネット
- (4) 文書等

## 第4 その他の情報活動

### (1) 防災関係機関の活動

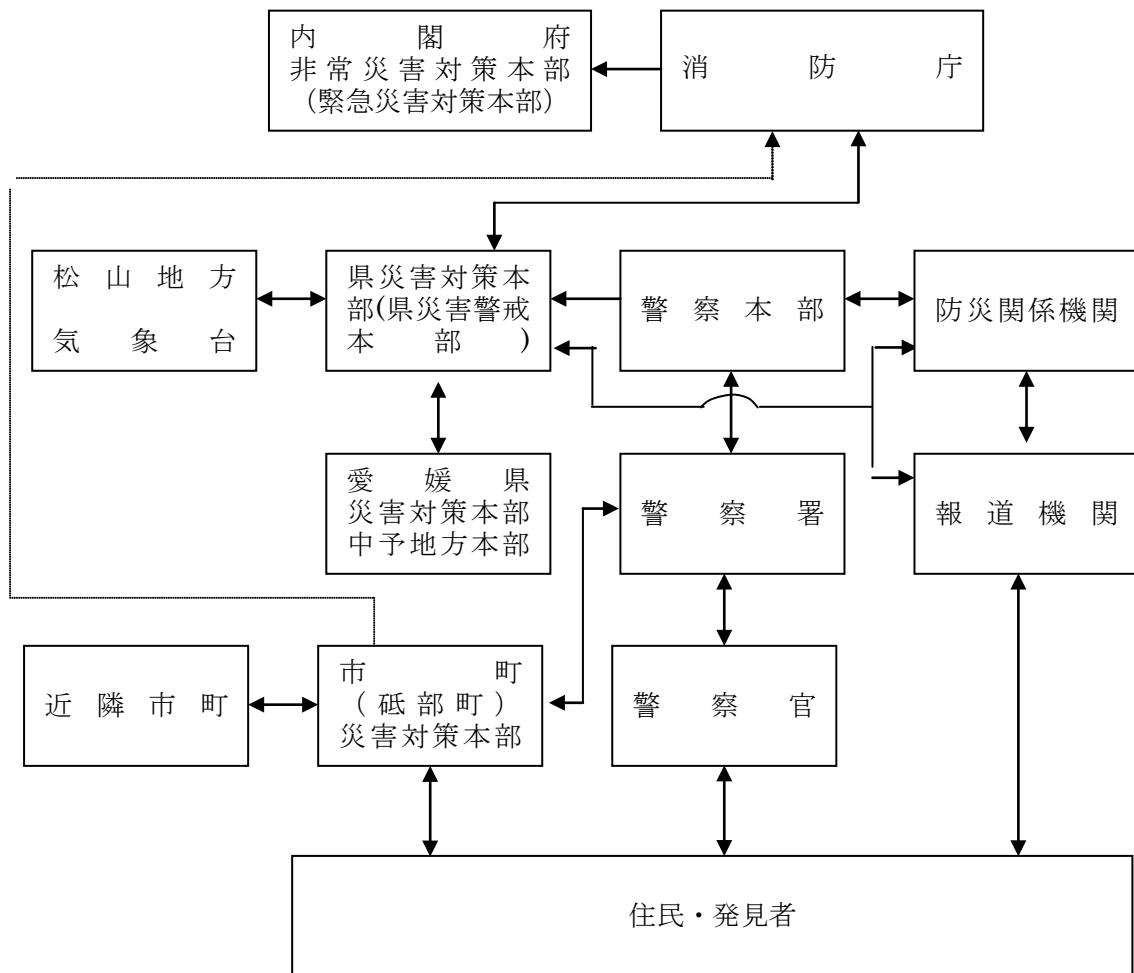
防災関係機関は、それぞれの防災業務計画に定めるところにより、被害の状況を県及びその他の関係機関に対し通報する。

特に、運輸、通信、電力、ガス等の事業者は、運行不能、不通、供給停止等の事態が発生したとき又は応急復旧が完了したときには、直ちに、県災害対策本部(県災害警戒本部)へ通報する。

### (2) 発見者の通報義務

災害の発生又は災害の発生が予測される異状現象を発見した者は、町長又は警察官に通報する。

情報報告・通報系統図





別表

被害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となりかつ死亡の疑いがある者	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として、学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその寄宿者等を1世帯として取り扱う。	
	全壊、全焼 又は流失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 報告については棟数並びに世帯数および人員とする。	
	半壊又は半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のも、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上、70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
住家の被害	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のも、具体的には床上に達したとき、浸水が畳を越えた程度のもをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
	一部破損	損壊の程度が半壊焼に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし窓ガラス2～3枚が割れた程度のもを除く。	
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	たとえば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土壌、車庫等の建物とする。	
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの	

分類	用語	被害程度の判定基準
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水のつかったもの
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県および町道（道路法第2条第1項に規定する道路。以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。 ただし、橋梁を除いたものとする。
	橋梁流失	町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用もしくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	汽車、電車に運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	電話	災害により通話不能となった電話の回数線とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
被害世帯数	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持することができなくなった世帯で全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災者	被災世帯の構成員をいう。
火災発生	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること
	建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの

分類	用語	被害程度の判定基準
その他の用語の解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、たとえば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、たとえばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、たとえば立ち木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、たとえば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物の商工被害で、たとえば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 第6節 広報活動

町及び防災関係機関は、相互の連携を密にして住民のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

### 第1 広報事項

町は、管内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 災害の概況
- (3) 避難の準備情報、勧告、指示
- (4) 避難所の指示
- (5) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (6) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (7) 防疫に関する事項
- (8) 医療救護所の開設状況
- (9) 被災者等の安否情報
- (10) 不安解消のための住民に対する呼び掛け
- (11) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (12) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (13) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (14) 災害復旧の見込み

### 第2 広報実施方法

あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、インターネット等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。特に、避難行動要支援者に対する広報は、避難行動要支援プランを整備するなど、確実な情報伝達が可能な手段の確保に努める。

- (1) 同報無線、有線放送等による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) 報道機関を通じた広報
- (4) 広報紙の掲示、配布
- (5) 避難所への広報班の派遣
- (6) 自主防災組織を通じた連絡
- (7) 総合案内所、相談所の開設
- (8) インターネット（ホームページ）等を活用した情報提供

### 第3 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、きわめて重要であるので、広報担当者は各部と緊密な連絡を図り資料作成を行う。

- (1) 広報担当者の撮影した災害写真
- (2) 防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
- (3) 報道機関等による災害現場の航空写真
- (4) 災害応急対策活動取材した写真その他

### 第4 一般住民に対する広報

広報担当者は、一般住民に対する災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすく、とりまとめて知らせる。

#### 1 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、防災行政無線及び広報車等を利用し、広報活動を実施する。

#### 2 災害発生後の広報

被害の推移、避難準備情報、避難勧告、避難指示、応急措置の状況と人心の安定と激励を含め、沈着な行動を要請する等の広報活動を、防災行政無線、広報車等を利用し、迅速かつ的確に行う。

### 第5 庁内連絡

広報担当者は、災害情報及び被害状況の推移を庁内放送を利用し、一般職員に周知させる。また各課に対し措置すべき事項及び伝達事項を併せて放送する。

### 第6 報道機関に対する情報発表

町長は、次に掲げる事項の広報資料を取りまとめ、報道機関に発表する。

- (1) 災害の種別及び発生日時
- (2) 被害発生場所及び発生日時
- (3) 被害状況
- (4) 応急対策の状況
- (5) 住民に対する避難準備情報、避難勧告、指示の状況
- (6) 一般住民又は被災者に対する協力及び注意事項

## 報道機関一覧

報道機関名	電話	所在地
朝日新聞社松山総局	(089) 941-0155	松山市三番町4丁目9-6
毎日新聞社松山支局	(089) 941-2711	松山市一番町4丁目1-4 2F
読売新聞社松山支局	(089) 933-4300	松山市一番町4丁目1-6
愛媛新聞社	(089) 935-2111	松山市大手町1丁目12-1
産経新聞社松山支局	(089) 941-6680	松山市一番町4丁目1-7
日本経済新聞社松山支局	(089) 941-0349	松山市三番町4丁目11-5
株式会社あいテレビ	(089) 921-2121	松山市竹原1丁目5-25 3F
愛媛朝日テレビ株式会社	(089) 946-4600	松山市和泉北1丁目14-11
N H K 松山放送局	(089) 921-1111	松山市堀之内5
株式会社テレビ愛媛	(089) 943-1111	松山市真砂町119
南海放送株式会社	(089) 915-3333	松山市道後樋又6-24
株式会社エフエム愛媛	(089) 945-1111	松山市竹原1丁目10-7

## 第7 広聴活動

風水害等により甚大な被害が生じた場合には、情報の途絶や、混乱した社会不安も加わるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を実施し、民生の安定を図り、併せて災害応急対策活動、災害復旧活動に住民の要望等を反映させる。

## 第8 通信系統図

本章第4節「通信連絡活動」を参照のこと。

## 第7節 避難活動

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、避難行動要支援者の安全な避難についても十分配慮する。

### 第1 避難の勧告等

#### 1 実施責任者

避難の勧告等（避難準備情報、避難勧告及び避難指示を総称する）は、原則として町長が行う。町長は、町の区域内において災害が発生し、又は発生する恐れがあり、住民の生命及び身体を保護するため必要と認められる時は、避難勧告等を行い、必要に応じて松山南警察署長及び消防署長に住民の避難誘導への協力を要請する。

住民に危険が切迫するなど、急を要する場合で、町長が避難の勧告等を行うことができないとき、又は町長から要求があったときは、次表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに町長に通知する。

実施責任者	内 容	根拠法令等
町 長	避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき避難準備情報を提供する。	防災基本計画
	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、当該地区の住民等に対し避難の勧告を行う。 危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するとき、避難の指示を行う。	災害対策基本法 第60条
知 事	災害が発生した場合で、当該災害により町長が避難のための勧告及び指示を発令できなくなったとき、町長に代わって行う。	災害対策基本法 第60条第5項
警察官	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、避難の指示が必要と認められる事態において、町長が指示できないと認められるとき、又は町長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示を行う。	災害対策基本法 第61条
	災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法 第4条
知事又はその命を受けた職員及び水防管理者	洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 水防管理者が指示を実施する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条
知事又はその	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められる	地すべり等防止

命を受けた吏員	とき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場に いる者を避難させることができる。	自衛隊法第94条

## 2 避難の勧告等の基準

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、状況に応じて避難の勧告等を行う。避難の勧告等については、「避難勧告等の判断伝達マニュアル」に従って行う。

### (1) 避難準備情報

区分	基準及び方法
条件	避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき。
伝達内容	勧告者、危険予想地域、避難準備情報を勧告すべき理由、避難支援を要する避難行動要支援者、避難に際しての携帯品、避難方法。
伝達方法	防災行政無線、広報車による伝達、区・自主防災組織等による伝達、必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送を併用する。

### (2) 避難勧告

区分	基準及び方法
条件	暴風の来襲、断続的な豪雨により災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきたとき。 また、指定河川等の水位が警戒水位を突破し、増水が予想され、洪水等の危険が強まってきたときや、土砂災害警戒情報が発表されるなど、土砂災害の危険が強まってきたとき。
伝達内容	勧告者、避難すべき理由、避難先、避難所に至る経路。
伝達方法	防災行政無線、広報車による伝達、区・自主防災組織等による伝達、必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達、サイレンを併用する。

### (3) 避難指示

区分	基準及び方法
条件	暴風、豪雨、洪水、その他災害発生となる事象が避難勧告の段階より悪化し、災害の発生が確実に予想されるに至ったとき。 また、突然、災害発生の諸現象が現われたときは、避難勧告等の処置を経ず、直ちに避難指示の処置を行う。
伝達内容	指示者、避難すべき理由、避難先、避難所に至る経路。
伝達方法	防災行政無線、広報車による伝達、区・自主防災組織等による伝達、必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達、サイレンを併用する。



### 3 避難の準備情報、勧告又は指示の内容

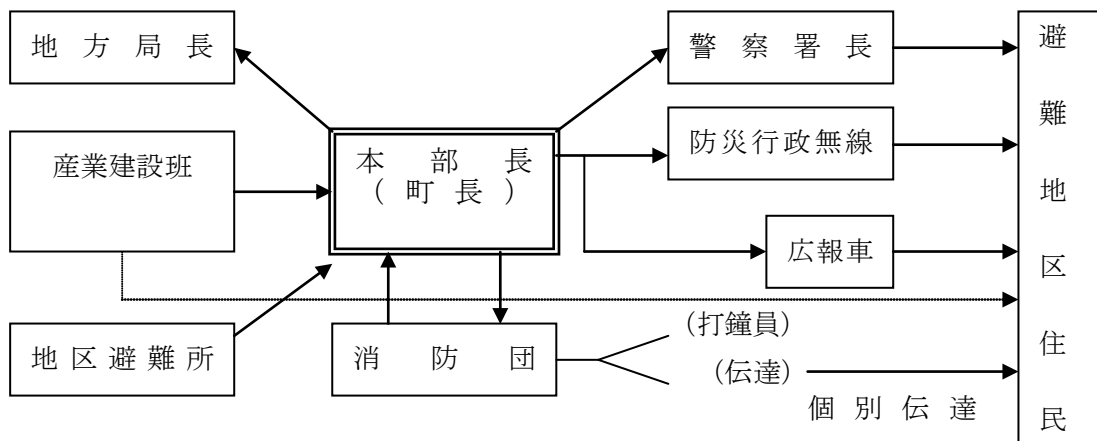
避難の準備情報の提供、勧告又は指示は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の服装、携行品
- (6) 避難行動における注意事項

### 4 伝達系統

避難の情報、勧告及び指示は、次の要領により伝達する。

- (1) 伝達系統



- (2) 伝達方法

避難の情報、勧告・指示及び解除は、防災行政無線、広報車、消防車等により伝達するとともに、報道機関への協力要請を行うなど、関係区域内のすべての者に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。

なお、状況によっては、消防団等により関係区域に戸別に伝達を行う。

## 第2 警戒区域の設定

### 1 警戒区域設定の権限

災害時に、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、地域住民の当該区域への立ち入りの制限を行い、当該住民の生命又は身体に対する危険の防止を図る。

警戒区域設定の実施責任者及び基準は、次のとおりとする。

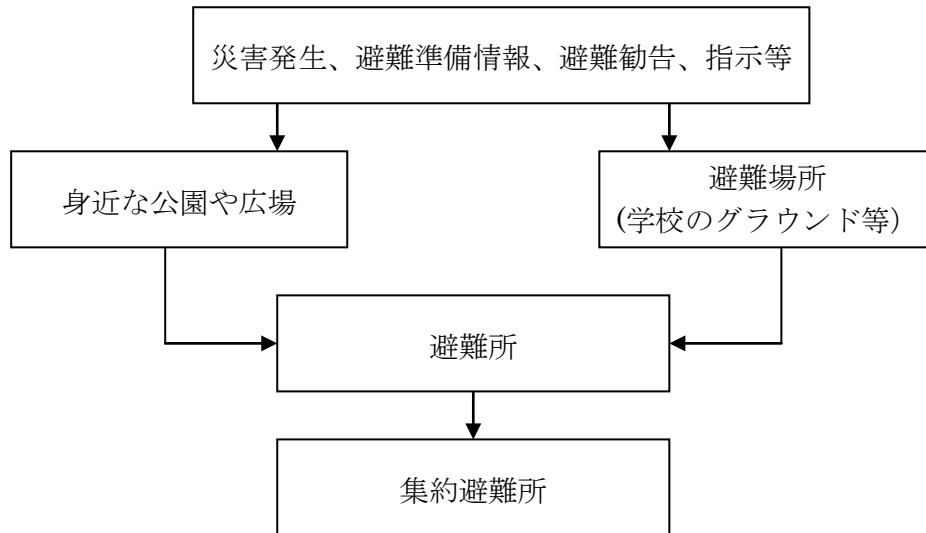
警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内 容 (要件)	根 拠
町 長	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
警 察 官	災害全般	町長もしくはその委任を受けて、町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼした又は財産に重大な損害を及ぼす恐れのある天災等危険な事態があるとき。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた自衛官	災害全般	町長もしくはその委任を受けて町長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	災害対策基本法第63条第3項
知 事	災害全般	災害が発生した場合において、当該災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第73条
消防職員 消防団員	水災を除く 災害全般	災害の現場において消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同法第28条
水防団長、 水防団員、 消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。	水防法第21条

### 第3 避難誘導の実施

#### 1 避難の流れ

災害発生後、住民自らが避難する場合、又は町職員、警察官、消防団員等が住民を避難誘導する場合は、次の流れによる。



##### (1) 避難場所への避難（住民の自主的避難）

災害発生直後においては、住民の自主的判断で避難が必要な状況が発生する場合又は火災延焼や土砂災害等の危険が迫り、町から避難準備情報、避難勧告及び指示が発令された場合、住民は、身近な公園や広場又は避難場所に避難する。

避難場所に集合した住民は、自主防災組織等を中心に組織化し、周辺の状況に注意する。

この段階で、火災等の危険が無く自宅の被害を免れ又は被害軽微な住民は、各自の自宅に帰宅する。

##### (2) 避難所への避難

避難場所で組織化した後、地域の危険が去っていない場合又は避難準備情報、避難勧告及び指示が出された場合、住民は、一団となってあらかじめ定められた避難所へ避難する。

また、避難所の安全性が確保された場合、倒壊や焼失等により自宅に帰宅できない被災者を避難所へ収容する。

##### (3) 集約避難所への集約

避難所生活が長期化し、避難所によっては避難者が少数となるなど、避難所の本来の機能が回復できる見込みとなった場合、集約避難所を設置し、当該避難者は指定された集約避難所へ移動する。

#### 2 避難の誘導

##### (1) 避難誘導を行う者

町職員、消防署職員及び消防団員は、警察官、自主防災組織等と協力して住民等の避難誘導を行うが、できるだけ地域ごとに責任者及び誘導員を定めておき、極力安全と統制を図る。

(2) 避難誘導の順位

避難の順序は、高齢者、障がい者等避難行動要支援者及びこれらに必要な介助者を優先する。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

介護福祉班は、災害時に支援を必要とする高齢者や障害者、日本語を解さない外国人等の避難行動要支援者が確実に避難できるよう、次の対策を講じる。

ア 避難行動要支援者についてあらかじめホームヘルパー、民生児童委員等の協力を得て自主防災組織や行政区等の範囲ごとに、その実態を把握し、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者のリストを作成するなど避難行動要支援者支援プランを作成して避難誘導に活用する。

イ 寝たきり等施設での生活が必要な人は、老人福祉施設での対応を要請する。

ウ 日本語を解さない外国人に対しては、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。また、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難誘導を行う。

エ その他、住民は、地域の避難行動要支援者に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。

**3 誘導時の留意事項**

(1) 誘導経路は、出来る限り危険な橋、堤防その他災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(2) 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

(3) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

(4) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(5) 町長が発令する避難指示に従わず要避難地にとどまるものに対し、町職員、警察官、自衛官等は、警告等を発するか、避難の指示に従うよう出来る限り説得に努める。

**4 避難道路の確保**

避難路の選定にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生の恐れのある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

**5 移送の方法**

(1) 小規模の搬送

避難者が自力で立退くことが不可能な場合は、車両等により移送する。

(2) 大規模の移送

災害地が広範囲で、大規模な移送を必要とし、町において対応できないときは、近隣市町の応援を求めて実施する。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は、地方局を經由して県に要請する。

## 6 携帯品の制限移送の方法

携帯品は、円滑な避難に支障をきたさない必要最小限度(貴重品、必要な食料、衣類、日用品等)とする。

## 第4 避難所の開設

### 1 避難所の開設

避難が必要になった場合、直ちに避難所を開設し、設置場所等を速やかに被災者に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講じる。

また、住民の自主避難にも配慮し、避難所の早期開設に努める。

なお、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

### 2 避難生活及び設置場所

#### (1) 避難生活者

避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受ける恐れのある者で居住する場所を確保できない者とする。

#### (2) 設置場所

平常時において、避難場所と避難所を区分の上、あらかじめ指定しておくとともに、地域住民に対する周知を図る。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として活用する。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

ア 山・崖崩れの危険のない地域に設置する。

イ 避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

(ア) 学校、体育館、公民館等の公共建築物

(イ) あらかじめ協定した民間の建築物

(ウ) 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）

ウ 避難行動要支援者については、その状況に応じて収容するための社会福祉施設等を確保するほか、旅館やホテル等を借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

エ 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。

避難所等一覧表 資料6-1

### 3 設置期間

町長は、災害情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

#### 4 避難所の運営

- (1) 自主防災組織及び避難所の学校等施設等の管理者の協力を得て避難所を運営する。
- (2) 避難所には避難所等の運営を行うために必要な町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (3) 避難所の運営にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。
- (4) 自主防災組織は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
- (5) 避難行動要支援者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な避難行動要支援者の社会福祉施設等への移送に努める。
- (6) 避難所における生活環境に注意を払い、プライバシーの確保や男女のニーズの違いに十分配慮するよう努める。
- (7) 避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅の斡旋等による、避難所の早期解消に努める。
- (8) 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢動脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和等について配慮する。
- (9) 避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等の実施に努める。
- (10) 避難者に対する給食、給水その他の物資の支給は、緊急物資の確保計画により実施するが、支給物資の調達を円滑に実施するため、避難人員等を速やかに把握する。

#### 5 職員等の配置と役割

##### (1) 職員等の配置

町が設定した避難所（避難場所及び避難所）には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

##### (2) 職員の役割

避難所に配置された職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

ア 被災者の収容

イ 被災者に対する食料、飲料水の配給

ウ 被災者に対する生活必需品の供給

エ 負傷者に対する医療救護

オ 火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達

カ 避難した者の掌握

キ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示・保護者への引き渡し、又は避難所への収容

##### (3) 避難所の所有者又は管理者

町が設定した避難所を所有し又は管理する者は、避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

## 第5 避難状況の報告

町災害対策本部は、避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について県災害対策本部又は災害警戒本部（地方本部又は支部経由）をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員（避難所ごと）
- (3) 開設期間の見込み

また、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県災害対策本部に依頼する。

## 第6 避難地区の警戒警備

避難指示指令者は、警察官と協議して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

# 第8節 緊急輸送活動

緊急輸送の実施にあたっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

## 第1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階（被災直後）	第2段階（被災後1～6日程度）	第3段階（被災後7日程度以降）
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救命に緊急を要する傷病者</li> <li>● 応急救助に要する医療従事者、医薬品等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● （第1段階の続行）</li> <li>● 食料、飲料水等緊急物資の輸送</li> <li>● 被災者の救出搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● （第1・2段階の続行）</li> <li>● 災害復旧に要する人員・資機材</li> <li>● 生活必需物資輸送</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害拡大防止に要する人員・資機材</li> <li>• ライフライン復旧に要する人員・資機材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 応急復旧に要する人員・資機材</li> </ul>	
--	--	--

## 第2 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

### 1 車両による輸送

#### (1) 輸送路の確保

緊急輸送を実施するため、次の緊急輸送路線を確保する。

#### 緊急輸送路線

路線名		緊急輸送路線確保区間
国道	一般国道33号・379号	町内全線
県道	伊予川内線	町内全線

#### (2) 車両の確保

ア 町が、その所轄事務遂行上必要とする車両は、町保有車両を災害対策本部事務局長が運用を調整し配分する。

イ 町保有車両が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、次により民間業者又は関係機関等に対し調達の要請をし、輸送力を確保する。

##### (ア) 民間業者への依頼

町内の自家用及び営業用車両の保有者に対して協力を依頼し、災害の程度に応じて出動の要請を行う。

##### (イ) 県への要請

町内で調達が不可能な場合は、県に対しての調達の要請を行う。

町有車両一覧表 資料11-1

運送業者及び車両一覧表 資料11-2

### 2 ヘリコプターによる輸送

#### (1) 輸送の要請

災害の状況により空中輸送を必要とする場合は、県に対し、災害状況に基づき派遣の要請をする。

愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 資料14-1

#### (2) 物資等の投下場所及びヘリポートの整備

ア 物資等の投下場所は、陶街道ゆとり公園グラウンド及びひろた町民グラウンドとする。



イ ヘリポートの整備

災害情報の収集、人命の救出、救援物資の輸送等迅速な災害救助を図るための拠点ヘリポートは、ヘリコプター発着場一覧表 資料11-3のとおりとする。また、孤立が予想される地区を中心に臨時ヘリポートの確保に努める。

**3 協力機関**

愛媛県バス協会、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、愛媛県トラック協会は、災害発生時に、被災者の移送及び物資、復旧用資機材等の輸送の必要が生じたときは、県の要請に基づき乗合・乗用自動車や貨物自動車及び車両等の供給に協力する。

**第3 応援要請**

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町に対し調達、斡旋を要請する。

- (1) 輸送区間及び借り上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時

## 第9節 交通応急対策

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて交通規制を実施するなど、交通の確保に努める。

### 第1 交通の確保対策

#### 1 災害発生時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づき、区域又は道路の区間に係る通行禁止等（以下「通行禁止区域等」という。）が行われたときは、通行禁止区域等にある一般車両の運転者は、次の措置をとる。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。
  - ア 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、当該道路区間以外の場所
  - イ 区域に係る通行禁止等が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 通行禁止区域等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の措置命令に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を命ずることができないときは、やむを得ない限度において車両等を破損することができる。

#### 2 情報の収集

道路の被害状況や通行可能な道路の交通状況を迅速に把握するため、関係機関の協力を得て情報共有に努める。

#### 3 交通確保の基本方針

- (1) 公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の回復に努める。

また、道路の破損、欠壊、その他の事由により二次災害の発生防止や交通が危険であると認められる場合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

この際、道路管理者は公安委員会等と緊密な連携のもと交通規制の適切な運用を図る。

## 第2 交通規制の実施

### 1 交通規制措置

災害発生時において道路損壊等が発生した場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、公安委員会、県警察及び道路管理者は、緊密な連携のもと被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとる。

### 2 実施機関

#### (1) 道路管理者

ア 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められるとき。

イ 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。

#### (2) 公安委員会、警察本部、各警察署

ア 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるとき。

イ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。

ウ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずる恐れがあるとき。

### 3 緊急輸送路確保のための交通規制

#### (1) 緊急輸送道路の選定

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。

この場合、県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。

#### (2) 交通規制の実施

公安委員会は、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。この場合、当該区域内にある者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置をとる。

また、県警察は、交通規制にあたって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うために、必要に応じて「愛媛県警備業協会」との協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

#### (3) 路上放置車両等に対する措置

##### ア 県警察

県警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去や警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し、車両移動等の措置命令等を行う。

##### イ 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警

察官がその場にいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

ウ 消防吏員

消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

4 実施責任者

区 分	実施責任者	対 象	事 由
道路管理者	四 国 地 方 整 備 局 長	一般国道	1 道路の破損、欠損、その他の事由により、交通が危険であると認められるとき。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。(道路法第46条)
	県 知 事	県管理の一般国道及び ひ県道	
	町 長	町道、農道、林道	
警 察 機 関	公安委員会	必要な全道路	県内又は隣接県に災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認められたとき。(災害対策基本法第76条)
		下記警察署長の行う もの以外のもの	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。(道路交通法第4条及び第5条)
	警 察 署 長	交通の禁止又は制限をすべき区間が2以上の警察署長の管轄に渡らず、かつその期間が1か月を超えないもの	
	警 察 官	必要な全道路	道路の損壊、火災その他の事情により道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合 (道路交通法第6条)

第3 道路交通確保の措置

1 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

2 道路施設の復旧

道路管理者は、(社)愛媛県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。なお、この場合、緊急輸送道路を優先して行う。

### 3 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

### 4 障害物等の除去

路上における著しく大きな障害物については、必要に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。

## 第4 緊急通行車両の確認等

### 1 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

- (1) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対して当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。
- (2) 知事又は公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したときは、当該車両の使用者に対し災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

### 2 緊急通行車両の確認事務

災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務は、知事に対し行うものは危機管理課、公安委員会に対し行うものは警察本部交通規制課及び各警察署交通課において行う。

## 第10節 消防活動

火災、洪水等の災害発生時には、災害の拡大により極めて大きな被害が予想されるため、住民、自主防災組織、事業所、県等と連携し人命救助、水防活動及び初期消火を実施する。また、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

### 第1 消防活動の実施方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、消防署及び消防団の全機能をあげて、次の方針により消防活動を行う。

#### 1 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

#### 2 人命救助の最優先

消防署及び消防団は、町消防計画の定めるところにより、人命救助を最優先にした消防活動を行う。

### 第2 消防機関の活動

#### 1 消防署の活動

消防署長は、消防吏員及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

##### (1) 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の使用可能状況

オ 要救助者の状況

カ 医療機関の被災状況

##### (2) 消防活動の留意事項

次の事項に留意して消防活動を行う。

- ア 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。
  - イ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はその恐れがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
  - ウ 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。
  - エ 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
  - オ 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
  - カ 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。
- 伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所車両等一覧表 資料3-1  
伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所無線設備一覧表 資料3-2

## 2 消防団の活動

### (1) 組織及び消防力

消防団は、砥部地区10分団、広田地区4分団の14分団をもって組織する。

消防団車両・資機材一覧表 資料3-4

### (2) 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として砥部消防署長及び砥部消防署広田出張所長の指揮下に入り消防活動を行う。ただし、消防署の出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

#### ア 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

#### イ 避難誘導

避難準備情報、避難勧告、避難指示が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

#### ウ 救急救助活動

消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

## 3 事業所の活動

### (1) 火災予防措置

火気の取り扱い及び危険物、プロパンガス、高圧ガス等の供給の遮断確認、及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

### (2) 火災が発生した場合の措置

- ア 自主防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大する恐れのあるときは、次の措置を講じる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。
- イ 警察、最寄りの消防機関等に電話又はかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
- ウ 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じる。

危険物施設一覧表 資料13-1

4 自主防災組織の活動

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブ閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認をする。

(2) 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

(3) 消防隊への協力

消防隊（消防署、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

5 住民の活動

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気機器類等の火気の遮断を直ちに行うとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、危険物のタンクはタンクの元バルブを締める。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で消火活動を行う。

第3 消防活動の応援要請

1 県内の消防応援協定

町が消防活動のために必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、次のとおりである。

協定名及び協定先の市町 機関の名称	業務の種類	締結年月日	締結 方法	応援要請手続
愛媛県消防広域相互応援協定〔愛媛県内市町等〕	消防、救助、救急、その他の応援	平成18年3月1日	文書	無線又は電話等による
中予地区広域消防相互応援協定	救急、火災、その他の災害	平成2年8月1日	文書	口頭、電話又は電信による
伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定	救急、火災、その他の災害	平成17年11月1日	文書	口頭、電話又は電信による

愛媛県消防広域相互応援協定書 資料3-7

中予地区広域消防相互応援協定書 資料3-6

伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書 資料3-5



火災が発生し、被災地の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難又は困難が予想される場合は、火災の態様、動向等を的確に判断し、県下の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第39条）を速やかに行う。

(1) 近隣市町間の消防相互応援協定に基づくもの

被災地の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難であると予想される場合は、近隣市町等の消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。

(2) 東予、中予、南予の広域消防相互応援協定に基づくもの

同じ地域の他の消防機関の個別の応援を得て対応できるものは、各地域の広域消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。

(3) 愛媛県消防広域相互応援協定に基づくもの

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下統一協定に基づく応援要請を行う。

## 2 他県への応援要請

大規模火災により大規模な被害が発生し、町長が知事に他県の消防機関に対し応援要請（消防組織法第44条）を求めた場合、知事は消防庁長官に緊急消防援助隊の応援を要請し、その結果を直ちに町長に連絡する。

(1) 応援要請の手続き

町長は、他の消防機関に対し応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして要請する。（要請は電話で行い、後日文書を提出する。）

ア 火災の状況及び応援要請の理由

イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間

ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員・車両・資機材

エ 進入経路及び結集場所

(2) 応援隊の受け入れ体制

応援消防隊の円滑な受入れを図るため、町は、連絡班を設け、受け入れ体制を整えておく。

ア 応援消防隊の誘導方法

イ 応援消防隊の人員・車両・資機材、指揮者等の確認

ウ 応援消防隊に対する食事、宿泊施設等の手配

## 3 愛媛県消防防災ヘリコプターに対する応援要請

火災が発生し、町長又は消防長が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対してヘリコプターの緊急出動を要請する。

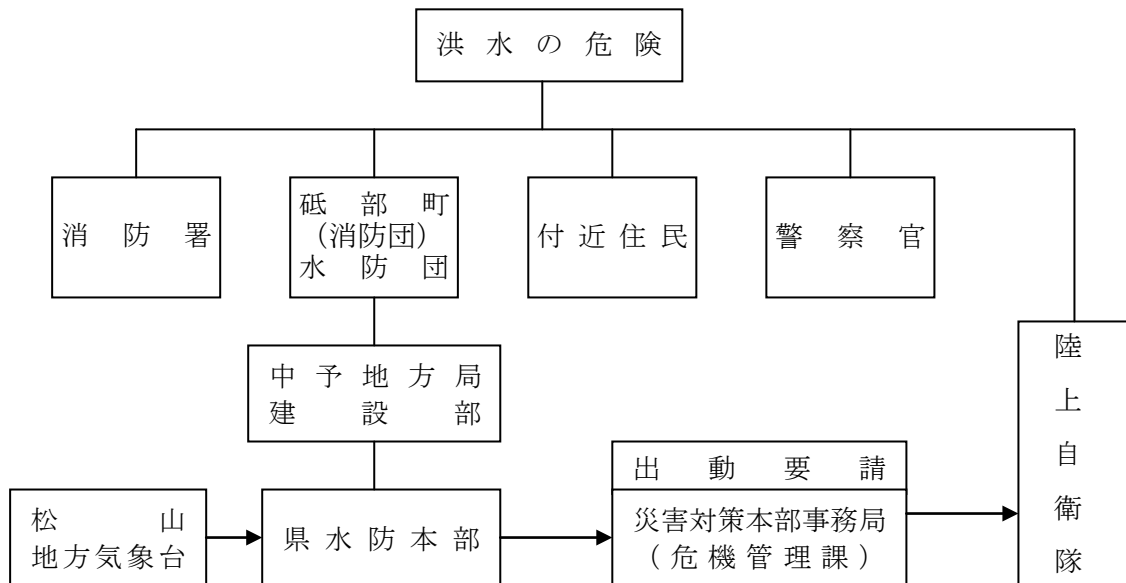
愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 資料14-1

## 第11節 水防活動

洪水による災害を警戒し、防御するなど万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図る。

### 第1 水防活動

災害による洪水に対する水防活動は、次のとおりとする。なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、町の水防計画書に定めるところによるが、その概要は次のとおりである。



#### 1 町及び水防管理団体の活動

(1) 水防活動に便利な箇所に水防倉庫を設置し、必要な資機材を備えつめるよう努める。

水防資機材保有状況一覧表 資料3-9

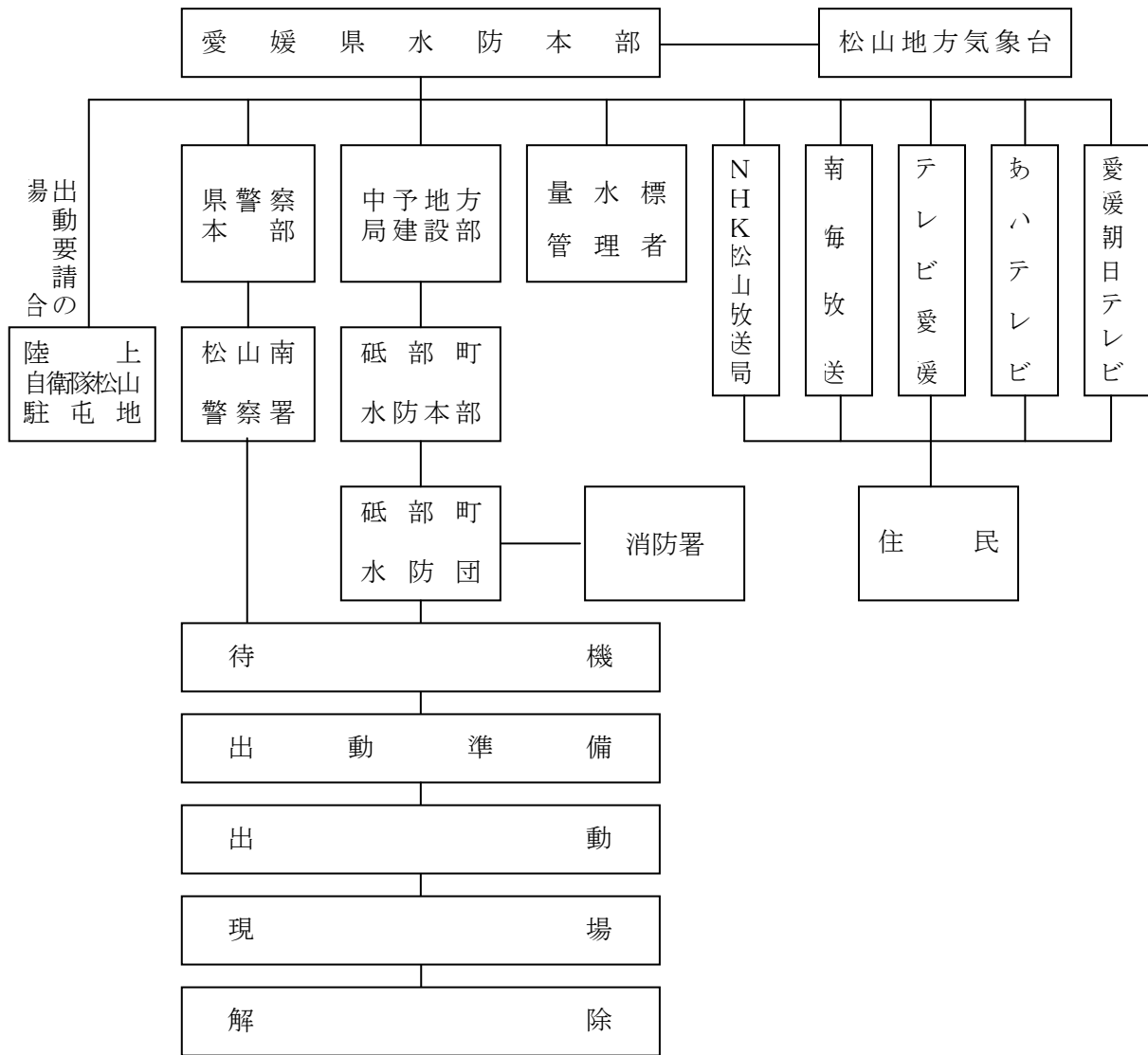
(2) 一線活動の水防団については、出動準備と出動とに分け、あらかじめその体制を整備し、水防活動に万全を期するよう努める。

ア 待機：水防団の足留を行う体制

イ 出動準備：水防資機材の整備、点検、水門等開閉の準備と幹部が出動する体制

ウ 出動：水防団が出動する体制

エ 解除：水防活動終了



(3) 県から水防に関する通報を受けたときは、町水防計画の定めるところによりその状況に応じ万全の体制を敷くとともに、次の場合、直ちに県に通知する。

- ア 水防団（消防団）が水防のために出動したとき
- イ 堤防等に異常を発見したとき
- ウ 水防作業を開始したとき
- エ 応援を求める場合
- オ 避難準備情報、避難勧告・指示を行ったとき
- カ 水防本部を設置したとき

(4) 洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難のため立退きを指示することができる。

なお、立退きの指示を行った旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。

- (5) 水防団長又は消防機関の長の協力を得て、情報の収集に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。
- (6) 河川、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講じる。

## 2 水防団(消防団)の出動

次に示す基準により、水防団(消防団)の準備又は出動の命令を出し、水防活動を適切に行わなければならない。

### (1) 出動準備

町長は、次の場合、管内水防団(消防団)に出動準備をさせる。

- ア 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお、上昇の恐れがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき。
- イ 豪雨等により破堤、漏水、崖崩れ等の恐れがあり、出動の必要が予想されるとき。
- ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水の危険が予想されるとき。

### (2) 出動

次の場合、水防団(消防団)を出動させる。

- ア 河川の水位がはん濫注意水位に達したとき。
- イ 堤防の決壊、漏水、崖崩れ等の恐れが生じたとき。
- ウ 洪水の危険が生じたとき。

## 3 監視及び警戒

### (1) 常時監視

関係河川等について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視させるとともに、水防上危険であると認められる箇所があるときは、地方局建設部へ通知する。

### (2) 非常警戒

水防体制が発動されたときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に監視し、異常を発見した場合は、その状況及び見通しを直ちに県に報告するとともに水防作業を開始する。

## 第2 水防活動の応援要請

### 1 地元住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立ち入りを禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させる。

### 2 警察官の応援

水防のため必要があると認められるときは、所轄警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

### 3 隣接水防管理団体への応援要請

水防法（昭和24年法律第193号）第23条の規定に基づき、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町長、消防団長に対して応援を要請する。

### 4 自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事を通じ、自衛隊に災害派遣要請を行う。

## 第3 水門等の操作及び通報

- (1) 水門、えん堤、差戸等の管理者は、水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- (2) 水門等の操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門等及び付近に異常を認めたととき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (3) 水門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

## 第12節 人命救助活動

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、関係機関が連絡を密にし、可能な限り速やかに行う。

### 第1 人命救助活動の実施方針

- (1) 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、町長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、町長が行う救出活動に協力する。
- (3) 県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。
- (4) 町は、町の区内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- (5) 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

### 第2 町の活動

- (1) 職員を動員し負傷者等を救出する。
- (2) 町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。
  - ア 応援を必要とする理由
  - イ 応援を必要とする人員、資機材等
  - ウ 応援を必要とする場所
  - エ 応援を必要とする期間
  - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
- (3) 町等は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。  
愛媛県消防広域相互応援協定書 資料3-7
- (4) 町長は状況に応じ、自衛隊の救出活動を県に要請する。

### 第3 消防機関の活動

消防署及び消防団は、災害時には広域的に多数の負傷者の発生が予想されるため、住民の協力を確保するとともに、医師会、日本赤十字社愛媛県支部、警察署との協力体制を整え、的確な人命救出活動にあたる。

また、市町等は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

## 第4 自主防災組織の活動

### (1) 救出・救護活動の実施

崖崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

### (2) 避難の実施

町長、警察官等から避難準備情報、避難の勧告又は指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難所に誘導する。

避難の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(ア) 市街地……………火災、落下物、危険物

(イ) 山間部、起伏の多いところ…………崖崩れ、地すべり

イ 避難にあたっては、必要最低限の物のみ携帯する。

ウ 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織等地域住民が協力して避難させる。

### (3) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としてもそれぞれが保持する食料等の配布を行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

## 第5 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行う。

(1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

(2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。

(3) 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携をとって地域における救出活動を行う。

(4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し早期救出を図る。

(5) 救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡をとりその指導を受ける。

## 第6 自衛隊の活動

県の要請に基づき、救出活動を実施する。

## 第13節 緊急物資の確保・供給

大規模な災害に対処するため、町及び関係機関は、被災者の生活を保護するための食料や飲料水等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

また、被災者のニーズに応じた生活必需品等物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

### 第1 食料の供給

#### 1 食料供給の実施

##### (1) 実施体制

災害時における食料の応急供給の実施は、町の備蓄食料を供給する。また、災害救助法が適用されたときは、町長は知事の委任に基づき、応急供給の実施を行う。

##### (2) 供給の対象者

食料の供給は、次の場合に実施する。

ア 炊き出しにより、被災者に対し配給を行う必要がある場合

イ 災害により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ 災害地において救助作業、急迫した災害防止及び緊急復旧作業に対して給食を行う必要がある場合

##### (3) 供給食料

原則として米穀とするが、消費の実情によっては、乾パン及びめん類とする。

##### (4) 供給数量

供給数量は、1人あたりの基本供給量に、受配者及び供給の日数に相当する数量とする。

ア (2) のアの場合 1食あたり精米換算 200g

乳児1日あたりの粉乳 150g (1回30gで5回分)

幼児1日あたりの粉乳 90g (1回45gで2回分)

イ (2) のイの場合 1日あたり精米 400g

ウ (2) のウの場合 1食あたり精米換算 300g

##### (5) 供給の方法

ア 主食(米穀、生パン、乾パン)

災害対策本部に受配責任者を定め、県災害救助法施行細則の配給数量の基準に従って卸売及び小売業者から調達し、配給する。

その他の主食及び副食物については、主食の例に準じて行う。

イ 避難所への配給

各避難所の責任者を通じて避難者に配給する。

##### (6) 炊き出しの方法



- ア 炊き出しの必要があるときは、自治会、自主防災組織等の応援を求めて既存の給食施設を利用して行う。
- イ 炊き出しの現場には、責任者を配置する。責任者は、その実態に応じて指揮するとともに、関係事項を記録する。
- ウ 献立は、栄養価等を考えて定めなければならないが、被災の状況を十分考慮し、食器が確保されるまでの間は握り飯と漬物、缶詰の副食等を配給する。
- エ 町において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯業者に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、業者から購入して配給する。

炊出可能施設一覧表 資料10-7

(7) 費用の限度額及び期間

支出できる費用及び期間は、県災害救助法施行細則に準じて行う。

災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表 資料12-1

(8) 町備蓄緊急援助物資の供給方法

本部長は、供給する食料のうち、町が備蓄している緊急援助物資を優先して供給する。

(9) 記録等

炊き出しの状況（場所数及び場所別給与人員（朝、昼、夕に区分）を県に報告するとともに、次の帳簿、書類を整備保存しておく。

ア 炊き出し受給者名簿

イ 食料品現品給与簿

ウ 炊き出し、その他による食品給与物品受払簿

エ 炊き出し用物品借用簿

オ 炊き出しの協力者、奉仕者名簿

## 2 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、地域内の販売業者等の協力を得て、必要な器具及び燃料を確保する。

## 3 食料の調達

町備蓄食料の放出及び町関係業者からの調達

炊き出し等の給食を実施する必要がある場合には、まず、町保有の備蓄食料を放出して対応するとともに、販売業者に食料の供給を要請する。

米穀販売所又は副食物調達業者一覧表 資料10-2

パン製造業者一覧表 資料10-3

みそ・醤油製造卸売業者一覧表 資料10-4

氷販売業者一覧表 資料10-5

こんにやく製造卸業者 資料10-6

#### 4 県備蓄緊急援護物資の活用

本部長は、災害時において町が保有する備蓄物資のみで不足すると判断した場合は、県災害対策本部中予地方本部長に県が保有する備蓄物資の供給を要請する。

#### 5 応急食料の緊急引渡しの取り扱い

災害の程度が甚だしく広範囲で災害地が交通途絶によって相当期間孤立した場合における取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 災害時における応急食料の引き渡しの円滑を期するため、県と農政事務所が締結している協定（災害救助用米穀に関する緊急引渡し）に基づき引渡しを受ける。

(2) 緊急引渡し

災害により交通通信が途絶したため応急配給について県の指示を受けられない場合には、本部長が応急配給を実施する。

#### 6 流通在庫の把握等

町長は、食料の応急供給が円滑に行えるよう、町内の関係業者と災害救助用の副食物の調達に関して、事前に協定を締結しておくほか、流通在庫の把握や確認を普段から行っておく。

#### 7 燃料の確保

町は、炊き出しに必要な器具及び燃料等の支給又は斡旋を行う。

また、これら器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して、県に調達の斡旋を要請する。

## 第2 飲料水の供給

### 1 飲料水供給の実施

(1) 実施体制

被災者に対する飲料水の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事の委任に基づき町長が行う。

(2) 給水体制の確立、資機材の調達

町は災害に備え、飲料水の確保に必要な人員の配備、応急給水、応急復旧用資機材の整備点検に努めるとともに、町内指定業者との連絡を密にして、災害時の緊急体制を整える。

(3) 給水の方法

飲料水は、保健所等の指示に基づき、次の方法により供給し、又は確保する。

ア 応急取水施設による給水

(ア) 水道施設が損壊し、又は飲料水が汚染した場合は、供給人員、範囲等を考慮の上、応急取水施設より飲料に適する地下水を取水した後、消毒を行う。

(イ) 消毒した水は、給水車又は容器により搬送し給水する。

イ 給水車・容器による搬送給水

被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から給水車又は容器により搬送し給水する。

(4) 給水量

被災者に対する1人1日あたりの給水量は20ℓ程度とする。

(5) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害対策本部長が必要と認める場合は、その期間を延長することができる。

(6) 補給水利の種別、所在、水量等

配水池・水道施設の現況 資料8-1のとおりとする。

(7) 搬送用給水機関（容器を含む）の種別、能力及び保有数

給水用資機材の現況 資料8-2のとおりとする。

(8) 給水順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設等の緊急性の高いところから優先に給水を行うように配慮する。

(9) 町備蓄緊急援助物資の供給方法

本部長は、供給する飲料水のうち、町が備蓄している緊急援助物資を優先して供給する。

(10) 記録等

飲料水の供給等を行ったときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておかなければならない。

ア 飲料水供給記録簿

イ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

ウ 給水用機械器具修繕簿

## 2 住民及び自主防災組織の活動

(1) 住民における貯水

ア 貯水すべき飲料水の量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。

イ 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水もれ、破損しないものとする。

(2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。

イ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等の資機材を整備する。

## 3 水道施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握

災害により水道施設に被害が発生し、給水が不能となった場合は、職員を派遣し、被害状況の把握に努める。

(2) 施設の応急復旧

- ア 応急復旧工事は、指定水道業者を要請し、災害後直ちに復旧する。
- イ 災害の規模によっては、近隣市町に応援を要請するとともに、町長を通じて県知事に応援の業者の斡旋を求める。

(3) 応急復旧順位

- ア 取水、導水、浄水施設
- イ 送配水施設
- ウ 給水装置

(4) 配水管路の応急復旧

- ア 被災状況の把握をするとともに指定水道工事業者等の協力を得て応急復旧を行う。
- イ 応急復旧順位として、次のように行う。

- (ア) 配水場及び給水拠点までの配水管
- (イ) 医療機関等の緊急利水施設への配管
- (ウ) その他の配管

水道工事業者一覧表 資料8-3

#### 4 県備蓄緊急援助物資の活用

町内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達、斡旋を要請する。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 給水車両だけ借り上げの場合は、その必要台数

### 第3 生活必需品等の供給

#### 1 生活必需品等供給の実施

(1) 実施体制

被災者に対する衣料、生活必需品等の調達及び供給は町長が行う。

ただし、災害救助法が適用になったときは、知事が行うが、知事の委任に基づき町長が行う。

(2) 実施対象者

災害により住家が全壊（焼）、流出、埋没、半壊（焼）及び床上浸水し、生活上必要な家財等を喪失し、被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(3) 給与又は貸与の方法

ア 物資の購入及び配分計画

(ア) 衣類等生活必需品は、被災状態、物資の種類、数量等を勘案のうえ町内又は近隣市町の業者から購入する。この場合はなるべく同一規格、同一価格のものを一括購

入するよう努める。

(イ) 町長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受け、又は現地調達して、知事より示された配給基準に基づき配分計画を作成し、配分を実施する。

(4) 支給品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物を支給する。

- ア 寝具、被服（肌着を含む。）、身の回り品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(5) 物資の調達

生活必需品の調達先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を立てるとともに、生活必需品の備蓄に努める。また、調達が困難な物資については、企業や民間団体との応援協定等により調達に努める。

(6) 救護物資の集積場所

救護物資の集積地は、原則として次のとおりとするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

施設名	所在地	電話
砥部町中央公民館	砥部町宮内1369番地	9 6 2 - 4 8 2 2

(7) 物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者

- ア 物資の給与又は貸与の支給責任者は、町長とする。
- イ 支給責任者は、消防団等の団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。

(8) 給与又は貸与の限度

被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

なお、季別（夏季、冬季の別）は、災害発生の日をもって決定する。

(9) 町備蓄緊急援護物資の供給方法

本部長は、町が備蓄している緊急援護物資を優先して供給する。

緊急援護備蓄物資一覧表 資料10-1

(10) 給与又は貸与の記録

給与物資はその受払の記録及び受領書を徴しておかなければならない。送付書のほか整備しなければならないものは次のとおりである。

- ア 物資購入（配分）計画表
- イ 物資受払簿
- ウ 物資給与及び受領簿
- エ 物資購入関係支払証拠書類

オ 備蓄物資払出証拠書類

## 2 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 食料及び生活必需品等の確保は、家庭及び自主防災組織での備蓄並びに住民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、これによって賄えない場合は、町に供給を要請する。
- (2) 自主防災組織は、町が行う緊急援護物資等の供給の配分に協力する。

## 第14節 医療救護活動

町、県、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び国立病院等は、緊密な連携により災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

### 第1 医療救護活動の実施方針

- (1) 医療救護活動の実施にあたっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効率的な活動に努める。
- (2) 被災者のメンタルヘルスを考慮した医療活動を行う。
- (3) 県、市町、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び国立病院等は、医療救護活動要領等に基づき、緊密な連携により災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。以下同じ。）救護を行う。
- (4) 町内の医療救護を行うため、救護所を設置し、また、救護病院等に傷病者を収容する。
- (5) 災害により在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。

### 第2 医療救護の実施

#### 1 実施体制

災害時の医療は町長が行う。災害救助法が適用された場合は、知事が行う。

#### 2 医療救護の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者を対象とする。特に、要配慮者の発見に努める。

#### 3 救護班の編成

災害時において、町長は医療救護班を設置するが、必要に応じて県医師会に救護班の編成及び派遣を申請する。

##### (1) 町医療救護班

災害対策本部を設置したとき、必要に応じて町職員等による医療救護班を編成する。なお、1班の編成は、次のとおりとする。

ア 医師1人又は2人、保健師2人、事務員2人、連絡要員若干名

##### (2) 県医師会に対する派遣要請

原則として中予保健所を通じ、県災害対策本部に要請する。

#### 4 救護所

##### (1) 救護所の設置

次の場所に設置する。

ア 避難所

イ 被災地の中心点

- ウ その他町長が指定する場所
- (2) 医薬品、医療資機材等の備蓄  
必要な量を備蓄しておく。
  - ア 医薬品 かぜ薬、胃腸薬等の常備薬
  - イ 医療資機材 簡単な手術が可能なベッド、患者用毛布、担架、仮設テント、応急ベッド、発電機、応急トイレ等

## 5 医療救護班の活動

- (1) 傷病者の傷病の程度判定
- (2) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産活動
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への収容状況等の報告

## 第3 後方医療体制の整備

### 1 後方医療機関の確保

救護所で対処できない重傷者及び中等症者を収容する病院等を確保する。

### 2 業務

- (1) 重傷者及び中等症者の収容と処置
- (2) 助産活動
- (3) 死体の検案
- (4) 医療活動の記録及び町災害対策本部への収容状況等の報告等

### 3 支援後方医療機関の確保

管内の病院で対処できない場合、隣接市町の病院等、救命救急センターを活用する。

## 第4 医薬品等の確保

医薬品等の供給・調達については、必要に応じて県が備蓄している緊急援護物資について支援を要請するほか、愛媛県医薬品卸業協会等から調達又は斡旋を依頼する。

なお、医療機関等における災害時の医療資機材等が不足する場合は、愛媛県医師会、愛媛県医薬品卸業協会等に供給依頼して対応する。

## 第5 負傷者等の搬送

救護班による救護ができない者又は救護が適当でない者については、収容医療機関へ搬送を行う。



搬送は、救急車、町所有車等により行うが、状況により、警察署、自衛隊等に協力を要請する。

## 第6 関係機関等への支援要請

### 1 愛媛県医師会・愛媛県歯科医師会に対する支援要請

町の被災が著しく、町の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合には、「災害時における医療救護に関する協定」に基づき、県を通じて県医師会及び県歯科医師会に対して派遣要請をし、医療救護活動体制を確保する。その際、次の事項を示して要請する。

- (1) 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）
- (2) 必要な救護班数
- (3) 医療救護活動を必要とする期間
- (4) 救護班の派遣場所
- (5) その他必要事項

### 2 日本赤十字社県支部に対する派遣要請

県災害対策本部を通じて要請する。

### 3 隣接市町への派遣要請

原則として中予保健所を通じて、県災害対策本部に要請する。

## 第7 病院診療所等一覧

病院・診療所等一覧表 資料7-1

## 第15節 住宅応急対策

災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなった避難者の避難所生活を早期に解消するとともに、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための公営住宅の一時的な供給、応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

### 第1 住宅応急対策の実施

#### 1 実施体制

災害により住家が滅失し、自己の資金では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、斡旋及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び実施は、町長が行う。

ただし、災害救助法が適用になった場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行い、住宅の応急修理は、知事の委任に基づき町長が行う。

#### 2 応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の町営住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合に応急仮設住宅を建設して供給する。

#### 3 建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

#### 4 建築資機材及び建築業者等の調達、斡旋要請

(1) 町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県に斡旋又は調達を要請する。

(2) 斡旋・調達用紙に示す事項

ア 応急仮設住宅の場合

- (ア) 戸数（全焼、全壊、流出）
- (イ) 設置を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

イ 住宅応急修理の場合

- (ア) 被害戸数（半焼、半壊）
- (イ) 修理を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 修理を必要とする資機材の品目及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数

- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項
- (3) 住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町内において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。
- (4) 応急仮設住宅の建設及び応急修理は、町の直営工事又は建設業者との請負契約により実施する。

## 第2 公営住宅等の一時供給

### 1 公営住宅入居対象者

次の基準を満たす者を入居対象者とする。

なお、入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、身体障害者等の要配慮者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流出した世帯
- (2) 居住する仮住家がない世帯
- (3) 自己の資力では、住宅を建設することができない世帯

### 2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 既設の公営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 町内の公営住宅等で確保できない場合は、県に既設の県営住宅等の斡旋を要請する。

## 第3 応急仮設住宅の供給

### 1 応急仮設住宅入居基準

応急仮設住宅の設置基準は、次の世帯とする。また、収容にあたっては、要配慮者の優先的入居に努める。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流出した世帯であること。
- (2) 居住する仮住家がない世帯であること。
- (3) 自己の資力では、住宅を建設することができない世帯であること。

### 2 設置の程度・方法及び期間

設置の程度・方法及び期間は、県災害救助法施行細則（「災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表」 資料12-1）に準じて行う。

#### (1) 供与の期間

応急仮設住宅として供与する期間は、工事が完成した日から建築基準法第85条第3項に規定する期間内（最高2年以内）

#### (2) 規格

1戸あたり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。

### 3 応急仮設住宅の管理

住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急仮設住宅の入退去手続き・維持管理を行う。各応急住宅ごとに入居者名簿を作成し、入居者調査、巡回相談等により、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

### 4 記録等

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し保管しておくなければならない。

- (1) 応急仮設住宅入居者台帳
- (2) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- (3) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様等
- (4) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

## 第4 被災住宅の応急修理

### 1 応急修理箇所及び対象者

居室、炊事場、便所等生活上欠くことができない部分のみを対象として修理し、対象者は次の世帯とする。

- (1) 住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯であること。
- (2) 自己の資力では応急修理を行うことができない世帯であること。

## 第5 住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。なお、町長は、町のみでは対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 除去した障害物の集積場所の有無

## 第6 経費の負担

応急仮設住宅設置及び被災住宅の応急修理のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、県災害救助法施行細則（「災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表」、資料12-1）に定める限度額内において県の負担となる。

## 第16節 避難行動要支援者への援助

町及び県は、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者一人一人の状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

### 第1 避難行動要支援者対策の実施方針

#### 1 避難行動要支援者の避難誘導

町は、あらかじめ作成した避難行動要支援者一人一人の避難支援プランに基づき、災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

#### 2 避難所等への移送

町は、避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、以下の措置を講じる。

なお、避難所へ移動した避難行動要支援者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

- (1) 避難所への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

#### 3 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への収容にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努める。

#### 4 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された避難行動要支援者や、やむを得ず避難所に滞在することができない避難行動要支援者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等被災障がい者に対する援助を適宜提供する。

- (1) 災害により補装具を亡失又は毀損したものに対する修理又は交付
- (2) 被災障がい者の更生相談

#### 5 応援依頼

町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、県、隣接市町等へ応援を要請する。

## 第17節 孤立地区に対する援助活動

災害が発生し孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況を把握して、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

### 第1 孤立支援対策の実施

町は、孤立地区に対し次の措置を行う。

- (1) 孤立地区の把握
- (2) 消防団員による使走や防災行政無線等による外部との通信手段の確保
- (3) 孤立時における緊急救出手段の確保（ヘリコプター、バイク等）
- (4) 孤立地域に対する集団避難の勧告・指示の検討
- (5) 住民不在地域における防犯パトロール
- (6) 緊急支援物資の確保・搬送

### 第2 関係機関への応援要請

孤立地区対策の応援が特に必要であるときは、次の措置について応援要請を行う。

- (1) 防災ヘリコプター等による情報収集、救出、物資輸送
- (2) 自衛隊、県警本部等への航空偵察の要請
- (3) 緊急支援物資の確保・斡旋

愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 資料14-1

## 第18節 死体の搜索、収容及び埋葬

町及び関係機関は、死体の搜索、処理、埋葬を的確かつ迅速に実施する。

### 第1 死体の搜索、収容及び埋葬

#### 1 実施体制

- (1) 死体の搜索、収容及び埋葬は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事の委任に基づき町長が行う。
- (2) 警察は、死体の見分、検視を行う。

#### 2 行方不明者の搜索及び死体の搜索

##### (1) 行方不明者

- ア 行方不明者の届け出の受理は、戸籍税務班において取り扱う。届け出があった際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他必要事項を聴取し記録する。
- イ 届け出のあったものについては、前号の事項を記載した書面で地方局を通じ県に通知する。  
ただし、状況により書面で通報することが困難な場合は、防災行政無線等で連絡する。
- ウ 搜索は、消防班が警察と協力し、搜索班を編成し実施する。また、被災の状況により消防団及び自主防災組織等に協力を要請し、地域住民の応援を得て実施する。
- エ 本部長は、必要に応じ臨時に現地搜索班を編成し、連絡所を設け、効果的な搜索活動を実施する。

##### (2) 死体

- ア 死体の搜索は、災害により行方不明になった者のうち、災害の規模、被災地域の状況等により、既に死亡していると推定されるものについて行う。
- イ 搜索活動は、災害対策本部及び警察が相互に連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施するものとし、可能な限りの手段・方法により早期収容に努める。
- ウ 死体、行方不明者の搜索中死体を発見した時は、戸籍税務班、生活環境班及び警察に連絡するとともに身元確認を行う。

#### 3 死体の検案

##### (1) 実施

死体の検案は、医師会等の協力を得て、死因その他について医学的検査を行う。

##### (2) 措置

死体の検案は、死亡診断書のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を併せて行うとともに検案書を作成する。また、検案後の死体は、町が指定する死体収容（安置）所に輸送する。

## 4 死体の収容安置

### (1) 身元の確認

警察、地域住民の協力を得て死体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

### (2) 死体収容（安置）所の開設

生活環境班は、寺院、公共建物、死体収容に適切な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設する。開設にあたっては、納棺用品等必要材料を確保するとともに、適切な既存建物がない場合は、天幕等を設置して開設する。

## 5 埋・火葬

遺体について、遺族等の引き取り手がない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合、応急措置として埋葬・火葬を行う。

清掃関係施設・し尿収集車・火葬場処理能力・霊柩車台数一覧表 資料9-1

## 6 記録

死体搜索、処理及び埋葬を行ったときは、次の書類、帳簿等を整理保管しておく。

- (1) 死体搜索記録簿
- (2) 死体処理台帳
- (3) 埋葬台帳
- (4) 死体搜索、死体処理及び埋葬関係支払証
- (5) 死体搜索用機械器具及び燃料等受払簿
- (6) 死体搜索用機械器具修繕費支払簿

## 第2 県への応援要請

町長は、死体の搜索、処理、火葬及び埋葬について、町のみで対応できない時は、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 搜索、処理、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
- (2) 搜索地域
- (3) 埋葬施設の使用可否
- (4) 必要な輸送車両の数
- (5) 死体処理に必要な機材、資材の品目別数量



## 第19節 防疫・保健衛生活動

水害等災害における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

### 第1 防疫活動の実施

#### 1 実施体制

災害に伴う被災地の防疫は、知事又は保健所長の指示、指導により町が実施するが、本町のみで実施できないときは、県又は近隣市町の応援を要請して行う。

#### 2 防疫活動

防疫活動は、次のとおりとする。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所及び感染症発生の恐れのある場所の消毒  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第27条の規定及び災害対策基本法第50条の規定により、消毒を実施する。
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除  
法第28条の規定により、区域を指定し、消毒を実施する。
- (3) 物件及び建物に係る措置  
法第29条及び法第32条の規定により、感染症の発生を予防し、若しくは、まん延を防止するために必要な措置を講じることができる。
- (4) 検病調査及び健康診断  
避難所、冠水地域等衛生条件が悪い地域に対して、検病調査を実施し、その結果に基づき健康診断を実施する。
- (5) 臨時予防接種  
感染症の発生を予防するため必要がある場合は、県と協力して臨時予防接種を実施する。
- (6) 感染症対策
  - ア 被災地及び避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努める。
  - イ 感染症患者が発生したときは、直ちに適切な医療を提供するとともに感染防止対策を講じる。
  - ウ 必要に応じて、次の措置をとる。
    - (ア) 手指の消毒等必要な指導及び消毒液の配布
    - (イ) 広報の実施

#### 3 報告

- (1) 被害状況の報告  
警察、消防等の機関、地区の衛生組織等の協力を得て、被害状況を把握し、その概要を保健所へ報告する。

(2) 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、その概要を保健所へ報告する。

4 記録

防疫のため消毒等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備しておく。

- (1) 被害状況報告
- (2) 防疫活動状況報告
- (3) 防疫経費所要見込調及び関係書類
- (4) 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- (5) ねずみ族・昆虫等駆除に関する書類
- (6) 家用水の供給に関する書類
- (7) 感染症患者に関する書類
- (8) 防疫作業日誌（作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実地地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項を記載する。）

5 防疫用薬剤・資機材の確保

初期防疫活動は、町が保有するものを使用して行うが、町所有分で不足するときは、県及び近隣市町等関係機関に協力を要請し行う。

防疫関係資機材の在庫場所・品名・消毒用資機材等一覧表 資料7-2

第2 保健衛生活動の実施

1 保健衛生活動

避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健衛生活動を実施する。

- (1) 被災者等に対する健康管理等
  - ア 医師会等と連携し、避難所等の巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。
  - イ 被災者及び地域住民に対し、台所、便所等の衛生管理並びに消毒手洗いの励行等指導する。
  - ウ 被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。
  - エ 必要に応じて、災害対策従事者の健康診断を実施する。

2 食中毒の防止

- (1) 食中毒の予防のため、保健所等と連携し、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。
- (2) 被災地、避難所等での飲食物による食中毒を防止するため、保健所に協力し、食品衛生対策を、次のとおり行う。
  - ア 救護食品の監視指導及び試験検査
  - イ 飲料水の簡易検査

- ウ 冠水した食品関係業者の監視指導
- エ その他食料品に起因する危害発生の防止

### 第3 災害時における動物の管理

災害発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、その動物の所有者又は占有者はもちろんのこと、町、住民、県等による協力体制を確立する。

- (1) 被災動物の把握
- (2) 飼育されている動物に対するえさの配布
- (3) 負傷している動物の一時収容、応急処置、保管
- (4) 飼育困難な動物や放浪動物の一時保護
- (5) 臨時拘留所の設置
- (6) 放浪動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- (7) 災害死した動物の処理
- (8) 危険動物の逸走対策
- (9) その他動物にかかわる相談等

### 第4 住民の活動

住宅内の汚染物の清掃、消毒等は、努めて処理する。避難所では、良好な衛生状態を保つよう心掛ける。

## 第20節 ボランティア支援計画

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアやNPOの自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

### 第1 実施体制及び活動内容

災害発生時におけるボランティア災害救援活動の総合調整は、企画財政班が町社会福祉協議会と協力して行う。

具体的には、地元ボランティア関係組織の理解を得て、早期に災害救援ボランティアセンターを立ち上げ運営を開始できる体制を整える。

#### 1 ボランティアの受付

災害発生時における災害救助活動を申し出たボランティアの受付窓口を開設する。

#### 2 ボランティアに対する情報提供

被災地の状況、救護活動の状況等の情報をボランティアに対して的確に提供する。

#### 3 県ボランティア支援本部への要請

町でボランティア活動の調整ができない場合は、県災害救援ボランティア支援本部に要請し、連携を図りながら救援活動を行う。

#### 4 ボランティアの活動拠点及び必要な資機材の提供

ボランティアに対し、庁舎、公民館、学校等活動拠点及び必要な資機材を提供するとともに、被災地の情報、被災者のボランティアに対するニーズ等の情報を提供し、地域の実情にあった活動が行えるよう、速やかに体制を整える。

### 第2 専門職ボランティアとの連携体制の整備

(1) 専門職ボランティア（個人・組織）との効果的な連携による迅速かつ的確な応急対策の実施体制を整備していくために、アマチュア無線技士、医師等既存の資格等保有者、災害時の消火、救出、応急手当等の専門的な訓練・研修を受けている地域内のボランティアを町地域防災計画に位置付け協力を依頼していく。

(2) 地域外専門職ボランティアの受け入れについては、県災害救援ボランティア支援本部と十分な連携を図りながら要請していく。

想定される専門職ボランティアの種類と活動内容

活 動 内 容	専 門 職 ボ ラ ン テ ィ ア の 種 類
消火救助	消防職団員OB
情報の伝達	アマチュア無線技士
安否の確認	民生・児童委員
広 報	外国語通訳者 点字通訳者 手話通訳者 インターネットノウハウの保有者
医療救護	医療機関 薬局（問屋を含む。） 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等 救急救命士
二次災害の防止	建築物の応急危険度判定士 砂防ボランティア 斜面判定士 防災エキスパート 危険物取扱者 消防設備士
重要道路の確保	土木建設業者
交通整理	警備業者
緊急輸送	バス、タクシー、運送業者 特殊車両等の操縦、運転の資格者
食料、生活必需品の確保	関係業者
要配慮者の生活支援	介護福祉士・社会福祉士 保育士 ホームヘルパー、ソーシャルワーカー
清掃・し尿処理・防疫	関係業者
死体の処理・搬送・埋葬	関係業者

## 第21節 広域応援活動

激甚な災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下するなかにあつて、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。このため、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあつては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

### 第1 知事等に対する応援要請等

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

### 第2 他の市町長等、応援協定等に基づく応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、あらかじめ締結している応援協定等に基づき、協定締結先の市町又は民間団体等に対し、応援部隊の派遣、物資の供給、医療救護活動等必要な応援要請を行う。要請方法等については、それぞれの協定書による。

なお、消防に関する応援要請については、消防組織法第39条に基づき、締結された「愛媛県消防広域相互応援協定」による。

### 第3 応援要員の受け入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、町長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

### 第4 自衛隊の支援

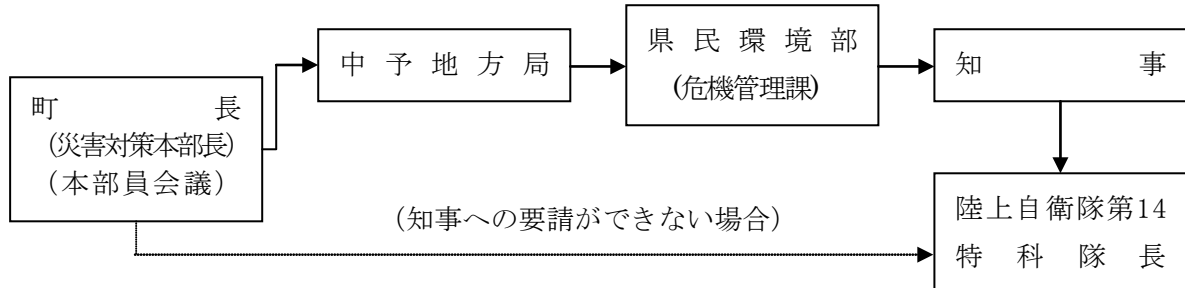
災害による大規模な災害が発生したとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認めた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

#### 1 自衛隊の情報収集・伝達活動（自衛隊）

気象庁等から県内において大規模災害の災害発生との情報を得た場合、陸上自衛隊第14

特科隊長は、車輛による地上偵察を実施するとともに、上級部隊の行う航空機、艦艇等の偵察による当該災害発生地域及びその周辺についての情報を収集する。また、収集した情報は、直ちに県等防災関係機関に伝達する。

## 2 派遣要請系統



## 3 派遣手続き

### (1) 要請措置

- ア 自衛隊の災害派遣要請は、文書又は口頭で中予地方局長を通じ知事に対して要請する。
- イ 口頭で要請したときは、事後において速やかに中予地方局長を通じ文書による要請措置をする。
- ウ 状況により知事への要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第14特科隊長又はその指定する者に通知する。
- エ ウの通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

### (2) 要請事項

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容
- エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項
- オ ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、ヘリコプターの発着可能な場所

### (3) 要請書の様式

自衛隊災害派遣要請に関する書類の様式については、資料15-1（自衛隊派遣要請様式）を参照のこと。

## 4 派遣要請の範囲

### (1) 被害状況の把握

車両、ヘリコプター等状況に適した手段による偵察

### (2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

### (3) 遭難者の捜索救助

行方不明者、傷病者等の捜索救助

- (4) 水防活動  
堤防、護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
- (5) 消火活動  
消防機関に協力しての消火活動
- (6) 道路、水路等交通上の障害物の排除  
施設の損壊又は障害物の除去、道路上の崩土等の排除
- (7) 応急医療、救護及び防疫の支援  
被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
- (8) 通信支援  
緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と災害対策本部間のバックアップ通信の支援
- (9) 人員、物資の緊急輸送  
緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 炊飯及び給水の支援  
被災者に対する炊飯、給食及び入浴支援
- (11) 宿泊支援  
被災者に対する宿泊支援
- (12) 危険物等の保安、除去  
能力上可能なものについての火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

## 5 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救助活動が明確な場合に、当該救助活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

## 6 派遣部隊の受け入れ措置

- (1) 受け入れ総括責任者は町長とする。
- (2) 連絡責任者は災害対策本部事務局長とし、現地連絡責任者（地方局長）を通じて部隊の活動等の要請を行い、また、その活動を援助する。



- (3) 災害対策本部事務局長は派遣部隊の到着に備え、概ね次のような準備を実施する。
- ア 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。
  - イ 派遣部隊との連絡調整にあたる現場責任者を定め派遣する。
  - ウ 派遣の状況により、自衛隊の作業に必要な資機（器）材を確保し到着後直ちに活動できるように準備する。
  - エ ヘリコプターの応援を受ける場合には、着陸地点、風向き表示等の必要な準備事項を行う。
  - オ 県及び町は、自衛隊の活動が他の機関と競合複合しないよう効率的に作業を分担するよう配慮する。
  - カ 作業計画の連絡調整
    - 自衛隊に対し作業を要請するにあたっては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効果的な運用が図れるよう防災関係者との連絡調整に努める。
    - (ア) 作業箇所及び作業内容
    - (イ) 作業箇所別必要人員及び資機(器)材
    - (ウ) 作業箇所別優先順位
    - (エ) 作業に要する資材の種類別保管場所及び調達場所
    - (オ) 部隊との連絡方法及び連絡場所
- (4) 警察署長に連絡し、交通の整理、確保を図り、部隊のスムーズな移動が行えるよう配慮する。
- (5) ヘリポートの開設
- ア ヘリポートは、あらかじめ指定したヘリコプター発着場一覧表 資料11-3 とする。
  - イ 被害状況の調査及びヘリポートの指定
    - 災害対策本部事務局長は、アに定めたヘリポート及び周辺の被害状況を調査し、使用するヘリポートを指定する。
  - ウ 開設の方法
    - 災害対策本部事務局長は、次の要領によりヘリポートの開設を行う。
    - (ア) 広さ
      - 開設するヘリポートの広さは、別に定める臨時ヘリポートの基準により確保する。
    - (イ) 整地（地ならし）
      - ヘリポート内は、板、トタン、小石、砂塵等が巻き上がらないように措置するとともに、必要に応じて周囲の雑草、雑木の除去、散水等をしておく。
    - (ウ) 発着点の表示
      - ヘリポートであることを表示するため、石灰等を用い幅30センチメートル以上の白線で半径2メートル以上の円を描き、中央にHと表示する。
    - (エ) 風向きの表示
      - 地上の状態をヘリコプターに確認させるため、吹流しを発着場付近に立てる。吹流しは、布製で発着に支障のないよう発着地点から離れた地点で、かつ、施設、地形等による影響の少ない場所を選ぶ。

(6) 救護班の編成

陸上自衛隊第14特科隊長は、応急医療、救護及び防疫のため、必要に応じ上級部隊に救護班（チーム）の派遣を要請する。

7 派遣部隊の撤収

町長は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、速やかに県に対し、その旨を報告する。（要請書の様式は資料15-1を参照のこと。）

8 費用負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機（器）材（自衛隊の装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (3) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた損害（自衛隊の装備に係る物を除く。）の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町、必要に応じて県が協議して決定する。

## 第22節 ライフラインの確保対策

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

なお、人命に関わる医療機関等の重要施設への供給ラインの優先的な復旧を行う。

### 第1 水道施設

災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講じるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

また、配管の仮設等による応急給水に努め、特に医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

### 第2 下水道施設

下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じる。

#### 1 管渠

周辺住民に対して、下水道の使用を中止するよう広報するとともに、管渠施設の構造物、設備等の被害程度を判断して、管渠、マンホール内部のしゅんせつ、可搬式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施する。

#### 2 終末処理場等

本復旧までの一次的な処理機能の確保を目的として、水路の仮締め切り、配管ルートの切り回し、仮設沈殿地等の応急復旧を実施する。

### 第3 電力施設

#### 1 災害対策組織の編成

電気事業者は、災害発生時に、直ちに定められた防災体制を確立する。

#### 2 電力供給の確保

電力事業者は、電力供給施設に災害等が発生し、停電した場合は、迅速に復旧を行うとともに、速やかに電力供給施設等の被害状況の調査を行い、被害の拡大防止と応急復旧等電力供給に必要な措置を講じる。

#### 3 他電力会社間の電力融通

災害発生時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他地域からの融通等により供給力を確保する。

#### 4 災害時における広報

電気事業者は、被害状況及び措置に関して関係機関に連絡するとともに、当該地域への広報を行う。

#### 5 対策要員等の確保

電気事業者の対策要員は、防災計画の出動体制に基づき確保し、交通途絶等により出動できないものは、最寄りの事業所に出動する。

#### 6 災害復旧用資機材の確保

電気事業者は、事業所に保有する応急措置用資機材を優先使用し、不足する場合は、本店、支店及び関係業者等から緊急転用措置をとる。

#### 7 広域応援体制の確立

電気事業者は、対策要員の確保、復旧資機材の確保、電力の融通等応急対策に関し、広域応援体制をとるよう努める。

#### 8 危険予防措置

送電が危険な場合及び警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

#### 9 設備の応急復旧

電気事業者は、各種設備の応急復旧を行う。ただし、電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するよう努める。

### 第4 ガス施設

ガス事業を行うものは、災害発生に際し、当該供給施設を防御し被災地に対するガスの供給を確保するために、それぞれ当該機関の防災に関する計画に定めるところにより、施設の保全又は災害応急復旧を実施する。

### 第5 電信電話施設

#### 1 西日本電信電話株式会社

災害時には、次により臨時的措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るとともに、被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

##### (1) 通信の非常疎通措置

ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ、災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨時に利用制限等の措置を行うほか、災害用伝言ダイヤルサービスを提供する。

ウ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 警察、消防、鉄道通信、その他の諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

オ 携帯電話や他事業者網と固定網の優先接続の引き継ぎの実施による重要通信の確保を行う。

(2) 通信の途絶措置

ア 衛星通信無線車、可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の復旧を図る。

イ 電力設備被災局には、移動電源車を使用し、復旧を図る。

ウ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置により復旧を図る。

(3) 被災地の情報伝達支援

ア 災害救助法が適用された地域については、特設公衆電話を設置するとともに、停電時には公衆電話の無料化を図る。

イ 行政やボランティア等から発信される各種情報や被災者からの情報を円滑に伝達させるため、日常使用しているコンピュータネットワークの復旧を図る。

(4) 設備等の応急復旧

ア 被災した電気通信設備等は、被災状況に応じた復旧工事を実施し、優先的に重要通信を確保する。

イ アクセス系の被災状況を半日間で大まかに推定、4日程度で被災設備を完全に把握できるようにしている。

## 2 株式会社NTTドコモ

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、必要な次の措置を講じる。

(1) 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。

(2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとる。

(3) iモード災害用伝言板の開設

## 3 KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、必要な次の措置を講じる。

(1) 電気通信施設の整備及び保全

(2) 災害時における電気通信の疎通

(3) 災害用伝言板サービスの提供

## 第23節 公共土木施設等の確保対策

公共土木施設における復旧対策のため、災害発生後、直ちに専門技術者により所管する施設・設備の調査を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に応急復旧を速やかに行う。

また、二次的な災害、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、(社)愛媛県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要な人員、資機材等について確保に努める。

なお、必要に応じ報道機関や地域住民に対して緊急物資の輸送拠点、緊急輸送路及び公共土木施設の状況等の情報を提供する。

### 第1 道路施設

管理する道路について、早急に被災状況を把握し、県等へ報告するほか、復旧活動の支援に資することを勘案して、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。

道路が被災したときは、被災状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事等所要の応急措置を講じるものとし、道路等が損壊し、迂回路がない場合は、仮道、仮栈橋の設置等早期に通行の確保が図れるよう必要な措置を講じる。

### 第2 河川管理施設

災害発生後、早急に被害状況を把握し、県等へ報告するほか、堤防、護岸の破壊等について、浸水被害及び雨水の浸透等による増破を防ぐ処置を講じるとともに、水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能となることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

また、河川管理施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特にはん濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

### 第3 砂防等施設

災害発生後、早急に被害状況を把握して県等へ報告するなど、関係機関と連携を密にし、二次被害の防止に努める。

### 第4 治山等施設

災害発生後、早急に被害状況を把握して県等へ報告するなど、関係機関と連携を密にし、二次被害の防止に努める。

## 第5 農業用ダム、ため池及び用水路

### 1 被害状況の把握

施設管理者は、農業用ダム、ため池及び用水路の被害状況を調査する。

### 2 応急措置の実施及び下流域の市町又は警察署長への必要な措置の要請

施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶ恐れがある下流域の市町長又は警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講じる。

## 第6 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等

### 1 被害状況の把握

災害発生後、早急に管理する施設（災害応急対策上重要な庁舎等）及び設備について点検し、被災状況を確認する。

### 2 緊急措置の実施

施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講じるものとする。

## 第24節 危険物施設等の安全確保

大規模な災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

### 第1 危険物施設

伊予消防等消防本部は、関係事業所の管理責任者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

また、保有する消防力を活用して実施し、必要に応じ、化学消防自動車等の派遣要請等他の機関の応援を受け、火災の防御を行う。

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等の恐れのある作業及び移送の停止措置
- (2) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- (3) 危険物施設の応急点検
- (4) 施設の管理責任者と密接な連絡をとり、災害を防止するための消防活動、死傷者等の救出、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策の実施

危険物施設一覧表 資料13-1

### 第2 高圧ガス施設

#### 1 施設管理者等の活動

災害により、高圧ガス施設が危険な状態となった場合、施設の管理者等は直ちに次に掲げる応急措置を行うとともに、速やかに県、警察署、消防機関に通報する。

- (1) 一切の作業を中止し、必要に応じ、設備内のガスを安全な場所に移動し、又はガスを放出するなど適切な措置をとる。
- (2) 洪水等の水害に対しては、高圧ガス容器の流出防止のための措置をとる。

流出した容器がある場合は、流出容器による災害が発生しないよう、関係機関との連絡を密にし、回収に努め、定められた場所に保管する。

#### 2 消防機関の活動

- (1) 住民の安全を確保するため、警戒区域を定め、必要に応じて区域内の住民又は従事者に避難するよう警告する。
- (2) 洪水等の水害に対しては、高圧ガス容器の流出防止のための措置をとる。  
流出した容器がある場合は、流出容器による災害が発生しないよう、関係機関相互の連携を密にし、回収に努める。



### 第3 毒物・劇物貯蔵施設

#### 1 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、地震により毒物劇物が流出、飛散、漏えい等災害が発生した場合、直ちに保健所、警察及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のための必要な措置を講じる。

#### 2 関係機関の活動

通報を受けた保健所、警察及び消防機関は、相互に連絡をとり、地域住民及び通行人等に対し、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じる。また、飲料水を汚染する恐れがある場合には、関係市町に通報連絡するなど万全を期する。

## 第25節 廃棄物等の処理

災害により、排出され、又は処理量の増加した、ごみ、し尿等の収集処理等を迅速確実に  
に行い、被災地域の環境衛生の万全を期する。

### 第1 ごみ等の収集処理

大規模災害時には、ごみ処理施設の損壊による処理機能の低下又はごみの大量発生により  
処理施設への短期間大量投入が困難な場合が予想される。

このため、被災地区ごとに数箇所の災害廃棄物仮集積場を定め、ごみの一時的な置場を  
確保し、収集処理する。

#### 1 住民への広報

- (1) 平常時の処理体制を基本とするが、必要と認める場合は速やかに臨時の収集体制、仮  
集積場所及び収集日時を定めて住民に広報する。
- (2) 特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、又は処理するように  
指導・広報する。

#### 2 収集処理方法

- (1) 住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、できるだけ速やかに処理施設に運  
搬、処理する。
- (2) 集められたごみは、できるだけリサイクルに努める。
- (3) 特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し、優先的に収集処理する。
- (4) 持ち運びが困難な物は、必要に応じ町が直接仮集積場又は処理施設に運搬する。

#### 3 処理施設

収集したごみは、美化センター等の施設で処理する。

清掃関係施設・し尿収集車・火葬場処理能力・霊柩車台数一覧表 資料9-1

#### 4 へい死獣の処理

- (1) 砥部地区については、民間業者に委託して処分する。広田地区については、処理施設  
で衛生的に焼却処理する。
- (2) 移動し難いものについては、その場で個々に処理する。

#### 5 住民等の活動

- (1) 一時的にごみの排出が増加する場合や腐敗しやすいごみを優先的に処理する必要があ  
る場合は、指定された最寄りの仮集積場へ搬出する。
- (2) ごみの排出については、分別を厳守する。
- (3) 自主防災組織の清掃班を中心として、仮集積場のごみの整理、流出の防止等の管理を  
行う。

## 6 県等への要請

災害の状況により、町においてごみの収集処理ができない時は、県又は隣接市町に応援を要請する。

## 第2 し尿処理

大規模災害時には、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、し尿処理施設等の損壊による処理機能の低下が予想される。

### 1 収集方法

- (1) し尿の汲み取りは、災害後直ちに許可業者により行う。
- (2) 避難所及び被災者収容施設等を優先して行う。
- (3) 被害の状況に応じて、とりあえずの措置として、貯留槽、便槽等内の2～3割程度の汲み取りとし、各戸の当面の使用を可能にする方法をとる。

清掃関係施設・し尿収集車・火葬場処理能力・霊柩車台数一覧表 資料9-1

### 2 住民等の活動

自主防災組織を中心に仮設便所の建設、消毒、管理に努める。

### 3 県への要請

必要に応じて、県の備蓄するポータブルトイレ等災害時緊急援護物資の供給を要請するとともに、市町間のし尿処理についての調整及び県外のし尿業者等の斡旋について要請する。

## 第3 がれき・残骸物の処理

応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、災害による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生するがれき・残骸物等を愛媛県がれき・残骸物処理マニュアル及び災害廃棄物処理基本計画に従って迅速・適正に処理する。

### 1 がれき・残骸物の処理

- (1) がれき・残骸物処理対策組織の設置

町内に、がれき・残骸物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

- (2) 情報の収集

町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。

- ア 家屋の倒壊に伴う解体件数
- イ 廃棄物処理施設等の被災状況
- ウ がれき・残骸物処理能力の不足量の推計
- エ 仮置場、仮設処理場の確保状況

(3) 発生量の推計

収集した情報を基に、がれき・残骸物の発生量を推計する。

(4) 仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

(5) 処理施設の確保

中間処理施設、最終処理施設等のがれき・残骸物の処理施設を確保する。

(6) 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

(7) がれき・残骸物の処理の実施

県が示す処理指針に基づき、また、事前に策定した災害廃棄物処理基本計画に則し、被災状況を勘案した上で、がれき・残骸物の処理を実施する。

(8) 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

## 2 企業の活動

自社のがれき・残骸物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、町からがれき・残骸物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

## 3 住民の活動

(1) がれき・残骸物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法により搬出等を行う。

(2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

## 第26節 災害警備活動

大規模災害発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、県、県警察及び関係機関、団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

### 第1 警察機関の活動

警察機関は、災害に対して、住民の生命身体及び財産を保護し又は被災地の治安を維持するため、関係機関と協力し、概ね次に掲げる活動を行う。

- (1) 被災情報の収集と伝達
- (2) 被災者の救出救助活動
- (3) 危険区域居住者の避難誘導
- (4) 災害による死体の検視（見分）行方不明者の搜索
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 災害地における治安の確保
- (7) 広報活動

### 第2 住民への広報

町は、各種情報の不足や誤った情報等のため、地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し、又は混乱が発生する恐れがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報及び住民のとるべき措置等について呼びかけを実施するよう努める。

### 第3 県に対する要請

町域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し、応急措置又は広報の実施を要請する。

## 第27節 災害救助法の適用対策

大規模災害発生による被災者の生活再建等のための災害救助法の適用については、次による。

### 第1 災害救助法の適用

#### 1 災害救助法の適用手続き

町長は、本町における災害の程度が、適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、直ちに、その旨を知事に報告する。(県災害救助法施行細則第1条)

#### 2 災害救助法の適用基準

人口が1.5万人以上で3万人以下の本町の場合、災害救助法の適用は、災害による町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という）の数が、50世帯以上に達した場合に適用される。(災害救助法施行令第1条第1項第1号)
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、かつ県内の滅失世帯の数が1,500世帯以上に達する場合において、町の滅失世帯の数が25世帯以上に達する場合に適用される。(災害救助法施行令第1条第1項第2号)
- (3) 被害が全県域にわたり、かつ県内の滅失世帯の数が7,000世帯以上に達する場合、又は当該被害が隔絶した地域に発生したものである等の場合において、町の被害の状況が救助を要する状態にある場合に適用される。(災害救助法施行令第1条第1項第3号)
- (4) 多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合に適用される。(災害救助法施行令第1条第1項第4号)

災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表 資料12-1

#### 3 滅失(り災)世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊(全焼・流失)」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

##### 【滅失世帯の算定基準】

滅失住家 1世帯	=	全壊(全焼・流失)	住家 1世帯
滅失住家 1世帯	=	半壊(半焼)	住家 2世帯
滅失住家 1世帯	=	床上浸水、土砂の堆積によって一時的に居住できない状態になった住家	3世帯

(注)床下浸水、一部損壊は換算しない。

#### 4 被害状況の把握

被害状況の把握は、災害対策の第一歩であり、災害発生後の応急対策の実施に極めて重要な役割を果たすこととなるため、迅速かつ的確な状況把握に努める。

(1) 被害状況の調査、把握

被害の状況の調査は、災害対策本部に「調査班」を編成し、関係機関、地域住民の協力を得て実施する。

- (2) 被害程度の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施にあたり、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるので適正に行う。

## 5 被害状況報告

災害が発生した場合、直ちに正確な被害状況を把握して、速やかに県に報告する。

(1) 報告を必要とする災害

災害が発生した場合、概ね次に掲げる程度のものについて報告する。

- ア 災害救助法の適用基準に該当するもの
- イ 災害による被害が軽微であっても、全体的に大規模な同一災害である場合
- ウ 町の被害が軽微であっても、全体的に大規模な同一災害である場合
- エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められる場合
- オ その他特に必要と認められる場合

(2) 報告の要領

被害報告は、災害の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、確定報告の3種類に区別される。

これらの報告は、次により実施する。

ア 発生報告

発生報告は、正確度よりむしろ迅速を主とすることが望ましい。

災害の態様、規模によっては、短時間に正確な被害状況を把握することが困難ではあるが、全体の被害状況が判明してからの報告では、県の対応等に支障をきたすので、把握できた範囲内で、次の事項について報告する。

その際、情報の出所、調査時点、正確度等も併せて報告する。

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 既に行った措置及び取ろうとする措置
- (オ) その他必要な事項

イ 中間報告（変更の都度報告）

発生報告にかかる災害について、当該災害にかかる災害救助法の適用事務が完了した後、速やかに被害状況を取りまとめて報告する。その内容は、発生報告の内容のほか、次のとおりとする。

- (ア) 救助の種類別
- (イ) 災害救助費概算額調
- (ウ) 救助費の予算措置の概況

ウ 確定報告

災害救助法による救助が完了した時に行う。その内容は、中間報告と同じとする。

## 第2 救助の種類

### 1 災害救助法による救助の種類（災害救助法第23条）

災害救助法による救助の種類は、概ね次のとおりとし、被害の程度・状況に応じて必要な救助を実施する。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の供与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 災害にかかった者の救出
- (9) 災害にかかった住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 死体の捜索
- (13) 障害物の除去

### 2 町長が県からの通知により行う救助の種類

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事があたる。

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助を行うことができない場合又は委任を受けた場合は、町長が自ら救助に着手する。

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- (1) 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 災害にかかった住宅の応急修理
- (6) 学用品の給与
- (7) 埋葬
- (8) 死体の捜索
- (9) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去



## 第28節 応急教育活動

学校施設等が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、町教育委員会等は、学校施設等の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護の措置を実施する。

### 第1 応急教育

#### 1 実施体制

- (1) 町立学校の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町教育委員会が行う。
- (2) 各学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行う。

#### 2 応急措置

- (1) 実施責任者は、施設の被害状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連携をとり、被害僅少地域の学校施設、公民館、その他民有施設を借り上げるか、又は応急仮設校舎を建設する等速やかに授業ができるよう措置する。

なお、被害の状況により、必要があるときは市町又は地域の住民の協力を求め、応急仮設校舎の建設にあたっては、関係機関の協力を要請して短期間に完成する。

- (2) 学校長は、災害の状況に応じて次のような措置を講じる。
  - ア 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与えること。
  - イ 災害の規模、児童生徒及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、県教育委員会と連携し、災害対策について万全の体制を確立すること。

#### (3) 休校措置

- ア 授業開始後に災害が発生した場合、各学校長は、必要に応じ休校の措置をとる。

下校に際しては、事故のないよう十分注意を与え、同一方向又は同一地域ごとに集団行動をとらせる。

- イ 児童、生徒の登校前に休校の措置をした場合は、電話、防災行政無線及び広報車等により、保護者又は児童、生徒に連絡する。

#### (4) 学校施設の確保

授業再開のための校舎等施設の確保は、概ね次の方法による。

- ア 被災学校が1校の一部のみで被災箇所が普通教室の場合は、転用可能な特別教室等を使用し、なお不足する場合は2部授業等の方法による。
- イ 被災学校が1校で全部又は大部分が使用不可能な場合は、公民館等

公共施設の利用及び隣接校の余剰教室を借用する。

ウ 特定の地区が全体的に被害を受け、2校以上が被災した場合は、被災を免れた公共的施設を利用又は避難先の最寄りの学校を利用する。利用する施設がないときは、応急仮設校舎を建設するなどの対策を講じる。

エ 応急教育の予定場所は、各学校ごとにあらかじめ調査し、決めておく。

(5) 被災による不足教員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、不足数の状況により、一時的に教職員組織の編成替え等を行う。

(6) 学校が地域の避難所となった場合等の留意事項

ア 施設・設備の安全を確認し、避難所を使用するにあたっての管理責任者に対し、その運用について必要な指示をする。

イ 学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。

ウ 避難生活が長期化する場合は、町と応急教育活動と避難活動との調整を行う。

エ 災害応急措置として、学校施設の一時使用の要請があった場合、校長は、授業に支障のない範囲内において、これを使用させることができる。

### 3 教科書及び学用品の調達と支給

(1) 調達方法

ア 教科書は、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡しその供給を求める。また、町内の他の学校並びに他市町に対して使用済み古本の供与を依頼する。なお、不足する場合は、県に対し調達供与を依頼する。

イ 学用品は、県から送付を受けたものを配布するほか、県の指示により基準内で調達する。

(2) 支給対象者

住宅が全焼、全壊、流失、半壊又は床上浸水の被害を受け、教科書、学用品を滅失又は損傷した児童生徒に支給する。

(3) 支給の方法

教育委員会事務局班は、学校長と緊密な連携を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握し、必要とする学用品を各学校長を通じて対象者に支給する。

(4) 支給品

教科書及び学用品、通学用品

(5) 教科書及び学用品等の供与の費用及び期間

本章第27節「災害救助法の適用対策」に準じる。

(6) 記録等

学用品等の供与をしたときは、次の書類、帳簿等を整備保管しておく。

- ア 学用品の購入分配計画
- イ 学用品交付簿
- ウ 学用品受払簿
- エ 学用品購入関係支払証拠書類
- オ 応急給食関係書類

(7) 災害救助法が適用されない高校生の学用品等の調達については、関係機関が連携し、可能な限り対応する。

**4 学校給食対策**

(1) 学校給食施設、設備及びパンその他の給食物資の納入業務の被害状況を速やかに把握し、必要に応じ、学校給食を中止する。

(2) 被害状況が判明した後において、具体的な復旧対策をたて、速やかに実施する。

**5 被災職員、児童及び生徒の健康管理**

疾病の早期発見とその早期処理に努め、被災職員、児童及び生徒に対する健康指導を強化する。

**第2 文化財の保護**

文化財の保護については、次のとおりとする。

**1 文化財に関する災害予防・応急対策**

文化財に関する災害予防・応急対策については、それぞれの文化財の所有者、管理責任者又は管理団体及び教育委員会が定める。

また、教育委員会は、文化財の日常の維持管理、適切な時期における保存修理、周辺的环境整備等について指導する。

**2 文化財の被災状況報告**

文化財が被災した場合、管理責任者又は管理団体及び教育委員会は、被災の調査を実施するとともに消防機関に通報する。

また、速やかに県教育委員会に被災状況を報告協議し、復旧対策を講じる。

## 第29節 労務供給計画

大規模災害が発生し、町、県等だけでは対応が不十分な場合、防災関係機関等に対し災害応急対策活動に必要な要員を要請し、確保する。

### 第1 労務の確保

#### 1 実施体制

町は、災害の状況を把握し、奉仕団の動員又は労務提供者の雇用を必要とする場合は、奉仕団の責任者及び公共職業安定所長に依頼を行い、確保に努める。

#### 2 民間団体等の協力要請等

##### (1) 要請基準

日赤奉仕団及び民間団体等に対する奉仕活動の要請基準は、次のとおりとする。

- ア 避難所を開設するまでには至らないが、被災者が多数にのぼり、奉仕活動を必要とする場合
- イ 被災地における救助活動、応急復旧作業等に従事する者に対して、炊き出し等により食料の供給を必要とする場合
- ウ その他奉仕活動を必要と認める場合

##### (2) 要請方法

奉仕活動の要請は、災害対策本部長が行う。

##### ア 要請措置

要請は、文書又は口頭をもって行う。口頭をもって要請したときは、事後において速やかに文書による要請措置をとる。

##### イ 要請事項

- (ア) 要請理由
- (イ) 奉仕活動内容及び場所
- (ウ) 要請人員
- (エ) 奉仕活動期間
- (オ) 奉仕活動に必要な資機材の調達方法
- (カ) その他必要な事項

##### (3) 要請順序

応急対策等に労務を必要とするときは、まず最初に日赤奉仕団、民間ボランティアに動員要請を行い、被害が広範囲にわたる場合は、公共職業安定所に労務提供の雇上げの要請を行う。

##### (4) 応援要請

町内の雇上げで不足が生ずる場合は、県及び近隣市町に対して、応援を必要とする理由、作業内容、従事場所、人員、従事期間、集合場所等を明確にして応援を要請する。

町内奉仕団体一覧表 資料16-1

### 3 労務提供者の雇上げ

#### (1) 要請方法

労務提供者を雇用する場合は、労務内容、労務期間、集合場所、賃金等を明確にした書類により、公共職業安定所長に要請する。

#### (2) 記録

労務提供者を雇用し及び奉仕団の奉仕を受けたときは、次の書類、帳簿を整理しておく。

- ア 出役表
- イ 賃金台帳
- ウ 奉仕団の名称及び人員、氏名
- エ 奉仕した作業内容及び期間
- オ その他参考事項

## 第2 災害救助法が適用された場合の措置基準

### 1 支出できる作業員経費

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療助産における移送費
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救援用物資の整理、輸送及び配分
- (6) 死体の捜索
- (7) 死体の処理（埋葬を除く。）

### 2 応急のための雇用期間及び経費の額

作業員経費は、町における通常の実費とし、期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

## 第30節 消防防災ヘリコプターの支援

各種災害又は事故等に際し、必要に応じて愛媛県が所有する消防防災ヘリコプターの運航を要請し、有効かつ迅速に支援活動を行うことによって、その被害を最小限に防止する。

### 第1 緊急運航要請手続き

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、町域に災害が発生し又は発生しようとしている時及び町長が必要と認めた時、町長又は伊予消防等事務組合の消防長若しくは関係行政機関の長が、県消防防災安全課長に対して行う。

この要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に対して電話にて行うこととし、事後に要請書を提出する。

連絡先

緊急連絡用電話	089-965-1119
一般事務用電話	089-972-2133
ファクシミリ	089-972-3655

### 第2 支援活動の種類

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動

### 第3 緊急運航の要件

消防防災ヘリコプターは、次の要件を満たす場合に緊急運航する。

- (1) 公共性
- (2) 緊急性
- (3) 非代替性

愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 資料14-1

# 第2編 風水害等対策編

## 第3章 風水害等災害

### 復旧・復興対策

風水害等災害による被害からの早期復旧・復興を図るため、被害状況・内容等に応じた国・県及び町の応急復旧措置、救済措置及び支援措置等に関する対策を示す。

## 第1節 災害復旧対策

災害復旧対策は、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に実施する。

また、復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保及び活動については、災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

### 第1 被災施設の復旧等

被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに策定し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。特に地震等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から対策に配慮する。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、概ね以下の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

- (1) 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、土地改良法を活用し実施する。
- (2) 道路、河川、下水道施設、都市公園については、公共土木施設復旧事業費国庫負担法により実施する。
- (3) 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により実施する。
- (4) 都市施設等（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。
- (5) 公営住宅等については、公営住宅法により実施する。
- (6) 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。
- (7) 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により実施する。

### 第2 災害廃棄物の処理

大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。



- (1) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- (2) 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

### 第3 義援金、義援物資の受入れ及び配布

災害が発生した場合に、各方面から預託される義援金及び義援物資（以下「義援金品」という。）の受け付け及びこれらの配布等については、次のとおりとする。

#### 1 義援金品の受付

義援金品のための問い合わせ窓口を設置し、被災地のニーズに合わせた物資等のリスト及び送り先をマスコミに公表するものとする。

##### (1) 義援金の受け付け

企画財政班が受け付けて、預託者に領収書を発行するとともに、会計管理者名義の預金口座に預け入れるものとする。

##### (2) 義援物資の受け付け

企画財政班が受け付けて、預託者に受領書を交付するとともに、これを保管する。

#### 2 義援金品の募集

災害の状況によっては、義援金品の募集を行うものとし、募集にあたっては、マスコミ等に協力を求めるとともに、立看板、ポスターの掲示及び各種団体・関係機関を通じ、広く県内外に協力を呼びかける。

また、義援物資の受け入れにあたっては、被災地での仕分け等に非常に労力を要することに理解を求め、被災地のニーズに合致し、かつ、まとまった単位で送付されるもの等に限り受け付ける。

なお、義援物資の提供者や企業等は、品名・品数を明示して梱包するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮するよう努める。

#### 3 義援金品の配布

義援金品の配布については、義援金品配布委員会を設置し、被災者に対し、公平かつ迅速な配布を行うものとする。

### 第4 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律150号）（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。

#### 1 町の活動

- (1) 町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。
- (2) 町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部

局に提出しなければならない。

## 第5 災害査定の促進

災害が発生した場合には、町並びに県は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速になされるよう努める。

## 第2節 復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

### 第1 復興計画の作成

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者等の意向等を勘案しつつ、必要に応じて被災地の復興計画を作成するものとする。

被災市街地については、被災市街地復興計画特別措置法等に基づき、次により健全な復興を図る。

- (1) 被災地の復興については、町が主体となって住民の意向を尊重しつつ、共同して計画的に行うものとする。
- (2) 大規模な災害により広域的に地域が壊滅し、社会的活動に障害が生じた場合においては、県及び関係する市町等と連携をとり、これら災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るための土地区画整理事業・市街地再開発事業の施行、道路・公園等公共施設の整備及び公営住宅等の供給に関する事業等について、復興計画を策定するものとする。
- (3) 事業を進めるにあたり、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対して行うものとする。

### 第2 大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

- (1) 県は、国が定める復興基本方針に即して、県復興方針を定める。
- (2) 町は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (3) 県は、町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、事務の遂行に支障のない範囲内で、町に代わって必要な都市計画の決定等を行う。
- (4) 県は、復興計画の作成等のため必要がある場合は、関係行政機関若しくは関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して職員の派遣のあっせんを求める。
- (5) 町は、復興計画の作成等のため必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

### 第3 防災まちづくりを目指した復興

- (1) 町は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (2) 町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (4) 町は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (5) 町は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (6) 町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (7) 町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。
- (8) 町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (9) 町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

### 第4 復興財源の確保

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

#### 1 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行の調整及び編成方針の策定などを行う。

##### (1) 財政需要見込額の算定

被災状況調査をもとに、次の財政需要見込額を算定する。

##### ア 復旧・復興事業

イ その他

(2) 災害発生年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

(3) 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

## 2 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等から、財政状況の悪化が懸念されるが、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、財源確保に関し適切な措置を講じる。

(1) 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

ア 災害復旧事業債

イ 歳入欠かん等債

ウ その他

## 第3節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置きながら、住民生活の安定を図るための施策を講じるとともに、自力による生活再建を支援する。

### 第1 要配慮者の支援

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

#### (1) 被災状況の把握

次の事項を把握して県に報告する。

ア 要配慮者の被災状況及び生活実態

イ 社会福祉施設の被災状況

#### (2) 一時入所の実施

県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。

#### (3) 健康管理の実施・巡回健康相談

県（保健所）と協力して保健師による巡回健康相談を実施し、避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

#### (4) 成年後見制度の利用

義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

### 第2 義援物資、義援金の受入れ及び配分

#### 1 義援物資の募集

町は、企業等からの義援物資を受け入れるため問い合わせ窓口を設置し、受入れを希望するもの、受入れを希望しないもの等、被災地のニーズを迅速に調査把握するとともに、その内容のリスト及び送り先をマスコミに公表することにより、義援物資の送付を要請する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

また、義援物資の受入れにあたっては、被災地での仕分け等に非常に労力を要することについての理解を求め、被災地の求めるニーズに合致するもので、まとまった単位で送付されるもの等に限って義援物資として受け付ける。

なお、義援物資の提供者や企業等は、品名・品数を明示して梱包するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮するよう努める。

#### 2 義援金の募集

町への義援金を受け付けるために、役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討する。

#### 3 義援金の配分

県は、統一的に義援金を配分するために、日本赤十字社、愛媛県共同募金会及び義援金募集機関等の関係団体から構成される配分委員会を設置し、公平かつ迅速な配分を行う。

### 第3 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対し災害見舞金を支給する。

- (1) 支給対象者の把握  
災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給対象者を把握する。
- (2) 支給方法の決定及び支給  
災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び砥部町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年条例第92号）に基づき支給する。

## 第4 被災者の経済的再建支援

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行う。

### 1 経済的支援活動

- (1) 被災状況の把握  
災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。
  - ア 死亡者数
  - イ 負傷者数
  - ウ 全壊・半壊住宅数等
- (2) 被災証明の発行
  - ア 被災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に被災証明を発行する。
  - イ 被災証明発行窓口を設置し、再調査の希望に対応する。
- (3) 被災者台帳の作成  
被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。
- (4) 災害援護資金の貸付  
災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
- (5) 被災者生活再建支援金の申請受付等  
被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認等必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援基金により委託された事務を迅速に実施する。
- (6) 資金の貸与等  
被災者のうち要件に該当する者に対して、県や社会福祉協議会の協力を得て、その趣旨の徹底を図り、次のうち適切な資金の融通措置を講じる。
  - ア 生活福祉資金
  - イ 生活安定資金
  - ウ 母子福祉資金
  - エ 寡婦福祉資金
  - オ 災害援護資金
- (7) 租税の減免等  
地方税法及び条例に基づき、町税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切

な措置を行う。

## 第5 恒久住宅対策

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

### 1 住宅供給対策

#### (1) 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた町住宅復興計画を策定する。

#### (2) 県との協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について県と協議する。

#### (3) 町営住宅等の供給

必要に応じ、公営住宅や特定優良賃貸住宅等の町営住宅を供給する。

#### (4) 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

## 第6 生活再建支援策等の広報

ラジオ・テレビ等のマスメディアやホームページ、広報紙等を活用し、次の広報・PRを実施する。

#### (1) 義援金の募集等

#### (2) 各種相談窓口の案内

#### (3) 災害弔慰金の支給等に関する情報

#### (4) 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策に関する情報

#### (5) 被災者生活支援金に関する情報

#### (6) ボランティアに関する情報

#### (7) 雇用に関する情報

#### (8) 融資・助成情報

#### (9) その他生活情報等

## 第7 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

### 1 振興対策

#### (1) 中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。



(2) 事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。

(3) 中小企業融資制度の確保

復興対策として災害の早期復旧に必要な資金の融通として、概ね次のものがあり、これらの制度の利用を指導する。

ア 政府系金融機関等融資制度

(ア) 中小企業金融公庫資金

(イ) 国民生活金融公庫資金

(ウ) 商工組合中央金庫資金

イ 県の中小企業融資制度

(ア) 中小企業復興資金

## 第8 雇用対策

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、雇用維持対策を実施する。また、震災により離職を余儀なくされた被災者の再就職支援策を実施する。

### 1 職業の斡旋、職業訓練

町は、雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に通知する。県は、被災者が災害のため収入の途を失い、他に就職する必要が生じた場合には、関係機関と協力して、現地職業相談所を設置し、適職への早期就職の斡旋に努める。

なお、通勤地域への就職斡旋が困難な場合は、広域職業紹介（職業安定法第17条の2）により広く職業の機会を求める等の方法により、職業斡旋を行うとともに、職業訓練校への入校等により職業訓練を受講させ、生業及び就職に必要な技術を習得させるよう努める。

## 第9 生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、生活保護法に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障し生活の確保を図る。

## 第10 農林業者を対象とした支援

被災した農林業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林業者を対象とした支援を実施する。

### 1 経営安定対策

(1) 農林業者の被災状況の把握

農林業者の被災状況調査を、県と連携して実施する。

(2) 支援制度・施策の周知

農林業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携して周知する。

(3) 融資制度の確保

経営安定対策としての災害時における融資等は、災害の規模、災害の程度等によって異なるが、その制度は概ね次のものがあり、これらの制度の利用を指導する。

- ア 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）による融資
- イ 農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）による融資
- ウ 農業災害資金による融資
- エ 自作農維持資金融通法（昭和30年法律第165号）による融資

## 第11 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講じる。

- (1) イベント・商談会等の実施  
必要に応じ、県や関係団体等と連携し、イベント・商談会等を実施する。
- (2) 誘客対策の実施  
必要に応じ、県や関係団体等と連携し、誘客対策を実施する。

# 第3編 震災対策編

## 第1章 地震災害予防計画

地震災害の軽減、災害応急対策を円滑に行うための事前準備等を目的とした、防災に関する施設の整備点検、防災に関する資機材等の備蓄及び点検、並びに防災訓練等に関する実施事項及び計画を示す。

## 第1節 防災知識普及計画

町及び関係機関は、各所属職員はじめ、住民等に対し地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める。

### 第1 職員に対する教育

職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 地震に関する基礎知識、一般知識
- (2) 砥部町地域防災計画（震災対策編）と町の地震防災対策に関する知識
- (3) 地震が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (5) 家庭及び地域における防災対策
- (6) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (7) 地震対策の課題とその他必要な事項

なお、上記（3）及び（4）については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知しておく。

また、各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

### 第2 教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、町職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、「愛媛県学校安全の手引き(改定版)」(愛媛県教育委員会編)をもとに、学校安全計画に地震等災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定め、児童生徒が地震等災害に関する基礎的、基本的な事項を理解したうえで、適切な行動がとれるよう安全教育等の徹底を指導する。

- (1) 各教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、地震等災害に関する基礎的知識を修得させるとともに、地震等災害発生時の対策（避難所・避難経路の確認、地震等防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。
- (2) 中学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行う。

### 第3 住民に対する防災知識の普及

地震発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び大学等地域学術機関等と連携した防災講座の開催等により、地震及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。

また、住民に対し、自らの生命、身体及び財産を守り、併せて地域の地震被害を最小限にとどめるため、地域の災害危険箇所や避難所等を記載した総合防災マップを作成し、全住民に配布するなどにより、住民自らが地域の危険箇所を自覚し、早期に円滑な避難行動がとれるよう必要な防災知識の普及・啓発を図る。

#### 1 一般啓発

##### (1) 啓発の内容

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 緊急地震速報を覚知したときの具体的に取るべき行動に関する知識
- ウ 地震が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
- エ 防災関係機関等が講じる地震防災対策等に関する知識
- オ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- カ 山・崖崩れ危険予想等に関する知識
- キ 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- ク 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- ケ 応急手当等看護に関する知識
- コ 避難生活に関する知識
- サ 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- シ コミュニティ活動及び自主防災組織の強化に関する知識
- ス 早期自主避難の重要性に関する知識
- セ 防災士の活用に関する知識
- ソ 南海トラフ地震に伴う地震動に関する知識（地震被害想定調査等）
- タ 南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性
- チ 災害時の家庭内の連絡体制の確保

##### (2) 啓発の方法

- ア テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- イ 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- ウ 映画、ビデオテープの利用
- エ 講演会、講習会の実施
- オ 防災訓練の実施
- カ インターネット(ホームページ)の活用
- キ 各種ハザードマップ等の利用

#### 2 生涯学習を通じた啓発

町及び教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会

等を通じて地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する知識を高める。

(1) 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準じるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

(2) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

また、文化財や町並みを地震災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、地震防災知識の普及を図る。

**3 各種団体を通じた啓発**

各種団体に対し、研修会、講演会、ビデオテープの貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進する。

**4 防災上重要な施設管理者に対する教育**

危険物を取り扱う施設や大規模商業施設、集会施設等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震発生時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努める。

**5 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発**

町は、「えひめ防災の日(12月21日)」を含む「えひめ防災週間(12月17日～12月23日までの一週間)」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

## **第4 関係機関の活動**

指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する地震防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

## 第2節 住民の防災対策計画

地震による被害を軽減するためには、住民一人ひとりが、地震や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職域等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、町は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努める。

### 第1 住民の果たすべき役割

住民は、地震災害から自らを守る（自助）とともにお互いに助け合う（共助）という意識と行動のもとに、平常時及び地震発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。

#### 1 平常時の実施事項

- (1) 地震防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 地域の避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び地域住民相互の連絡方法を確認する。
- (4) がけ崩れ、津波等災害が発生する恐れのある地域の危険箇所の把握に努める。
- (5) 建築物の所有者は、家屋の耐震診断を行うとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修等適切な措置を講じる。
- (6) 家具、ピアノ、冷蔵庫、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講じる。
- (7) 石油ストーブやガス器具等について、対震自動消火等火災予防措置を実施する。
- (8) 飲料水、食料、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく。（食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。）また、動物飼養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- (9) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (10) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (11) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (12) 隣近所と地震発生時の協力について話し合う。
- (13) 消火器その他の必要な資機材を備える。
- (14) ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機を設置しようとする者は、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講じるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行う。
- (15) 避難行動要支援者は、市町、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者及びボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

## 2 地震発生時の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 出火防止及び初期消火に努める。
- (3) 適時、適切な早めの避難を実施する。
- (4) 自力による生活手段の確保を行う。
- (5) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (6) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (7) 自動車、電話の利用を自粛する。
- (8) 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

## 第2 町の活動

### 1 防災意識の啓発

町は、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。

### 2 防災情報の提供

町は、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供する。



## 第3節 自主防災組織育成計画

住民一人ひとりが、地震や防災に関する正しい知識を持ち、これを家庭、地域、職域等で実践することが、地震による被害を軽減するために重要であり、住民が相互に協力し、地域や職場において自発的に防災組織をつくることができるよう自主防災組織の育成強化を図る。

### 第1 自主防災組織の育成強化

住民の自主的な防災活動は、組織的に行動することがより効果的であり、行政区等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

このため、女性の参加を促しながら、自主防災組織の結成を積極的に促進し、その育成強化を図る。

また、各種の助成事業等を活用して、活動の拠点となる施設の整備及び資機材の充実を図る。

#### 1 自主防災に関する意識の啓発

住民の自主防災に関する認識を深めるために、講座や研修会等を開催する。

また、伊予消防等事務組合砥部消防署及び砥部消防署広田出張所は、消防の分野に関する知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣等の協力を行う。

#### 2 組織づくり

(1) 既存の行政区等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。

ア 区長等を対象にリーダー養成のための研修会等を開催し、組織の核となる人材を育成する。

イ 行政区等の自治組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

ウ 防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図ることにより、自主防災組織として育成する。

エ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。

オ 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動するためには、誰が何を受け持つかをしっかり決めて、お互いの役割や関係を体系づけておく。

(2) 自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定める。

#### 3 組織活動の促進

町は、消防団等と有機的な連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

また、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災

組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者)の育成に努める。

#### 4 自主防災組織の活動拠点、資機材の整備

町は、地域住民による自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、活動拠点となる施設や防災用資機材等の整備を順次図る。

- (1) 活動拠点となる詰所等の整備
- (2) 防災用資機材等の保管施設の整備
- (3) 防災用資機材の整備

## 第2 自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、地震災害の発生に備えて、平常時において次の活動を行う。

### 1 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が大切であるため、防災講座、講習会、勉強会、ビデオ上映会その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含めた住民参加による定期的な防災訓練の実施等により、防災意識の普及に努める。

主な啓発事項は、南海トラフ地震等の知識、地震情報の性格や内容、平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

### 2 自主防災マップの作成

自主防災組織は、町が作成する総合防災マップ等をもとに身近に内在する危険や、避難所等災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配布することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動の的確化を図る。

### 3 自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割等を定めた防災計画書の作成に努める。

### 4 自主防災組織の台帳の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害発生時の避難行動等を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳の作成に努める。

なお、作成にあたっては、個人情報取り扱いに十分留意する。

- (1) 自主防災組織台帳（資機材等整備を含む）
- (2) 世帯台帳
- (3) 避難行動要支援者台帳
- (4) 人材台帳

## 5 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材及び備蓄物資の整備・点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

## 6 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士や他市町等と有機的な連携を図る。

- (1) 情報の収集及び伝達の訓練
- (2) 出火防止及び初期消火の訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出及び救護の訓練
- (5) 炊き出し訓練

## 7 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

## 8 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害発生時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- (1) 防災関係機関との連絡先
- (2) 防災関係機関との連絡手段
- (3) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

## 9 避難行動要支援者の援護体制の整備

自主防災組織は、町及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の援護を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

# 第3 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取り扱いの指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士等に自主防災組織への積極的な支援を求めるなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

# 第4 事業所等の自主防災活動

事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、町や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、概ね次の事項について、それぞれの事業所等の実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設及び設備の耐震性の確保

## 第4節 事業者の防災対策計画

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。このため、町は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

### 第1 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、概ね次のような防災措置を行う。

#### 1 平常時の実施事項

- (1) 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- (4) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物の耐震性又は耐火性を確保するよう努める。
- (5) 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- (6) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- (7) 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- (8) 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- (9) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。

#### 2 災害発生時の実施事項

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努める。
- (2) 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- (3) 帰宅困難者に対し、連絡手段及び一次避難場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努める。
- (4) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。

### 第2 町の活動

#### 1 防災意識の啓発

町は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。また、事業継続計画策定支

援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

## 2 防災情報の提供

町は、災害発生現象、災害危険箇所、避難場所、避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

## 第5節 ボランティア育成計画

第2編風水害等対策編第1章第6節「ボランティア育成計画」に定めるところによる。

## 第6節 地震防災訓練計画

第2編風水害等対策編第1章第7節「防災訓練計画」に定めるところによる。

## 第7節 業務継続計画

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努める。

### 第1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

### 第2 町の業務継続計画

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

## 第8節 地震災害予防計画

大規模地震による火災の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。

### 第1 火災予防

住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

#### 1 一般家庭に対する指導

- (1) ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、揺れが収まったら直ちに火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- (2) 対震自動シャ断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- (3) 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。
- (4) 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
- (5) 防火ポスター・パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

#### 2 職場に対する指導

- (1) 消防用設備等の維持点検と取り扱い方法の徹底を図る。
- (2) 終業時における火気点検の徹底を図る。
- (3) 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- (4) 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- (5) 自主防災組織の育成指導を行う。
- (6) 大規模商業施設、病院等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- (7) 化学薬品を保有する学校・研究機関等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- (8) 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入り検査等を通じて安全対策の促進を図る。

#### 3 初期消火

大規模地震発生時には、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、火災発生時には、家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であることから、家庭の初期消火能力を高め、地域や職場における自主防災体制を充実させるなど、消防本



部と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進するため、町は、次のとおり活動体制を確立する。

(1) 家庭、地域における初期消火体制の整備

- ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。
- イ 家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。
- ウ 幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

(2) 職場における初期消火体制の整備

- ア 震災時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。
- イ 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成する。

(3) 地域ぐるみの防災訓練等の実施

- ア 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

## 第2 消防力の充実強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ大規模地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するために消防力の充実強化に努める。

### 1 消防活動体制の充実強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ大規模地震災害に対処するため、町の都市構造及び予想される被害の態様、規模等を考慮した消防力の整備増強を行う。

### 2 消防資機材等の整備

- (1) 伊予消防等消防本部は、今後震災対策として有効な車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 消防団は、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。
- (3) 建築物の密集地域では、移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。

消防団車両・資機材一覧表 資料3-4

伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所車両等一覧表 資料3-1

### 3 消防団の育成

- (1) 消防団は、震災時には消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。
- (2) 災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。
- (3) 消防団を活用した住民への防災指導により一層努める。

### 4 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

#### (1) 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、河川やプール等の自然水利等の確保をより一層推進していく。

#### (2) 耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

消防水利の現況 資料3-3

## 第3 被災建築物等に対する安全対策

- (1) 県及び町は、地震災害時に被災建築物応急危険度判定を円滑に実施するため、(公社)愛媛県建築士会と連絡体制を整備するとともに、判定時に必要な機材を備蓄する。また、町からの判定の支援要請があった場合は、「愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定」に基づき、(公社)愛媛県建築士会に判定士の派遣を要請する。なお、大規模な地震が発生し、県内の判定士のみでは対応できない場合は、国及び近県に対して判定士の派遣を要請する。
- (2) 県及び町は、地震発生時に被災宅地危険度判定を円滑に実施するため「愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、認定・登録している被災宅地危険度判定士との連絡体制を整備するとともに、判定時に必要な機材を備蓄する。

## 第9節 水害予防計画

大規模地震に伴う水害を予防するため、河川管理施設及びダム、ため池等の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防）の強化等に努め、地震後の二次災害対策を進める。

### 第1 河川管理施設の整備

地震後の二次災害防止対策として、河川の水防上重要な箇所状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るため、必要に応じて耐震性に配慮した河川の改修等の治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努める。

### 第2 ダム等管理者のダム等の操作

ダムの管理者に対し、特に下流域における異常出水の防止に配慮するとともに、適正な操作を行うよう事前に協議する。

### 第3 ため池、農業用排水路工作物の点検

ため池、農業用排水路工作物の管理団体は、当該施設の点検と所要の予防対策を行なう。

### 第4 水防危険箇所の把握及び監視

#### 1 水防危険箇所の把握

梅雨期の豪雨や台風等による水害を防止し、被害の軽減を図るため、水防危険箇所等の実態を調査・把握し、災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

また、水害防止策の強化等ソフト対策に努める。

水防区域一覧表 資料3-8

#### 2 水防危険箇所の監視

危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐために、消防機関、その他自主防災組織や一般住民等の協力によって、災害発生が予想される危険区域（箇所）を巡視し、警戒する。

危険区域の責任担当者、配備要員、町当局への連絡方法については以下のように定める。

##### (1) 責任担当者

危険区域内の区長又は区の防災を担当する者、及び当区域を受け持つ消防団分団長又は分団長が指名した者、及び町長が指名する町職員とする。

##### (2) 要員配備

降雨や地盤等の状況に応じ、責任担当者の指示により消防団員、町職員を配備する。

##### (3) 町への連絡方法

住民、消防団員、町職員等が危険な状況を発見又は危険な状況を予測した場合には、住民は区長又は区の防災担当者に、消防団員は団長に、町職員は総務課長に電話等最も迅速かつ正確に伝えられる方法で連絡する。連絡を受けた者は、区、消防団にあっては町総務課長に、総務課長は町長に報告する。

ただし、急を要する連絡については、発見した者が直接町の総務課長又は町長に連絡する。

## 第5 消防力（水防）の強化

地震後の二次災害（水害）に対処し、出水時の被害を軽減するため、雨量や河川水位等の水防情報に関する通信基盤を整備・拡充するとともに、次により消防力（水防）の強化に努める。

- (1) 水防の重要性、水防活動への住民参加等水防意識の啓発を図るとともに、水防演習等により水防工法の習得に努める。
- (2) 水防活動に必要な人員の確保が困難なことが予想されることから、関係機関は、関係団体等と調整協議し、人員の確保に努める。
- (3) 水防活動に必要な資機材の確保について、水防倉庫の充実、水防資機材の備蓄強化に努める。

水防資機材保有状況一覧表 資料3-9

## 第6 伝達体制の整備

- (1) 迅速・確実な伝達を期するため、多様な伝達手段の確保に努める。
- (2) 各防災関係機関と連携を図り、災害配備体制に基づく休日、夜間の配備を強化し、迅速な情報の受伝達を可能とする組織体制の確立に努める。
- (3) 情報伝達の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関と合同で情報伝達等の訓練を実施する。
- (4) 避難に時間を要すると考えられる避難行動要支援者を事前に把握し、避難支援プランを策定するなど、迅速な情報の受伝達を可能とする体制の確立に努める。

## 第10節 地盤災害予防計画

第2編風水害等対策編第1章第11節「地盤災害予防計画」に定めるところによる。

## 第11節 孤立地区対策計画

第2編風水害等対策編第1章第12節「孤立地区対策計画」に定めるところによる。

## 第12節 避難計画

第2編風水害等対策編第1章第13節「避難計画」に定めるところによる。

## 第13節 緊急物資確保計画

第2編風水害等対策編第1章第14節「緊急物資確保計画」に定めるところによる。

## 第14節 医療救護体制確保計画

第2編風水害等対策編第1章第15節「医療救護体制確保計画」に定めるところによる。

## 第15節 防疫・保健、し尿、ごみ、がれき等処理計画

第2編風水害等対策編第1章第16節「防疫・保健、し尿、ごみ、がれき等処理計画」に定めるところによる。

## 第16節 要配慮者支援計画

第2編風水害等対策編第1章第17節「要配慮者支援計画」に定めるところによる。

## 第17節 広域応援体制整備計画

第2編風水害等対策編第1章第18節「広域応援体制整備計画」に定めるところによる。

## 第18節 情報通信システム整備計画

第2編風水害等対策編第1章第19節「情報通信システム整備計画」に定めるところによる。

## 第19節 ライフライン災害予防計画

大規模地震発生時においては、水道、電気、ガス等のライフラインの寸断による被害の発生が予想されるため、ライフライン事業者は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震性の向上に努める。

また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備に努める。

特に、人命に関わる重要施設への供給ラインについては、重点的に耐震化を進める。

### 第1 水道施設

地震災害によって被災する箇所が生じても、それによってシステム全体の機能が麻痺することのないよう耐震性等に配慮した水道施設の整備を図るとともに、被災した場合であっても、早急な復旧を行うことを基本に次の対策を講じる。

- (1) 災害発生時にも最低限必要な給水を確保できる施設整備に努める。
- (2) 監視・制御システムについては、災害時にも十分に機能を発揮できるように整備する。
- (3) 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 耐震性確保の観点から水道施設の総点検を実施し、施設の老朽度、地形・地質の状況を勘案し、優先度を見極め、計画的に耐震化を推進する。
- (5) 他の市町と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制の確立に努める。
- (6) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

### 第2 下水道施設

下水道施設の機能停止は一時的なものであっても生活者に多大の影響を与えることから、特に重要な管渠、終末処理場について、耐震性等を考慮して整備を促進する。

#### 1 代替性の確保

下水道施設が損傷を受け下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統を多様化するとともに、計画的な下水道施設の整備に努める。

#### 2 耐震点検の実施

幹線管渠、終末処理施設について、定期的に点検を実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。

### 3 施設の補強・整備

#### (1) 管渠

軟弱地盤、液状化の恐れのある地盤においては、機能を確保させるために、可とう性管、可とう性継ぎ手、液状化しない埋め戻し材（砕石等）を採用して、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

特に老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

#### (2) 終末処理場、ポンプ場

終末処理場、ポンプ場の躯体との継ぎ手部分の配管については、可とう性と伸縮性を有するものを採用し、特に老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

## 第3 電力施設

電気事業者は、地震災害予防のため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、電力設備等についても、十分な耐震性の確保に努めるほか、系統の多重化や拠点の分散等代替性の確保を進めるなど災害予防措置を講じる。

また、防災業務計画を策定して、電力施設の防護及び迅速な復旧体制を確立する。

### 1 電力施設の災害予防措置

各設備とも、施設の新設・改良の際には、「建築基準法」及び「電気設備の技術基準」等により各種災害対策を考慮するとともに、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実情等を加味するなど、設計・施工に留意する。

### 2 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用発電設備等を整備する。

### 3 電気事故の防止

#### (1) 巡視・点検・調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視点検並びに調査を行い、保安の確保を図る。

#### (2) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、必要な広報活動を行う。

### 4 要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

### 5 復旧資機材の確保

(1) 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。



## 第4 ガス施設

ガス事業者は、地震災害予防のため、ガス施設について耐震性に配慮した整備を行うとともに、定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備等災害防止対策を推進する。

- (1) 災害予防のため、ガス施設について災害に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等災害予防対策を推進する。
- (2) ガス事故防止のため、ガス漏れ警報器、各種安全装置付き機器の普及を図る。
- (3) 利用者に対しては、災害発生時にはガス栓を閉めることとガス器具の使用禁止について周知を図る。

## 第5 電信電話施設

西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI株式会社は、電信電話施設について建物、設備等に耐震・耐火措置を講じるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど災害予防対策を推進する。

- (1) 災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。
- (2) 応急対策活動が効果的に講じられるよう、国、県及び町並びにその他社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。
- (3) 通信の全面途絶地域、避難所等との通信を確保するために、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線機等を配備する。

## 第20節 公共土木施設等耐震対策計画

道路、河川等の各種公共土木施設等の施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、建設業者に応援を要請しておくなど、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。また、余震や豪雨等に伴う二次災害を防止するための体制を整備するとともに、資機材の備蓄を可能な限り行う。

### 第1 道路施設

地震発生後、早急に被災状況を確認し、県等へ報告するほか、避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するうえで重要不可欠であるため、平常時から安全性の確保を図る。

#### (1) 防災点検等の実施

防災点検を定期的実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等により点検を実施する。

#### (2) 道路施設の防災対策及び改良整備

防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

#### (3) 道路通行規制等の実施

地震発生により道路の通行が危険であるとあらかじめ認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

#### (4) 道路施設の長寿命化対策

道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

### 第2 河川管理施設

#### (1) 河川管理施設の整備

河川管理者は、耐震性に配慮した河川改修等治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

#### (2) 防災点検の実施

河川管理者は、耐震点検を定期的実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。また、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

#### (3) 施設の補強・整備

河川管理者は、耐震点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

### 第3 砂防施設

(1) 砂防等施設の整備

県又は町は、土砂災害危険箇所の解消を図るため、緊急度の高い箇所から順次、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防等施設」という。）の整備促進に努める。また、砂防等施設の管理者は、地震発生後には、各施設に異常がないか点検パトロールを行うなど、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

(2) 耐震点検の実施

砂防等施設の管理者は、施設の耐震点検を定期的実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

(3) 施設の補強・整備

砂防施設の管理者は、耐震点検で対策が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

### 第4 治山施設

(1) 治山等施設の確保

林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設（以下「治山等施設」という。）の管理者は、山地災害危険地区の解消を図るため、施設の耐震機能の向上や整備促進に努めるほか、地震発生時には、各施設に異常がないか点検パトロールを行うなど、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

(2) 耐震点検の実施

治山等施設の管理者は、施設の耐震点検を定期的実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

(3) 施設の補強・整備

治山等施設の管理者は、耐震点検で対策が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

### 第5 農地・農林業施設

施設は、古くから築造されたものもあり、順次整備を図っているものの、耐震性に乏しい老朽化した施設も存在する。

このため、管理、点検の一層の強化を図る中で、危険度の高いものから順次、設計基準に基づき、必要に応じて耐震構造とした設計で、整備促進を図るものとする。

(1) 農地

地震発生後の集中豪雨等による二次災害の発生を未然に防止するため、危険箇所の把握に努めるとともに、ほ場整備事業、かんがい排水事業、農村振興総合整備事業、中山間地域総合整備事業等により基盤整備を行う。

(2) 農林業施設

地震発生後の集中豪雨等による二次災害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等により危険箇所の把握に努めるとともに、ほ場整備事業、かんがい排水事業、農村振興総合整備事業、中山間地域総合整備事業等により基盤整備を行う。

また、農地保全事業、ため池等整備事業等の防災事業を行う。

農林道については、危険箇所の改良等の事業を実施する。

(3) 老朽ため池

農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止し、国土保全に資するため、老朽化が著しく、緊急に整備を要する老朽ため池については、ため池等整備事業、中山間地域総合整備事業、県単独土地改良事業等により整備を行う。

## 第6 防災上重要な施設

庁舎、病院、学校、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努めるとともに、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努める。

また、防災拠点となる公共施設の耐震化については、計画的かつ効率的な実施に努める。

(1) 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

(2) 社会福祉施設等の整備

社会福祉施設等の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

(3) 学校等施設の整備

児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

(4) 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

(5) 庁舎、消防施設、警察施設等の整備

庁舎、消防施設、警察施設、緊急物資集積場所となることが予想される施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

(6) 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また、平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

## 第7 公園施設

公園は、火災時の延焼遮断空間、避難所、救急活動拠点として有効に利用されるため、他の公共施設とも連携を図り、整備を促進する。

また、町が避難場所として指定する基幹的な公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設等の整備に努める。

## 第8 文化財施設

建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の地震時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、町教育委員会は、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- (1) 文化財等の補強工事の実施
- (2) 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施
- (3) 安全な公開方法と避難方法・避難所の設定
- (4) 地震発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (5) 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備
- (6) 地震発生後の火災発生に対する防火施設の設置と防災訓練の実施

## 第9 通信放送施設

地震発生時の情報伝達に重要な役割を担う通信放送施設については、運用に支障をきたさぬよう非常用電源設備の整備や耐震性のある堅固な場所への施設整備に努める。

また、平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

## 第21節 建築物等の耐震計画

地震による建造物被害は、倒壊や損傷により使用不能に陥るなど建築物本体の被害とともに、家具の転倒、非構造材の破損落下による被害、ブロック塀等の倒壊被害など広範囲に影響を及ぼす。

建築物の被災は、人的被害の発生をもたらすばかりでなく、地震火災の発生源となることから、その耐震性の確保は重要である。

特に、災害時に拠点施設や避難施設となる重要な建築物については、緊急対応、消火、救助、救護や避難活動を実施するうえで重要度が高いため、バックアップ対策を含めた高い耐震性を有することが求められる。

### 第1 公共建築物等

#### 1 防災上重要な建築物の指定

- (1) 震災時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる消防署
- (2) 震災時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、学校等

#### 2 防災上重要な耐震性強化

指定された防災上重要な建築物は、耐震建築とする。

そこで、耐震性の確保、強化を図るため、国土交通省、県、その他研究機関による新技術水準の策定、改定等を調査研究するとともに、現行基準等も再検討して、次の項目の推進に努める。

- (1) 新設建築物の設計地震力の検討
- (2) 新設建築物の新耐震設計基準の採用
- (3) 既設建築物の耐震性の調査
- (4) 既設建築物の耐震補強の検討

#### 3 町有建築物の耐震性の確保

既設の町有建築物については、前項の重要建築物に応じて、重要度に応じ順次耐震性の調査、補強計画を推進し、耐震性の確保、強化に努める。

### 第2 一般建築物の耐震性の確保

一般建築物の内、昭和56年5月31日以前に建築されたものは、新耐震基準に適合していない可能性が高く、その中でも、木造住宅及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定める、多数の者が利用する大規模の特定建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、木造住宅の耐震診断事業を実施することにより、耐震化を促進するとともに、一般建築物の耐震化について広く住民の認識を深めるため、耐震診断・耐震改修の

必要性を周知する。

### 第3 既存コンクリートブロック塀等の対策

通学路や避難路及び人通りが多い道路等に沿って設置されているブロック塀については、倒壊等の危険性の実態を把握するとともに危険性の高いものについては、改修を促進させる等安全性の確保を図るよう指導する。

### 第4 窓ガラス等外装材落下防止対策

建築物の中には、地震、台風の際に窓ガラス、屋外看板、外装材が破損落下し、通行人に重大な被害をもたらす危険が高いものが多く、特に避難所周辺においては緊急にその対策を講じることが社会的に要請されている。

そのため、市街地の避難路沿い等落下物による被害の発生の可能性の高い地域内における建築物の窓ガラス、屋外看板、外装材等について改修等が必要なものは、建物所有者に対して安全性を確保するよう指導する。

## 第22節 危険物施設保安計画

地震動や液状化により施設が損傷すると、火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物による災害は一挙に拡大し、ときには爆発を伴い、人命損傷に発展するケースが多く、消火困難に陥りやすい。そこで、危険物災害防止のための対策を講じ、防災機能の強化を推進する。

また、毒物・劇物の事故による災害は、保健衛生上の危害が極めて大きい。そこで、関係機関の協力を得て毒物劇物災害防止のための対策を講じ、防災機能の強化を推進する。

### 第1 危険物施設

大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮された以外の要因や、地盤の液状化による要因で、危険物施設が損傷を受けることがあるため、伊予消防等消防本部及び県は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制や事業所に対する指導の強化及び普及・啓発を次のとおり行う。

危険物施設一覧表 資料13-1

#### 1 安全指導

町及び伊予消防等消防本部は、危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の健全な育成を図るとともに、安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

#### 2 防災車両、資機材の整備

伊予消防等消防本部は、複雑多様化する危険物への備えとして化学消防自動車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても防災車両や資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

#### 3 予防査察等

町及び伊予消防等消防本部は、火薬類、高圧ガス、石油類等の製造所、販売所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの安全の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、併せて危害予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

- (1) 町及び伊予消防等消防本部は、危険物の製造所、販売所、貯蔵所等及び消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施する。
- (2) 町及び伊予消防等消防本部は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育を徹底させるなどを指導する。



## 第2 高圧ガス施設

県は、高圧ガス事業所の保安統括者、保安技術者、保安係員等の技術の向上を図るための講習会等を実施するほか、高圧ガス事業所及び一般家庭に対し、設備の設置促進等を図る。

### 1 安全化指導

#### (1) 高圧ガス事業所

- ア 高圧ガス貯槽に設けられた緊急遮断弁への感震装置の設置促進。
- イ 容器（ボンベ）によって高圧ガスを貯蔵している場合にあっては、チェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底。

#### (2) 一般消費家庭

- ア 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底。
- イ 感震自動ガス遮断装置・ガス放出防止装置等の設置促進。特に、感震自動ガス遮断機能を有するS型ガスメータの積極的な導入。

## 第3 毒物・劇物施設

県は毒物及び劇物による事故又は危害を未然に防止するため、次により事故防止対策の徹底を図り、町はこれに協力する。

### 1 立入検査の実施

県は、毒物・劇物の販売施設等が、毒物及び劇物取締法に規定されている構造整備の基準に適合するよう、立入検査の際に構造設備に係る指導を行なう。

### 2 応急対策教育の徹底

県は毒物の販売業者等がそれぞれ自主的に作成している「危害防止規定」を遵守するよう指導する。

# 第3編 震災対策編

## 第2章 地震災害応急対策

地震災害発生時における住民等の生命、財産への被害、都市基盤施設や生活関連施設への被害及び農地・地形等への被害の軽減並びに拡大防止、避難及び救助・救出など、迅速・的確な災害応急対策活動の実施に関する計画を示す。

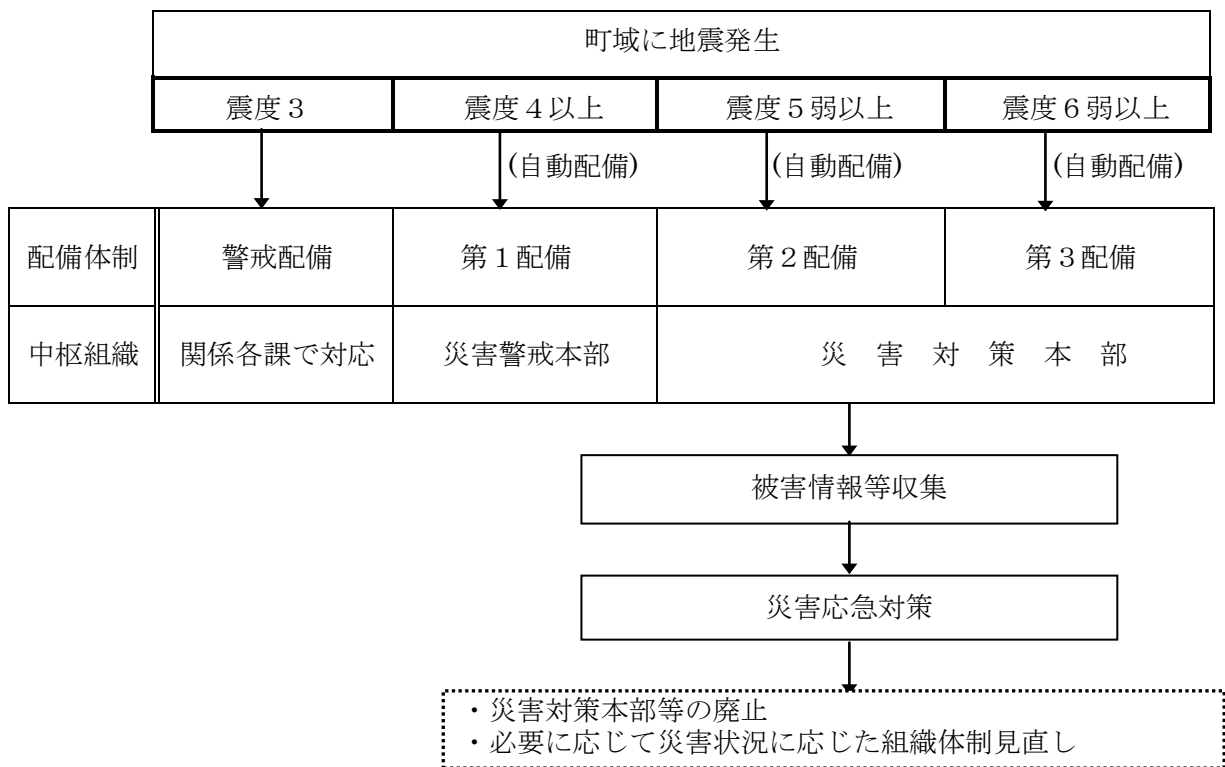
## 第1節 防災関係機関の活動

第2編風水害等対策編第2章第1節「防災関係機関の活動」に定めるところによる。

## 第2節 活動体制

町長は、地震による災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合、砥部町災害対策本部条例(平成17年砥部町条例第17号)の定めるところにより、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。

### 第1 活動体制の流れ



### 第2 町災害対策本部設置前の警戒体制

#### 1 警戒配備

##### (1) 配備時期

町内で震度3の地震を観測したとき。

##### (2) 配備内容

情報通信活動、防災資材、機材の準備等を実施する体制

##### (3) 配備要員

ア 総務課職員と必要に応じて建設課職員、広田支所職員

イ 勤務時間外の場合

上のアの職員のほか、上のアの職員が登庁して体制が整うまでの間は、宿日直の職員等

### 第3 災害警戒本部の設置及び廃止

#### 1 設置基準

町長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当するときは、災害警戒本部を設置する。

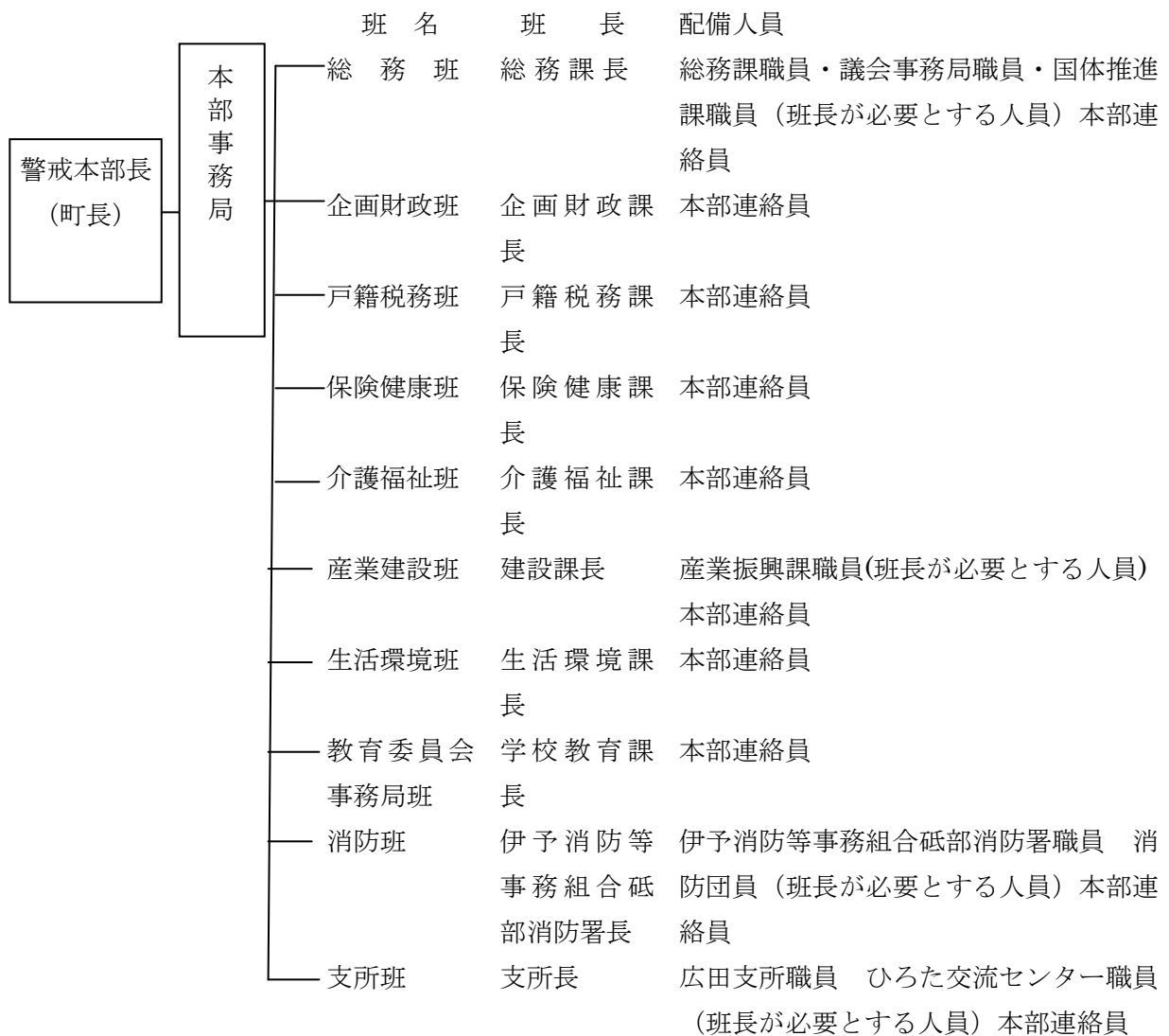
- (1) 町内で震度4以上の地震を観測したとき。
- (2) 震度にかかわらず、町内に地震による被害が発生し、又は発生する恐れがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整を図るため、町長が必要と認めたとき。

#### 2 配備体制

町災害警戒本部を設置した場合の職員の配備は、【地震災害時非常配備に関する基準】により本部長が決定する。

#### 3 組織及び編成

災害警戒本部の組織及び編成は、次のとおりとする。



- (1) 警戒本部は本部長、班長及び班員で構成する。
- (2) 本部長には町長を、班長及び班員には上表に掲げるものを充てる。
- (3) 所掌事務
  - ア 災害情報の収集及び伝達に関すること
  - イ 災害応急対策の実施に関すること
  - ウ 防災用資機材の準備に関すること
- (4) 設置場所
  - 本部は、庁舎2階総務課に置く

### 3 災害警戒本部の廃止基準

- (1) 災害対策本部が設置されたとき
- (2) 当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき
- (3) 災害の発生する恐れがなくなったとき

## 第4 災害対策本部の設置

### 1 設置基準

町長は、次のいずれかに該当するときは、災害対策の推進を図るため災害対策本部の設置を決定する。

- (1) 町内に震度5弱以上の地震を観測したとき。
- (2) 震度にかかわらず、町内に地震による被害が発生し、又は発生する恐れがあり、全庁的な対応を行うため本部長が必要と認めたとき。

### 2 配備体制

町災害対策本部を設置した場合の職員の配備は、次の非常配備基準により本部長が決定する。

【地震災害時非常配備に関する基準】

配備区分	配備時期	配備内容	動員人員
第1配備	○町内で震度4以上の地震が発生し、災害に発展する恐れがある場合 ○その他本部長が必要と認めたとき。	○災害警戒本部を設置し、警戒配備体制を強化して応急対策活動が実施できる体制 ○事態の推移に伴い、速やかに第2配備に切り替えできる体制	○各班長と班員の概ね3分の1以内で、各班が必要とする人員
第2配備	○町内で震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○その他本部長が必要と認めたとき。	○災害対策本部を設置し、第1配備を強化して応急対策活動が実施できる体制 ○事態の推移に伴い、	○班員の概ね3分の2以内で、各班が必要とする人員

		速やかに第3配備に切り替えできる体制	
第3配備	○町内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 ○その他本部長が必要と認めたとき。	○災害対策本部を設置し、町職員全員をもってあたるもので、状況により直ちに救助・応急対策活動が実施できる完全な体制	○班員全員

### 3 組織及び運営

災害対策本部の組織、運営については、砥部町災害対策本部運営要領(平成17年砥部町告示第49号)に定めるところによる。

砥部町災害対策本部運営要領 資料17-2

#### (1) 組織

災害対策本部の組織は、本部長、副本部長、本部員、災害対策本部会議、本部事務局及び各班からなる。

##### ア 本部長(町長)

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

##### イ 副本部長(副町長・教育長)

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故がある時は、その職務を代理する。

##### ウ 本部員(各班長等)

本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

##### エ 災害対策本部会議

(ア) 災害対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。

(イ) 災害対策本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

(ウ) 本部員は、災害対策に関し、災害対策本部会議に付議する必要があると認めるときは、災害対策本部会議の開催を要請することができる。

#### (2) 設置場所

本部は、庁舎2階総務課に置く。ただし、庁舎の被災状況に応じて、文化会館又は本部長の指定する場所に置く。

#### (3) 本部事務局及び各班

ア 本部事務局及び各班の組織及び事務分掌は、砥部町災害対策本部運営要領による。

##### イ 各班共通事務

(ア) 各班の所掌事項に関する被害状況又は災害応急対策実施状況のとりまとめに関すること。

(イ) 本部との連絡調整に関すること。

(ウ) 各班への応援に関すること。

(エ) 所掌事務の他、本部長の指示特名事項に関すること。

(4) 本部連絡員

ア 本部室には、原則として本部連絡員を置く。

イ 本部連絡員は、各班長がそれぞれの所管班員のうちから指名する者をもって充てる。

ウ 本部連絡員は、各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめ、本部に報告するとともに本部からの報告事項を各班長に伝達する。

(5) 現地本部の設置

ア 本部長は、災害の現地において緊急に統一的な活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地本部を設置する。

イ 現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。

ウ 現地本部長及び現地本部員は、本部長の指名する者をもって充てる。

エ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌握し、所属班員を指揮監督する。

4 廃止基準

本部長が予測される災害の発生がなく、又は災害の応急対策措置が完了したと認めるとき。

5 本部設置・廃止の通知区分

災害対策本部を設置・廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各 一 般 住 民 関 係 地 区 区 長 中 予 地 方 局 報 道 機 関 国 土 交 通 省 警 察 署	庁内放送、口頭、電話、メール 各区放送、広報車、サイレン、報道機関 電 話 県防災通信システム、電話、FAX、メール ほか迅速な方法 口頭、電話、文書（迅速な方法） 電話、FAX、メール 電話、FAX、メール	本部事務局長

なお、廃止した場合は、設置したときに準じて行う。

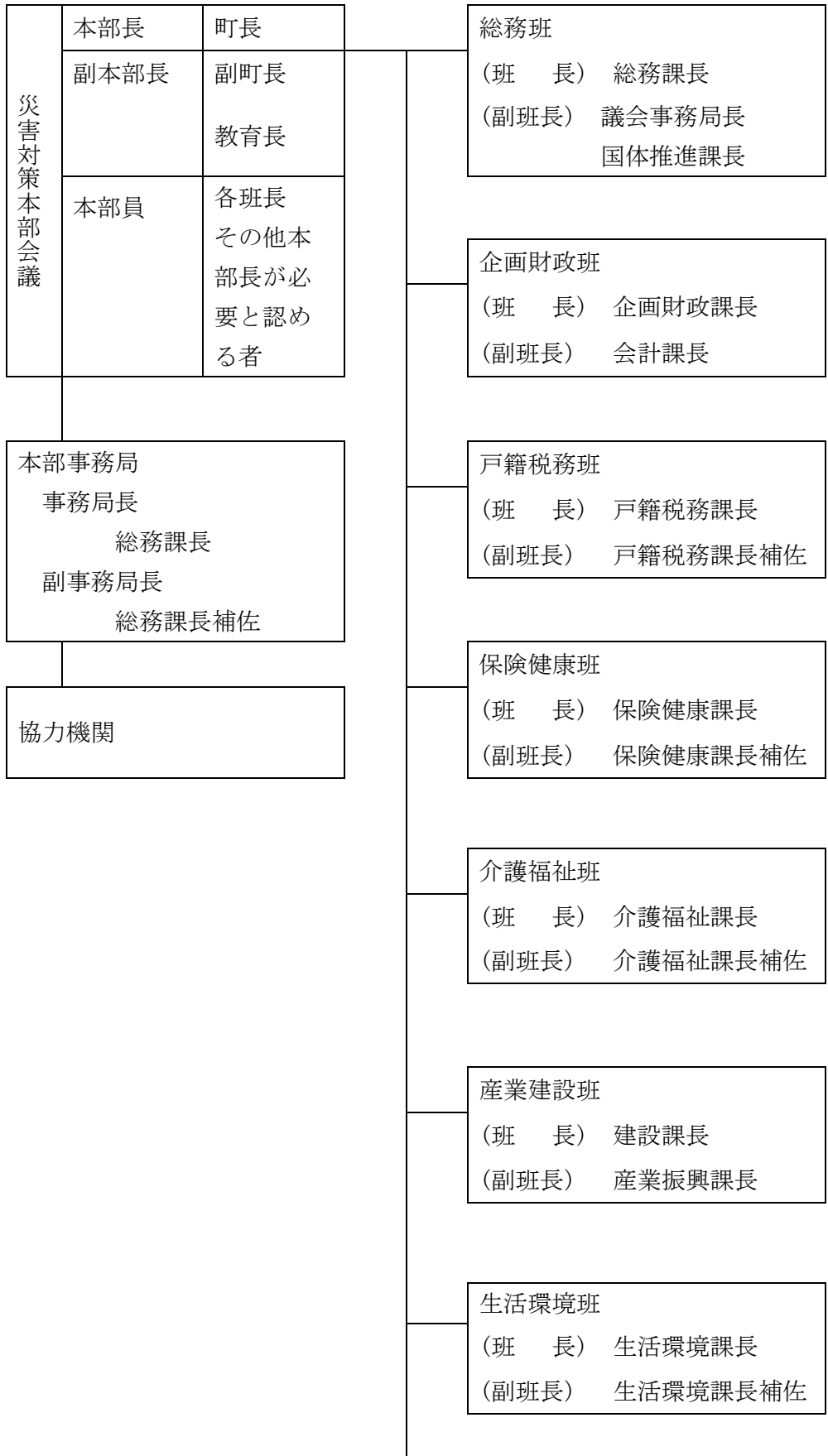
6 本部長の職務代理者の決定

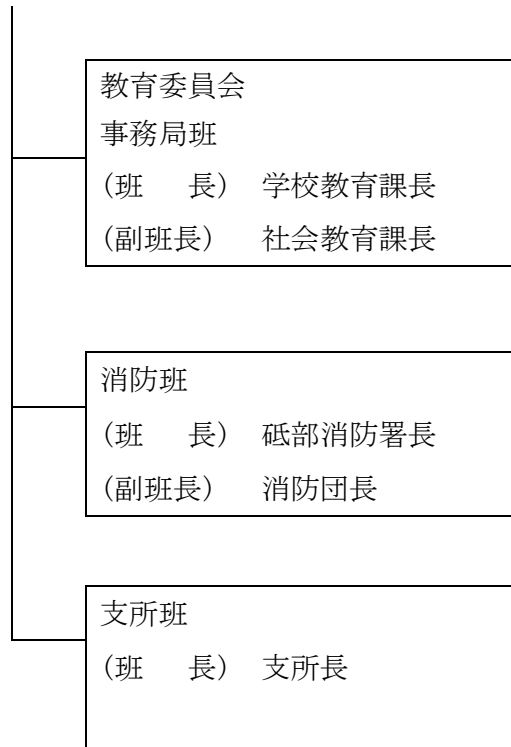
本部長が風水害発生時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の代理者を次のように定める。

- 第1順位 副町長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務課長



砥部町災害対策本部組織編成表





砥部町災害対策本部の組織及び事務分掌

本部長 町長

副本部長 副町長、教育長

班	班長・副班長	班員	分掌事務
本部事務局	(事務局長) 総務課長 (副事務局長) 総務課長補佐	総務課職員	1 町災害対策本部の設置及び解散に関すること。 2 本部の庶務に関すること。 3 各班の総合調整に関すること。 4 県、他市町及び関係機関等との連絡調整並びに要請に関すること。 5 災害応急対策の立案に関すること。 6 被害状況等災害資料の作成公表に関すること。 7 気象情報及び被災情報の収集伝達に関すること。 8 職員の動員及び非常招集に関すること。 9 各班の人員配置に関すること。 10 本部長の指示、命令を各班長に伝達

			<p>すること。</p> <p>11 避難の指示等に関すること。</p> <p>12 防災行政無線の運用に関すること。</p> <p>13 応急公用負担に関すること。</p> <p>14 町災害対策本部の代替機能の確保に関すること。</p>
本部連絡員		各班長が指名	<p>1 本部長の指示、命令を各班長に伝達すること。</p> <p>2 各班の被害状況や応急対策の実施状況等を取りまとめ、本部に連絡すること。</p>
総務班	<p>(班長)</p> <p>総務課長</p> <p>(副班長)</p> <p>議会事務局長</p> <p>国体推進課長</p>	<p>総務課職員</p> <p>議会事務局職員</p> <p>国体推進課職員</p>	<p>1 住民への災害情報の広報に関すること。</p> <p>2 被災状況の写真撮影等記録に関すること。</p> <p>3 災害報告に関すること。</p> <p>4 被災証明書の発行に関すること。</p> <p>5 職員の被災調査、安否の取りまとめに関すること。</p> <p>6 職員の健康管理に関すること。</p> <p>7 職員の給食体制の確立に関すること。</p> <p>8 職員の公務災害保障に関すること。</p>
企画財政班	<p>(班長)</p> <p>企画財政課長</p> <p>(副班長)</p> <p>会計課長</p>	<p>企画財政課職員</p> <p>会計課職員</p>	<p>1 被害に伴う予算の編成に関すること。</p> <p>2 被災地、避難所付近の交通整理に関すること。</p> <p>3 避難者の搬送に関すること。</p> <p>4 災害予防、災害応急対策に必要な人員、資機材の輸送に関すること。</p> <p>5 その他輸送に関すること。</p> <p>6 災害時の会計事務に関すること。</p> <p>7 義援金の出納及び保管に関すること。</p>

			と。 8 義援金の配分に関する事 9 ボランティア災害救援活動の総合調整に関する事
戸籍税務班	(班 長) 戸籍税務課長 (副班長) 戸籍税務課長 補佐	戸籍税務課職 員	1 一般被害の調査、確認に関する事 2 人的被害の被害調査及び取りまとめに関する事 3 町税の減免、徴収猶予等に関する事 4 避難所開設の協力に関する事 5 その他災害予防の調査に関する事
保険健康班	(班 長) 保険健康課長 (副班長) 保険健康課長 補佐	保険健康課職 員	1 避難所、救護所の開設及び運営管理に関する事 2 避難住民の救護に関する事 3 医療救護班の編成に関する事 4 救護用医薬品の調達、配分に関する事 5 応急救援物資等の配給に関する事 6 食品の衛生監視に関する事
介護福祉班	(班 長) 介護福祉課長 (副班長) 介護福祉課長 補佐	介護福祉課職 員	1 災害救助法の適用に関する事 2 被災者並びに救助活動等に従事する者に対する炊き出しに関する事 3 米、その他食料品の調達に関する事 4 奉仕団体に対する奉仕協力要請に関する事 5 災害見舞金の支給に関する事 6 避難行動要支援者へ避難指示等の情報提供に関する事 7 避難行動要支援者の安否確認に関する事 8 避難所等における避難行動要支援者の把握に関する事 9 その他避難行動要支援者への援護に関する事

産業建設班	(班 長) 建設課長 (副班長) 産業振興課長	建設課職員 産業振興課職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関する事。</li> <li>2 公営住宅の災害防止、被害状況調査、応急復旧に関する事。</li> <li>3 公園の保全及び応急復旧に関する事。</li> <li>4 土木応急復旧資機材の確保に関する事。</li> <li>5 道路及び交通の確保に関する事。</li> <li>6 土木技術者の確保、従事者の確保に関する事。</li> <li>7 応急仮設住宅の建設に関する事。</li> <li>8 住宅の応急修理に関する事。</li> <li>9 住宅建築の融資に関する事。</li> <li>10 障害物の除去に関する事。</li> <li>11 気象情報の収集伝達及び水位観測に関する事。</li> <li>12 農林業関係（施設を含む。）の災害防止、被害調査、応急復旧に関する事。</li> <li>13 家畜の防疫に関する事。</li> <li>14 へい死鳥獣の処理に関する事。</li> <li>15 農薬、肥料、飼料、その他資材等の確保、斡旋に関する事。</li> <li>16 被災農林業者に対する融資に関する事。</li> <li>17 銚子ダム関係施設の監視に関する事。</li> <li>18 商工業、観光施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関する事。</li> <li>19 被災商工業関係者に対する融資に関する事。</li> </ol>
生活環境班	(班 長) 生活環境課長 (副班長) 生活環境課長補佐	生活環境課職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災地及び避難所における防疫並びに清掃に関する事。</li> <li>2 ごみの収集及びし尿処理に関する事。</li> <li>3 被災地域の災害廃棄物の処理に関する事。</li> </ol>

			<p>4 廃棄物処理施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>5 死体の処理及び埋葬に関すること。</p> <p>6 下水道の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>7 飲料水及び生活用水の確保並びに供給の調整に関すること。</p> <p>8 水道施設の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>9 町民や消防機関への断水情報の提供に関すること。</p> <p>10 水道の衛生維持に関すること。</p>
教育委員会 事務局班	(班 長) 学校教育課長 (副班長) 社会教育課長	学校教育課職員 社会教育課職員 (ひろた交流センター職員を除く) 幼稚園職員 保育所職員	<p>1 学校施設、文化財及び生涯学習施設、幼稚園及び保育所の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>2 学校及び保育所給食施設の保全及び保健衛生に関すること。</p> <p>3 応急教育及び応急保育に関すること。</p> <p>4 被災児童生徒の救護及び支援に関すること。</p> <p>5 学用品及び教科書の調達配分に関すること。</p> <p>6 社会教育団体への奉仕協力要請に関すること。</p> <p>7 避難所開設の協力に関すること。</p>
消 防 班	(班 長) 伊予消防等事務組合砥部消防署長 (副班長) 消防団長	伊予消防等事務組合砥部消防署職員 消防団員	<p>1 消防施設の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>2 応急公用負担に関すること。</p> <p>3 緊急必要資材等の確保補給に関すること。</p> <p>4 消防機関との連絡調整に関すること。</p> <p>5 消防団員、消防職員の非常参集に関すること。</p>

			<p>6 消防活動に関する指令伝達に関する こと。</p> <p>7 消防応援要請に関する こと。</p> <p>8 災害現場等の災害情報受 けに関する こと。</p> <p>9 水火災予防及び消防 広報に関する こと。</p> <p>10 被害の原因及び調査 に関する こと。</p> <p>11 被災者の救助に関 する こと。</p> <p>12 行方不明者の捜索 に関する こと。</p> <p>13 死体の捜索及び収 容に関する こと。</p> <p>14 避難者の誘導に関 する こと。</p> <p>15 災害現場での活動 に関する こと。</p> <p>16 避難勧告、指示に 関する こと。</p> <p>17 警戒区域の設定に 関する こと。</p> <p>18 災害通信に関する こと。</p>
支所班	(班長) 支所長	支所職員 ひろた交流セ ンター職員	<p>1 管内の情報収集及 び報告に関する こと。</p> <p>2 防災行政無線の運 用に関する こと。</p> <p>3 支所職員の動員に 関する こと。</p> <p>4 管内関係機関との 連絡調整に関 する こと。</p>

備考

- 1 各班長は、その所属班員を指揮監督して防災活動にあたるものとする。
- 2 各班共通事務
  - (1) 各班の所管事務に関する被害状況又は災害応急対策状況のとりまとめに関する  
こと。
  - (2) 本部との連絡に関する  
こと。
  - (3) 各班の応援に関する  
こと。
  - (4) 各班員は、本分掌事務のほか本部長の指示特命事項に従事する  
こと。

第5 動員計画

1 配備計画

- (1) 各班長は、配備指令に直ちに  
応じられるよう、所属の職員について、あらかじめ第1

配備の初期初動体制から第3配備までの指令ごとの出動職員を指名しておき、各職員に周知徹底する。

- (2) 各班長は、あらかじめ所属の職員の中から本部連絡員を指名しておき、指名された本部連絡員は、所属班と砥部町災害対策本部との連絡にあたる。

## 2 伝達系統

- (1) 災害警戒本部を設置した場合

総務課長から各班長に通知し、各班長は各班員に連絡し、動員する。

- (2) 災害対策本部を設置した場合

災害対策本部における職員の動員は、本部長の配備体制の決定に基づき本部事務局長（総務課長）から各班長に、各班長は各班員か本部連絡員に伝達し動員する。

## 3 勤務時間内の動員方法

- (1) 連絡体制

各班への連絡は、本部事務局が庁内放送、電話、口頭等により次の事項を明確に伝える。

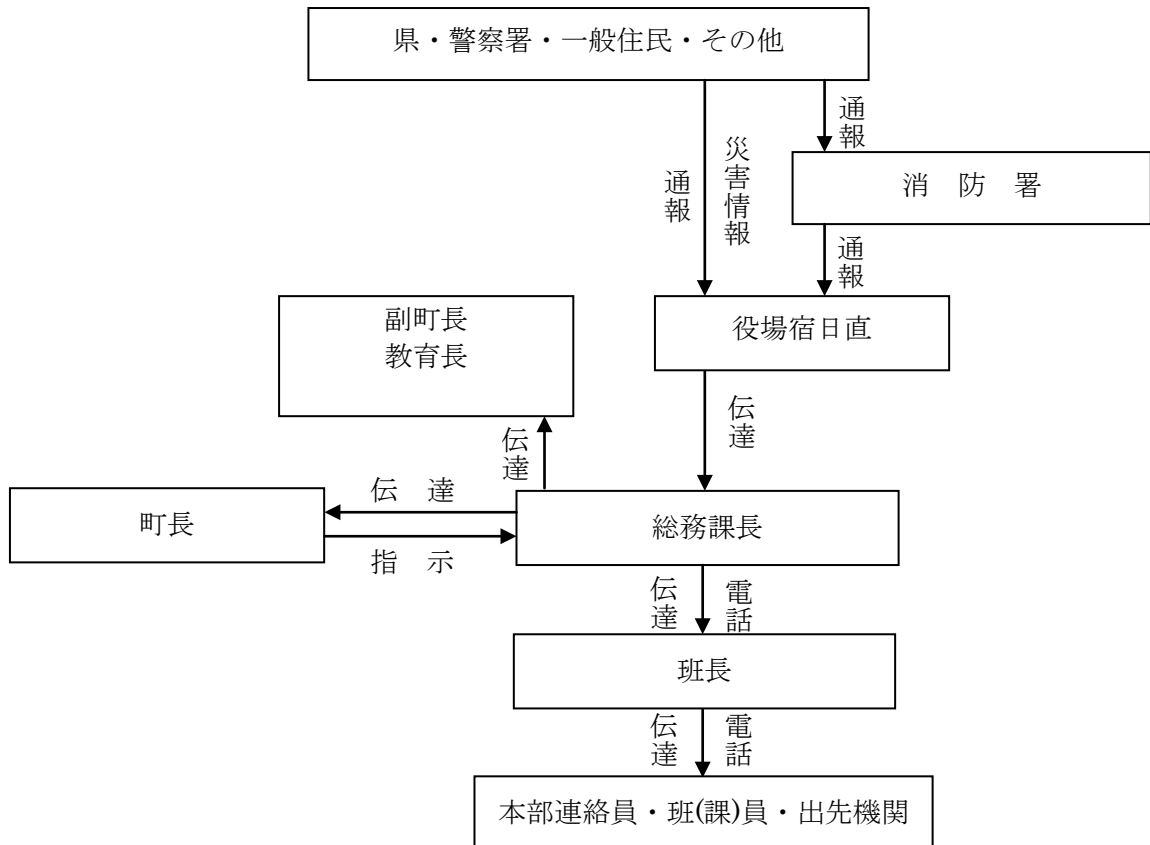
- ア 配備の種類
- イ 本部開設又は招集の時間
- ウ 本部の設置場所

## 4 勤務時間外の動員方法

- (1) 連絡体制

ア 夜間・休日等の勤務時間外に町内に災害が発生した場合、第1配備を自動配備し、該当する職員は直ちに参集する。

イ 宿直者は、災害発生を察知したとき、直ちに次の方法により連絡する。





(2) 各班の本部連絡員及び体制確立後の報告連絡体制

ア 災害対策本部の各班長は、所属の班と本部との連絡にあたらせるために、本部連絡員を定めておく。

イ 本部連絡員は、所属の班と本部との連絡にあたり、本部の指示事項の伝達など連絡活動を行う。

ウ 本部長の配備体制の指示に基づき各班が体制の確立を完了したときは、直ちに本部連絡員を通じて本部事務局に報告し、本部事務局は本部長に報告する。

(3) 参集場所

職員は、原則として本庁等勤務場所に参集する。ただし災害の状況により本庁等への参集が困難なときは、最寄りの町有施設に参集し、その責任者の指示を受け災害対策に従事する。

(4) 過渡的措置

各班長は、勤務時間外の過渡的措置として職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

## 5 動員状況の報告及び連絡

防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、関係防災機関に連絡する。また、各班長は非常招集した場合、氏名、時刻等を本部事務局に報告し、本部事務局は災害対策本部事務局長を通じ、本部長に報告する。

## 6 人員の確保

(1) 第1配備から第2配備の場合

各班長は、各班の防災活動遂行において、現状の人員で対応し難いと判断される場合には、班内で配備人員を増員し、その旨を本部事務局へ報告する。

(2) 第3配備の場合

各班長は、各班の防災活動遂行において、班内の人員で対応し難いと判断される場合には、応援を本部事務局に要請する。この場合、本部事務局は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

(3) 各班別の動員要請

災害応急対策は総合的、迅速かつ的確に実施されなければならないが、災害時の状況及び応急措置の推移により、班ごとに忙閑のアンバランスが生ずることが考えられるので、本部長は必要に応じて各班の所属する職員を他の班に応援させる。そのため災害対策本部の設置後、各班長は動員者数を本部事務局まで速やかに報告する。

(4) 災害時における職員の服務

ア 職員は、この計画の定めるところにより、班長の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。

イ 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生する恐れのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

(5) 出動指令の決定

職員の災害出動は、配備の区分に従い町長が決定し指令を出す。

## 第3節 通信連絡活動

第2編風水害等対策編第2章第4節「通信連絡活動」に定めるところによる。

## 第4節 災害情報報告活動

自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等の情報を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

### 第1 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

消防組織法第40条の規定により、「災害報告取扱要領」に基づき、被害認定基準をもとに県及び国に報告する。人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

ただし、県へ連絡できない場合、直接国（消防庁）へ連絡する。

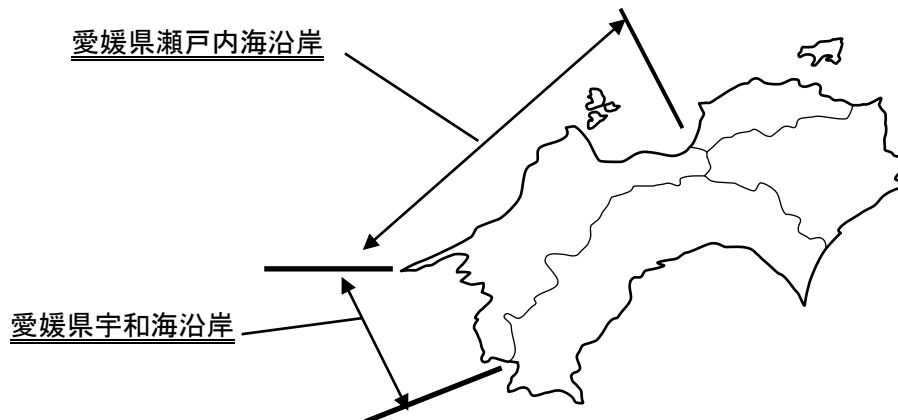
### 第2 国（気象庁）の地震情報の種別

#### 1 国（気象庁）の地震情報等

##### (1) 地震情報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台は、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達する。

ア 下の図に示す県内の津波予報区（瀬戸内海沿岸及び宇和海沿岸）に大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が発表された場合



イ 県内で震度1以上を観測した場合

ウ 上記以外の特別な地震（群発地震等）が発生した場合

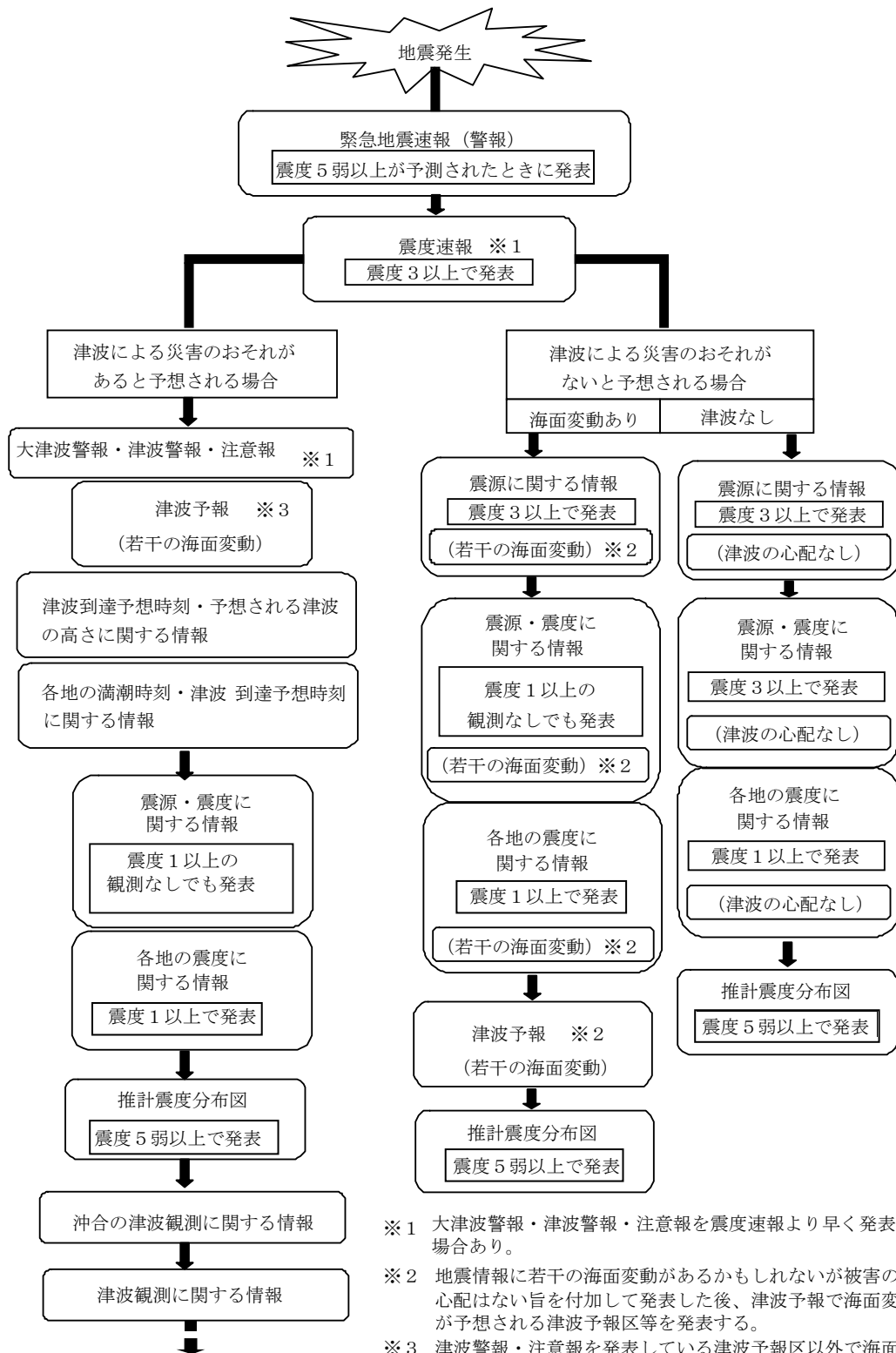
エ その他必要と認める場合

##### (2) 情報の種類

気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報、震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報及び地震解説資料とする。

##### (3) 情報の流れ

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、次のとおりとする。



- ※1 大津波警報・津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を publishingしている津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

## 第3 情報の処理

### 1 地震情報等の受理・伝達・周知

- (1) 県災害対策本部(県災害警戒本部)から通知される地震に関する情報等は、町(災害対策本部設置前においては総務課)において受理する。また、町役場庁舎内に設置している計測震度計により、震度の確認を行う。
- (2) 受理した情報については、防災行政無線及び広報車等を活用して、住民に対して周知徹底を図る。
- (3) 確実な情報収集・伝達が可能となるよう、町内地域ごとの担当職員をあらかじめ定めておく。

### 2 情報の収集・伝達

町災害対策本部は、防災行政無線、消防無線及び自主防災組織を通じての連絡等により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。

#### (1) 職員派遣による収集

地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

#### (2) 自主防災組織等を通じての収集

自主防災組織等を通じ、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

#### (3) 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況についての情報を収集する。

#### (4) 県への応援要請

被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

#### (5) 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と十分連絡をとる。

### 3 収集・伝達すべき情報

- (1) 被害状況
- (2) 避難の勧告、指示又は警戒区域設定状況
- (3) 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- (4) 物資の価格、役務の対価動向
- (5) 金銭債務処理状況及び金融動向
- (6) 避難所の設置状況及び住民の避難生活状況
- (7) 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- (8) 観光客等の状況
- (9) 県の実施する応急対策の実施状況

### 4 情報の分析整理

平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積に努めるとともに、

インターネット等の活用により災害情報等の周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ることにより、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努める。

#### 第4 県災害対策本部(県災害警戒本部)に対する報告及び要請

第2編風水害等対策編第2章第5節第3「県災害対策本部(県災害警戒本部)に対する報告及び要請」に定めるところによる。

#### 第5 その他の情報活動

第2編風水害等対策編第2章第5節第4「その他の情報活動」に定めるところによる。

### 第5節 広報活動

第2編風水害等対策編第2章第6節「広報活動」に定めるところによる。

## 第6節 避難活動

大規模地震発生時においては、火災、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、避難行動要支援者の安全な避難についても十分考慮する。

### 第1 避難の勧告等

#### 1 実施責任者

避難の勧告等（避難準備（避難行動要支援者避難情報）、避難勧告及び避難指示を総称する）は、原則として町長が行う。町長は、町の区域内において災害が発生し、又は発生する恐れがあり、住民の生命及び身体を保護するため必要と認められる時は、避難勧告等を行い、必要に応じて松山南警察署長及び消防署長に住民の避難誘導への協力を要請する。

住民に危険が切迫するなど、急を要する場合で、町長が避難勧告等を行うことができないとき、又は町長から要求があったときは、次表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに町長に通知する。

実施責任者	内 容	根拠法令等
町 長	災害時要援護者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき避難準備情報を提供する。	防災基本計画
	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、当該地区の住民等に対し避難の勧告を行う。 危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するとき、避難の指示を行う。	災害対策基本法第60条
知 事	災害が発生した場合で、当該災害により町長が避難のための勧告及び指示を発令できなくなったとき、町長に代わって行う。	災害対策基本法第60条第5項
警察官	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、避難の指示が必要と認められる事態において、町長が指示できないと認められるとき、又は町長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示を行う。	災害対策基本法第61条
	災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員及び水防管理者	洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 水防管理者が指示を実施する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条
知事又はその命	地すべりにより著しい危険が切迫していると認め	地すべり等防止



を受けた吏員	られるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。 この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。	自衛隊法第94条

## 2 避難勧告等の基準

災害が発生し、又は発生の恐れがある場合、状況に応じて避難勧告等を行う。

### (1) 避難準備情報

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	災害発生の恐れがあり、事態の推移によっては、避難勧告、指示等を実施する必要が予想される場合、又は避難行動要支援者が避難を行う必要がある場合。
伝達内容	勧告者、危険予想地域、避難準備情報を勧告すべき理由、避難支援を要する避難行動要支援者、避難に際しての携帯品、避難方法。
伝達方法	防災行政無線（同報系）等により放送、広報車等による呼びかけを実施するほか、警察官、自衛官、自主防災組織等の協力を得ながら周知徹底を図る。避難勧告等の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運営業者等に協力を求める。 また、町は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得ながら、あらかじめ策定した避難行動要支援者支援プランに基づき避難誘導を行う。

### (2) 避難勧告

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	災害が発生する恐れがあり、住民の生命及び身体を保護する必要があるとき。
伝達内容	勧告者、避難すべき理由、避難先、避難所に至る経路。
伝達方法	(1)避難準備情報を準用する。

### (3) 避難指示

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生しその現場に残留者がいる場合。
伝達内容	指示者、避難すべき理由、避難先、避難所に至る経路。
伝達方法	(1)避難準備情報を準用する。

### 3 避難勧告等の内容

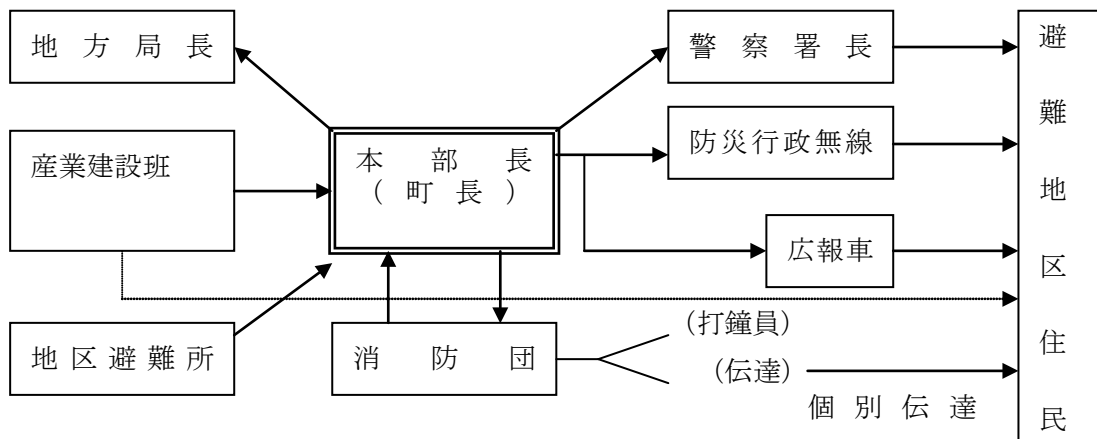
避難の勧告又は指示は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の服装、携行品
- (6) 避難行動における注意事項

### 4 伝達系統

避難勧告及び指示は、次の要領により伝達する。

- (1) 伝達系統



- (2) 伝達方法

避難の勧告・指示及び解除をしたときは、防災行政無線、広報車、消防車等により伝達するとともに、報道機関への協力要請を行うなど、関係区域内のすべての者に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。

なお、状況によっては、消防団等により関係区域に戸別に伝達を行う。

## 第2 警戒区域の設定

第2編風水害等対策編第2章第7節第2「警戒区域の設定」に定めるところによる。

## 第3 避難誘導の実施

第2編風水害等対策編第2章第7節第3「避難誘導の実施」に定めるところによる。

## 第4 避難所の開設

第2編風水害等対策編第2章第7節第4「避難所の開設」に定めるところによる。

## 第5 学校、保育所、診療所等における避難対策

学校、保育所、診療所等の管理者は、災害時に円滑な避難対策が実施できるよう、次に掲げる事項等について計画をしておく。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位
- (3) 避難責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領
- (5) 避難者の確認方法
- (6) 家族等への引き渡し方法

## 第6 避難状況の報告

町災害対策本部は、避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について県災害対策本部（地方局経由）をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員（避難所ごと）
- (3) 開設期間の見込み

また、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県災害対策本部に依頼する。

## 第7 避難地区の警戒警備

避難指示指令者は、警察官と協議して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

## 第7節 緊急輸送活動

第2編風水害等対策編第2章第8節「緊急輸送活動」に定めるところによる。

## 第8節 交通応急対策

大規模地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散乱していることが予想され、道路管理者等は、緊急輸送等の応急対策を円滑に行うため、これらの障害物を速やかに除去するとともに、必要に応じて交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

### 第1 交通の確保対策

#### 1 緊急地震速報を覚知したとき及び地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。
  - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。
  - イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
  - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。
- (2) 避難のために車両を使用しない。
- (3) 災害対策基本法に基づき、区域又は道路の区間に係る通行禁止等（以下「通行禁止区域等」という。）が行われたときは、通行禁止区域等にある一般車両の運転者は、次の措置をとる。
  - ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。
    - (ア) 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間以外の場所
    - (イ) 区域に係る通行禁止等が行われたときは、道路外の場所
  - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。
  - ウ 通行禁止区域等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の措置命令に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を命ずることができないときは、やむを得ない限度において車両等を破損することができる。

#### 2 情報の収集

道路及び鉄道の被害状況や通行可能な道路の交通状況を迅速に把握するため、関係機関の協力を得て情報共有に努める。

#### 3 交通確保の基本方針

- (1) 公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、

応急復旧等を行い、道路機能の回復に努める。

また、道路の破損、欠壊、その他の事由により二次災害の発生防止や交通が危険であると認められる場合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

この際、道路管理者は公安委員会等と緊密な連携のもと交通規制の適切な運用を図る。

## 第2 交通規制の実施

### 1 交通規制措置

地震発生時において道路損壊等が発生した場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、公安委員会、県警察及び道路管理者は、緊密な連携のもと被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとるものとする。

### 2 実施機関

#### (1) 道路管理者

- ア 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合
- イ 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

#### (2) 公安委員会、警察本部、各警察署

- ア 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるとき
- イ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき
- ウ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合

### 3 緊急輸送路確保のための交通規制

#### (1) 緊急輸送道路の選定

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。

この場合、県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。

#### (2) 交通規制の実施

公安委員会は、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。この場合、当該区域内にある者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置をとる。

また、県警察は、交通規制にあたって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うために、必要に応じて「愛媛県警備業協会」との協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

#### (3) 路上放置車両等に対する措置

- ア 県警察

県警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去や警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し、車両移動等の措置命令等を行う。

イ 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

ウ 消防吏員

消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

4 実施責任者

区 分	実施責任者	対 象	事 由
道路管理者	四国地方整備局長	一般国道	1 道路の破損、欠損、その他の事由により、交通が危険であると認められるとき。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。(道路法第46条)
	県知事	県管理の一般国道及び県道	
	町長	町道、農道、林道	
警察機関	公安委員会	必要な全道路	県内又は隣接県に災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認められたとき。(災害対策基本法第76条)
		下記警察署長の行うもの以外のもの	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。(道路交通法第4条及び第5条)
	警察署長	交通の禁止又は制限をすべき区間が2以上の警察署長の管轄にわたらず、かつその期間が1か月を超えないもの	
	警察官	必要な全道路	道路の損壊、火災その他の事情により道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合(道路交通法第6条)

第3 道路交通確保の措置

1 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確

保を行う。

## 2 道路施設の復旧

道路管理者は、(社)愛媛県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。なお、この場合、緊急輸送路を優先して行う。

## 3 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

## 4 障害物等の除去

路上における著しく大きな障害物については、必要に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。

# 第4 緊急通行車両の確認等

## 1 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

- (1) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対して当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。
- (2) 知事又は公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したいときは、当該車両の使用者に対し災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

## 2 緊急通行車両の確認事務

- (1) 災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務は、知事に対しては危機管理課、公安委員会に対しては、警察本部交通規制課及び各警察署交通課において行う。
- (2) 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては、別に定める。



## 第9節 災害拡大防止活動

大規模地震発生時には、家屋倒壊、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、県、住民、自主防災組織、事業所等と連携し人命救助、出火防止及び初期消火を実施する。また、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

これらの災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

### 第1 消防活動

#### 1 消防活動の基本方針

地震による火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、消防署及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

##### (1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

##### (2) 人命救助の最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の救助を最優先した消防活動を行うとともに、避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

##### (3) 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

##### (4) 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

##### (5) 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

##### (6) 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

##### (7) 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる

限り自主的、又は住民による応急処置を行わせる。

(8) 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

(9) 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

## 2 消防機関の活動

### (1) 消防署の活動

消防署長は、消防吏員及び消防団を指揮し、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

#### ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 自主防災組織の活動状況

(ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

(エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の使用可能状況

(オ) 要救助者の状況

(カ) 医療機関の被災状況

#### イ 消防活動の留意事項

地震火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して消防活動を行う。

(ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。

(イ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はその恐れがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

(ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

(エ) 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。

(オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

(カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所車両等一覧表

資料 3-1

伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所無線設備一覧表

資料 3-2

ウ 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急処置を次により行い、安全な場所へ搬送する。

- (ア) 震災時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即して柔軟な対応を行う。
- (イ) 震災時には、外傷のほか骨折、失血及び火傷等傷害の種類も多く、また軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送を行う。
- (ウ) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。
- (エ) 震災時は道路交通確保が困難なため、消防署等において備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。
- (オ) 高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

### 3 消防団の活動

(1) 組織及び消防力

消防団は、砥部地区10分団、広田地区4分団の14分団をもって組織する。

消防団車両・資機材一覧表 資料3-4

(2) 消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、原則として砥部消防署及び砥部消防署広田出張所長の指揮下に入り消防活動を行うものとする。ただし、消防署の出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

ア 出火防止活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対し出火防止を呼びかけるとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火にあたる。

イ 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

ウ 避難誘導

避難準備情報、避難勧告、避難指示が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

エ 救急救助活動

消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

### 4 事業所の活動

(1) 火災予防措置

火気の消火及び危険物、プロパンガス、高圧ガス等の供給の遮断確認、及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ア 自主防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大する恐れのあるときは、次の措置を講じる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。
- イ 警察、最寄りの消防機関等に電話又はかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
- ウ 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じる。

危険物施設一覧表 資料 13-1

5 自主防災組織の活動

(1) 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブ閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認をする。

(2) 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

(3) 消防隊への協力

消防隊（消防署、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

6 住民の活動

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気機器類等の火気の遮断を直ちに行うとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、危険物のタンクはタンクの元バルブを締める。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で消火活動を行う。

7 応援要請

(1) 県内の消防応援協定

町が消防活動のために必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、次のとおりである。

協定名及び協定先の市町機関の名称	業務の種類	締結年月日	締結方法	応援要請手続
愛媛県消防広域相互応援協定〔愛媛県内市町等〕	消防、救助、救急、その他の応援	平成18年3月1日	文書	無線又は電話等による
中予地区広域消防相互応援協定	救急、火災、その他の災害	平成2年8月1日	文書	口頭、電話又は電信による
伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定	救急、火災、その他の災害	平成17年11月1日	文書	口頭、電話又は電信による

愛媛県消防広域相互応援協定書 資料 3-7

中予地区広域消防相互応援協定書 資料3-6

伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書 資料3-5

火災が発生し、被災地の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難又は困難が予想される場合は、火災の態様、動向等を的確に判断し、県下の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第39条）を速やかに行う。

ア 近隣市町間の消防相互応援協定に基づくもの

被災地の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難であると予想される場合は、近隣市町等の消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。

イ 東予、中予、南予の広域消防相互応援協定に基づくもの

同じ地域の他の消防機関の個別の応援を得て対応できるものは、各地域の広域消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。

ウ 愛媛県消防広域相互応援協定に基づくもの

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下統一協定に基づく応援要請を行う。

(2) 他県への応援要請

大規模火災により大規模な被害が発生し、町長が知事に他県の消防機関に対し応援要請（消防組織法第44条）を求めた場合、知事は消防庁長官に緊急消防援助隊の応援を要請し、その結果を直ちに町長に連絡する。

ア 応援要請の手続き

町長は、他の消防機関に対し応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして要請する。（要請は電話で行い、後日文書を提出する。）

(ア) 火災の状況及び応援要請の理由

(イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間

(ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員・車両・資機材

(エ) 進入経路及び結集場所

イ 応援隊の受け入れ体制

応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、町は、連絡班を設け、受け入れ体制を整えておく。

(ア) 応援消防隊の誘導方法

(イ) 応援消防隊の人員・車両・資機材、指揮者等の確認

(ウ) 応援消防隊に対する食事、宿泊施設等の手配

(3) 愛媛県消防防災ヘリコプターに対する応援要請

火災が発生し、町長又は消防長が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対してヘリコプターの緊急出動を要請する。

愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 資料14-1

## 第2 水防活動

地震による洪水に対する水防活動及び、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、町の水防計画書に定めるところによる。

### 1 水防管理者及び水防管理団体の活動

(1) 地震による洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難のため立退きを指示することができる。

なお、立退きの指示を行った旨を当該地域を管轄する警察署長に通知するものとする。

(2) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、情報の収集に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請する。緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努めるものとする。

(3) 河川、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講じるものとする。

## 第3 水防活動の応援要請

### 1 地元住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させる。

### 2 警察官の応援

水防のため必要があると認められるときは、所轄警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

### 3 隣接水防管理団体の応援及び相互協定

ア 水防管理者は、水防法（昭和23年法律第193号）第23条の規定により、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町長、消防団長に対して応援を求めることができる。

イ 隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関して、相互協定し、水防計画に定めるものとする。

### 4 自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事の判断により、又水防管理者は知事を通じ、自衛隊に災害派遣の要請を行う。

## 第4 人命救助活動

### 1 人命救助活動の基本方針

(1) 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市町長が行うことを原則とする。

(2) 県、県警察及び自衛隊は、町長が行う救出活動に協力する。

(3) 県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。

- (4) 町は、町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- (5) 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- (6) 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 2 町の活動

- (1) 職員を動員し負傷者等を救出する。
- (2) 町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。
  - ア 応援を必要とする理由
  - イ 応援を必要とする人員、資機材等
  - ウ 応援を必要とする場所
  - エ 応援を必要とする期間
  - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
- (3) 町等は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

愛媛県消防広域相互応援協定書 資料3-7
- (4) 町長は状況に応じ、自衛隊の救出活動を県に要請する。

## 3 消防機関の活動

消防署及び消防団は、震災時には広域的に多数の負傷者の発生が予想されるため、住民の協力を確保するとともに、医師会、日本赤十字社愛媛県支部、警察署との協力体制を整え、的確な人命救出活動にあたるものとする。

また、市町等は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

## 4 自主防災組織の活動

- (1) 救出・救護活動の実施
  - 崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。
  - また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。
- (2) 避難の実施
  - 町長、警察官等から避難の勧告又は指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難所に誘導する。
  - 避難の実施にあたっては、次の点に留意する。
    - ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。
      - (ア) 市街地 ……………火災、落下物、危険物
      - (イ) 山間部、起伏の多いところ…………崖崩れ、地すべり
    - イ 避難にあたっては、必要最低限の物のみ携帯する。

ウ 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織等  
地域住民が協力して避難させる。

(3) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資  
の支給が必要となってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可  
欠であるため、自主防災組織としてもそれぞれが保持する食料等の配布を行うほか、町  
が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

## 5 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (3) 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携をとって地域における救出活動  
を行う。
- (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し早期救出を図る。
- (5) 救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡をとりその指導を受け  
る。

## 第5 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないものであり、不測の事態に際  
しても、万全の対応策をとることができるよう、日ごろから教職員全員が危機管理意識を  
もって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）に基づき、防災に関する計画  
や災害発生時のマニュアルを日頃から定めておく。また、避難所を指定する町の関係部局  
や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担  
を協議しておく。

- (1) 危機管理マニュアルの作成
- (2) 教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害発生時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 緊急避難所の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 学校待機の基準と引渡しの方法

## 第6 被災建築物に対する応急危険度判定の実施

地震により建築物等が被害を受けたときは、その後の余震等による人的被害の発生を防



止するため、次の安全対策を実施する。

- (1) 県及び町は、(社)愛媛県建築士会等建築関係団体の協力を得て、地震被災建築物応急危険度判定士等により、被災建築物等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 県及び町は、被災宅地危険度判定士等により被災宅地等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (3) 住民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物等の安全性を確認するとともに、必要な措置を講じる。

## 第7 帰宅困難者への対応

県、市町及び民間事業者等は連携し、適切な情報提供、避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するよう努める。

- (1) 県及び町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 県及び町は、都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。
- (3) 民間事業者は、帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

## 第10節 緊急物資の確保・供給

第2編風水害等対策編第2章第13節「緊急物資の確保・供給」に定めるところによる。

## 第11節 医療救護活動

第2編風水害等対策編第2章第14節「医療救護活動」に定めるところによる。

## 第12節 住宅応急対策

第2編風水害等対策編第2章第15節「住宅応急対策」に定めるところによる。

## 第13節 避難行動要支援者への援助

第2編風水害等対策編第2章第16節「避難行動要支援者への援助」に定めるところによる。

## 第14節 孤立地区に対する援助活動

第2編風水害等対策編第2章第17節「孤立地区に対する援助活動」に定めるところによる。

## 第15節 死体の搜索、収容及び埋葬

第2編風水害等対策編第2章第18節「死体の搜索、収容及び埋葬」に定めるところによる。

## 第16節 防疫・保健衛生活動

第2編風水害等対策編第2章第19節「防疫・保健衛生活動」に定めるところによる。

## 第17節 ボランティア支援計画

第2編風水害等対策編第2章第20節「ボランティア支援計画」に定めるところによる。

## 第18節 広域応援活動

第2編風水害等対策編第2章第21節「広域応援活動」に定めるところによる。

## 第19節 ライフラインの確保対策

第2編風水害等対策編第2章第22節「ライフラインの確保対策」に定めるところによる。

## 第20節 公共土木施設等の確保対策

公共土木施設における復旧対策のため、地震発生後、直ちに専門技術者により所管する施設・設備の調査を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に応急復旧を速やかに行う。

また、余震あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、(社)愛媛県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要の人員、資機材等について確保に努める。

なお、必要に応じ報道機関や地域住民に対して緊急物資の輸送拠点、緊急輸送路及び公共土木施設の状況等の情報を提供する。

### 第1 道路施設

管理する道路について、早急に被災状況を把握し、県等へ報告するほか、復旧活動の支援に資することを勘案して、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。

道路が被災したときは、被災状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事等所要の応急措置を講じるものとし、道路等が損壊し、迂回路がない場合は、仮道、仮栈橋の設置等早期に通行の確保が図れるよう必要な措置を講じる。

### 第2 河川管理施設

管理する河川について、堤防、護岸の破壊等について、浸水被害及び余震等による増破を防ぐ処置を講じるとともに、水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能となることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。また、河川管理施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特にはん濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

### 第3 砂防等施設

地震発生後、早急に被害状況を把握して県等へ報告するなど、関係機関と連携を密にし、二次被害の防止に努める。

### 第4 治山等施設

地震発生後、早急に被害状況を把握して県等へ報告するなど、関係機関と連携を密にし、

二次被害の防止に努める。

## 第5 農業用ダム、ため池及び用水路

### 1 被害状況の把握

施設管理者は、農業用ダム、ため池及び用水路の被害状況を調査する。

### 2 応急措置の実施及び下流域の市町又は警察署長への必要な措置の要請

施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶ恐れがある下流域の市町長又は警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講じる。

## 第6 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等

### 1 被害状況の把握

地震後、早急に管理する施設（災害応急対策上重要な庁舎等）及び設備について点検し、被災状況を確認する。

### 2 緊急措置の実施

施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講じる。

## 第21節 危険物施設等の安全確保

第2編風水害等対策編第2章第24節「危険物施設等の安全確保」に定めるところによる。

## 第22節 廃棄物等の処理

第2編風水害等対策編第2章第25節「廃棄物等の処理」に定めるところによる。

## 第23節 社会秩序の維持

大規模地震発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、町、県警察本部及び各警察署は警備体制を確立し、関係機関、団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

### 第1 町の活動

#### 1 住民への広報

町は、各種情報の不足や誤った情報等のため、地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し、又は混乱が発生する恐れがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報及び住民のとるべき措置等について呼びかけを実施するよう努める。

#### 2 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

- (1) 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。
- (2) 必要に応じ、物価の安定を図るための施策を実施する。
  - ア 商品を指定し、物価監視を行う。
  - イ 事業者に対し調査、指導を行い、必要に応じ勧告又は公表を行う。
  - ウ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。

#### 3 県に対する応援要請

町は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

### 第2 県警察の活動

#### 1 警察独自及び自主防犯組織等との連携による安全の確保

- (1) 被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。
- (2) 被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。
- (3) 警察署等において、地域の自治会組織等との安全確保に関する情報交換、住民等からの相談受けを行うなどして、住民等の不安の軽減に努める。

#### 2 銃砲、刀剣類に対する措置

- (1) 銃砲、刀剣類による犯罪を予防し治安を維持するため、銃砲等の所有者に所在確認と保管の徹底を指導する。
- (2) 避難している場合は、銃砲保管業者に一時保管委託をするように指導する。

- (3) 銃砲、刀剣類の運搬又は携帯の禁止等の緊急措置を講ずる。
- (4) 銃砲、刀剣類の製造及び販売業者に対しては、盗難等の事故防止のため厳重な保管を特に指導する。

### 3 関係機関に対する協力

地域の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、物資の配給、その他救助活動等を行う関係機関の活動に対し、可能な限り協力する。

## 第24節 災害救助法の適用対策

第2編風水害等対策編第2章第27節「災害救助法の適用対策」に定めるところによる。

## 第25節 応急教育活動

第2編風水害等対策編第2章第28節「応急教育活動」に定めるところによる。



## 第26節 労務供給計画

大規模災害が発生し、町、県等だけでは対応が不十分な場合、防災関係機関等に対し災害応急対策活動に必要な要員を要請し、確保する。

### 第1 労務の確保

#### 1 実施体制

町は、災害の状況を把握し、奉仕団の動員又は労務提供者の雇用を必要とする場合は、奉仕団の責任者及び公共職業安定所長に依頼を行い、確保に努める。

#### 2 民間団体等の協力要請等

##### (1) 要請基準

日赤奉仕団及び民間団体等に対する奉仕活動の要請基準は、次のとおりとする。

- ア 避難所を開設するまでには至らないが、被災者が多数にのぼり、奉仕活動を必要とする場合
- イ 被災地における救助活動、応急復旧作業等に従事する者に対して、炊き出し等により食料の供給を必要とする場合
- ウ その他奉仕活動を必要と認める場合

##### (2) 要請方法

奉仕活動の要請は、災害対策本部長が行う。

##### ア 要請措置

要請は、文書又は口頭をもって行う。口頭をもって要請したときは、事後において速やかに文書による要請措置をとる。

##### イ 要請事項

- (ア) 要請理由
- (イ) 奉仕活動内容及び場所
- (ウ) 要請人員
- (エ) 奉仕活動期間
- (オ) 奉仕活動に必要な資機材の調達方法
- (カ) その他必要な事項

##### (3) 要請順序

応急対策等に労務を必要とするときは、まず最初に日赤奉仕団、民間ボランティアに動員要請を行い、被害が広範囲にわたる場合は、公共職業安定所に労務提供の雇上げの要請を行う。

##### (4) 応援要請

町内の雇上げで不足が生ずる場合は、県及び近隣市町に対して、応援を必要とする理由、作業内容、従事場所、人員、従事期間、集合場所等を明確にして応援を要請する。

町内奉仕団体一覧表 資料16-1

### 3 労務提供者の雇上げ

#### (1) 要請方法

労務提供者を雇用する場合は、労務内容、労務期間、集合場所、賃金等を明確にした書類により、公共職業安定所長に要請する。

#### (2) 記録

労務提供者を雇用し及び奉仕団の奉仕を受けたときは、次の書類、帳簿を整理しておくものとする。

- ア 出役表
- イ 賃金台帳
- ウ 奉仕団の名称及び人員、氏名
- エ 奉仕した作業内容及び期間
- オ その他参考事項

## 第2 災害救助法が適用された場合の措置基準

#### (1) 支出できる作業員経費

- ア 被災者の避難
- イ 医療助産における移送費
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救援用物資の整理、輸送及び配分
- カ 死体の捜索
- キ 死体の処理（埋葬を除く。）

#### (2) 応急のための雇用期間及び経費の額

作業員経費は、町における通常の実費とし、期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

## 第27節 消防防災ヘリコプターの支援

各種災害又は事故等に際し、必要に応じて愛媛県が所有する消防防災ヘリコプターの運航を要請し、有効かつ迅速に支援活動を行うことによって、その被害を最小限に防止する。

### 第1 緊急運航要請手続き

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、町域に災害が発生し又は発生しようとしている時及び町長が必要と認めた時、町長又は伊予消防等事務組合の消防長若しくは関係行政機関の長が、県消防防災安全課長に対して行う。

この要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に対して電話にて行うこととし、事後に要請書を提出する。

連絡先

緊急連絡用電話 089-965-1119  
一般事務用電話 089-972-2133  
ファクシミリ 089-972-3655

### 第2 支援活動の種類

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動

### 第3 緊急運航の要件

消防防災ヘリコプターは、次の要件を満たす場合に緊急運航する。

- (1) 公共性
- (2) 緊急性
- (3) 非代替性

愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 資料14-1

## 第28節 原子力災害対策

本町に最も近い原子力発電所は、四国電力伊方発電所である。

しかし、本町は国が定めるPAZ（予防的防護措置を準備する区域）やUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）には含まれていない。

その一方で、原子力発電所における緊急事態や、緊急事態により発生しうる災害に対しては、住民の関心が高いことや、緊急事態発生時には、本町への避難の可能性があるため、町は、県や関係機関等の協力を得て、対策の取り組みを推進する。

### 第1 本町の役割

原子力災害対策における町の役割は以下のとおりとする。

- (1) 原子力災害発生時における広域避難者の受入れに関すること
- (2) 重点市町における緊急事態応急対策の応援に関すること
- (3) 原子力災害に関する広報

### 第2 災害応急体制の整備

#### (1) 町の防災体制の整備

原子力発電所における緊急事態は以下のとおり分類される。

町は、原子力災害発生時における広域避難者の受入れに必要な体制、手順等を整備しておく。

#### ア 警戒事態

対象事象等：警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階

概要：その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、早期に実施が必要な要配慮者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階

県の活動体制：警戒配備体制（警戒配備、特別警戒配備）

町の活動体制：原子力災害警戒体制（災害警戒本部・地震対応の警戒配備）

#### イ 施設敷地緊急事態

対象事象等：特定事象（原子力災害対策特別措置法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）の発生

概要：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階

県の活動体制：災害対策本部

町の活動体制：原子力災害特別警戒体制（災害警戒本部・地震対応の第1配備）

ウ 全面緊急事態

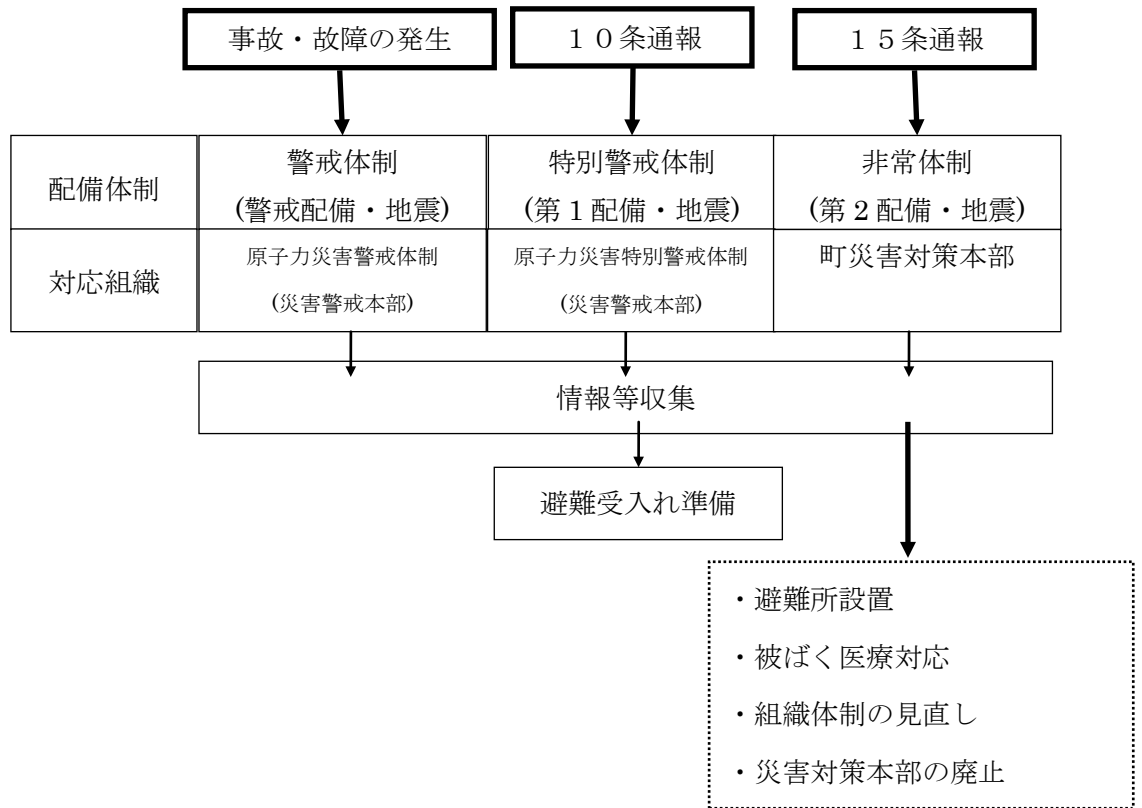
対象事象等：原子力災害対策特別措置法第15条の緊急事態判断基準に基づき、  
内閣総理大臣より原子力緊急事態宣言の発出

概要：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い  
事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する  
観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

県の活動体制：災害対策本部

町の活動体制：災害対策本部（地震対応の第2配備）

原子力防災活動体制の流れ



(2) 緊急物資等の確保

災害が大規模となり、被災地において緊急物資の不足が発生した場合、又は、消防・救急等の即時対応が要請された場合に速やかに対応できるよう、あらかじめ県と調整し、必要な物資・資機材等の確保に努める。

(3) 緊急輸送道路・避難道路の確保

被災地への人員・物資等の輸送や被災地からの避難者の移動、負傷者等の搬送等に備え、県とあらかじめ緊急輸送道路・避難道路の確保に努める。

### 第3 防災知識の普及

#### (1) 町職員に対する防災知識の普及活動

町は、県の協力により、以下に掲げる事項について、必要に応じて職員を対象に研修を行う。

- ア 放射線及び放射性物質の特性
- イ 原子力発電所施設の概要
- ウ 原子力災害とその特性
- エ 砥部町地域防災計画と県の原子力防災対策に関する知識
- オ 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- カ 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- キ 家庭及び地域における防災対策
- ク その他必要な事項

#### (2) 住民に対する防災知識の普及活動

町は、県の協力により、以下に掲げる事項について、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- ア 原子力災害に関する一般的知識
- イ 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護方法等に関する知識
- エ 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- オ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- カ 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- キ 非常持出品の準備等家庭における防災対策に関する知識
- ク 避難生活に関する知識
- ケ 要配慮者等への配慮に関する知識
- コ 災害復旧時の生活確保に関する知識
- サ 被災時の男女のニーズの違い等に関する知識
- シ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスに関する知識

### 第4 原子力防災訓練の実施

町は、必要に応じて、県や国が行う防災訓練に職員を派遣し、技能の習得・向上に努める。

### 第5 広域避難者受け入れ体制の整備

原子力災害の発生に備え、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下、「県地域防災計画」という。）及び愛媛県広域避難計画に基づき、避難者の受け

入れ体制を整備する。

なお、風水害や地震、津波と原子力災害が同時に発生した場合には、避難者が大量に発生する可能性があるため、複合災害の状況に応じた柔軟な対応を行うことを前提とする。

## 第29節 原子力災害緊急事態応急対策

### 第1 応急措置の概要

#### (1) 町のとるべき措置

町は、原子力発電所における緊急事態の発生を覚知したときは、防災担当職員を中心に以下の活動を行う。

- ア 情報収集活動
- イ 広報・広聴活動
- ウ 被災地への応援協力活動

### 第2 情報収集活動

#### (1) 県からの情報収集

放射性物質の大量放出による影響が周辺地域におよび、又は、およぶおそれがある場合、県知事（県災害対策本部長）は、必要に応じて町に情報の提供を行うこととされている。

町は、県からの第一報を受けた場合、継続的な情報収集に努めるとともに、今後の町の対応、住民への広報内容等について、県と調整を行う。

### 第3 広報・広聴活動

#### (1) 町の広報・広聴活動

町は、原子力発電所等における緊急事態の状況など、町民に対して、継続的に広報を行う。広報に当たっては、正確な情報をわかりやすく伝えることに努め、デマや風評に惑わされず、冷静沈着に行動するよう促す。

また、緊急事態に対して不安を抱く住民の問い合わせ等に対応できるよう、相談窓口の設置を検討する。

ボランティアの募集を実施する場合は、町社会福祉協議会とともに、募集内容等の広報を行う。

## 第4 被災地への応援協力活動

### (1) 避難者の受入れ

原子力災害により広域避難者が発生した場合は、県地域防災計画及び愛媛県広域避難計画に基づき、町は県と連携し、避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民に周知徹底を図るものとする。

この際、町民に対しては不要不急の外出を控えるよう要請し、速やかな避難の実施に努める。

避難所や避難道路を指定した場合、県及び被災市町に通知する。

また、県及び重点市町と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等に報告を行う。

### (2) 応援要請への対応

被災市町や県から、救急や消防職員の派遣、緊急物資の供給等の応援要請を受けた場合、可能な範囲で対応する。

### (3) 緊急輸送における緊急輸送道路・避難道路の確保

町内を走る道路を緊急輸送道路・避難道路として利用することとされた場合、警察により交通規制が実施されることがあるため、町民に関連する情報等の提供を行う。

また、交通規制用によりその他の道路において交通渋滞が発生する可能性があることから、不要不急の外出を控えるよう、広報に努める。

### (4) ボランティア活動支援

被災地におけるボランティアニーズは県、国、関係団体と連携し、把握に努め、これらの情報を基に、町社会福祉協議会とともに、ボランティアの受付け、調整等その受入体制を確保するよう努めるとともに、必要に応じてボランティアを募集し、被災地等に派遣する。

## 第30節 原子力災害中長期対策

### 第1 汚染の除去等

#### (1) 環境放射線モニタリングの情報収集

放出された放射性物質による健康への影響が長期間に及ぶ可能性があるため、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した後にも、継続的な周辺地域の環境放射線モニタリングの情報収集に努める。

モニタリングの結果は、定期的に町民に公表する。



(2) 除染

近隣市町の環境放射線モニタリングの結果、町内の住民に身体的な影響をおよぼす恐れがある場合には、町は、県や国、その他関係機関と連携し、区域を設定し、除染作業を行う。

## 第2 風評被害等の影響の軽減

町は、風評被害等の防止又は影響を軽減するために、必要に応じて町内で生産された地域生産物の放射線量の計測を関係機関に依頼し、その結果を公表するとともに、県と協力し、国、関係機関、報道機関、業界団体や市場関係等に情報を提供する。

# 第3編 震災対策編

## 第3章 地震災害復旧・復興対策

地震災害による被害からの早期復旧・復興を図るため、被害状況・内容等に応じた国・県及び町の応急復旧措置、救済措置及び支援措置等に関する対策を示す。

## 第1節 災害復旧対策

第2編風水害等対策編第3章第1節「災害復旧対策」に定めるところによる。

## 第2節 復興計画

第2編風水害等対策編第3章第2節「復興計画」に定めるところによる。

## 第3節 被災者の生活再建支援

第2編風水害等対策編第3章第3節「被災者の生活再建支援」に定めるところによる。

# 第3編 震災対策編

## 第4章 南海トラフ地震防災対策

南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、町内における地震防災対策を示す。

## 第1節 総則

### 第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下本章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、町内における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

### 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び町内のその他公共的団体、防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第2節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるとおりである。

### 第3 南海トラフ地震防災対策推進地域

#### 1 推進地域の指定

法第3条第1項の規定に基づき、平成26年3月31日内閣府告示第21号により、愛媛県は全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。

#### 2 指定基準

推進地域の指定基準は、次のとおりであり、推進地域においては、国、地方公共団体、民間事業者等が各種計画を策定し、それぞれの立場から地震防災対策を推進することとなった。

(1) 震度に関する基準

震度6弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の状況を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市町村を含む。）

(2) 過去の地震による被害

○過去に発生した南海トラフ地震で、特殊な地形の条件等により大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。

○「過去に発生した地震により大きな被害を受けた地域」という判断は、確かな古文書・調査記録などに記録された個々の市町村の被害記録を基に、当該地域の揺れを震度階級に換算したものが震度6弱以上となる市町村とする。

(3) 防災体制の確保等の観点

「周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。」こととし、その具体的運用は以下の通りとする。

- ・ 広域防災体制の一体性(消防、水防、医療、ごみ処理、上水道など)
- ・ 周囲を指定候補市町村に囲まれている市町村

## 第2節 関係者との連携協力の確保

### 第1 資機材、人員等の配備手配

#### 1 物資等の調達手配

(1) 町は、地震が発生した場合における応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の保有状況を把握し、応急活動に当たっている対策部等から当該物資等の供給要請があった場合は、速やかに配備し、不足する場合は町内において確保する。

(2) 町内において確保が困難な場合は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な県の備蓄物資等の要請、又は市町間のあっせんを依頼する。

なお、物資の備蓄、調達については、第2編風水害等対策編第2章第13節「緊急物資の確保・供給」に定めるところによる。

#### 2 人員の配置

町は、地震が発生した場合における応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要とする人員を速やかに、かつ適切に配置につかせるとともに、必要により各班間で調整を図る。

また、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に

応援を要請するものとする。

### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

## 第2 他機関に対する応援要請

### 1 応援協定等に基づく応援協定

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、応援協定等に基づく応援については、第2編風水害等対策編第2章第2.1節「広域応援活動」に定めるところによる。

町は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請するものとする。

### 2 県消防防災ヘリコプターの出動要請

県に対する消防防災ヘリコプターの出動要請については、第2編風水害等対策編第2章第2.1節「消防防災ヘリコプターの支援」に定めるところによる。

### 3 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣要請の要求については、第2編風水害等対策編第2章第2.1節「広域応援活動」に定めるところによる。

## 第3 帰宅困難者への対応

- 1 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

## 第3節 地震防災上緊急に整備すべき

### 施設等の整備計画

地震等による災害から町域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的に整備を推進する。

施設等の整備は概ね5か年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
  - 2 避難場所の整備
  - 3 避難経路の整備
  - 4 土砂災害防止施設
  - 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設  
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
  - 6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
  - 7 通信施設の整備
- (1) 町防災行政無線
- (2) その他の防災機関等の無線

## 第4節 防災訓練計画

### 第1 防災訓練の実施

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、第2編風水害等対策編第1章第7節「防災訓練計画」に定めるところによる。

## 第5節 地震防災上必要な教育及び 広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとし、内容等については、第3編震災対策編第1章第1節「防災知識普及計画」に定めるところによる。





# 資料編

## 資料編 目次

<b>1. 地域防災計画及び災害に関する記録等</b> .....	<b>1</b>
資料 1-1 砥部町地域防災計画の沿革 .....	1
資料 1-2 砥部町における主な気象災害 .....	2
資料 1-3 砥部町における主な火災 .....	5
<b>2. 防災上注意すべき区域等</b> .....	<b>8</b>
資料 2-1 急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅰ) 一覧表 (自然斜面) .....	8
資料 2-2 急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅱ) 一覧表 (自然斜面) .....	10
資料 2-3 急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅲ) 一覧表 (自然斜面) .....	13
資料 2-4 急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅰ) 一覧表 (人工斜面) .....	14
資料 2-5 急傾斜地崩壊危険箇所 (Ⅱ) 一覧表 (人工斜面) .....	15
資料 2-6 土石流危険溪流 (Ⅰ) 一覧表 .....	16
資料 2-7 土石流危険溪流 (Ⅱ) 一覧表 .....	18
資料 2-8 土石流危険溪流 (Ⅲ) 一覧表 .....	20
資料 2-9 崩壊土砂流出危険地区一覧表 .....	21
資料 2-10 山腹崩壊危険地区一覧表 .....	23
資料 2-11 地すべり危険箇所及び地すべり危険地区一覧表 .....	26
資料 2-12 土砂災害警戒区域等一覧表 .....	27
<b>3. 消防・水防関係</b> .....	<b>28</b>
資料 3-1 伊予消防等事務組合砥部消防署 ・砥部消防署広田出張所車両等一覧表 .....	28
資料 3-2 伊予消防等事務組合砥部消防署 ・砥部消防署広田出張所無線設備一覧表 .....	29
資料 3-3 消防水利の現況 .....	31
資料 3-4 消防団車両・資機材一覧表 .....	33
資料 3-5 伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書 .....	35
資料 3-6 中予地区広域消防相互応援協定書 .....	37
資料 3-7 愛媛県消防広域相互応援協定書 .....	39
資料 3-8 水防区域一覧表 .....	43
資料 3-9 水防資機材保有状況一覧表 .....	44
<b>4. 情報収集及び広報関係</b> .....	<b>46</b>
資料 4-1 様式 1 災害発生報告 .....	46
資料 4-2 様式 2 の (1) 中間・最終報告 (共用) .....	47
資料 4-3 様式 2 の (2) 被害状況内訳表 .....	49
資料 4-4 災害の被害認定基準 .....	55
<b>5. 通信関係</b> .....	<b>58</b>
資料 5-1 固定系・移動系防災行政無線一覧表 .....	58
資料 5-2 消防団無線一覧表 .....	63
<b>6. 避難関係</b> .....	<b>66</b>
資料 6-1 避難所等一覧表 .....	66
<b>7. 医療救護関係</b> .....	<b>69</b>
資料 7-1 病院・診療所等一覧表 .....	69
資料 7-2 防疫関係資機材の在庫場所・品名・消毒用資機材等一覧表 .....	70
資料 7-3 重信川浸水想定区域内にある災害時要援護者施設等一覧表 .....	70
資料 7-4 土砂災害警戒区域内にある災害時要援護者施設等一覧表 .....	70
<b>8. ライフライン関係</b> .....	<b>71</b>
資料 8-1 配水池・簡易水道施設の現況 .....	71

資料 8-2	給水用資機材の現況	72
資料 8-3	水道工事業者一覧表	72
<b>9.</b>	<b>廃棄物等処理関係</b>	<b>73</b>
資料 9-1	清掃関係施設・し尿収集車・ 火葬場処理能力・霊柩車台数一覧表	73
<b>10.</b>	<b>食料等の備蓄、調達関係</b>	<b>74</b>
資料10-1	緊急援護備蓄物資一覧表	74
資料10-2	米穀販売所又は副食物調達業者一覧表	74
資料10-3	パン製造業者一覧表	75
資料10-4	みそ・醤油製造卸売業者一覧表	75
資料10-5	氷販売業者一覧表	75
資料10-6	こんにゃく製造卸売業者一覧表	75
資料10-7	炊出可能施設一覧表	76
<b>11.</b>	<b>交通・輸送関係</b>	<b>78</b>
資料11-1	町有車両一覧表	78
資料11-2	運送業者及び車両一覧表	80
資料11-3	ヘリコプター発着場一覧表	81
<b>12.</b>	<b>災害救助法関係</b>	<b>82</b>
資料12-1	災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表	82
<b>13.</b>	<b>危険物関係</b>	<b>87</b>
資料13-1	危険物施設一覧表	87
<b>14.</b>	<b>消防防災ヘリコプター関係</b>	<b>89</b>
資料14-1	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	89
<b>15.</b>	<b>広域応援関係</b>	<b>92</b>
資料15-1	自衛隊派遣要請様式	92
様式 1	災害派遣要請書	92
様式 2	撤収要請書	93
様式 3	救急患者空輸要請書	94
様式 4	救急患者空輸撤収要請書	95
<b>16.</b>	<b>組織関係</b>	<b>96</b>
資料16-1	町内奉仕団体一覧表	96
<b>17.</b>	<b>災害対策本部関係</b>	<b>97</b>
資料17-1	砥部町災害対策本部条例	97
資料17-2	砥部町災害対策本部運営要領	98
<b>18.</b>	<b>防災会議及び防災関係機関関係</b>	<b>113</b>
資料18-1	砥部町防災会議条例	113
資料18-2	砥部町水防協議会条例	115

## 1. 地域防災計画及び災害に関する記録等

### 資料 1 - 1 砥部町地域防災計画の沿革

作成・修正年度	作成・修正概要
旧砥部町の計画作成 (昭和39年ごろ)	災害応急対策の計画を主眼として作成した。
旧広田村の計画作成 (昭和57年度)	防災の万全を期するため災害予防・応急・復旧対策について計画を定めた。
旧砥部町の計画第1回修正 (平成元年度)	資料関係の修正を行った。
旧砥部町の計画第2回修正 (平成10年度)	平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、県が地震防災計画の策定、県地域防災計画の見直しを行ったことにより、それと整合性を持たせるため、本編の全面的な修正を行った。
旧広田村の計画第2回修正 (平成12年度)	平成7年7月に、国の中央防災会議において「防災基本計画」が発表され、愛媛県の地域防災計画も見直された。これに伴い、村の地域防災計画の見直しを行った。
新砥部町の計画作成 (平成17年度)	平成17年1月1日に広田村と砥部町が合併したことに伴い、新町の防災対策を定めた地域防災計画を作成した。
新砥部町の計画第1回修正 (平成21年度)	平成21年1月1日に町の機構改革が行われたことにより、地域防災計画を修正した。
新砥部町の計画第2回修正 (平成26年度)	平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、県が被害想定の見直し及び県地域防災計画の見直しを行ったことにより、それと整合性を持たせるため、本編の全面的な修正を行った。

資料 1 - 2 砥部町における主な気象災害

年 月 日	原 因	被 害 概 要
昭和38年 1 月	雪害	農作物被害 不明
昭和43年 1 月	雪害	農作物被害 不明
昭和44年 6 月29日～7 月 7 日	豪雨	村道切迫線、総津多居谷線、石ノ本線、太ノ奥線、中野川 宮ノ線、黒木線の6カ所被災
昭和45年 8 月21日	台風10号	家屋半壊 1 戸、床上浸水 2 であり災者概数12人、り災世帯 3 世帯。村道掛水線、本村線、宮横線、多居谷本郷、鴨滝線 影付、鴨滝線河原、切迫線、石野線、玉谷宮の奥線の9カ 所被災。 農作物被害 不明
昭和47年 9 月 7 日～9 日	豪雨	村道山谷線、多居谷線 2 カ所で計3カ所被災
昭和48年 8 月14日～17日	台風10号	村道山谷線、平畑線、石野線、上久保線、多居谷線 3 カ所 で計 7 カ所被災
昭和49年 4 月 7 日～9 日	集中豪雨	村道多居谷線、樽山線2カ所、石野線4カ所、宮の奥線の計 8 カ所被災
昭和49年 9 月 1 日	台風16号	村道本谷線、上久保線 2 カ所被災。床上浸水1棟
昭和50年 6 月24日～25日	豪雨	村道猿谷線、山谷線、鴨滝線、山谷線の 4 カ所被災
昭和50年 8 月16日～17日	台風 5 号	村道鴨滝線、山谷線 2 カ所、切迫線、猿谷線、多居谷線の 計 6 カ所被災
昭和50年 9 月10日～15日	台風17号	村道猿谷線、東組線、山谷線、鴨滝線の 4 カ所被災
昭和51年 9 月 8 日～13日	台風17号	農地、水路にも被災。村道本郷線、多居谷線、切迫線2カ 所、石野線、本谷線、上久保線 2 カ所の計 8 カ所被災
昭和51年12月 ～昭和52年 1 月	寒波	農作物被害 不明
昭和52年 6 月15日～17日	大雨	村道山谷線、多居谷線、黒蔵線、本郷線、猿谷線 5 カ所、 上久保線の計10カ所被災
昭和54年 6 月24日～25日	梅雨前線	農林水産業施設被害 41件 78,000千円 公共土木施設被害 42件 46,600千円 冠水 2.5ha 床下浸水 4 棟
昭和54年 6 月26日～7 月 1 日	集中豪雨	耕地被災0.1ha、り災世帯 5 世帯。村道切迫線、御所成線、 福善寺線、平畑線、千人塚線2カ所、上久保線、バンド線 3 カ所、境柱線2カ所、福元線、上尾峠線の計14カ所被災
昭和54年 9 月 3 日～4 日	台風12号	村道バンド線、多居谷線、上久保線、千人塚線、上尾峠線 5 カ所被災
昭和54年 9 月29日～10月 1 日	台風16号	床下浸水7戸、水田冠水0.5ha、流失埋没耕地0.1ha、畑冠 水0.1ha、り災者概数25人、り災世帯7世帯、河川1カ所。 村道上尾峠 3 カ所、篠谷線2カ所、バンド線 4 カ所、多居 谷線の計10カ所被災
昭和57年7月23日～26日	梅雨前線 集中豪雨	村道多居谷線、どんだ線被災

年 月 日	原 因	被 害 概 要
昭和57年 8月11日～19日	梅雨前線 豪雨	村道ウド線、山谷線、大仙線、樽山線、総津高市線 2カ所、 多居谷線、猿谷線、新高線の 9カ所被災
昭和57年 8月26日～27日	台風13号	村道バンド線被災
昭和57年 9月22日～25日	台風19号	村道上尾峠線被災
昭和60年 9月		村道どんだ線外 2カ所被災
平成元年 8月26日～27日	台風17号	村道総津高市線外 4カ所被災
平成 2年 8月21日～22日	台風14号	村道玉谷中野川線外 3カ所被災
平成 3年 7月 4日～ 5日	梅雨前線 豪雨	村道上尾峠線外 9カ所被災
平成 4年 8月 3日～ 4日	台風10号	村道総津高市線外 2カ所被災
平成 5年 6月18日～19日	梅雨前線 豪雨	村道多居谷臼杵線外27カ所被災
平成 5年 7月26日～28日	台風 5号	村道本郷線外 3カ所被災
平成 5年 9月 3日～ 4日	台風13号	村道中野川大内野線外5カ所被災
平成 6年 夏季	干害	農作物被害 水稲 1,235千円、果樹 199,780千円 上水道時間断水 8月22日～10月4日 応急対策事業費 45,005千円
平成 6年 9月28日～29日	台風26号	村道仙波篠谷線外 5カ所被災
平成 7年 7月 2日～ 6日	梅雨前線 豪雨	村道本郷線外 7カ所被災
平成 8年 6月19日～21日	梅雨前線 豪雨	村道本谷線外 3カ所被災
平成 8年 7月18日～20日	台風 6号	村道中野川大内野線外 1カ所被災
平成 9年 7月26日～28日	台風 9号	村道篠谷線外 3カ所被災
平成10年10月17日	台風10号	住家被害 2,962千円 全壊 1棟 一部破損 3棟 床上浸水 1棟 床下浸水 15棟 農林水産業施設被害 87,000千円 農産物被害 4,400千円 農地被害 2,000千円 公共土木施設被害 49,900千円
平成16年 6月28日	梅雨前線 豪雨	床下浸水 2棟 農林水産業施設被害 29,000千円
平成16年 9月29日	台風21号	住家被害 床上浸水 3棟 床下浸水 14棟 農林水産業施設被害 23,025千円 公共土木施設被害 23,300千円
平成17年 7月 3日	梅雨前線 豪雨	住家被害 一部破損 2棟 床上浸水 7棟 床下浸水 27棟 農林水産業施設 56,600千円 林産被害 53,000千円 公共土木施設被害 161,000千円 その他被害 9,000千円
平成17年 7月10日	梅雨前線 豪雨	住家被害 全壊 1棟 農林水産業施設 35,200千円 公共土木施設被害 7,000千円

平成21年7月26日	梅雨前線 豪雨	住家被害 床下浸水 1棟
平成22年3月10日	暴風雪	住家被害 一部破損 2棟 その他被害 1,523千円
平成23年9月20日	台風15号	住家被害 床下浸水 6棟 農林水産業施設 7,018千円 公共土木施設被害 3,795千円
平成25年9月2日～4日	豪雨	住家被害 床上浸水 1棟 床下浸水 2棟 農林水産業施設 2,300千円



## 資料 1 - 3 砥部町における主な火災

## 砥部町における主な火災

年月日		場 所	被 害 状 況		
			原 因	死傷者	備 考
平成5年	3月21日	満穂	焚き火		山林
平成6年	8月6日	高市	不明		山林
平成7年	4月7日	多居谷	不明		栗林
	11月3日	多居谷	焚き火		納屋
平成8年	12月18日	玉谷	飛び火		風呂場
平成10年	3月8日	総津	焚き火	1	人体
	4月21日	重光	乾燥機		小屋
	7月7日	宮内	配線器具		住宅
	9月6日	八倉	不明		工場
	11月15日	川井	配線器具		住宅
平成11年	2月21日	川井	石油ストーブ		住宅
	7月6日	上原町	セルモーター		特殊車両
	9月12日	拾町	排気管		乗用車
	10月17日	拾町	排気管		乗用車
	11月12日	総津	不明	1	人体・普通乗用車
平成12年	2月18日	宮内	ガスコンロ		住宅
	3月10日	宮内	電気ストーブ		住宅
	11月25日	原町	ライター		住宅
平成13年	5月4日	仙波	ストーブ		住宅
	6月12日	大南	ローソク		住宅
	7月3日	川登	電気装置		ミニローリー
平成14年	4月27日	満穂	飛び火		住宅
	7月3日	大南	ガスコンロ		工場
	8月8日	北川毛	不明		住宅
	10月19日	高尾田	電線の短絡		住宅
平成15年	7月14日～9月17日	麻生地区	放火の疑い		ビニールハウス 防鳥ネット
平成15年	9月28日	満穂	放火の疑い		バス停待合所
平成16年	7月6日	重光	放火の疑い		
	7月17日	高尾田	屋内配線		住宅倉庫
	8月12日	五本松	不明		住宅
	8月31日	高尾田	たばこ		住宅
	12月2日	上原町	屋内配線		店舗
平成17年	1月1日	鶯ノ崎	不明		住宅
平成18年	3月10日	千足	屋内配線		住宅

年月日	場 所	被 害 状 況			
		原 因	死傷者	備 考	
平成18年	4月19日	高尾田	不明		倉庫
	4月27日	宮内	機関部（電気系統）		乗用車
	7月18日	重光	不明		工事中の建物
	9月19日	高尾田	ガスコンロ		集合住宅
平成19年	1月3日	高市	不明		住宅
	2月22日	重光	焚き火	1	住宅庭
	3月3日	川井	焚き火		雑木林
	3月5日	七折	焚き火		山林
	5月22日	中野川	不明		特殊車両
	6月11日	宮内	不明		軽貨物自動車
	6月13日	大南	焚き火		竹林
	6月16日	千足	不明		山林
	8月22日	宮内	たばこ		住宅
	8月25日	川井	RDF自然発火		工場
	9月9日	高尾田	放火の疑い		住宅
	10月20日	岩谷口	排気筒		工場
	11月10日	宮内	火遊び		住宅
	12月4日	川登	不明		住宅
	12月14日	高尾田	たばこ	1	集合住宅
	12月15日	上原町	排気管		飲食店
	平成20年	4月21日	拾町	排気管	
5月1日		原町	電気配線		住宅
5月24日		千足	不明		パッカー車
8月14日		重光	焚き火		河川敷
11月3日		五本松	煙突		作業場
11月20日		八倉	電気ストーブ		住宅
平成21年	2月27日	中野川	取り灰		住宅
	4月22日	千足	煙火		山林
	5月15日	総津	不明		倉庫
	5月25日	総津	たばこ		山林
	7月10日	宮内	ガスコンロ		住宅
	7月21日	宮内	落雷		住宅
	8月8日	五本松	線香		住宅
平成22年	1月6日	大南	不明		住宅
	5月16日	五本松	配線		
	8月10日	高尾田	ローソク		
	8月23日	重信川河川敷	不明		不明
	12月11日	宮内	綿・布団類		住宅

年月日		場 所	被 害 状 況		
			原 因	死傷者	備 考
平成22年	12月20日	川井	不明		住宅
平成23年	2月26日	大南	火の粉		林野
	5月15日	川登	不明		工場
	6月28日	麻生	たばこ		住宅
	7月3日	宮内	灯明		住宅
	7月4日	高尾田	ガスコンロ		集合住宅
	9月27日	高尾田	不明		集合住宅
	10月18日	三角	不明		事務所
	12月29日	川井	不明		倉庫
平成24年	1月4日	岩谷	不明		作業場
	1月14日	宮内	コード		住宅
	2月1日	拾町	電灯等の配線		住宅
	5月5日	大南	ガステーブル		住宅
	6月20日	川登	不明		倉庫
	11月9日	岩谷口	交通機関内配線		車両
	12月12日	高尾田	排気管		車庫
	12月31日	川井	排気管		貨物自動車
平成25年	5月15日	八倉	不明		住宅
	7月10日	川井	焼却炉		果樹園
	8月26日	川井	火の粉		果樹園
	12月1日	大南	ストーブ	1	住宅
	12月11日	宮内	ガスコンロ		住宅
	12月19日	三角	放火	4	住宅

## 2. 防災上注意すべき区域等

資料2-1 急傾斜地崩壊危険箇所（I）一覧表（自然斜面）

箇所番号	指定箇所名	所在位置	箇所概要			保全対象		法指定有無	指定年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度(°)	人家戸数	公共施設		
972	川井	川井	500	40	40	16	県道	有	急50. 4. 1 災50. 4. 1
973	大角蔵	大角蔵	220	40	40	8	町道・河川	有	急61. 3. 28 災61. 3. 28
974	外山B	外山	350	50	40	18	県道・河川	有	急50. 4. 1 災4. 4. 22
975	外山A	外山	400	50	60	30	県道	有	急62. 3. 24 災62. 3. 24
976	あかがね	川井	150	60	30	45	県道・町道	有	急4. 7. 17 災7. 10. 20
977	岩谷	岩谷	500	70	60	8	町道	有	急58. 3. 29 災58. 3. 29
978	川下A	川登	250	40	40	9	町道	無	
979	川下B	川登	280	150	60	11	町道	有	急63. 4. 8 災63. 4. 8
981	川中	川登	350	40	30	12	町道・国道	有	急1. 3. 31 災1. 3. 31
983	千里口	川登	250	40	40	21	国道・町道 河川	有	急49. 4. 19 災49. 4. 19
984	万年	万年	200	40	40	5	国道・県道	無	
985	高尾田	高尾田	170	10	70	11	河川	無	
2604	頭ノ向B	川井	250	30	45	30	町道	有	急3. 11. 8 災3. 11. 8
2605	下組	川井	400	50	50	19	県道	有	急6. 7. 26 災6. 7. 26
84	二ツ木	川登	200	30	30	6	町道	無	
2676	頭ノ向C	川井	70	20	40	5	町道	無	
2677	あかがねA	川井	100	20	35	8	町道	無	
2678	あかがねB	川井	150	20	40	9	町道	無	
2679	宮内	宮内	150	20	45	9	農道	無	
2680	千足	千足	150	50	30	6		無	
2681	外山C	外山	180	40	45	5	県道・河川	無	
2682	大南	大南	100	10	70	9	河川	無	
2683	岩谷口	岩谷口	100	20	40	5	町道	無	
2684	川登A	川登	150	90	50	6	農道・河川	無	
2685	川登B	川登	120	40	40	5	町道	無	
2686	川登C	川登	100	80	40	5	河川	無	
2687	万年A	万年	280	50	30	6	県道	無	
986	本村	満穂	150	110	40	20	県道	無	
987	駄馬	満穂	200	100	30	13	県道	無	
988	篠谷	満穂	80	50	40	9	町道	無	

箇所番号	指定箇所名	所在位置	箇所概要			保全対象		法指定有無	指定年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度(°)	人家戸数	公共施設		
989	影組	仙波	300	60	40	7	町道	無	
990	奥組	多居谷	400	80	40	6	町道	無	
991	宮ノ脇	多居谷	200	60	40	6	町道	無	
992	本郷	多居谷	300	40	30	15	町道	無	
993	神ノ森	総津	250	80	45	3	国道	無	
994	里地	総津	300	60	40	20	町道	無	
995	総津B	総津	300	80	50	14	町道・河川□	有	急49. 4. 19 災49. 4. 19
996	久保	総津	150	100	40	13	町道	無	
998	町下	総津	200	100	40	14	町道	有	急62. 3. 24 災62. 3. 24
999	谷	高市	400	100	45	6	県道・河川□	無	
1000	石野	高市	250	80	50	5	町道	無	
1001	本村	高市	250	70	40	14	県道・町道	無	
1002	日の浦	高市	450	130	45	6	県道	無	
1003	本郷	高市	200	100	30	8	県道	無	
1004	鴨滝	高市	200	30	40	6	町道	無	
1005	日の付	高市	300	100	45	6	町道	無	
1006	黒木	中野川	250	100	35	8	県道・町道	無	
1007	谷	中野川	250	30	30	7	町道・河川□	無	
1008	中峰	中野川	300	70	40	8	農道・河川□	無	
1009	大内野	玉谷	450	60	45	26	国道・町道	無	
1010	向井	玉谷	350	80	50	7	河川	無	
1011	岡ノ下	玉谷	200	90	40	5	県道	無	
1012	池ノ谷	玉谷	130	70	50	6	町道・河川□	無	
1013	総津A	総津	140	50	40	15	町道・河川□	有	急50. 4. 1 災50. 4. 1
2688	多居谷A	多居谷	150	60	30	5	町道	無	
2689	総津C	総津	100	45	40	10	町道	無	

資料 2 - 2 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）一覽表（自然斜面）

箇所番号	指 定 箇所名	所在位置	箇所概要			保全対象		法指定 有 無	指 定 年月日
			延長 (m)	高さ (m)	傾斜度 (°)	人家 戸数	公共 施設		
1	原町A	原町	80	10	50	3		無	
2	原町B	原町	80	10	40	3	河川・町道	無	
3	原町C	原町	80	10	60	2	町道	無	
4	上原町A	上原町	80	10	50	1	河川	無	
5	上原町B	上原町	80	15	30	2	町道	無	
6	宮内A	宮内	60	20	30	4	町道	無	
7	宮内B	宮内	100	15	40	4	町道	無	
8	頭ノ向	川井	80	15	30	2	農道	無	
11	千足	千足	120	20	45	3	町道	無	
15	あかがねA	川井	30	30	40	1	県道	無	
16	田ノ浦	田ノ浦	100	10	60	4	町道	無	
18	七折A	七折	40	15	30	1		無	
19	大角蔵A	大角蔵	70	50	50	2		無	
20	大角蔵B	大角蔵	50	30	55	1	町道	無	
22	五本松	五本松	120	15	40	3	県道	無	
25	外山D	外山	60	20	40	3		無	
26	外山E	外山	100	8	30	3	農道	無	
28	外山F	外山	100	40	50	2		無	
29	鵜崎A	鵜崎	50	20	50	2		無	
30	鵜崎B	鵜崎	50	40	40	1	県道	無	
31	鵜崎C	鵜崎	100	30	30	3	県道	無	
39	岩谷C	岩谷	50	40	40	1	町道	無	
40	大平D	大平	100	10	50	1	町道	無	
41	大平C	大平	100	30	50	3	農道	無	
42	大平B	大平	80	20	60	2	町道	無	
43	岩谷A	岩谷	50	10	40	2	町道	無	
44	岩谷B	岩谷	20	20	30	4	町道	無	
45	川登A	川登	70	10	45	2	町道	無	
48	川登B	川登	50	30	40	1	町道・河川	無	
49	川登C	川登	50	20	40	2	河川	無	
50	川登D	川登	50	40	40	2	国道	無	

箇所番号	指定箇所名	所在位置	箇所概要			保全対象		法指定有無	指定年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度(°)	人家戸数	公共施設		
54	川登F	川登	50	40	45	1	町道・河川	無	
55	川登G	川登	50	25	50	1	河川	無	
57	万年	万年	40	20	35	1		無	
58	川登H	川登	100	40	40	1	町道	無	
59	宮内C	宮内	50	60	40	3	町道	無	
60	七折B	七折	50	30	50	1	県道	無	
61	大角蔵C	大角蔵	80	40	40	3	町道	無	
62	外山A	外山	50	30	40	1		無	
63	大南C	大南	40	15	50	1		無	
64	大平A	大平	50	20	45	2		無	
65	大平E	大平	50	30	50	1		無	
66	川下	川登	150	30	60	4	町道	有	急2. 5. 18 災2. 5. 18
1	篠谷	満穂	200	40	40	3	町道	無	
2	仙波A	仙波	250	50	30	3	町道	無	
3	仙波B	仙波	100	30	40	2	町道	無	
4	仙波C	仙波	50	20	40	2		無	
5	仙波D	仙波	50	20	40	1		無	
7	仙波H	仙波	50	20	50	1		無	
8	仙波J	仙波	50	30	60	1	町道・河川	無	
10	多居谷A	多居谷	50	15	30	1	町道	無	
14	多居谷B	多居谷	50	7	80	1	町道	無	
15	総津A	総津	130	70	45	2	県道	無	
16	総津B	総津	100	50	40	3		無	
17	総津C	総津	70	50	40	2	町道	無	
18	総津D	総津	150	70	40	4	町道	無	
19	中野川	中野川	100	50	40	3		無	
20	玉谷A	玉谷	100	60	50	3	県道・河川	無	
21	玉谷B	玉谷	80	70	50	3	町道	無	
22	玉谷C	玉谷	50	30	50	2		無	
24	高市A	高市	80	40	40	2	町道	無	
27	高市C	高市	60	30	45	2	町道	無	

箇所番号	指定箇所名	所在位置	箇所概要			保全対象		法指定有無	指定年月日
			延長(m)	高さ(m)	傾斜度(°)	人家戸数	公共施設		
29	高市E	高市	100	50	30	2	町道	無	
31	高市G	高市	60	30	45	1		無	
32	高市H	高市	50	90	40	2	町道	無	
33	高市I	高市	50	70	50	1	町道	無	
34	高市J	高市	150	50	60	3	町道	無	
35	高市K	高市	150	40	45	2	町道	無	
36	高市L	高市	150	50	50	2	町道	無	
997	堂本	総津	130	60	40	4	国道	無	
39	上尾	玉谷	70	20	50	1	町道	無	
40	仙波E	仙波	40	8	45	1		無	
41	仙波G	仙波	50	20	60	2	町道	無	
42	黒木	中野川	50	5	30	1		無	
43	谷	中野川	50	40	40	3	県道	無	
44	中替地	玉谷	50	40	60	1	国道	無	



資料 2 - 3 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ）一覧表（自然斜面）

箇所番号	指 定 箇所名	所在位置	箇所概要			保全対象		法指定 有 無	指 定 年月日
			延長 (m)	高さ (m)	傾斜度 (°)	人家 戸数	公共 施設		
5	七折	七折	180	100	35	0	河川	無	
6	大角蔵	大角蔵	150	50	36	0	河川	無	
7	外山A	外山	350	40	31	0	県道	無	
8	外山B	外山	350	60	37	0	県道	無	
9	川登A	川登	150	100	45	0	町道	無	
10	川登B	川登	100	80	40	0	河川	無	
11	万年A	万年	180	60	34	0		無	
12	万年B	万年	100	70	45	0	県道	無	

資料 2 - 4 急傾斜地崩壊危険箇所（I）一覧表（人工斜面）

箇所番号	指 定 箇所名	所在位置	箇所概要			保全対象		法指定 有 無	指 定 年月日
			延長 (m)	高さ (m)	傾斜度 (°)	人家 戸数	公共 施設		
83	万年	万年	150	40	40	7	県道	無	
85	大平	大平	150	50	30	12	町道	無	
86	千里口B	川登	250	50	45	5	町道・河川	無	
206	さかえ	宮内	400	50	40	140	町道	無	
207	外山D	外山	180	15	55	6	県道・河川	無	
87	福連	仙波	150	40	40	4	町道	無	
88	日ノ浦	中野川	300	100	40	10	県道・町道 河川	無	
89	中替地	玉谷	250	70	40	14	県道	無	
208	多居谷B	多居谷	70	10	40	5	町道	無	

資料 2 - 5 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）一覧表（人工斜面）

箇所番号	指 定 箇所名	所在位置	箇所概要			保全対象		法指定 有 無	指 定 年月日
			延長 (m)	高さ (m)	傾斜度 (°)	人家 戸数	公共 施設		
21	大南A	大南	100	20	50	2	県道	無	
23	外山B	外山	50	15	40	1	町道	無	
24	外山C	外山	50	10	30	1	町道	無	
33	大南B	大南	70	10	40	2	町道	無	
53	川登E	川登	200	20	30	2	国道	無	
67	あかがねB	川井	60	20	60	4	農道	無	
6	仙波F	仙波	70	40	45	2	町道	無	
11	仙波I	仙波	50	30	45	2	町道	無	
25	高市B	高市	80	40	40	3	県道	無	
28	高市D	高市	60	15	40	1	町道	無	
30	高市F	高市	60	30	30	2	町道	無	
37	高市M	高市	100	70	40	3	町道	無	

資料2-6 土石流危険溪流（I）一覧表

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況			保全対象	
					溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	下流部平均勾配 (°)	人家戸数	公共施設
I Y402 - 1050	重信川	永立寺川	東山川	宮内	0.08	0.02	12	21	0
I Y402 - 1051	重信川	永立寺川	春日谷川	宮内	0.08	0.03	9	9	0
I Y402 - 1052	重信川	永立寺川	東山隣川	永立寺	0.11	0.08	9	21	0
I Y402 - 1053	重信川	永立寺川	永立寺南谷	永立寺	0.53	0.35	8	19	0
I Y402 - 1054	重信川	砥部川	奥の谷川	千足	0.17	0.03	9	13	1
I Y402 - 1055	重信川	砥部川	南表山川	千足	0.31	0.32	8	0	3
I Y402 - 1056	重信川	砥部川	岩谷口下川	岩谷口	0.18	0.03	70	7	0
I Y402 - 1057	重信川	小岩谷川	岩谷川	岩谷	0.27	0.23	10	7	1
I Y402 - 1058	重信川	砥部川	上川中川	川中	0.17	0.04	15	6	0
I Y402 - 1059	重信川	砥部川	猪ノ谷川	川上	0.1	0.37	13	1	2
I Y402 - 1060	重信川	砥部川	砥部川	川上	0.68	3.4	12	22	1
I Y402 - 1061	重信川	万年川	銚子川	川上	0.47	2.85	12	21	1
I Y402 - 1062	重信川	万年川	長谷川	万年	0.4	0.62	10	3	1
I Y402 - 1063	重信川	万年川	駄馬川	南万年	0.2	0.15	13	5	0
I Y402 - 1064	重信川	万年川	下肥川	南万年	0.2	0.08	14	8	0
I Y402 - 1065	重信川	万年川	北万年川	万年	0.23	0.31	10	3	1
I Y402 - 1066	重信川	和田川	宮ノ谷川	外山	0.19	0.03	10	7	0
I Y402 - 1067	重信川	和田川	半谷川	外山	0.28	0.47	7	6	1
I Y402 - 1068	重信川	和田川	城谷	外山	0.52	0.28	12	17	1
I Y402 - 1069	重信川	和田川	和田川	外山	0.65	1.42	10	17	1
IY402 - 1070	重信川	和田川	西田浦川	外山	0.09	0.02	13	8	0
IY402 - 1071	重信川	和田川	田ノ浦川	外山	0.16	0.03	10	5	0
IY402 - 1072	重信川	村川	家ノ奥川	七折	0.21	0.44	8	8	0
IY402 - 1073	重信川	村川	北大角蔵西川	大角蔵	0.28	0.21	9	3	1
IY402 - 1074	重信川	村川	ギワイン川	七折	0.32	0.16	10	9	1
IY402 - 1075	重信川	村川	西喜来川	川井団地	0.29	0.05	10	21	3
IY402 - 1076	重信川	村川	オオトス川	川井	0.28	0.1	8	14	2
IY402 - 1077	重信川	村川	溝下田川	川井	0.15	0.03	10	11	0
IY402 - 1078	重信川	村川	あかがね川	宮内	0.14	0.03	9	18	1
IY402 - 1079	重信川	砥部川	スルス川	頭ノ向	0.15	0.08	10	67	2

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況			保全対象	
					溪流長(km)	流域面積(k㎡)	下流部平均勾配(°)	人家戸数	公共施設
IY402 - 1080	重信川	砥部川	城ノ向川	頭ノ向	0.14	0.08	13	17	0
IY402 - 1081	重信川	砥部川	上城向川	川井	0.17	0.02	12	18	0
IY402 - 1082	重信川	砥部川	落合川	三角	0.14	0.06	12	2	1
IY403 - 1083	肱川	玉谷川	本谷川	本村	0.37	0.14	16	8	0
IY403 - 1084	肱川	玉谷川	駄馬川	駄馬	0.889	0.04	14	3	1
IY403 - 1085	肱川	玉谷川	地蔵田川	篠谷	0.356	0.02	15	7	0
IY403 - 1086	肱川	玉谷川	神の森川	篠谷	2	0.68	30	5	0
IY403 - 1087	肱川	多居谷川	ヒンデ川	奥組	0.25	0.11	27	4	1
IY403 - 1088	肱川	玉谷川	寺山川	里地	0.379	0.15	24	11	0
IY403 - 1089	肱川	高市川	日野浦川	日の浦	1.158	0.47	10	4	1
IY403 - 1090	肱川	高市川	高市川	鴨滝影の付	0.685	0.23	10	0	1
IY403 - 1091	肱川	高市川	迫川	本村	0.191	0.05	12	9	2
IY403 - 1092	肱川	玉谷川	奥山川	中樋	0.523	0.08	27	20	2
IY403 - 1093	肱川	玉谷川	天王川	中樋	0.866	0.38	24	14	2
IY403 - 1094	肱川	中野川	滝山川	川口	0.323	0.04	25	0	1
IY403 - 1095	肱川	田渡川	中野川	中野川	1.259	1.25	8	8	1
IY403 - 1096	肱川	中野川	フロノオク川	中野川	0.225	0.03	27	8	1
IY403 - 1097	肱川	中野川	ツ々ラ川	黒木	0.183	0.11	34	3	1
IY403 - 1098	肱川	玉谷川	小三郎川	下大内野	0.375	0.19	14	8	2
IY403 - 1099	肱川	玉谷川	大内野川	大内野	0.35	0.12	10	12	2
IY403 - 1100	肱川	鍛冶屋谷川	板谷川	本郷	0.473	0.18	8	5	0
IY403 - 1101	肱川	鍛冶屋谷川	池の谷川	本郷	0.92	0.49	5	8	0
IY403 - 1102	肱川	玉谷川	竹の谷川	玉谷	0.92	0.29	18	9	1
IY403 - 1103	肱川	鍛冶屋谷川	下中替地川	三田屋敷	0.114	0.01	28	10	0
IY403 - 1104	肱川	玉谷川	下大内野川	三田屋敷	0.13	0.03	7	5	0

資料 2 - 7 土石流危険溪流（Ⅱ）一覧表

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況			保全対象	
					溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	下流部平均勾配 (°)	人家戸数	公共施設
I Y 402 - 2024	重信川	古岩谷川	中古岩谷川	岩谷	0.26	0.17	12	2	0
I Y 402 - 2025	重信川	砥部川	カンドノ窪川	川中	0.34	2.14	9	4	0
I Y 402 - 2026	重信川	砥部川	立折	川中	0.09	0.06	22	2	0
I Y 402 - 2027	重信川	砥部川	猿谷	千里	0.27	0.21	15	1	0
I Y 402 - 2028	重信川	砥部川	奥砥部川	千里	0.39	0.11	10	1	0
I Y 402 - 2029	重信川	万年川	北万年西川	万年	0.21	0.09	8	2	0
I Y 402 - 2030	重信川	砥部川	丸田川	久保田	0.4	0.11	11	1	0
I Y 402 - 2031	重信川	砥部川	西丸田川	久保田	0.63	0.12	10	2	0
I Y 402 - 2032	重信川	和田川	西谷川	外山	0.2	0.18	7	4	0
I Y 402 - 2033	重信川	和田川	梅ノ木谷川	梅ノ木台	0.39	0.21	12	4	0
I Y 402 - 2034	重信川	和田川	中谷	鶴崎	0.33	0.14	15	3	0
I Y 402 - 2035	重信川	和田川	奥外山川	外山	0.37	0.12	8	4	0
I Y 402 - 2036	重信川	和田川	万代川	外山	0.12	0.03	15	4	0
I Y 402 - 2037	重信川	村川	北大角蔵中川	大角蔵	0.16	0.05	10	1	0
I Y 402 - 2038	重信川	村川	南大角蔵西川	大角蔵	0.26	0.14	12	2	0
I Y 402 - 2039	重信川	村川	北大角蔵下川	大角蔵	0.16	0.12	11	2	0
I Y 402 - 2040	重信川	村川	西七折川	七折	0.12	0.07	11	2	0
I Y 402 - 2041	重信川	村川	七折北谷山	七折	0.11	0.2	9	1	0
I Y 402 - 2042	重信川	村川	上七折西川	七折	0.08	0.17	8	2	0
I Y 402 - 2043	重信川	村川	上七折東川	七折	0.13	0.04	10	3	0
I Y 402 - 2044	重信川	村川	東溝下田川	川井	0.18	0.03	9	1	0
I Y 402 - 2045	重信川	砥部川	南スルス川	あかがね	0.47	0.27	9	4	0
I Y 403 - 2046	肱川	猿谷川	仙波川	下細	0.336	0.34	17	2	0
I Y 403 - 2047	肱川	猿谷川	南猿谷川	中組	1.337	0.19	30	4	0
I Y 403 - 2048	肱川	猿谷川	影浦川	影組	1.172	0.14	18	2	0
I Y 403 - 2049	肱川	玉谷川	井掘川	上山	0.055	0.08	40	1	0
I Y 403 - 2050	肱川	多居谷川	西黒蔵川	黒蔵	0.801	1.18	9	1	0
I Y 403 - 2051	肱川	玉谷川	風呂の奥川	里地	0.281	0.14	18	1	0
I Y 403 - 2052	肱川	高市川	南日野浦川	本村	0.267	0.06	10	1	0
I Y 403 - 2053	肱川	高市川	猿毛谷川	本村	0.547	0.42	6	2	0

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況			保全対象	
					溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	下流部平均勾配 (°)	人家戸数	公共施設
I Y 403 - 2054	肱川	高市川	本谷上川	本村	0.913	0.32	9	1	0
I Y 403 - 2055	肱川	高市川	河内川	本村	0.315	0.08	25	4	0
I Y 403 - 2056	肱川	玉谷川	矢ヶ谷川	中樋	0.094	0.33	15	2	0
I Y 403 - 2057	肱川	中野川	城道川	川口	0.176	0.13	27	4	0
I Y 403 - 2058	肱川	中野川	谷ノ岡川	中峰	0.254	0.23	10	2	0
I Y 403 - 2059	肱川	中野川	ウスキ川	黒木	0.125	0.04	29	1	0
I Y 403 - 2060	肱川	中野川	上萩原川	黒木	0.352	0.05	40	4	0
I Y 403 - 2061	肱川	中野川	黒木谷川	黒木	0.248	0.06	19	4	0
I Y 403 - 2062	肱川	玉谷川	小屋ノ奥川	下大内野	0.14	0.07	15	3	0
I Y 403 - 2063	肱川	鍛冶屋谷川	北ガ迫川	三田屋敷	0.253	0.17	10	2	0
I Y 403 - 2064	肱川	玉谷川	大駄馬川	玉谷	0.59	0.3	11	4	0
I Y 403 - 2065	肱川	鍛冶屋谷川	中替地川	三田屋敷	0.15	0.02	14	4	0
I Y 403 - 2066	肱川	玉谷川	上届川	上尾	0.08	0.01	13	1	0
I Y 403 - 2067	肱川	玉谷川	砥石ヶ谷	上尾	0.161	0.05	7	2	0

資料 2 - 8 土石流危険溪流（Ⅲ）一覧表

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況			保全対象	
					溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	下流部平均勾配 (°)	人家戸数	公共施設
I Y402 - j016	重信川	砥部川	橘谷	上原町	0.26	0.2	12	0	0
I Y402 - j017	重信川	砥部川	蔵ヶ谷	麻生	0.15	0.04	10	0	0



資料 2 - 9 崩壊土砂流出危険地区一覧表

地区番号	位置		面積 (ha)	公共施設等		保安林等	地すべり区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況	備考
	大字	字		人家戸数	道路等						
1	八倉		0.65	0	町道	有	無	無	無	無	
2	田ノ浦		0.28	10	町道	無	無	無	無	無	
3	川井		0.35	30	県道	無	無	無	無	無	
4	川井		0.49	1	町道	無	無	無	無	無	
5	川井		0.6	10	県道	無	無	無	無	無	
6	川井	頭ノ向	0.34	70	町道	無	無	無	無	無	
7	岩谷		0.19	10	町道	無	無	無	無	無	
8	宮内		0.66	120	町道	無	無	無	無	無	
9	川井		0.23	5	県道	有	無	無	無	無	
10	千足		0.65	10	町道	無	無	無	無	無	
11	七折		1.43	5	県道	無	無	無	無	無	
12	七折		0.53	5	県道	有	無	無	無	無	
13	北川毛		1.14	0	町道	無	無	無	無	無	
14	大角蔵		0.18	15	町道	無	無	無	無	無	
15	大角蔵		1.43	5	町道	無	無	無	無	無	
16	外山		0.73		町道	無	無	無	無	無	
17	川登		1.52	10	国道	無	無	無	無	無	
18	岩谷		0.80	20	町道	無	無	無	無	無	
19	川登		0.59	20	町道	無	無	無	無	無	
20	川登		0.59	35	国道	無	無	無	無	無	
21	万年		0.49	10	町道	無	無	無	無	無	
22	川井		0.56	10	県道	無	無	無	無	無	
23	川井		0.30	20	町道	無	無	無	無	一部概成	
24	万年		1.22	8	県道	無	無	無	有	無	
25	田ノ浦		0.23	5		無	無	無	無	無	
26	中野川	黒木	0.1	1	県道	無	無	無	有	一部概成	
27	多居谷	宮野谷	0.62	4	町道	無	無	無	有	概成	

地区番号	位置		面積 (ha)	公共施設等		保安林等	地すべり区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況	備考
	大字	字		人家戸数	道路路等						
28	七折	北谷	0.05	3	県道	有	無	無	有	概成	
29	高市	切迫	1.31	2	町道	無	無	無	無	無	
30	高市	山谷	0.28	7	町道	無	無	無	無	無	
31	高市	野地	0.08	2	県道	無	無	無	無	一部概成	
32	高市	石野	0.43	7	町道	無	無	無	無	無	
33	高市	迫	0.19	18	町道	無	無	無	無	無	
34	高市	日ノ浦	1.36	30	町道	無	無	無	無	無	
35	高市	広畑	1.29	15	農道	無	無	無	無	無	
36	高市	鴨滝	0.59	46	町道	無	無	無	無	無	
37	総津	上久保	0.5	70	町道	無	無	無	無	無	
38	多居谷	本郷	0.2	23	町道	無	無	無	無	無	
39	多居谷	奥組	0.14	13	町道	無	無	無	無	無	
40	総津	上久保	0.39	14	町道	無	無	無	無	無	
41	仙波	猿谷	0.84	34	県道	無	無	無	無	一部概成	
42	中野川	京地	0.54	13	県道	無	無	無	無	無	
43	中野川	日ノ浦	0.77	27	県道	無	無	無	無	一部概成	
44	中野川	中峰	0.47	9	県道	無	無	無	無	無	
45	満穂	篠谷(北地原)	1.54	10	県道	無	無	無	無	無	
46	満穂	篠谷(北向谷)	2.28	4	県道	無	無	無	無	一部概成	
47	玉谷	大内野(栗ノ木サコ)	0.26	32	国道	無	無	無	無	概成	
48	玉谷	安居谷	0.46	32	県道	無	無	無	無	無	
49	総津	上久保	0.45	10		無	無	無	無	無	
50	高市	高市	0.98	0	県道	無	無	無	無	無	
51	満穂	篠谷	0.45	13	県道	無	無	無	無	無	
52	満穂	篠谷(黒木)	0.69	10	町道	無	無	無	有	無	
53	満穂	篠谷(滝畑)	1.22	11	県道	無	無	無	無	無	
54	高市		0.69	10	県道	無	無	無	無	無	
55	総津	上久保	1.00	10	町道	無	無	無	無	無	

資料2-10 山腹崩壊危険地区一覧表

地区番号	位置		面積 (ha)	公共施設等 道		保 安 林 等	他の法令等の指定	荒 廃 状 況	治 山 事 業 進 捗 状 況	備 考
	大字	字		人 家 戸 数	路 等					
1	外山	外山	3	5		無	無	無	無	
2	岩谷	岩谷	2	2	国道	無	無	無	無	
3	岩谷	岩谷	1	20	町道	無	無	無	無	
4	万年	万年	1	3		無	無	無	無	
5	万年	万年	1	3	町道	無	無	無	無	
6	万年	万年	1	4	町道	無	無	無	無	
7	川登	川中	4	18	国道	無	無	無	無	
8	川登	川中	4	9	国道	無	無	無	概成	
9	川登	川中	2	15		無	無	有	無	
10	川登	川上	7	3	国道	無	無	無	無	
11	川登	二ツ木	2	3		無	無	無	無	
12	川登	立野	2	4		無	無	無	無	
13	川登	立野	2	10		無	無	無	無	
14	川登	立野	1	3		無	無	無	無	
15	重光	重光	1	20		無	無	無	無	
16	川井	頭ノ向	2	10	町道	無	無	無	無	
17	原町	原町	2	6	町道	無	無	無	無	
18	七折	七折	1	5		無	無	無	無	
19	七折	七折	3	2	町道	無	無	無	無	
20	大角蔵	大角蔵	2	3		無	無	無	無	
21	宮内	宮内	1	11	国道	無	無	無	無	
22	川井	川井	4	35	県道	無	無	無	無	
23	川井	川井	1	14	県道	無	無	無	無	
24	万年	万年	2	40	国道	無	無	無	概成	
25	川井	川井	2	5	県道	無	無	無	無	
26	玉谷	鍛冶屋	1	0	町道	無	無	有	一部概成	
27	大南		1	0	町道	無	有	有	概成	

地区番号	位置		面積 (ha)	公共施設等		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況	備考
	大字	字		人家戸数	道路等					
28	七折		1	3	町道	無	無	無	既成	
29	川登		4	5	国道	無	無	無	無	
30	総津	神の森	2	0		無	無	無	無	
31	満穂		4	30	町道	無	無	無	無	
32	満穂	上尾	4	4	国道	無	無	無	無	
33	玉谷		3	8	県道	無	無	無	無	
34	玉谷		2	8	県道	無	無	無	無	
35	玉谷		1	12	町道	無	無	無	無	
36	玉谷		2	8	県道	無	無	無	一部概成	
37	玉谷		2	15	町道	無	無	無	無	
38	満穂	篠谷	1	4	国道	無	無	無	無	
39	玉谷		3	10	町道	無	無	無	無	
40	玉谷		3	12	国道	無	無	無	無	
41	満穂	篠谷	3	17	町道	無	無	無	無	
42	玉谷		3	18	町道	無	無	無	無	
43	玉谷		6	55	国道	無	無	無	一部概成	
44	中野川		3	8	県道	無	無	無	無	
45	中野川		4	12	県道	無	無	無	無	
46	中野川		2	11	県道	無	無	無	無	
47	仙波	猿谷	1	4	県道	無	無	無	無	
48	仙波	猿谷	2	10	県道	無	無	無	無	
49	仙波	猿谷	2	10	県道	無	無	無	無	
50	中野川	京地	1	5	県道	無	無	無	無	
51	中野川		1	3	県道	無	無	無	無	
52	中野川	黒木	2	18	県道	無	無	無	無	
53	中野川		3	6	県道	無	無	無	無	
54	総津	河口	2	10	県道	無	無	無	無	
55	総津		1	10		無	無	無	無	
56	高市		2	10	県道	無	無	無	無	

地区番号	位置		面積 (ha)	公共施設等		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	治山事業進捗状況	備考
	大字	字		人家戸数	道路等					
57	高市		3	16	県道	無	無	無	無	
58	高市		3	25	県道	無	無	無	無	
59	高市		2	16	町道	無	無	無	無	
60	高市		1	8	町道	無	無	無	無	
61	総津		4	15		無	無	無	無	
62	総津		1	18	国道	無	無	無	無	
63	総津		1	11	町道	無	無	無	無	
64	総津		2	20	国道	無	無	無	無	
65	総津		1	10	町道	無	無	無	無	
66	高市	石野	1	10	県道	無	無	無	無	
67	高市	野地	1	15	県道	無	無	無	無	
68	高市	谷	4	8	県道	無	無	無	無	
69	総津	多居谷	4	10	県道	無	無	無	無	
70	総津	多居谷	2	8	県道	無	無	無	無	
71	総津	多居谷	3	5	町道	無	無	無	無	
72	高市		2	5		無	無	無	一部概成	

資料 2-1-1 地すべり危険箇所及び地すべり危険地区一覧表

地すべり防止区域（農林省所管）

地区名	指定年月日	告示番号	指定地面積等	
高市両方田	S35.9.13	896	20.20ha	完
高市日の浦	〃	898	17.20ha	完
高市切迫	〃	899	13.22ha	完
高市山谷	〃	900	8.79ha	完
高市石野	〃	897	12.00ha	完
高市野地	〃	901	12.00ha	完
高市平畑	〃	902	23.00ha	完
多居谷	S38.4.18	487	25.00ha	完
黒蔵	S42.12.20	1,918	17.60ha	完
東奥組	S44.3.31	450	30.00ha	完
京地	〃	447	50.00ha	完
猿谷	S48.2.21	234	127.50ha	完
中峰	S48.3.14	444	20.50ha	完
麻生	S53.3.19	395	18.00ha	完

地すべり危険箇所（国土交通省所管）

鴨滝	S34.10.12	1,968	15.00ha
総津	S35.8.13	1,598	50.50ha
中野川	S36.5.24	1,114	16.27ha
大内野	H4.5.28	1,162	16.00ha

地すべり防止区域（林野庁所管）

多居谷(奥組)	S38.12.21	農林省告示 1,621	10.00ha
---------	-----------	-------------	---------

資料 2 - 1 2 土砂災害警戒区域等一覧表

No.	所在地	区域名	自然現象の種類	箇所・溪流番号	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
1	砥部町 宮内	東山隣川	土石流	402-1052	有	有
2	砥部町 千足	奥の谷川	土石流	402-1054	有	有
3	砥部町 岩谷	岩谷川	土石流	402-1057	有	有
4	砥部町 川登	砥部川	土石流	402-1060	有	有
5	砥部町 川登	銚子川	土石流	402-1061	有	有
6	砥部町 万年	長谷川	土石流	402-1062	有	有
7	砥部町 万年	北万年川	土石流	402-1065-1	有	有
8	砥部町 万年	北万年川	土石流	402-1065-2	有	有
9	砥部町 万年	北万年川	土石流	402-1065-3	有	有
10	砥部町 外山	半谷川	土石流	402-1067	有	有
11	砥部町 外山	城谷	土石流	402-1068	有	有
12	砥部町 外山	和田川	土石流	402-1069-1	有	有
13	砥部町 外山	和田川	土石流	402-1069-2	有	有
14	砥部町 外山	和田川	土石流	402-1069-3	有	有
15	砥部町 外山	和田川	土石流	402-1069-4	有	有
16	砥部町 外山	和田川	土石流	402-1069-5	有	有
17	砥部町 川井	ギワソ川	土石流	402-1074	有	有
18	砥部町 川井	西喜来川	土石流	402-1075	有	有
19	砥部町 川井	オオトス川	土石流	402-1076	有	有
20	砥部町 川井	溝下田川	土石流	402-1077	有	有
21	砥部町 川井	あかがね川	土石流	402-1078	有	有
22	砥部町 川井	城ノ向川	土石流	402-1080	有	有
23	砥部町 川井	上城向川	土石流	402-1081	有	有
24	砥部町 満穂	駄馬川	土石流	403-1084	有	有
25	砥部町 多居谷	ヒンデ川	土石流	403-1087	有	有
26	砥部町 総津	寺山川	土石流	403-1088-1	有	有
27	砥部町 総津	寺山川	土石流	403-1088-2	有	有
28	砥部町 高市	高市川	土石流	403-1090-1	有	有
29	砥部町 高市	高市川	土石流	403-1090-2	有	有
30	砥部町 高市	迫川	土石流	403-1091	有	有
31	砥部町 総津	奥山川	土石流	403-1092	有	有
32	砥部町 総津	滝山川	土石流	403-1094	有	有
33	砥部町 中野川	フロノオク川	土石流	403-1096	有	有
34	砥部町 中野川	ドンド川	土石流	403-1097	有	有
35	砥部町 玉谷	小三郎川	土石流	403-1098	有	有
36	砥部町 玉谷	大内野川	土石流	403-1099	有	有
37	砥部町 玉谷	竹の谷川	土石流	403-1102	有	有
38	砥部町 玉谷	下中替地川	土石流	403-1103	有	有
1	砥部町 川登	二ツ木	急傾斜地の崩壊	402- I -84(1)	有	有
2	砥部町 大平	大平	急傾斜地の崩壊	402- I -85(2)	有	有
3	砥部町 宮内	さかえ	急傾斜地の崩壊	402- I -206(2)	有	有
4	砥部町 万年	万年	急傾斜地の崩壊	402- I -984(1)	有	有
5	砥部町 高尾田	高尾田	急傾斜地の崩壊	402- I -985(1)	有	有
6	砥部町 川井	あかがねB	急傾斜地の崩壊	402- I -2678(1)	有	有
7	砥部町 川登	川登C	急傾斜地の崩壊	402- I -2686(1)	有	有
8	砥部町 仙波	福連	急傾斜地の崩壊	403- I -87(2)	有	有
9	砥部町 中野川	日ノ浦	急傾斜地の崩壊	403- I -88(2)	有	有
10	砥部町 玉谷	中替地	急傾斜地の崩壊	403- I -89(2)	有	有
11	砥部町 満穂	本村	急傾斜地の崩壊	403- I -986(1)	有	有
12	砥部町 多居谷	宮ノ脇	急傾斜地の崩壊	403- I -991(1)	有	有
13	砥部町 総津	神ノ森	急傾斜地の崩壊	403- I -993(1)	有	有
14	砥部町 総津	里地	急傾斜地の崩壊	403- I -994(1)	有	有
15	砥部町 総津	久保	急傾斜地の崩壊	403- I -996(1)	有	有
16	砥部町 高市	谷	急傾斜地の崩壊	403- I -999(1)	有	有
17	砥部町 中野川	黒木	急傾斜地の崩壊	403- I -1006(1)	有	有
18	砥部町 玉谷	大内野	急傾斜地の崩壊	403- I -1009(1)	有	有
19	砥部町 総津	総津A	急傾斜地の崩壊	403- I -1013(1)	有	有
20	砥部町 総津	総津C	急傾斜地の崩壊	403- I -2689(1)	有	有

### 3. 消防・水防関係

資料3-1 伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所車両等一覧表

伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所車両等一覧表

車両	区分		車名	排気量	級別 ポンプ 製作所	経過 年数	登録年月日	登録番号	備考
	種別								
砥部 消防 署	ポンプ	31号車	日野	4,000cc	A2 モリタ	4年	H22.3.26	愛媛800す3069	C A F S 水量0.6t
	水槽	32号車	三菱	8,200cc	芝浦	14年	H11.4.27	愛媛800さ 869	水量3 t
	ポンプ積載車		日産	2,000cc	B2 芝浦	8年	H18.2.24	愛媛800す 146	
	救急車		トヨタ	3,400cc		8年	H18.3.16	愛媛800す 201	
	査察広報車		ダイハツ	660cc		7年	H18.7.26	愛媛880あ 284	
	指揮車		日産	1,800		14年	H11.7.19	愛媛800さ1118	広田より 配置換え
	カブ		ホンダ	90cc		20年	H5.7.19	砥部町に 70	
広砥 田部 出消 張防 所署	ポンプ車		日野	4,000cc	A2 モリタ	2年	H24.1.20	愛媛800す4030	C A F S 水量0.6t
	救急車		日産	3,500cc		1年	H25.1.29	愛媛88す4597	
	カブ		ホンダ	50cc		16年	H10.2.19	広田村非 51	



資料 3 - 2 伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所無線設備一覽表

伊予消防等事務組合消防署砥部・広田出張所無線設備一覽表

設置場所	局 種	呼出名称	型 式	出 力	購入年月日	
砥部消防署	砥部消防署	基地局	いよしょうぼう とべ	F 3 E	10W	H 9 . 10 . 17
		卓上型移動局	いよしょうぼう とべ1	F 2 D	10W	H23 . 3 . 12
	ポンプ 31号車	車載型移動局	いよしょうぼう 31	〃	5W	H23 . 3 . 12
	水 槽 32号車	〃	いよしょうぼう 32	〃	5W	H23 . 3 . 13
	救急車	〃	いよきゅうきゅう 3	〃	5W	H23 . 3 . 12
	積載車	〃	いよしょうぼう 33	〃	5W	H23 . 3 . 12
	広報車	〃	いよしょうぼう 34	〃	5W	H23 . 3 . 12
	指揮車	〃	いよしょうぼう 35	〃	5W	H23 . 3 . 12
	携帯用		いよきゅうきゅう 103	〃	1W	H23 . 3 . 12
	〃	〃	いよしょうぼう 301	〃	1W	H23 . 3 . 12
	〃	〃	いよしょうぼう 302	〃	1W	H23 . 3 . 12
	〃	〃	いよしょうぼう 303	〃	1W	H23 . 3 . 12
	〃	〃	いよしょうぼう 304	〃	1W	H23 . 3 . 12
	〃	〃	いよしょうぼう 305	〃	1W	H23 . 3 . 12
	〃	〃	いよしょうぼう 306	〃	1W	H23 . 3 . 12
	〃	〃	いよしょうぼう 307	〃	1W	H23 . 3 . 12
	〃	〃	いよしょうぼう 36	F 3 E	5W	H15 . 3 . 31
	〃	〃	いよしょうぼう 37	〃	5W	H19 . 3 . 1
	〃	〃	いよしょうぼう 38	〃	5W	H12 . 10 . 19
	〃	〃	いよしょうぼう 39	〃	5W	H21 . 11 . 18
	〃	〃	いよしょうぼう 311	〃	5W	H14 . 4 . 15
	〃	〃	いよしょうぼう 312	〃	5W	H12 . 2 . 16
	〃	〃	いよしょうぼう 313	〃	5W	H15 . 3 . 31
	〃	〃	いよしょうぼう 314	〃	5W	H19 . 3 . 1
〃	〃	いよしょうぼう 315	〃	5W	H7 . 3 . 3	

砥部消防署 広田出張所	広田出張所	基地局	いよしょうぼうひろた	F 3 E	10W	S 59. 3. 12
		卓上型 移動局	いよしょうぼうひろた1	F 2 D	10W	H 23. 3. 12
	ポンプ車	車載型 移動局	いよしょうぼう 41	〃	5W	H 23. 3. 12
	救急車	〃	いよきゅうきゅう 4	〃	5W	H 9. 10. 17
	携帯用	携帯型 移動局	いよきゅうきゅう 104	〃	1W	H 23. 3. 12
	〃	〃	いよしょうぼう 401	〃	1W	H 23. 3. 12
	〃	〃	いよしょうぼう 402	〃	1W	H 23. 3. 12
	〃	〃	いよしょうぼう 403	〃	1W	H 23. 3. 12
	〃	〃	いよしょうぼう 43	F 3 E	1W	S 62. 1. 10
	〃	〃	いよしょうぼう 45	〃	5W	H 20. 10. 2
	〃	〃	いよしょうぼう 46	〃	1W	H 7. 6. 23
	〃	〃	いよしょうぼう 47	〃	5W	H 22. 7. 22
	〃	〃	いよしょうぼう 48	〃	5W	H 20. 10. 2
	〃	〃	いよしょうぼう 49	〃	5W	H 16. 8. 4

消防無線

(アナログ) 1 CH 152.01MHz z 第1市町村波 5 CH 148.75MHz z 第2全国共通波  
 2 CH 152.81MHz z 県内共通波 6 CH 154.15MHz z 第3全国共通波  
 3 CH 153.75MHz z 第2市町村波 7 CH 158.35MHz z 防災相互波  
 4 CH 150.73MHz z 第1全国共通波

(デジタル)

基地局 1 CH 273.46250MHz z 消防波 1 4 CH 274.90625MHz z 統制波 1 (全国)  
 2 CH 273.32500MHz z 消防波 2 5 CH 274.23125MHz z 統制波 2 (全国)  
 3 CH 274.38125MHz z 主運用波 (県波) 6 CH 274.53125MHz z 統制波 3 (全国)

移動局 1 CH 264.46250MHz z 消防波 1 4 CH 265.90625MHz z 統制波 1 (全国)  
 2 CH 264.32500MHz z 消防波 2 5 CH 265.23125MHz z 統制波 2 (全国)  
 3 CH 265.38150MHz z 主運用波 (県波) 6 CH 265.53125MHz z 統制波 3 (全国)

資料3-3 消防水利の現況

消防水利の現況

平成26年11月5日 現在

区名	消火栓		防火水槽		井戸	用水路	自然水利・ため池等
	40m <sup>3</sup> 以上	20m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 未満	40m <sup>3</sup> 以上	20m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 未満			
八倉		7	14		2		
重光	11	3	10				赤坂泉
拾町	4	3	3				JA全農えひめ北側水路
麻生	10	5	1	1			砥部川
三角	4	2	3				砥部川
田ノ浦				1			
八瀬	4	9	1				
県団地		8					
上野	5	2					小谷川池
高尾田	12	28	7		1		小谷川池・御坂川
南ヶ丘北		4	1				小谷川池
南ヶ丘	6	2	1	2			
原町	4	11	1	1			小谷川池
上原町	3	4	3				砥部川・天下田下池 県総合公園入口庭園
頭ノ向	5	5	0				砥部川・大畑池
あかがね	5	2					
大畑	2	2					村川
川井団地	2	2	1				村川
川井	4	5					村川
桜ヶ丘	3		1				大畑池
砥部一番団地		2	1				
七折		3	1				
大角蔵			1				
山並		8					砥部川
永立寺	4	3					永立寺池
さかえ	7	2					林久池
幸田	4	1					砥部川
上南台	4		1				幸田池
宮内	26	13	2	1			砥部川・砥部中プール
宮内ニュータウン		2	1				
千足	9	1					林久池
向南台	7	2	1				砥部川
富士	3						砥部川
北川毛	19	2	1				和田川
五本松	11	6	3	1			和田川
外山		13	1	1			上原池
鵜ノ崎			1				
射場	3						
戎	4			1			和田川
上ノ山	8						和田川
中通	3		1				
客	8	1					砥部川

区名	消火栓		防火水槽		井戸	用水路	自然水利・ため池等
	40m <sup>3</sup> 以上	20m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 未満	40m <sup>3</sup> 以上	20m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 未満			
天神	6	5	1				原池・砥部小プール
大谷	4	2					長生寺池
久保田	7	4	1	1			野地池
岩谷口	5	2					砥部川・公民館プール
岩谷	2	1	1	1			
大平		3	1				
川下	1	3					砥部川
川中		4					砥部川
川上		2					砥部川
立野				0			
二ツ木							
千里			1	1			
万年			1				万年川
満穂				9			農業用ため池
篠谷							
玉谷			2	7			鍛冶屋谷川
中野川				9			
仙波			1	8			玉谷川
多居谷			1	6			
総津	7	19	2	5			玉谷川
高市				14			高市川

資料3-4 消防団車両・資機材一覧表

消防団車両・資機材一覧表

種別	分団名	車名	ポンプ 製作所	馬力 排気量	級別	経過 年数	購入年月日	登録番号
ポン プ車	第3分団	いすゞ	小川	120PS	A2級	20	H6.3.24	88す1133
	第6分団	三菱	〃	〃	〃	18	H8.3.18	88す2798
		2台						
小 型 ポ ン プ 積 載 車	本団	トヨタ		2,000cc		11	H15.1.9	800さ5067
	第1分団	〃		〃		12	H14.1.22	800さ4125
	第2分団	〃		〃		13	H13.1.24	800さ2958
	第4分団	〃		〃		17	H9.2.27	800す3647
	第5分団	日産		1,800cc		9	H16.12.20	800す9113
	第7分団	トヨタ		2,000cc		14	H12.2.23	800さ1752
	第8分団	日産		〃		10	H15.12.17	800さ8120
	第9分団	〃		〃		11	H15.1.27	800さ5097
	第10分団	トヨタ		〃		16	H9.12.17	88す4395
	第11分団	ダイハツ		660cc			H25.11.28	880あ1454
	〃	日産		3,000cc		3	H23.2.17	800す3520
	〃	〃		3,000cc		5	H21.2.23	800す2289
	第12分団	ダイハツ		660cc		2	H24.2.20	880あ1199
	〃	ニッサン		3,000cc		4	H21.12.10	800す2822
	第13分団	〃		1,800cc		10	H15.10.10	800さ5816
	第14分団	いすゞ		3,000cc		4	H22.3.29	800す3076
	16台							

種別	分団名	車名	ポンプ 製作所	馬力 排気量	級別	経過 年数	購入年月日	登録番号	
小 型 動 力 ポ ン プ	本 団		トーハツ	4 p s	D 1 級	26	S 63. 3. 31	3 台	
	第1分団		〃	30 p s	B 3 級	2	H 24. 11. 20		
	第2分団		〃	〃	〃		H 26. 11. 27		
	第4分団		〃	〃	〃		H 26. 11. 27		
	第5分団		〃	〃	〃		H 26. 11. 27		
	第7分団		〃	4 p s	D 1 級	25	S 63. 3. 31		
	〃		〃	30 p s	B 3 級	1	H 24. 11. 20		
	第8分団		〃	〃	〃	1	H 24. 11. 20		
	第9分団		〃	〃	〃		H 26. 11. 27		
	第10分団		〃	〃	〃		H 26. 11. 27		
	第11分団		〃	〃	〃	18	H 7. 12. 5		
	〃		〃	〃	〃	1	H 25. 7. 11		
	〃		〃	38 p s	〃	13	H 12. 7. 14		
	第12分団		〃	46 p s	〃	6	H 19. 12. 17		
	〃		〃	〃	〃	7	H 18. 11. 29		
	第13分団		〃	〃	〃	10	H 15. 10. 10		
	第14分団		〃	30 p s	〃	4	H 22. 3. 29		
	ン プ	婦人防火 クラブ	総 津	トーハツ	4 p s	D 1 級	23	S 61. 9. 16	
			玉 谷	シバウラ	〃	〃	22	S 62. 8. 28	
高 市			ラビット	〃	〃	21	S 63. 8. 5		
満徳、仙城、玉谷			トーハツ	〃	〃	20	H 1. 8. 9	3 台	
		団 1 9 台	婦防 6 台						

## 資料3-5 伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書

### 伊予、大洲、久万高原広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、市町（消防事務組合を含む。以下同じ。）相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、大洲市、伊予市、砥部町、内子町及び久万高原町とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、大規模又は特殊火災及び突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次に揚げるとおりとする。

- (1) 普通応援 協定市町に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の消防管理者（以下「市町長」という。）の要請をまたずに出動する応援
- (2) 特別応援 協定市町の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町長の要請に基づいて出動する応援

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、災害発生地市町長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町長に対し行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所
- (3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別員数
- (4) 応援隊受領（誘導員配置）場所
- (5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町長は、管轄区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援市町長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援市町長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援市町の消防長及び消防団長は、受領場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援市町の消防長又は消防団長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

第9条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職(団)員の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援市町の負担とする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町の消防長及び消防団長が協議のうえ定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成17年11月1日から施行する。  
この協定の締結を証するため、本7通を作成し、市町の長が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。
- 2 「伊予、大洲、上浮穴広域消防相互応援協定書」(昭和60年4月1日締結)は廃止する。

平成17年11月1日

記名押印略



## 中予地区広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条に基づき、松山地区新広域市町村圏域内における大規模火災、その他特殊災害(以下「災害」という。)の発生に際し、市町村及び消防にかかわる一部事務組合(以下「市町村等」という。)の消防相互応援について定めるものとする。

(応援の区分)

第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分により消防隊、救急隊その他必要な人員、資機材(以下「応援隊等」という。)を相互に出動させるものとする。

- (1) 普通応援 隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に発生地の市町村等の長の要請をまたずに行う応援
- (2) 特別応援 市町村等の区域内に災害が発生した場合で発生地の市町村等の長の要請に基づいて行う応援

(応援要請の方法)

第3条 前条第2号の応援要請は、災害発生の市町村等の長から応援を求める市町村等に長に対し電話その他の方法により、次の事項を明らかにして要請を行うものとし、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別及び概況
- (2) 災害発生の場所
- (3) 応援を要請する応援隊等の種類及び数量
- (4) 応援隊の到着場所及び日時
- (5) その他必要事項

(応援隊等の派遣)

第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により当該市町村等の区域内の警備に支障のない範囲において行うものとする。

- (1) 普通応援は、原則として1隊(消防ポンプ車等1台)とする。ただし、火災の規模により適宜応援隊を増強する。
- (2) 特別応援は、市町村等の長からの要請内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊の規模を決定するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、次の事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

- (1) 応援隊の長
- (2) 応援隊等の規模
- (3) 出発時刻及び到着予定時刻

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、受援地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接指揮することができるものとする。

(報告)

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現場最高責任者に報告するものとする。

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。ただし、重要事案が生じた場合は、関係市町村等の間においてその都度協議するものとする。

- (1) 応援に要した人件費、燃料費、機械器具の破損修理費及び被服の補修等の経費は、応援市町村等の負担とする。ただし、資機材等（化学消化薬剤を含む。）で要請により調達又は立替えたもの及び応援活動中の補食又は燃料補給等の経費は、受援市町村等が負担するものとする。
- (2) 応援隊員の公務災害補償費又は事故により生じた経費は、応援市町村等の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療費は、受援市町村等の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援業務遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、受援市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出勤若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りではない。
- (4) 前各号以外の経費については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ負担区分を決定するものとする。

(資料の交換)

第8条 市町村等は、毎年4月1日現在の消防力に関する資料（別紙様式）を交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度関係者協議のうえ決定するものとする。

(付則)

この協定は平成2年8月1日から実施する。

記名押印 〔略〕

様式 〔略〕

## 資料3-7 愛媛県消防広域相互応援協定書

### 愛媛県消防広域相互応援協定書

消防組織法(昭和22法律第226号)第21条の規定に基づき、愛媛県下の市町及び消防一部事務組合(以下「市町等」という。)が、消防広域相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧並びに被害の軽減を図るため、市町等における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

(協定区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

(災害の種別及び規模)

第3条 この協定の対象とする災害は、被災地の市町等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等の集団救急救助事故
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

(応援要請)

第4条 この協定に定める前条各号の災害が発生した場合、被災地の市町等の長(以下「受援側の長」という。)は、他の市町等の長(以下「応援側の長」という。)に応援消防隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊(以下「応援隊」という。)の派遣を要請することができる。

2 応援要請を受けた応援側の長は、その管轄する地域の消防業務に支障のない範囲内において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 市町等の長が、近隣市町等の境界付近に発生した火災又は救急救助事故等(以下「近隣火災等」という。)を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。この場合は、原則として応援隊は1隊(消防ポンプ自動車等1台及び必要な資機材)とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

(応援要請方法等)

第5条 応援要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

(応援の体制)

第6条 応援の体制は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第1次広域応援体制

第3条各号の災害が発生した場合に、応援隊がおおむね30分以内に被災地に到着できるもの。

(2) 第2次広域応援体制

第3条各号の災害が発生した場合に、応援隊がおおむね60分以内に被災地に到着できるもの。

(3) その他の広域応援体制

その他前各号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都度要請に基づき派遣するもの。

(応援隊の派遣)

第7条 応援側の長は、受援側の長から第1次広域応援又は第2次広域応援等の要請を受けたときは、第13条に定める消防力に基づき直ちに必要な応援隊を派遣しなければならない。この場合、次の各号の事項を明確にして受援側の長に通報するものとする。

- (1) 応援隊の長（職・氏名）
- (2) 応援隊の出発日時及び到着（予定）日時
- (3) 応援隊の出動場所
- (4) 応援隊の人員、車両及び資機材の種別・数量
- (5) その他必要な事項

2 応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書（別紙様式2）を要請側の長に提出しなければならない。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接指揮することができるものとする。

(報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費(応援隊員の手当・旅費・日当・宿泊費等)、車両・資機材の燃料費及び機械器具の破損修理費及び被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等(消火薬剤を含む)で、要請により調達又は立替えたもの及び応援活動中の食料又は燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
- (2) 応援隊員の公務災害補償費又は事故により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りではない。
- (4) 応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費については、その都度当事者間において協議のうえ、負担区分を決定するものとする。

(情報等の交換)

第11条 市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年4月1日現在の消防力に関する必要な情報等(別に定める様式)を取りまとめ、同年4月20日までに相互に交換するものとする。

(改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議のうえ行うものとする。

(運用)

第13条 この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長

会において協議のうえ決定する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成7年10月1日付で締結した「愛媛県消防広域相互応援協定書」は平成18年3月31日をもって廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、市町等の長が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月1日

記名押印〔略〕

様

印

愛媛県消防広域応援活動報告書について

次のとおり報告します。

記

災害の種別			
災害の発生日時	平成	年	月 日 時 分
災害の発生場所			
要請者名			
応援要請受信日時	平成	年	月 日 時 分
応援隊の出動種別			
応援隊の出発日時	平成	年	月 日 時 分
応援隊の到着（予定）日時	平成	年	月 日 時 分
応援隊の出動場所			
応援隊の長（職・氏名）			
応援隊の人員、車両及び資機材の種別・数量	応援隊数、隊員名		
	車両の種別台数		
	資機材の種別数量		
	活動開始時刻	引揚げ時刻	
	時 分	時 分	
	帰着時刻	走行距離	
	時 分	km	
応援隊の活動状況			
その他必要な事項			

資料 3 - 8 水防区域一覽表

水防区域一覽表

No.	水防施設	箇所	場所	延長	危険状態	被害予想区域	所轄分団	避難場所
1	永立寺川	左右岸	宮内	300m	溢水	宮内	第 4	文化会館
2	砥部川	左岸	川上	50m	溢水	川上	第 9 . 1 0	砥部小学校
3	〃	〃	川中	50m	溢水	川中	〃	〃
4	重信川	左岸	重光		赤坂用水樋管	重光	第 1 . 2	麻生小学校
5	〃	〃	拾町		古樋樋門	拾町	〃	〃
6	〃	〃	拾町		重信大橋	拾町・重光	〃	〃
7	〃	〃	高尾田		重信橋	高尾田・八瀬	〃	〃
8	玉谷川	左右岸	総津	190m	溢水	総津	第13	多居谷神社 多居谷集会所

資料3-9 水防資機材保有状況一覧表

水防資機材保有状況一覧表(平成26年4月1日現在)

品名	単位	数量	品名	単位	数量	
むしろ	枚	—	スコップ	丁	17	
ビニールシート	枚	24	くわ	丁	3	
ビニール土のう	枚	200	雁爪	丁	1	
杭・丸太	1 m	本	14	鋤れん	丁	9
	2 m	本	—	掛矢	丁	9
	3 m	本	—	金づち	丁	1
	4 m	本	—	ペンチ	丁	4
	5 m	本	—	鎌	丁	2
縄	巻	2	のこぎり	丁	5	
鉄線	kg	40	おの・なた	丁	2	
ビニールロープ	巻	1	鉄線ばさみ	丁	3	
つるはし	丁	3	しの	丁	3	
鳶口	丁	2	片口ハンマー	丁	3	
バール	丁	1	胸付長靴	足	4	
消防ホース	本	3	火ばさみ	丁	60	
消防ホース(小)	本	1	クリッパー	丁		

(備蓄場所：砥部町役場)

品名	単位	数量	品名	単位	数量	
むしろ	枚	—	スコップ	丁	—	
ビニールロープ	巻	—	くわ	丁	2	
ビニール土のう	枚	200	ビニールシート	枚	6	
杭・丸太	1 m	本	34	鋤れん	丁	5
	2 m	本	—	掛矢	丁	—
	3 m	本	—	ハンマー	丁	2
	4 m	本	—	ペンチ	丁	3
	5 m	本	—	かま	丁	5
縄	巻	3	のこぎり	丁	—	
鉄線	Kg	10	おの・なた	丁	1	
ロープ	巻	2	鉄線ばさみ	丁	1	
つるはし	丁	4	しの	丁	1	
金づち	丁	1				

(備蓄場所：高尾田水防倉庫)



品名	単位	数量	品名	単位	数量
杭・丸太 (1m)	本	11			

(備蓄場所：重光水防倉庫)

品名	単位	数量	品名	単位	数量	
むしろ	枚	5	スコップ	丁	2	
麻袋	枚	—	くわ	丁	—	
ビニール土のう	枚	800	雁爪	丁	1	
杭・丸太	1 m	本	5	鋤れん	丁	6
	2 m	本	—	掛矢	丁	—
	3 m	本	—	ハンマー	丁	4
	4 m	本	—	ペンチ	丁	3
	5 m	本	—	鎌	丁	9
縄	巻	2	のこぎり	丁	9	
鉄線	kg	20	おの・なた	丁	3	
ロープ	巻	1	照明灯	個	3	
つるはし	丁	3	発電機	台	6	

(備蓄場所：ひろた交流センター、広田小体育館横倉庫)

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ビニール土のう	枚	900	スコップ	丁	5

(備蓄場所：玉谷水防倉庫)

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ビニール土のう	枚	800	スコップ	丁	4

(備蓄場所：高市水防倉庫)

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ビニール土のう	枚	2,600	スコップ	丁	44

(備蓄場所：砥部消防署土のう備蓄庫)

#### 4. 情報収集及び広報関係

資料4-1 様式1 災害発生報告

様式 1

災 害 発 生 報 告

砥 部 町

受信時刻 月 日 時 分

発信者 \_\_\_\_\_

受信者 \_\_\_\_\_

1 災害発生の日時							年	月	日	時	分
2 災害発生場所											
3 災害発生原因											
4 災 害 の 概 況	(1) 状 況										
	(2) 死 傷 者	氏 名	年 令	職 業	住 所	備 考					
	(3) 被 害 家 屋	世 帯 主	年 令	職 業	所 在 地	被 害 状 況					
5 災 害 に 対 し て と ら れ た 措 置	(1) 主な措置										
	(2) 避 難 状 況	地 区 名	世 帯 数	人 員	避 難 先	命 令、勸告、自主の別、その他					
(3) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防機関 _____ 名、消防団員 _____ 名、計 _____ 名 イ 主な活動内容 (使用した機材を含む)											

資料4-2 様式2の(1) 中間・最終報告(共用)

様式2の(1)

中間報告・最終報告(共用)

発信機関				区 分			被 害	区 分		被 害				
報 告 第 報				11	(1) 流失、埋没	ha		34	公共文教施設	千円				
号( 月 日 時現在)					田	(2) 冠 水		ha	35	農林水産業施設		千円		
報告者名				12	(1) 流失、埋没	ha		36	公共土木施設	千円				
受領者名					畑	(2) 冠 水		ha	37	その他の公共施設		千円		
区 分			被 害	13	文教施設	箇所		38	小 計	千円				
1 死 者				人	14	病 院		箇所	39	公共施設被害		団体		
人 的 被 害	2 行方不明者			人	そ の 他	15	道 路	箇所		市 町 村 数				
	3 負傷者	(1) 重傷		人		16	橋 り ょ う	箇所	そ の 他			40	農産被害	千円
		(2) 軽傷		人		17	河 川	箇所				41	林産被害	千円
	4 全 壊			棟		18	港 湾	箇所					42	畜産被害
			世帯	19	砂 防	箇所	43	水産被害		千円				
住 家 被 害	5 半 壊			棟	そ の 他	20		清 掃 施 設	箇所	44	商工被害	千円		
				人		21	崖 ぐ ず れ	箇所	45		そ の 他	千円		
	6 一 部 破 損			棟		22	鉄 道 不 通	箇所			46	被 害 総 額	千円	
				世帯		23	被 害 船 舶	隻	人 的 被 害 者 の 住 所 氏 名 等					
			人	24	水 道	戸	今 後 の 見 と お し							
7 床 上 浸 水			棟	25	電 話	回線			26	電 気	戸			
			世帯	27	ガ ス	戸				28	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
			人	29	り 災 世 帯 数	世帯					30	り 災 者 数	人	
8 床 下 浸 水			棟	火 災 発 生	31	建 物	件	消 防 機 関 の 活 動 状 況						
			世帯		32	危 険 物	件							
非 住 家	9 公 共 建 築			棟	33	そ の 他	件							
	10 そ の 他			棟										

災 害 名							
発 生 年 月 日							
発 生 場 所							
災害の概況							
47 市町村災害対策本部の設置状況							
48 災害救助法の適用状況							
避難状況							
応急措置及び救助活動の状況							
出 動 状 況	49 消 防 団	人	51 警 察 官	人	53 自 衛 隊	人	
	50 消 防 吏 員	人	52 その他の応援者	人	計	人	
文教施設・公共建物の名称、被害程度			不 通 道 路 橋 り よ う 名				

--	--

資料4-3 様式2の(2) 被害状況内訳表

様式2の(2)

被害状況内訳表

区 分		符号	被害量	被害額(千円)	備考	
一 般 被 害	人的被害	死者	1	人		
		行方不明	2	人		
		負傷者	重傷	3	人	
			軽傷	4	人	
			小計	5	人	
	住家被害	全壊	棟数	6	棟	
			世帯	7	世帯	
			人員	8	人	
		半壊	棟数	9	棟	
			世帯	10	世帯	
			人員	11	人	
		一部破損	棟数	12	棟	
			世帯	13	世帯	
			人員	14	人	
		床上浸水	棟数	15	棟	
			世帯	16	世帯	
			人員	17	人	
	床下浸水	棟数	18	棟		
		世帯	19	世帯		
		人員	20	人		
非住家被害	全壊及び半壊	21	棟			
被災世帯	り災世帯	22	世帯			
	り災者	23	人			
県有施設	他の項目に掲げるものを除く	庁舎等	24	箇所		
		その他の行政財産	25	箇所		
		普通財産	26	箇所		
		県立大学	27	箇所		
		その他	28	箇所		
		小計	29	箇所		
市町村有施設	他の項目に掲げるものを除く	庁舎等	30	箇所		
		その他の行政財産	31	箇所		
		普通財産	32	箇所		
		その他	33	箇所		
		小計	34	箇所		
計		35	箇所			

区 分		符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考	
厚 生 関 係 被 害	社 会 福 祉 施 設	生 活 保 護 施 設	36	箇所		
		身障更正保護施設	37	箇所		
		老 人 福 祉 施 設	38	箇所		
		児 童 福 祉 施 設	39	箇所		
		婦 人 保 護 施 設	40	箇所		
		そ の 他	41	箇所		
		小 計	42	箇所		
	医 療 施 設	伝 染 病 棟	43	棟		
		伝 染 病 舎	44	棟		
		公 的 病 院	45	箇所		
		私 的 病 院	46	箇所		
		そ の 他	47	箇所		
		小 計	48			
	環 境 衛 生 施 設	水 道 施 設	49	箇所		
		下 水 道 施 設	50	箇所		
		清 掃 施 設	51	箇所		
		そ の 他	52	箇所		
		小 計	53	箇所		
	計	54				
	商 工 労 働 関 係 被 害	中 小 企 業	建 物 (住宅部分除く)	55	棟	
			機 械 設 備	56	箇所	
商品、原材料、仕掛品			57	箇所		
そ の 他			58	箇所		
小 計			59			
鉱 工 業		建 物	60	箇所		
		機 械 設 備	61	箇所		
		商品、原材料、仕掛品	62	箇所		
		そ の 他	63	箇所		
		小 計	64	箇所		
観 光 施 設		ホ テ ル ・ 旅 館	65	箇所		
		観 光 施 設	66	箇所		
		そ の 他	67	箇所		
		小 計	68	箇所		
計		69				

区 分		符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考	
農	施 設	共同 利用 施設	畜産関係	70	箇所	
			蚕糸関係	71	箇所	
			園芸関係	72	箇所	
			入植関係	73	箇所	
			その他	74	箇所	
			小計	75	箇所	
	施 設	非共同 利用 施設	畜産関係	76	箇所	
			蚕糸関係	77	箇所	
			園芸関係	78	箇所	
			入植関係	79	箇所	
			その他	80	箇所	
			小計	81	箇所	
関 係	関	牧野地	82	ha		
		牧野施設	83			
		果樹、桑樹、茶樹の樹体被害	84	ha		
	係	地方公共 団体等 の施設	畜産関係	85	箇所	
			蚕糸関係	86	箇所	
			園芸関係	87	箇所	
入植関係	88		箇所			
その他	89		箇所			
小計	90		箇所			
計		91				
被 害	農 畜 産 物 等	農 畜 産 物 関 係	水陸稲	92	ha t	
			麦類	93	ha t	
			野菜	94	ha t	
			果樹	95	ha t	
			園芸作物	96	ha t	
			茶	97	ha t	
			桑	98	ha t	
			飼料作物	99	ha t	
			その他	100	ha t	
			小計	101	ha t	



区 分		符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考	
農 林 関 係 被 害	農 畜 産 物 等	家 畜 等	家 畜	102		
			畜 産 物	103		
			繭	104		
			そ の 他	105		
			小 計	106		
		貯 蔵 物、加 工 品	107			
		計	108			
		水 産 関 係		漁 港	109	隻
	漁 船			110	件	
	船 具			111	箇所	
	共 同 利 用 施 設			112	箇所	
	非 共 同 利 用 施 設			113	箇所	
	養 殖 施 設			114	箇所	
	養 殖 物			115		
	漁協(連合会)在庫物			116		
	そ の 他			117		
	計			118		
	耕 地 関 係	農 田		流 失 埋 没	119	ha
冠 水				120	ha	
小 計				121	ha	
地 畑			流 失 埋 没	122	ha	
			冠 水	123	ha	
			小 計	124	ha	
農 業 用 施 設			た め 池	125	箇所	
			頭 首 工	126	箇所	
			水 路	127	箇所	
			堤 と う	128	箇所	
			道 路	129	箇所	
			橋 り よ う	130	箇所	
	揚 水 機		131	箇所		
	そ の 他		132	箇所		
	小 計		133	箇所		
計	134					

区 分		符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考	
農 林 関 係 被 害	林 業 関 係	山 地 崩 壊	135	ha		
		林 道	道 路	136	箇所	
			橋 架	137	箇所	
			小 計	138	箇所	
		林 産 物	木 材	139	m <sup>3</sup>	
			立 木	140	ha	
			木 炭	141	kg	
			薪	142	kg	
			そ の 他	143		
			小 計	144		
	被 害	一 般 林 道 施 設	145	箇所		
		木 炭 施 設	146	箇所		
		そ の 他	147			
		計	148			
合 計		149				
土 木 関 係 被 害	国 庫 負 担	工 事	河 川	150	箇所	
			砂 防	151	箇所	
			道 路	152	箇所	
			橋 り よ う	153	箇所	
			港 湾	154	箇所	
			漁 港	155	箇所	
			小 計	156	箇所	
	工 事	市 町 村 工 事	河 川	157	箇所	
			砂 防	158	箇所	
			道 路	159	箇所	
			橋 り よ う	160	箇所	
			港 湾	161	箇所	
			漁 港	162	箇所	
	小 計	163	箇所			
	単 独 工 事	県 工 事	河 川	164	箇所	
			砂 防	165	箇所	
道 路			166	箇所		

区 分			符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考
土 木 関 係 被 害	単 独 工 事	県 工 事	橋 り よ う	167	箇所	
			港 湾	168	箇所	
			漁 港	169	箇所	
			小 計	170	箇所	
	一 般 都 市 施 設			171	箇所	
	そ の 他			172	箇所	
	計			173	箇所	
文 教 関 係 被 害	学 校 関 係	幼 稚 園	174	件		
		小 学 校	175	校		
		中 学 校	176	校		
		高 等 学 校	177	校		
		そ の 他 の 学 校	178	校		
		小 計	179			
	社 会 教 育 施 設	公 民 館	180	箇所		
		そ の 他	181	箇所		
		小 計	182	箇所		
	文 化 財 関 係	国 宝	183	件		
		重 文	184	件		
		県 指 定 文 化 財	185	件		
		史 跡 名 勝	186	箇所		
		天 然 記 念 物	187	箇所		
		小 計	188			
	計			189		
	総 合 計			190		

資料4-4 災害の被害認定基準

別表 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもののまたは死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として、学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取り扱う。	
	全壊、全焼または流失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 報告については棟数ならびに世帯数および人員とする。	
	半壊または半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のも、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上、70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のも、具体的には床上に達したとき、浸水が畳を越えた程度のもをいう。または全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものをいう。	
	一部破損	損壊の程度が半壊焼に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし窓ガラス2～3枚が割れた程度のもを除く。	
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	たとえば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または、公共の用に供する建物とする。	

分類	用語	被害程度の判定基準
非住家の被害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもの
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、または砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県および市町村道（道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。 ただし、橋梁を除いたものとする。
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部または全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用もしくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	電話	災害により通話不能となった電話の回数線とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
被害世帯数	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持することができなくなった世帯で全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災者	被災世帯の構成員をいう。

分類	用語	被害程度の判定基準
火災発生	火災	地震または火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物または地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの
その他の用語の解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、たとえば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、たとえばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、たとえば立ち木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、たとえば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、たとえば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。



## 5. 通信関係

資料5-1 固定系・移動系防災行政無線一覧表

### 固定系・移動系防災行政無線一覧表

#### 1. 固定系

(砥部地区親局)

局名	空中線電力	周波数	設置場所
ぼうさいとべ ちょうやくば	10W	68.520MHz	1 第1通信所 伊予郡砥部町宮内1392番地 砥部町役場内 2 第2通信所 伊予郡砥部町宮内1350番地2 伊予消防等事務組合砥部消防署内

(広田地区親局)

局名	空中線電力	周波数	設置場所
ぼうさいとべ ちょうやくば	0.1W	60.08MHz	1 第1通信所 伊予郡砥部町総津409番地 2 第2通信所 伊予郡砥部町宮内1392番地 3 第3通信所 伊予郡砥部町宮内1350番地2 伊予消防等事務組合砥部消防署内

(砥部地区固定子局)		(広田地区固定子局)	
局名	設置場所	局名	設置場所
固定子局 1	砥部町宮内1392番地	固定子局 1	砥部町満穂282番地
〃 2	〃 川登1110番地1	〃 2	〃 満穂473番地先
〃 3	〃 川登696番地	〃 3	〃 満穂1415番地
〃 4	〃 川登596番地2	〃 4	〃 満穂250番地
〃 5	〃 川登407番地1	〃 5	〃 玉谷140番地 1
〃 6	〃 川登333番地	〃 6	〃 玉谷511番地
〃 7	〃 岩谷54番地3先	〃 7	〃 玉谷614番地
〃 8	〃 大南2267番地	〃 8	〃 中野川477番地 1
〃 9	〃 大南1885番地先	〃 9	〃 中野川980番地
〃 10	〃 大南1343番地先	〃 10	〃 高市165番地
〃 11	〃 五本松551番地	〃 11	〃 高市1682番地
〃 12	〃 外山97番地先	〃 12	〃 高市1148番地
〃 13	〃 外山290番地	〃 13	〃 高市2609番地
〃 14	〃 大南1124番地	〃 14	〃 総津795番地



” 15	” 五本松307番地	” 15	” 総津1391番地 2
” 16	” 岩谷口114番地	” 16	” 総津1292番地
” 17	” 大南719番地	” 17	” 総津293番地
” 18	” 五本松82番地	” 18	” 多居谷1018番地
” 19	” 大南130番地	” 19	” 多居谷289番地2
” 20	” 千足249番地	” 20	” 仙波540番地2
” 21	” 北川毛348番地	” 21	” 仙波968番地
” 22	” 宮内1900番地1	” 22	” 総津385番地
” 23	” 北川毛50番地	” 23	” 高市2372番地
” 24	” 宮内2468番地	” 24	” 総津130番地
” 25	” 宮内1172番地先	” 25	” 満穂1634番地
” 26	” 宮内640番地		
” 27	” 川井1083番地2		
” 28	” 川井1736番地1		
” 29	” 川井1459番地		
” 30	” 川井1580番地2		
” 31	” 七折130番地1		
” 32	” 宮内948番地3		
” 33	” 川井994番地		
” 34	” 宮内116番地1		
” 35	” 上原町777番地		
” 36	” 原町170番地1		
” 37	” 原町609番地		
” 38	” 原町249番地		
” 39	” 三角254番地		
” 40	” 高尾田1191番地94		
” 41	” 高尾田978番地		
” 42	” 麻生216番地		
” 43	” 高尾田760番地		
” 44	” 拾町214番地		
” 45	” 高尾田475番地1		
” 46	” 高尾田288番地2		
” 47	” 高尾田168番地先		
” 48	” 拾町115番地1		
” 49	” 重光397番地		
” 50	” 重光135番地1		
” 51	” 八倉210番地		
” 52	” 八倉116番地2先		

## 2. 移動系

種別	呼出名称	空中線電力	周波数	設置(常置)場所
基地局	ぼうさいとべ ちょう	10W	466.7875MHz	伊予郡砥部町宮内1392番地 砥部町役場内
陸上移動局	〃 1	〃	〃	〃
〃	〃 2	〃	〃	〃
〃	〃 3	〃	〃	〃
〃	〃 4	5W	〃	〃
〃	〃 5	〃	〃	〃
〃	〃 6	〃	〃	〃
〃	〃 7	〃	〃	〃
〃	〃 8	〃	〃	〃
〃	〃 9	〃	〃	〃
〃	〃 10	〃	〃	〃
〃	〃 16	〃	〃	砥部町消防団団長宅
〃	〃 17	〃	〃	〃 副団長宅
〃	〃 18	〃	〃	〃 〃
〃	〃 19	1W	〃	伊予郡砥部町宮内1392番地 砥部町役場内
〃	〃 20	〃	〃	〃
〃	〃 21	〃	〃	〃
〃	〃 22	〃	〃	〃
〃	〃 23	〃	〃	〃
〃	〃 24	5W	〃	〃
〃	〃 25	10W	〃	〃
〃	〃 26	5W	〃	〃
〃	〃 27	〃	〃	〃
〃	〃 28	〃	〃	〃
〃	〃 51	10W	〃	伊予郡砥部町重光379番地 消防団第1分団車庫内
〃	〃 52	〃	〃	〃 高尾田890番地 〃 第2分団 〃

種別	呼出名称	空中線電力	周波数	設置(常置)場所
陸上移動局	〃 53	10W	466.7875MHz	〃 原町166番地 〃 第3分団 〃
〃	〃 54	〃	〃	〃 宮内699番地 〃 第4分団 〃
〃	〃 55	〃	〃	〃 川井1394番地 〃 第5分団 〃
〃	〃 56	〃	〃	〃 大南709番地 〃 第6分団 〃
〃	〃 57	〃	〃	〃 外山334番地 〃 第7分団 〃
〃	〃 58	〃	〃	〃 大南1120番地 〃 第8分団 〃
〃	〃 59	〃	〃	〃 岩谷口391番地 〃 第9分団 〃
〃	〃 60	〃	〃	〃 川登696番地 〃 第10分団 〃
〃	〃 61	5W	〃	消防団第1分団分団長宅
〃	〃 62	〃	〃	〃 第2分団 〃
〃	〃 63	〃	〃	〃 第3分団 〃
〃	〃 64	〃	〃	〃 第4分団 〃
〃	〃 65	〃	〃	〃 第5分団 〃
〃	〃 66	〃	〃	〃 第6分団 〃
〃	〃 67	〃	〃	〃 第7分団 〃
〃	〃 68	〃	〃	〃 第8分団 〃
〃	〃 69	1W	〃	〃 第9分団 〃
〃	〃 70	5W	〃	〃 第10分団 〃
基地局	ぼうさいとべ ちょうひろた	10W	〃	伊予郡砥部町総津1483番地 長曾野営場内
移動局	〃 1	〃	〃	伊予郡砥部町総津409番地 砥部町役場広田支所内
〃	〃 2	〃	〃	伊予郡砥部町総津409番地 砥部町役場広田支所内

種別	呼出名称	空中線電力	周波数	設置(常置)場所
移動局	〃 3	10W	466.7875MHz	伊予郡砥部町満穂285番地 消防団第11分団車庫内
〃	〃 4	〃	〃	伊予郡砥部町玉谷140番地 消防団第11分団車庫内
〃	〃 5	〃	〃	伊予郡砥部町玉谷513番地 消防団第11分団車庫内
〃	〃 6	〃	〃	伊予郡砥部町仙波458番地 消防団第12分団車庫内
〃	〃 7	〃	〃	伊予郡砥部町多居谷101番地 消防団第12分団車庫内
〃	〃 8	〃	〃	伊予郡砥部町総津809番地 消防団第13分団車庫内
〃	〃 9	〃	〃	伊予郡砥部町高市1151番地 消防団第14分団車庫内
〃	〃 21	5W	〃	伊予郡砥部町総津409番地 砥部町役場広田支所内
〃	〃 22	〃	〃	〃
〃	〃 23	〃	〃	〃
〃	〃 24	〃	〃	〃
〃	〃 25	〃	〃	〃
〃	〃 26	〃	〃	〃
〃	〃 27	〃	〃	〃
〃	〃 28	〃	〃	〃

## 資料5-2 消防団無線一覧表

## 消防団無線一覧表

種別	呼出名称	空中線電力	周波数	設置(常置)場所
基地局	ぼうさいとべ ちょう	10W	466.7875MHz	伊予郡砥部町宮内1392番地 砥部町役場内
陸上移動局	// 1	//	//	//
//	// 2	//	//	//
//	// 3	//	//	//
//	// 4	5W	//	//
//	// 5	//	//	//
//	// 6	//	//	//
//	// 7	//	//	//
//	// 8	//	//	//
//	// 9	//	//	//
//	// 10	//	//	//
//	// 16	//	//	砥部町消防団団長宅
//	// 17	//	//	// 副団長宅
//	// 18	//	//	// //
//	// 19	1W	//	伊予郡砥部町宮内1392番地 砥部町役場内
//	// 20	//	//	//
//	// 21	//	//	//
//	// 22	//	//	//
//	// 23	//	//	//
//	// 24	5W	//	//
//	// 25	10W	//	//
//	// 26	5W	//	//
//	// 27	//	//	//
//	// 28	//	//	//
//	// 51	10W	//	伊予郡砥部町重光379番地 消防団第1分団車庫内

種別	呼出名称	空中線電力	周波数	設置(常置)場所
陸上移動局	〃 52	10W	466.7875MHz 〃	〃 高尾田890番地 〃 第2分団 〃
〃	〃 53	〃	〃	〃 原町166番地 〃 第3分団 〃
〃	〃 54	〃	〃	〃 宮内699番地 〃 第4分団 〃
〃	〃 55	〃	〃	〃 川井1394番地 〃 第5分団 〃
〃	〃 56	〃	〃	〃 大南709番地 〃 第6分団 〃
〃	〃 57	〃	〃	〃 外山334番地 〃 第7分団 〃
〃	〃 58	〃	〃	〃 大南1120番地 〃 第8分団 〃
〃	〃 59	〃	〃	〃 岩谷口391番地 〃 第9分団 〃
〃	〃 60	〃	〃	〃 川登696番地 〃 第10分団 〃
〃	〃 61	5W	〃	消防団第1分団分団長宅
〃	〃 62	〃	〃	〃 第2分団 〃
〃	〃 63	〃	〃	〃 第3分団 〃
〃	〃 64	〃	〃	〃 第4分団 〃
〃	〃 65	〃	〃	〃 第5分団 〃
〃	〃 66	〃	〃	〃 第6分団 〃
〃	〃 67	〃	〃	〃 第7分団 〃
〃	〃 68	〃	〃	〃 第8分団 〃
〃	〃 69	1W	〃	〃 第9分団 〃
〃	〃 70	5W	〃	〃 第10分団 〃
基地局	ぼうさいとべ ちょうひろた	10W	〃	伊予郡砥部町総津1483番地 長曾野営場内
移動局	〃 1	〃	〃	伊予郡砥部町総津409番地 砥部町役場広田支所内

種別	呼出名称	空中線電力	周波数	設置(常置)場所
移動局	〃 2	10W	466.7875MHz	伊予郡砥部町総津409番地 砥部町役場広田支所内
〃	〃 3	〃	〃	伊予郡砥部町満穂285番地 消防団第11分団車庫内
〃	〃 4	〃	〃	伊予郡砥部町玉谷140番地 〃
〃	〃 5	〃	〃	伊予郡砥部町玉谷513番地 〃
〃	〃 6	〃	〃	伊予郡砥部町仙波458番地 〃 第12分団 〃
〃	〃 7	〃	〃	伊予郡砥部町多居谷101番地 〃 第12分団 〃
〃	〃 8	〃	〃	伊予郡砥部町総津809番地 〃 第13分団 〃
〃	〃 9	〃	〃	伊予郡砥部町高市1151番地 〃 第14分団 〃
〃	〃 21	5W	〃	伊予郡砥部町総津409番地 砥部町役場広田支所内
〃	〃 22	〃	〃	〃
〃	〃 23	〃	〃	〃
〃	〃 24	〃	〃	〃
〃	〃 25	〃	〃	〃
〃	〃 26	〃	〃	〃
〃	〃 27	〃	〃	〃
〃	〃 28	〃	〃	〃

## 6. 避難関係

### 資料6-1 避難所等一覧表

#### 指定緊急避難場所一覧表

No.	施設名	住所	電話番号	面積	避難可能人員	災害種別			
						洪水	土砂災害	地震	大規模火災
1	八倉集会所(敷地)	八倉210	957-6170	577	1,154	○	○	○	○
2	麻生小学校グラウンド	高尾田760	956-0516	10,865	21,170	○	○	○	○
3	麻生保育所(敷地)	麻生216	956-0762	1,947	3,894	○	○	○	○
4	田ノ浦集会所(敷地)	田ノ浦200		781	1,562	○	○	○	○
5	県立医療技術大学グラウンド	高尾田543	958-2111	7,500	15,000	●	○	○	○
6	宮内保育所(敷地)	川井1650	962-2629	1,746	3,492	○	○	○	○
7	宮内小学校グラウンド	宮内640	962-2072	5,633	11,266	○	○	○	○
8	陶街道ゆとり公園グラウンド	千足400	962-4600	40,000	80,000	○	○	○	○
9	砥部中学校グラウンド	千足68	962-2008	14,085	28,170	○	○	○	○
10	砥部小学校グラウンド	大南1039	962-2030	9,466	18,932	○	○	○	○
11	松山南高校砥部分校グラウンド	岩谷口7	962-4040	8,697	17,394	○	○	○	○
12	大南町民広場	大南720		4,719	9,438	○	○	○	○
13	大平集会所(敷地)	大平596-1	962-4089	179	358	○	○	○	○
14	玉谷小学校グラウンド	玉谷670	969-2520	1,911	3,822	○	●	○	○
15	篠谷神社(敷地)	満穂379-1		1,000	2,000	○	○	○	○
16	玉谷神社(敷地)	玉谷330		1,000	2,000	○	○	○	○
17	峡の館駐車場	総津162-1	969-2070	2,816	5,632	○	○	○	○
18	広田小学校グラウンド	総津375	969-2417	3,618	7,236	○	●	○	○
19	ひろた町民グラウンド	総津386		7,529	15,058	○	●	○	○
20	高市小学校グラウンド	高市1105	969-2607	1,892	3,784	○	○	○	○

※●の災害種別は、使用不可。



指定避難所一覧表

No.	施設名	住所	電話番号	面積	避難可能人員	給食施設
1	八倉集会所	八倉210	957-6170	261	130	有
2	重光集会所	重光397	956-7079	199	99	有
3	老人生きがいの家	拾町115-1	956-0006	218	109	
4	麻生小学校	高尾田760	956-0516	5,634	2,817	有
5	麻生保育所	麻生216	956-0762	630	315	有
6	田ノ浦集会所	田ノ浦200		80	40	有
7	県立医療技術大学	高尾田543	958-2111	983	491	
8	宮内保育所	川井1650	962-2629	805	402	有
9	宮内小学校	宮内640	962-2072	4,785	2,392	有
10	文化会館	宮内1410	962-7000	5,349	2,674	
11	陶街道ゆとり公園	千足400	962-4600	3,979	1,989	
12	砥部中学校	千足68	962-2008	10,192	5,096	有
13	保健センター (避難行動要支援者避難所)	宮内1368	962-6888	651	325	有
14	砥部小学校	大南1039	962-2030	4,148	2,074	有
15	松山南高校砥部分校	岩谷口7	962-4040	1,215	607	
16	砥部町商工会館	大南394	962-2148	833	416	
17	大平集会所	大平596-1	962-4089	110	55	有
18	玉谷小学校	玉谷670	969-2520	1,532	766	有
19	篠谷集会所	満穂1417	969-2255	108	54	有
20	玉谷集会所	玉谷140-1		108	54	有
21	峡の館	総津162-1	969-2070	325	162	有
22	広田小学校	総津375	969-2417	2,271	1,135	有
23	広田老人憩いの家	総津387	969-2059	233	116	有
24	高齢者生活福祉センター (避難行動要支援者避難所)	総津398	969-2211	496	248	有
25	ひろた交流センター	総津409	969-2111	1,052	526	有
26	高市小学校	高市1105	969-2607	1,533	766	有
27	山村留学センター	高市1143-7	969-2310	305	152	有

福祉避難所一覧表

No.	施設名	住所	電話番号
1	社会福祉法人 和泉蓮華会 指定障害者支援施設 希望ヶ丘	重光278	905-2525
2	社会福祉法人 和泉蓮華会 障害者自立訓練・就労支援センター アルムの里	重光280	905-8888
3	医療法人 光陽会 介護老人保健施設 とべ和合苑	北川毛1412-3	962-7700
4	社会福祉法人 砥部寿会 特別養護老人ホーム砥部オレンジ荘	大南2267	962-7820
5	社会福祉法人 広寿会 特別養護老人ホームひろた	総津405	969-2155

## 7. 医療救護関係

### 資料7-1 病院・診療所等一覧表

#### 病院・診療所等一覧表

病 院 等	所 在 地	電話番号	診 療 科 目
医療法人誠志会砥部病院	砥部町麻生40-1	957-5511	脳神経外科、整形外科、理学診療科、眼科、内科、耳鼻科、皮膚科、心療内科、リハビリ科
豊島医院	砥部町大南198-2	962-2073	内科、小児科、麻酔科
八倉医院	砥部町重光275-1	958-1555	内科、理学診療科
鎌井内科	砥部町千足20-7	962-6262	内科、循環器科、呼吸器科、胃腸科、放射線科
中川内科	砥部町高尾田51	956-0600	内科、外科
西村医院	砥部町宮内811	962-3122	外科、小児外科、胃腸科、整形外科、内科
よしおか内科	砥部町高尾田1093	956-3211	内科
小泉小児科	砥部町拾町281-2	958-0648	小児科
峰産婦人科	砥部町宮内892	962-6711	産婦人科
山本クリニック	砥部町宮内946	962-2036	内科、外科、胃腸科
木谷耳鼻咽喉科	砥部町麻生1-3	958-8741	耳鼻咽喉科
柳田医院	砥部町高尾田287	969-6300	内科、外科、整形外科
かどた内科	砥部町高尾田635-2	957-3113	内科、循環器科、消化器科
ニ光クリニック	砥部町大南457-1	960-7277	外科、リハビリ科
みずほ整形外科	砥部町麻生7-5	905-7118	整形外科、リハビリ科
砥部町国民健康保険診療所	砥部町総津396	969-2020	内科、歯科
麻生歯科	砥部町麻生1-1	958-1180	歯科
篠崎歯科医院	砥部町高尾田715-2	957-2149	歯科
ちあーず歯科・小児歯科	砥部町原町325-37	962-1817	歯科、小児歯科、矯正歯科
小野歯科医院	砥部町宮内1260	962-3550	歯科
平田歯科医院	砥部町千足1-23	962-6233	歯科
うえやま歯科クリニック	砥部町高尾田1108-18	958-8214	歯科、小児歯科
稲田歯科医院	砥部町大南785	962-6480	歯科、口腔歯科
渡部歯科医院	砥部町宮内1400	962-6471	歯科

伊予医師会	伊予市下吾川381-1	982-1414	稲田内科に設置
-------	-------------	----------	---------

資料 7-2 防疫関係資機材の在庫場所・品名・消毒用資機材等一覧表

防疫関係資機材の在庫場所・品名・消毒用資機材等一覧表

品名	調達可能数量	在庫場所	
人力噴霧器	3	本庁倉庫 3	広田支所倉庫 0
クレゾール石鹼液 500ml	15	本庁倉庫 10	広田支所倉庫 5
オスバン液(塩化ベンザルコウム液) 500ml	18	本庁倉庫 9	広田支所倉庫 9
ピューラックス 1800ml	7	本庁倉庫 7	
液状フェノール 1800ml	3	本庁倉庫 3	

資料 7-3 重信川浸水想定区域内にある災害時要援護者施設等一覧表

名称	所在地	電話番号	FAX	浸水想定河川
中川内科	砥部町高尾田51	956-0600	956-1824	重信川
柳田医院	〃 287	969-6300	969-6200	〃
かどた内科	〃 635-2	957-3113	957-3148	〃

資料 7-4 土砂災害警戒区域にある災害時要援護者施設等一覧表

名称	所在地	電話番号	FAX	箇所・溪流番号
グループホーム ぽかぽか	砥部町高市1318	969-2760	969-2760	403-1091
広田保育所	〃 総津382	969-2418	969-2418	403-I-994(1)

## 8. ライフライン関係

### 資料8-1 配水池・水道施設の現況

#### 配水池・水道施設の現況(H26.3末)

区分	給水戸数	給水人口	1日最大給水量	水源	浄水方法
砥部区域	8,293 戸	20,174 人	9,306 m <sup>3</sup>	浅井戸	滅菌のみ
万年区域	33 戸	56 人	30 m <sup>3</sup>	表流水	緩速ろ過・滅菌
総津区域	159 戸	322 人	151 m <sup>3</sup>	表流水	緩速ろ過・滅菌
大内野区域	31 戸	71 人	39 m <sup>3</sup>	表流水	緩速ろ過・滅菌

配水池名	有効容量	所在地
麻生配水池	2,400 m <sup>3</sup>	拾町433
第6配水池	700 m <sup>3</sup>	上原町154
第7配水池	1,700 m <sup>3</sup>	上原町 219
川井配水池	2,000 m <sup>3</sup>	川井296
外山配水池	250 m <sup>3</sup>	外山563-1
大角蔵配水池	90 m <sup>3</sup>	外山826-3
大谷配水池	750 m <sup>3</sup>	大南2567-3
田ノ浦配水池	20 m <sup>3</sup>	田ノ浦300-3
川中中区配水池	23 m <sup>3</sup>	川登864
川中高区配水池	57 m <sup>3</sup>	川登1254
北万年配水池	13 m <sup>3</sup>	万年825
南万年配水池	25 m <sup>3</sup>	万年775
万年才モ田配水池	14 m <sup>3</sup>	万年536
総津配水池	136 m <sup>3</sup>	中野川642
大内野上組配水池	40.2 m <sup>3</sup>	玉谷567-8
大内野下組配水池	21 m <sup>3</sup>	玉谷833-2

資料 8 - 2 給水用資機材の現況

給水用資機材の現況

区 分	容 量	保有数	保管場所
給 水 タ ン ク (ポリエチレン)	500ℓ	7個	第 4 水 源 地
〃	500ℓ	3個	旧 広 田 支 所
給水容器	20ℓ	64個	川 井 ポ ン プ 場
〃	20ℓ	24個	役 場 職 員 休 憩 室
〃	20ℓ	24個	ひろた交流センター 防 災 倉 庫
給水容器(袋)	6ℓ	1,800個	川 井 ポ ン プ 場

資料 8 - 3 水道工事業者一覧表

水道工事業者一覧表

業 者 名	所 在 地	連 絡 先
管工事業協同組合	大南337-4	962-4522
(株)シオミ	高尾田873	957-1418
相田水道工業	高尾田476	956-4611
(有)河井設備	高尾田1137-2	962-5735
河井水道工業所	原町310	962-5002
吉村設備	大南2065	962-5977
(株)共進建設砥部営業所	麻生226-2	957-6674
寿工業	北川毛28-1	962-3068
水栄建設工業	高尾田984-6	993-8655

## 9. 廃棄物等処理関係

資料9-1 清掃関係施設・し尿収集車・火葬場処理能力・霊柩車台数一覧表

### 清掃関係施設一覧表

施設名	所在地	電話番号	処理能力
美化センター	伊予郡砥部町川井566-2	962-5168	固形燃料化 23t/8時間
千里埋立処分場	伊予郡砥部町川登3558-1	962-6676	残埋立容量 19,379m <sup>3</sup>
オオノ開発(株)東温事業所	東温市河之内乙825-3	966-4141	残埋立容量 925,000m <sup>3</sup>

### し尿収集車一覧表

業者名	住所	電話番号	車両数	汲取能力
(株)カトウ	松山市桑原3丁目15-1	933-7900	15台	47.2kl/日
大山衛生社	伊予市中山町佐礼谷2-201-2	984-1699	1台	3.1kl/日
大洲喜多清掃共同体	大洲市長浜甲589-8	0893-52-0472	臨時対応	臨時対応

### 火葬場処理能力一覧表

火葬場	所在地	管理者	電話番号	炉数	作業者	処理能力
聖浄苑	伊予市大平甲1968-1	伊予消防等事務組合	983-5566	5基	4人	10体/日
藤華苑	喜多郡内子町寺村 2478-7	喜多郡内子町	(0892) 52-3461	2基	1人	4体/日

### 霊柩車台数一覧表

名称	所在地	所有台数	電話番号
田中葬儀社(株)	伊予郡砥部町大南545-1	1台	962-2049

## 10. 食料等の備蓄、調達関係

### 資料 10-1 緊急援護備蓄物資一覧表

緊急援護備蓄物資一覧表(平成 26 年 4 月 1 日現在)

資機材名	数 量	資機材名	数 量
飲 料 水 ( 2 ℓ )	702本	毛 布	707枚
飲料水 (500ml)	864本	缶入りクラッカー	800食
乾 燥 米 飯	1,650食	缶 詰	1,656缶

### 資料 10-2 米穀販売所又は副食物調達業者一覧表

米穀販売所又は副食物調達業者一覧表

販売所の名称	販売所の所在地	電話
(株)セブンスター砥部店	拾町20	958-3111
Aコープ城南店	高尾田71	956-0612
Aコープとべ店	大南325	962-2916
JAえひめ中央 広田支所	総津1115	969-2311
(株)フジ砥部原町店	原町324-1	958-1231
(株)パーティフジ砥部店	重光239	960-7111
ローソン高尾田店	高尾田369-1	963-3961
ローソン砥部町店	三角126-1	962-5805
ローソン砥部麻生店	高尾田1305-1	956-7766
ローソン砥部宮内店	宮内1347-2	962-7453
ローソン砥部焼観光センター店	千足338	962-1515
サンクス砥部八倉店	八倉60-5	905-0797
サンクス砥部宮内店	宮内110-1	962-7108
サークルK・サンクス砥部麻生店	麻生245-9	905-2086
平岡米穀店	大南1935	962-2727
エキサイトスーパータナカ	宮内1029	962-2440
(株)電子食品流通研究所	川井1553	962-4214
橋本商店	玉谷400-1	969-2518
篠崎商店	高市1315	969-2523
伊達米穀店	総津780	969-2127



(農)ななおれ梅組合	七折109	962-3064
道の駅峡の館	総津162	969-2070
上野商店	総津1111	969-2012
(有)三谷酒店	大南458	962-2716
(有)山鳥青果	岩谷口1158	962-5167

資料 10-3 パン製造業者一覧表

パン製造業者一覧表

販売所の名称	販売所の所在地	電話
(株)四国シキシマパン松山工場	岩谷口110	962-4111
(株)タカキベーカリー	重光7-2	956-7181
山崎製パン(株)愛媛営業所	八倉18-1	957-3777

資料10-4 みそ・醤油製造卸売業者一覧表

みそ・醤油製造卸売業者一覧表

販売所の名称	販売所の所在地	電話
佐川醸造(株)	大南760-1	962-2031

資料10-5 氷販売業者一覧表

氷販売業者一覧表

販売所の名称	販売所の所在地	電話
(有)アイスエーワンカドタ	重光11-1	958-2878

資料10-6 こんにゃく製造卸業者一覧表

こんにゃく製造卸業者一覧表

販売所の名称	販売所の所在地	電話
小部家商店	岩谷口251	962-2146

## 資料 10-7 炊出可能施設一覧表

## 炊出可能施設一覧表

(砥部地区)

施設名	炊出し機材		燃料	炊出し能力 (1回での炊出し能力)
	品名	数量		
学校給食センター	連続自動炊飯器	1	L P ガス	340升(3,500食)
砥部小学校	自動炊飯器	4	電気	4升
宮内小学校	ガス炊飯器	1	L P ガス	4升
	電気炊飯器	1	電気	1升
麻生小学校	電気炊飯器	2	電気	2升
砥部中学校	電気炊飯器	10	電気	10升
砥部町保健センター	炊飯器	2	L P ガス	2升
砥部町中央公民館	ガス釜	2	L P ガス	3升
千里地区公民館	ガス釜	2	L P ガス	6升
砥部保育所	ガス釜	1	L P ガス	5升
	電気釜	1	電気	1升
宮内保育所	ガス釜	1	L P ガス	5升
	電気釜	2	電気	2升
麻生保育所	ガス釜	2	L P ガス	8升
	電気釜	1	電気	1升
老人福祉センター	炊飯器	2	L P ガス	6升

(広田地区)

施設名	炊出し機材		燃料	炊出し能力 (1回での炊出し能力)
	品名	数量		
学校給食センター	ガス炊飯器	3	LPガス	15升
広田小学校	電気炊飯器	3	電気	5.5合(2) 1升(1)
玉谷小学校	電気炊飯器	1	電気	1升
高市小学校	ガス炊飯器	1	LPガス	3升
高齢者生活福祉センター	ガス炊飯器	2	LPガス	6升
広田老人憩いの家	ガス炊飯器	2	LPガス	5升
広田地区公民館	ガス炊飯器	4	LPガス	11升
山村留学センター	電気炊飯器	2	電気	4升
ふるさと生活館	ガス炊飯器	3	LPガス	12升
こぶしの家	ガス炊飯器	1	LPガス	2升
研修の宿	ガス炊飯器	1	LPガス	5升
	電気炊飯器	2	電気	2升

## 11. 交通・輸送関係

### 資料 11-1 町有車両一覧表

#### 町有車両一覧表(砥部地区)

管理課	駐車場所	登録番号	車種等	年式	取得年月日	備考
総務課	本庁	愛媛 300 む 1148	ニッサン	26年	26年 8月	エルグランド(町長車)
〃	〃	愛媛 480 く 4230	ダイハツ	21年	21年 11月	ハイゼットカーゴ
〃	〃	愛媛 580 に 7169	スズキ	23年	23年 6月	アルト
〃	〃	愛媛 480 く 4234	ダイハツ	21年	21年 11月	ハイゼットカーゴ 4WD
〃	〃	愛媛 480 く 4232	ダイハツ	21年	21年 11月	ハイゼットカーゴ 4WD
〃	〃	愛媛 501 と 4659	トヨタ	25年	25年 5月	アクア
〃	〃	愛媛 300 ふ 1926	トヨタ	22年	22年 9月	ハイエース
〃	〃	愛媛 200 さ 5572	ニッサン	24年	24年 9月	シビリアン(マイクロバス)
〃	〃	愛媛 480 く 4233	ダイハツ	21年	21年 11月	ハイゼットカーゴ
〃	〃	愛媛 480 う 3870	ホンダ	18年	18年 8月	アクティバン
〃	〃	愛媛 22 さ 3898	ミツビシ	7年	7年 3月	ローザ(マイクロバス)
保険健康課	本庁	愛媛 480 す 6979	スズキ	25年	25年 11月	保健センター
	〃	愛媛 400 ち 9157	トヨタ	25年	25年 11月	〃
介護福祉課	本庁	愛媛 50 ひ 5807	ダイハツ	11年	11年 5月	介護保険係
産業振興課	陶芸創作館	愛媛 41 の 7841	ダイハツ	14年	14年 4月	ハイゼットカーゴ
〃	伝統産業会館	愛媛 41 ひ 3067	ホンダ	15年	15年 5月	アクティバン
〃	本庁	愛媛 480 せ 2924	ダイハツ	26年	26年 5月	ハイゼットカーゴ 4WD
〃	〃	愛媛 501 と 8541	ニッサン	25年	25年 9月	セレナ
建設課	〃	愛媛 480 さ 1898	ダイハツ	24年	24年 5月	公園管理
〃	〃	愛媛 400 ち 3232	ニッサン	23年	23年 5月	公共土木
〃	〃	愛媛 480 く 9590	ダイハツ	22年	22年 4月	公園管理
〃	〃	愛媛 480 け 2908	ダイハツ	22年	22年 7月	公園管理
生活環境課	本庁	愛媛 41 の 7624	ダイハツ	14年	14年 4月	犬捕獲車
〃	〃	愛媛 480 す 2044	ミツビシ	25年	25年 4月	軽トラック
〃	美化センター	愛媛 特 16	フォークリフト	13年	13年 2月	美化センター
〃	本庁	愛媛 480 う 527	ダイハツ	18年	18年 5月	浄化槽係
〃	〃	愛媛 480 え 5258	ダイハツ	19年	19年 6月	〃
〃	〃	愛媛 480 き 9235	ダイハツ	21年	21年 6月	浄化槽係
〃	〃	愛媛 480 こ 2218	ダイハツ	23年	23年 6月	〃
〃	〃	愛媛 480 さ 2379	ダイハツ	24年	24年 5月	〃
〃	〃	愛媛 41 ひ 4743	ダイハツ	15年	15年 6月	〃 軽トラック
〃	〃	愛媛 480 せ 2857	ダイハツ	26年	26年 5月	〃

## (砥部地区つづき)

管理課	駐車場所	登録番号	車種等	年式	取得年月日	備考
生活環境課	本庁	愛媛 480 え 4882	ダイハツ	16年	16年 6月	下水道係
〃	〃	愛媛 480 こ 2811	ダイハツ	22年	22年 7月	〃
〃	〃	愛媛 480 く 9460	ダイハツ	22年	22年 4月	水道係
〃	〃	愛媛 480 せ 3005	ダイハツ	26年	26年 5月	〃
教育委員会事務局	中央公民館	愛媛 400 た 6458	マツダ	20年	20年 6月	ボンゴトラック
〃	〃	愛媛 41 こ 2325	ミツビシ	6年	6年 5月	軽箱型バン
〃	〃		コベルコ	5年	5年 9月	ミニショベル TP00593
〃	〃	愛媛 44 や 5194	ニッサン	3年	3年 4月	ADバン
〃	〃	愛媛 45 さ 117	マツダ	7年	7年 5月	ボンゴトラック
〃	〃	愛媛 480 さ 3067	ミツビシ	24年	24年 6月	箱バン(リース)
〃	〃	愛媛 22 さ 3898	ミツビシ	7年	7年 3月	幼稚園スクールバス
給食センター	給食センター	愛媛 44 ら 4185	トヨタ	5年	5年 5月	給食運搬車両
〃	〃	愛媛 11 そ 1523	ミツビシ	4年	4年 4月	〃
〃	〃	愛媛 41 ち 3467	ホンダ	9年	9年 4月	軽箱型バン
戸籍税務課	本庁	愛媛 480 こ 1856	スズキ	23年	23年 6月	アルトバン

## (広田地区)

管理課	駐車場所	登録番号	車種等	年式	取得年月日	備考
保険健康課	国保診療所	愛媛 500 な 6493	ニッサン	13年	13年 9月	往診車
〃	〃	愛媛 300 た 7352	トヨタ	13年	13年 10月	患者輸送車
建設課	第2陶芸舎	愛媛 る 31	コマツ	10年	10年 11月	建設機械
産業振興課	峡の館	愛媛 41 に 464	スバル	6年	12年 3月	※峡の館貸与車両
〃	グリーンキーパー		ヤンマー	16年	16年 2月	プロセッサ キーパー貸与
〃	〃		コマツ	16年	16年 3月	バックホウ キーパー貸与
学校教育課	旧支所	愛媛 300 せ 5962	トヨタ	12年	12年 4月	保育児童送迎
〃	広田小駐車場	愛媛 200 さ 5386	ミツビシ	21年	21年 4月	中学生送迎用バス
〃	山村留学センター	愛媛 501 さ 508	ホンダ	19年	19年 2月	8人乗り、4WD
〃	給食センター	愛媛 41 ち 9478	スバル	9年	9年 11月	給食運搬車両
広田支所	交流センター	愛媛 50 る 7146	スバル	15年	15年 4月	軽箱型ワゴン
広田支所	交流センター	愛媛 50 ゆ 5103	スズキ	14年	14年 4月	軽乗用車 ジムニー
広田支所	交流センター	愛媛 480 け 5237	ミツビシ	22年	22年 10月	軽貨物バン リース車
広田支所	交流センター	愛媛 480 け 4392	ミツビシ	22年	22年 9月	軽トラック リース車

資料 11-2 運送業者及び車両一覧表

運送業者及び車両一覧

業者名	種別	台数	住所	電話	備考
あづま運送有限会社	7 t	2	総津 777	969-2010	
	6 t	1			
	4 t	1			
愛媛トラック物流有限会社	4 t	4	宮内 47-2	962-2278	
	2 t	1			
有限会社 大久保運送	10 t	4	岩谷口 83-3	962-5951	
	4 t	28			
	2 t	1			
近物レックス株式会社 松山支店	10 t	13	八倉 161-1	956-9300	
	8 t	1			
	4 t	5			
	2 t	6			
有限会社向南運送	25 t	5	川井 718-1	962-7125	
	8 t	2			
	4 t	9			
	2 t	2			
佐川急便株式会社 中国・四国支社松山店	13 t	2	八倉 125	958-1181	
	10 t	1			
	4 t	10			
	2 t	60			
	1 t	2			
タケチ運輸有限会社	10 t	27	八倉 121	958-4700	
フットワークエクスプレス 株式会社松山店	10 t	5	八倉 115	969-8301	
	4 t	8			
	2 t	7			
有限会社エムユー	10 t	6	八倉 342	957-9536	
	3 t	1			
渡辺興業株式会社 松山営業所	25 t	19	八倉 121	958-4711	
	10 t	16			
	7 t	4			
	4 t	5			
	2 t	2			

運送業者 (バス)

業者名	種別	台数	住所	電話	備考
坊っちゃん観光バス有限会社	37 人乗	1	外山 15	962-5678	中型バス 小型バス ワゴン
	25 人乗	3			
	10 人乗	1			

タクシー会社

業者名	種別	台数	住所	電話	備考
有限会社砥部タクシー	小型	11	高尾田 62	958-3311	
広田タクシー	中型	1	総津 1126	969-2226	
	小型	1			

資料 11-3 ヘリコプター発着場一覧表

ヘリコプター発着場一覧表

名称	広さ	住所	電話	備考
砥部小学校	50m × 70m	大南1039	962-2030	教育委員会事務局
宮内小学校	60m × 70m	宮内640	962-2072	〃
麻生小学校	50m × 80m	高尾田760	956-0516	〃
砥部中学校	80m × 90m	千足68	962-2008	〃
ひろた町民グラウンド	90m × 83m	総津386	962-5952	〃
陶街道ゆとり公園グラウンド	90m × 150m	千足400	962-5952	〃
田ノ浦町民広場	90m × 90m	田ノ浦555-2	962-5952	〃
重信川河川敷	-	八倉		国土交通省

## 12. 災害救助法関係

### 12-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

#### 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人1日あたり 30,000円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸あたり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸あたり2,404,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に利用するための施設を設置できる。規模、費用は別に定めるところによる	災害発生の日から20日以内に着工	1 平均1戸あたり29.7㎡、2,404,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)流失、床上浸水で炊事ができない者	1人1日あたり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上



救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月）の 季別は、災害発生の日 をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の 日から10日以 内	1 備蓄物資の価格は年度当初 の評価額 2 現物給付に限ること			
単位：円							
区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すごと
全壊（焼）	夏	17,500	22,600	33,300	39,900	50,500	7,400
	冬	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500
半壊（焼）	夏	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400
	冬	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	3,300
医 療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療 材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療 報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の 日から14日内	患者等の移送費は、別途計上			
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額	分べんした 日から7日 以内	妊婦等の移送費は、別途計上			
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の 日から3日 以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上			

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自ら資力により応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所など日常生活に必要最小限度の部分 1世帯あたり 520,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある、小学校児童、中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び（中学部生徒も含む。）及び高等学校等生徒（特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む。）	1 小学校、中学校の教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費及び高等学校等の正規の授業で使用する教材 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人あたり 4,100円 中学校生徒 1人あたり 4,400円 高等学校等生徒 1人あたり 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内  (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体あたり 大人（12歳以上） 199,000円以内 小人（12歳未満） 159,200円以内	災害の発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の実情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡したものと推定している。

死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体あたり3,300円以内 一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体あたり 5,000円以内 検案 { 救護班以外は慣行 料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は、原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯あたり 137,500円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の検索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日あたり 医師、歯科医師 23,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、歯科衛生士 16,300円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 16,200円以内 救急救命士 14,200円以内 土木技術、建築技術者 16,800円以内 大工	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

		15,800円以内 左官 15,300円以内 とび職 15,000円以内		
--	--	--	--	--

※ この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

### 13. 危険物関係

資料13-1 危険物施設一覧表

名 称	所在地	連絡先	危険物の類・品名	形 態
えひめ中央農業協同組合 砥部給油所	大南686	962-4001	第1石油類 (ガソリン)	営業用給油 取扱所
			第2石油類 (軽油)	
			第2石油類 (灯油)	
株式会社マツビシユージン815 砥部給油所	宮内815	962-2437	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油)	
			第2石油類 (灯油)	
			廃油	
えひめ中央農業協同組合 宮内給油所	宮内629	962-2043	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油)	
			第2石油類 (灯油)	
有限会社南ハラマチ	宮内56-1	962-5511	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油)	
			第2石油類 (灯油)	
中村石油株式会社	上原町271-5	962-6786	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油)	
			第2石油類 (灯油)	
			廃油	
(株)ペトロスター関西	三角153-3	962-2929	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油)	
			第2石油類 (灯油)	
			廃油	
株式会社GPR・JAPAN とべ動物ランドSS	三角151-1	960-7211	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油)	
			第2石油類 (灯油)	
原町石油株式会社	高尾田763	956-6600	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油)	
			第2石油類 (灯油)	
えひめ中央農業協同組合 城南給油所	麻生36	956-0653	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油)	
			第2石油類 (灯油)	
有限会社三好石油	総津169	969-2410	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油・灯油)	
えひめ中央農業協同組合 広田給油所	総津1124	969-2311	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油・灯油・ 廃油)	
(株)アサヒ商会 松山SS	高尾田308-1 高尾田309-1 高尾田310-3	969-7650	第1石油類 (ガソリン)	
			第2石油類 (軽油)	
			第2石油類 (灯油)	

名 称	所在地	連絡先	危険物の類・品名	形 態
有限会社大久保運送	岩谷口70-1	962-5951	第2石油類(軽油)	自家用屋外 給油取扱所
四国生コン(株)	高尾田424	956-0621	第2石油類(軽油)	
愛媛低温輸送事業協同組合	八倉121	958-4906	第2石油類(軽油)	
近物レックス株式会社	八倉161-1	055-973-1612	第2石油類(軽油)	
株式会社四国シキマパン	岩谷口110	962-4111	第3石油類(A重油)	地下タンク 貯蔵所
株式会社門田	大南584	982-0339	第3石油類(A重油)	
砥部オレンジ荘	大南2267	962-7820	第3石油類(A重油)	
和合苑	北川毛1412-3	962-7700	第2石油類(灯油)	
えひめ中央農業協同組合 五本松一般取扱所	五本松870-2	956-0653	第3石油類(A重油)	
砥部焼伝統産業会館	大南335	962-6600	第2石油類(灯油)	
砥部町役場	宮内1392	962-2323	第2石油類(灯油)	
とべ温泉「湯砥里館」	宮内1902-3	962-7200	第3石油類(A重油)	
砥部町中央公民館	宮内1369	962-4822	第2石油類(灯油)	
愛媛県立とべ動物園	上原町240	962-6000	第2石油類(灯油)	
松山地方方法務局砥部出張所	原町171-1	962-2140	第2石油類(灯油)	
愛媛県立医療技術大学	高尾田543	958-2111	第2石油類(灯油)	
えひめ中央農業協同組合 麻生一般取扱所	麻生36	956-0653	第3石油類(A重油)	
砥部町美化センター	川井566-2	962-5168	第2石油類(灯油)	
八倉医院	重光275-1	958-1555	第2石油類(灯油)	
ダイキ株式会社ホームセ ンターダイキ宮内店	宮内1031-1	960-7353	第2石油類(灯油)	
特別養護老人ホームひろた	総津405	969-2155	第2石油類(灯油)	
有限会社三好石油	総津169	969-2410	第2石油類(灯油)	屋外貯蔵所
			第3石油類(重油)	
株式会社よんやく	八倉83	958-4141	第3石油類(殺虫剤)	特定屋内貯 蔵所
			アルコール類	
ニチレキ株式会社 愛媛営業所	高尾田369	963-0231	第1石油類(特殊溶剤)	屋内貯蔵所
			第2石油類(特殊溶剤)	
			第2石油類(灯油)	屋外タンク 貯蔵所
			第3石油類(重油)	
(株)四電工松山営業所	八倉1-21	956-9880	第3石油類(絶縁油)	屋外貯蔵所
(株)四国シキマパン	岩谷口110	962-4111	アルコール類	特定屋内貯蔵所
(有)影浦塗装工業	八倉92-3	956-2633	第1石油類(塗料・シンナー)	屋内貯蔵所
福山数美	外山334	962-5146	第2石油類(重油)	移動タンク貯蔵所
協成建設(有)	重光37	969-0447	第2石油類(軽油)×2	移動タンク貯蔵所

## 14. 消防防災ヘリコプター関係

### 資料14-1 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

#### 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

(目的)

第1条 この規定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条の3第2号の規定に基づき、愛媛県がその区域内の市町（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いて当該市町の消防を支援（以下「支援」という。）する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の範囲)

第2条 愛媛県知事（以下「知事」という。）が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動

(支援の要請)

第3条 支援を必要とする市町長（市町長の委任を受けた消防長を含む。以下同じ。）は、愛媛県防災航空事務所に対し、電話等により、次の事項を明らかにして要請を行うものとする。

- (1) 災害等の発生日時、場所
- (2) 活動種別、状況
- (3) 発生現場の気象状況
- (4) 航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制
- (5) 現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 支援に要する資機材の種別・数量
- (7) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 知事は、市町長の要請に基づき、航空機が活動可能な場面で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められる場合には、消防防災航空隊を派遣する。

2 市町長の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町長に連絡するものとする。

(支援の始期及び終期並びに消防防災航空隊員の指揮)

第5条 支援は、市町長の要請により、航空機が定置場を出発したときに始まり、定置場に帰着したときに終わるものとする。ただし、航空機が定置場以外の場所にある場合に、市町長の要請により活動目的を変更すべき命令があったときは、そのときから支援が始まり、支援活動中

に愛媛県の業務に復帰する命令があったときは、そのときをもって支援が終わるものとする。

2 前条第1項の規定により支援する場合において、被災地における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町長の定める現場最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している消防防災航空隊長（消防防災航空隊長が航空機に搭乗していないときにあつては、当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任された者）が、航空機の活動に重大な支障があると認めるときは、その旨現場最高指揮者に通告するものとする。

（経費負担）

第6条 この協定に基づく航空機の運行経費は、愛媛県が負担するものとする。

（市町の職員派遣）

第7条 消防防災航空隊を編成するため、市町は、別に定める職員派遣計画に基づき、市町の消防職員を県に派遣するものとする。

2 派遣職員に係る人件費（航空手当、休日給及び超過勤務手当を除く。）については、別に定める職員派遣に関する協定書に基づき、派遣元の市町が負担するものとする。

（活動補助要員の確保等）

第8条 知事に支援要請を行った市町長は、消防防災航空隊と緊密な連携をとるとともに、次の事項を処理するものとする。

- （1）離着陸場所の確保及び安全対策
- （2）傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手段の確保
- （3）空中消火用資機材、空中消化基地の確保
- （4）その他航空機の活動に必要な事項

2 航空機の活動が長期間にわたり、また、長期間にわたることが予想される場合には、消防防災航空隊員の疲労を軽減するため、知事は、支援要請を行った市町長に対し、活動補助要員の確保を要請することができる。

3 知事からの要請を受けた市町長は、愛媛県消防広域相互応援協定（以下「応援協定」という。）に基づき、他の市町長に対し、消防防災航空隊員の経験を有する職員等の派遣を要請することができる。

4 派遣要請を受けた市町長は、業務に特段の支障がない限り、職員を派遣しなければならない。

5 前項の派遣に要する経費の負担については、応援協定の定めるところによる。

（協定市町の変更に伴う取扱い）

第9条 市町の合併、消防体制の変更等により協定市町に変更が生じた場合においても、特段の申し出がない限り、変更後の市町がこの協定を継承するものとする。

（協定の改廃及び疑義）

第10条 この協定の改廃、あるいは協定に関する疑義については、その都度、愛媛県及び市町が協議のうえ決定するものとする。

附則

1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成8年10月1日付けで締結した「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」は、平成18年



3月31日をもって廃止する。

- 3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、知事及び市町長が記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成18年3月1日

記名押印〔略〕

## 15. 広域応援関係

### 資料 15-1 自衛隊派遣要請様式

#### 自衛隊派遣要請様式

##### 様式 1 災害派遣要請書

年 月 日
愛媛県知事 殿
砥部町長 ㊟
自衛隊の災害派遣要請依頼について
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。
記
1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
2 派遣を必要とする期間
3 派遣を必要とする人員及び機材
4 派遣を必要とする区域及び活動内容
5 その他参考事項
(1) 連絡場所
(2) 連絡責任者
(3) 気象状況等
(4) その他

様式2 撤収要請書

年 月 日

愛媛県知事

殿

砥部町長

印

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧をおおむね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日

2 派遣要請依頼日時

年 月 日

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

様式3 救急患者空輸要請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

砥部町長 ⑩

自衛隊航空機の派遣要請依頼について

救急患者空輸のため、下記のとおり自衛隊航空機の派遣を要請します。

記

- 1 派遣要請の理由
- 2 派遣を要請する日時
- 3 派遣を要する場所及び搬送場所
- 4 空輸を必要とする救急患者

氏名	血液型	生年月日
----	-----	------

- 5 同乗者（医師、親族）

氏名	血液型	生年月日
----	-----	------

氏名	血液型	生年月日
----	-----	------

- 6 その他  
医療機材、特記事項等

様式4 救急患者空輸撤収要請書

年 月 日

愛媛県知事

殿

砥部町長

⑩

自衛隊航空機の撤収要請依頼について

年 月 日 時 分要請した航空機等の出動については、目的地  
( )へ空輸できましたので、下記のとおり撤収要請を依頼  
します。

記

撤収日時

## 16. 組織関係

### 資料 16-1 町内奉仕団体一覧表

町内奉仕団体一覧表

名 称	人 員	代表者	電話番号
民生・児童委員	48人	的場 善行	962-4130
ボランティア連絡協議会	159人	小椋 美名子	957-5276
日本赤十字奉仕団	26人	稲荷 愛子	956-0419
更生保護女性会	50人	西山 久美子	956-7290

## 17. 災害対策本部関係

資料17-1 砥部町災害対策本部条例

### 砥部町災害対策本部条例

平成17年1月1日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、砥部町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班及び支部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班及び支部を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、支部に支部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を、支部長は、支部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成24年9月26日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

砥部町災害対策本部運営要領

平成17年1月1日

告示第49号

(主旨)

第1条 この要領は、砥部町災害対策本部条例(平成17年砥部町条例第17号)第5条の規定に基づき、砥部町災害対策本部(以下「町対策本部」という。)に関し必要な事項について定めるものとする。

(町対策本部の設置又は解散)

第2条 町対策本部は次の各号に該当する場合で、町長が必要と認めるとき設置する。

- (1) 町域に気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく警報(波浪、高潮警報を除く。)が発令されたとき。
- (2) 町内で震度5弱以上の地震を観測したとき。
- (3) 水防警報が発せられたとき。
- (4) 町内に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害が発生したとき。
- (5) 震度にかかわらず、町内に地震による被害が発生し、又は発生する恐れがあるため、全庁的な対応を行う必要があると町長が認めるとき。

2 町長は、町対策本部を設置したときは、本部の標識を本部室前に掲示する。

3 町対策本部は、本部長が予測される災害の発生がなく、又は災害の応急対策措置が完了したと認めるときに解散する。

4 町長は、町対策本部を設置し、又は解散したときは、直ちにその旨を別表第1の区分により関係機関に通知及び公表する。

(組織及び事務分掌)

第3条 本部は、本部長の総括の下に副本部長を置き、その下に班を置く。

2 前項の組織及び事務分掌は、別表第2のとおりとする。

3 各班長は、班の分掌事務を処理するため、あらかじめ代表者、担当者等を定めるとともに、必要簿冊を整える等、体制を整備しておかなければならない。

4 本部長、副本部長、班長、その他本部員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別な定めがある場合を除くほか別表第3に定める腕章を着用するものとする。

(本部事務局)

第4条 本部に事務局を置き、事務局には事務局長を置く。

2 事務局は総務班が兼ね、よって、事務局長には総務課長を、また事務局職員には総務課職員をもって充てる。



(本部の場所及び本部連絡員)

第5条 本部は、庁舎2階総務課に置く。ただし、庁舎の被災状況に応じて、文化会館又は本部長の指定する場所に置くものとする。

2 本部室には、「砥部町災害対策本部」の表示をするものとする。

3 本部室には、原則として本部連絡員を置く。

4 本部連絡員は、各班長がそれぞれの所管班員のうちから指名する者をもって充てる。

5 本部連絡員は、各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめ、本部に報告するとともに本部からの報告事項を各班長に伝達する。

(現地本部の設置)

第6条 本部長は、災害の現地において緊急に統一的な活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地本部を設置する。

2 現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。

3 現地本部長及び現地本部員は、本部長の指名する者をもって充てる。

4 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌握し、所属班員を指揮監督する。

(非常配備の基準、編成計画等)

第7条 本部は、被害を最小限に防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整えるものとする。

2 非常配備の種別、内容等の基準については別表第4及び別表第5のとおりとする。

3 各班長は、前項の基準に基づき配備計画を立て、これを班員に徹底しなければならない。

(非常配備下の連絡体制)

第8条 非常配備下においては、配備につく職員以外の職員は、常にその者が所属する班の本部連絡員と連絡がとれるよう待機しておく。

2 勤務時間外における待機場所は、原則として自宅又は町内の電話連絡が可能な場所とする。

(第1配備下の体制)

第9条 第1配備下における体制は、概ね次のとおりとする。

(1) 事務局長は、県及び関係機関と連絡をとって、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに、関係班に連絡しなければならない。

(2) 本部長は、必要に応じ関係班長を招集し情報を聴取して、当該情報に対応する措置を検討するものとする。

(3) 配備につく職員は、所属する班の所在場所に待機し、必要な措置をとるものとする。

(4) ただし、本部長が認めた場合においては、第1配備の初期初動体制をとることとし、本部長、事務局、本部連絡員、総務班、消防班、産業建設班及び支所班の必要とする

人員をもってこれを組織する。

- (5) 初期初動体制をとったものの、その後の災害の状況により当体制では十分対応しきれないと本部長が判断した場合においては、第1配備体制をとることとする。この場合、本部連絡員は自分が所属する班の第1配備下動員班員にこのことを速やかに連絡する。
- (第2配備下の体制)

第10条 第2配備下における体制は、概ね次のとおりとする。

- (1) 各班長は、分掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。
- (2) 各班長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
- ア 災害の現場について班員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。
- イ 装備、物資、器材、設備等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配備する。
- ウ 災害対策本部に関係のある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(第3配備下の体制)

第11条 第3配備が指令された場合、各班長は災害対策活動に全力を集中し、その活動状況を随時副本部長を通じ本部長に報告するとともに事務局長に連絡するものとする。

(非常配備の開始及び解除)

第12条 各班における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

(被害状況の取り扱い)

第13条 事務局長は、各班長及び関係機関からの被害状況を取りまとめ、本部長に報告するとともに、速やかに愛媛県地域防災計画の定めるところにより中予地方局を通じて県に報告するものとする。

(被害情報の取り扱い)

第14条 被害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、事務局長は直ちに本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概況を逐次中予地方局長を通じ県へ報告するものとする。

2 事務局長は、災害に関する予・警報その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項については直ちに住民その他の関係のある公私の団体に伝達するとともに、予想される災害の事態並びにこれに対してとるべき措置について周知しなければならない。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年7月6日告示第189号)

この告示は、平成17年7月6日から施行する。

附 則(平成19年3月28日告示第42号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日告示第22号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第40号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月8日告示第66号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第34号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月17日告示第66号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

通知、公表先	通知及び公表の方法	責任者
各班	庁内放送、口頭、電話	本部事務局長
一般住民	各区放送、広報車、サイレン、報道機関	
関係地区区長	電話	
中予地方局	防災行政無線電話、電話、ほか迅速な方法	
報道機関	口頭、電話、文書	

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

別表第2(第3条関係)

砥部町災害対策本部の組織及び事務分掌

本部長 町長

副本部長 副町長、教育長

班	班長・副班長	班員	分掌事務
本部事務局	(事務局長) 総務課長 (副事務局長) 総務課長補佐	総務課職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町災害対策本部の設置及び解散に関すること。</li> <li>2 本部の庶務に関すること。</li> <li>3 各班の総合調整に関すること。</li> <li>4 県、他市町及び関係機関等との連絡調整並びに要請に関すること。</li> <li>5 災害応急対策の立案に関すること。</li> <li>6 被害状況等災害資料の作成公表に関すること。</li> <li>7 気象情報及び被災情報の収集伝達に関すること。</li> <li>8 職員の動員及び非常招集に関すること。</li> <li>9 各班の人員配置に関すること。</li> <li>10 本部長の指示、命令を各班長に伝達すること。</li> <li>11 避難の指示等に関すること。</li> <li>12 防災行政無線の運用に関すること。</li> <li>13 応急公用負担に関すること。</li> <li>14 町災害対策本部の代替機能の確保に関すること。</li> </ol>
本部連絡員		各班長が指名	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長の指示、命令を各班長に伝達すること。</li> <li>2 各班の被害状況や応急対策の実施状況等を取りまとめ、本部に連絡</li> </ol>

			<p>すること。</p>
<p>総務班</p>	<p>(班長)</p> <p>総務課長</p> <p>(副班長)</p> <p>議会事務局長</p> <p>国体推進課長</p>	<p>総務課職員</p> <p>議会事務局職員</p> <p>国体推進課職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民への災害情報の広報に関すること。</li> <li>2 被災状況の写真撮影等記録に関すること。</li> <li>3 災害報告に関すること。</li> <li>4 災証明書の発行に関すること。</li> <li>5 職員の被災調査、安否の取りまとめに関すること。</li> <li>6 職員の健康管理に関すること。</li> <li>7 職員の給食体制の確立に関すること。</li> <li>8 職員の公務災害保障に関すること。</li> </ol>
<p>企画財政班</p>	<p>(班長)</p> <p>企画財政課長</p> <p>(副班長)</p> <p>会計課長</p>	<p>企画財政課職員</p> <p>会計課職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害に伴う予算の編成に関すること。</li> <li>2 被災地、避難所付近の交通整理に関すること。</li> <li>3 避難者の搬送に関すること。</li> <li>4 災害予防、災害応急対策に必要な人員、資機材の輸送に関すること。</li> <li>5 その他輸送に関すること。</li> <li>6 災害時の会計事務に関すること。</li> <li>7 義援金の出納及び保管に関すること。</li> <li>8 義援金の配分に関すること。</li> <li>9 ボランティア災害救援活動の総合調整に関すること。</li> </ol>
<p>戸籍税務班</p>	<p>(班長)</p> <p>戸籍税務課長</p> <p>(副班長)</p> <p>戸籍税務課長</p>	<p>戸籍税務課職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般被害の調査、確認に関すること。</li> <li>2 人的被害の被害調査及び取りまとめに関すること。</li> <li>3 町税の減免、徴収猶予等に関すること。</li> </ol>

	補佐		<ul style="list-style-type: none"> <li>4 避難所開設の協力に関する事。</li> <li>5 その他災害予防の調査に関する事。</li> </ul>
保険健康班	(班 長) 保険健康課長 (副班長) 保険健康課長 補佐	保険健康課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 避難所、救護所の開設及び運営管理に関する事。</li> <li>2 避難住民の救護に関する事。</li> <li>3 医療救護班の編成に関する事。</li> <li>4 救護用医薬品の調達、配分に関する事。</li> <li>5 応急救援物資等の配給に関する事。</li> <li>6 食品の衛生監視に関する事。</li> </ul>
介護福祉班	(班 長) 介護福祉課長 (副班長) 介護福祉課長 補佐	介護福祉課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法の適用に関する事。</li> <li>2 被災者並びに救助活動等に従事する者に対する炊き出しに関する事。</li> <li>3 米、その他食料品の調達に関する事。</li> <li>4 奉仕団体に対する奉仕協力要請に関する事。</li> <li>5 災害見舞金の支給に関する事。</li> <li>6 避難行動要支援者へ避難指示等の情報提供に関する事。</li> <li>7 避難行動要支援者の安否確認に関する事。</li> <li>8 避難所等における避難行動要支援者の把握に関する事。</li> <li>9 その他避難行動要支援者への援護に関する事。</li> </ul>
産業建設班	(班 長) 建設課長 (副班長) 産業振興課長	建設課職員 産業振興課職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関する事。</li> <li>2 公営住宅の災害防止、被害状況調査、応急復旧に関する事。</li> <li>3 公園の保全及び応急復旧に関する事。</li> <li>4 土木応急復旧資機材の確保に関</li> </ul>

			<p>すること。</p> <p>5 道路及び交通の確保に関すること。</p> <p>6 土木技術者の確保、従事者の確保に関すること。</p> <p>7 応急仮設住宅の建設に関すること。</p> <p>8 住宅の応急修理に関すること。</p> <p>9 住宅建築の融資に関すること。</p> <p>10 障害物の除去に関すること。</p> <p>11 気象情報の収集伝達及び水位観測に関すること。</p> <p>12 農林業関係（施設を含む。）の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>13 家畜の防疫に関すること。</p> <p>14 へい死鳥獣の処理に関すること。</p> <p>15 農薬、肥料、飼料、その他資材等の確保、斡旋に関すること。</p> <p>16 被災農林業者に対する融資に関すること。</p> <p>17 銚子ダム関係施設の監視に関すること。</p> <p>18 商工業、観光施設等の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>19 被災商工業関係者に対する融資に関すること。</p>
生活環境班	<p>（班 長）</p> <p>生活環境課長</p> <p>（副班長）</p> <p>生活環境課長補佐</p>	生活環境課職員	<p>1 被災地及び避難所における防疫並びに清掃に関すること。</p> <p>2 ごみの収集及びし尿処理に関すること。</p> <p>3 被災地域の災害廃棄物の処理に関すること。</p> <p>4 廃棄物処理施設等の災害防止、被</p>



			<p>害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>5 死体の処理及び埋葬に関すること。</p> <p>6 下水道の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>7 飲料水及び生活用水の確保並びに供給の調整に関すること。</p> <p>8 水道施設の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>9 町民や消防機関への断水情報の提供に関すること。</p> <p>10 水道の衛生維持に関すること。</p>
教育委員会 事務局班	(班 長) 学校教育課長 (副班長) 社会教育課長	学校教育課職員 社会教育課職員 (ひろた交流センター職員を除く) 幼稚園職員 保育所職員	<p>1 学校施設、文化財、生涯学習施設、幼稚園及び保育所の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>2 学校及び保育所給食施設の保全及び保健衛生に関すること。</p> <p>3 応急教育及び応急保育に関すること。</p> <p>4 被災児童生徒の救護及び支援に関すること。</p> <p>5 学用品及び教科書の調達配分に関すること。</p> <p>6 社会教育団体への奉仕協力要請に関すること。</p> <p>7 避難所開設の協力に関すること。</p>
消 防 班	(班 長) 伊予消防等事務組合砥部消防署長 (副班長) 消防団長	伊予消防等事務組合砥部消防署・広田出張所職員 消防団員	<p>1 消防施設の災害防止、被害調査、応急復旧に関すること。</p> <p>2 応急公用負担に関すること。</p> <p>3 緊急必要資材等の確保補給に関すること。</p> <p>4 消防機関との連絡調整に関する</p>

			<p>こと。</p> <p>5 消防団員、消防職員の非常参集に関すること。</p> <p>6 消防活動に関する指令伝達に関すること。</p> <p>7 消防応援要請に関すること。</p> <p>8 災害現場等の災害情報接受に関すること。</p> <p>9 水火災予防及び消防広報に関すること。</p> <p>10 被害の原因及び調査に関すること。</p> <p>11 被災者の救助に関すること。</p> <p>12 行方不明者の捜索に関すること。</p> <p>13 死体の捜索及び収容に関すること。</p> <p>14 避難者の誘導に関すること。</p> <p>15 災害現場での活動に関すること。</p> <p>16 避難勧告、指示に関すること。</p> <p>17 警戒区域の設定に関すること。</p> <p>18 災害通信に関すること。</p>
支所班	(班長) 支所長	支所職員 ひろた交流センター職員	<p>1 管内の情報収集及び報告に関すること。</p> <p>2 防災行政無線の運用に関すること。</p> <p>3 支所職員の動員に関すること。</p> <p>4 管内関係機関との連絡調整に関すること。</p>

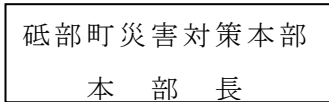
備考

- 1 各班長は、その所属班員を指揮監督して防災活動にあたるものとする。
- 2 各班共通事務

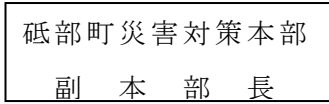
- (1) 各班の所管事項に関する被害状況又は災害応急対策実施状況のとりまとめに関すること
- (2) 本部との連絡に関すること
- (3) 各班の応援に関すること
- (4) 各班員は、本分掌事務のほか本部長の指示特命事項に従事すること

別表第3(第3条関係)

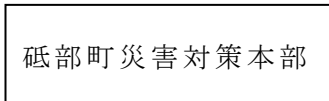
▼腕章



(本部長用)



(副本部長用)

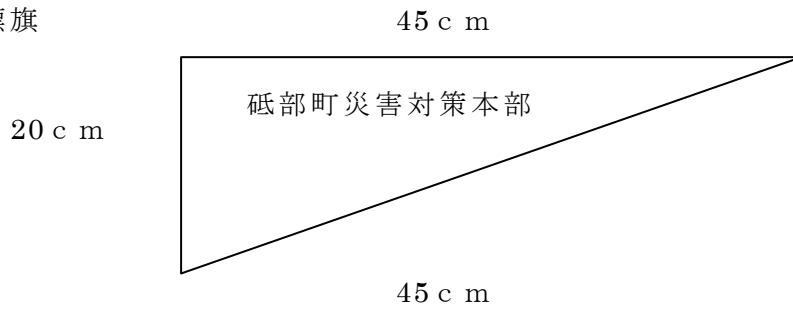


(班長、班員用)

備考

- 1 腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。
- 2 文字の色彩は黒とし、地の色彩は白色とする。

▼標旗



備考

- 1 文字の色彩は黒とし、地の色彩は黄色とする。

別表第4(第7条関係)

風水害等災害時非常配備に関する基準

配備区分	配備時期	配備内容	動員人員
第1配備 初期初動体制	○町域に気象予警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ○その他本部長が必要と認めたとき	○災害警戒本部を設置し情報通信活動、防災資機材の準備等を実施する体制	○本部事務局員(総務課員)・各班の本部連絡員・総務班、消防班、産業建設班及び支所班の班長が必要とする人員
第1配備	○町域に気象警報が発表され、局地的な被害が発生したとき ○その他本部長が必要と認めたとき	○災害対策本部を設置し、初期初動体制を強化して応急対策活動が実施できる体制 ○事態の推移に伴い、速やかに第2配備に切り替えできる体制	○各班長と班員の概ね3分の1以内で、各班が必要とする人員
第2配備	○町域に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ○その他本部長が必要と認めたとき	○災害対策本部を設置し、第1配備を強化して応急対策活動が実施できる体制 ○事態の推移に伴い、速やかに第3配備に切り替えできる体制	○班員の概ね3分の2以内で、各班が必要とする人員
第3配備	○町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ○その他本部長が必要と認めたとき	○災害対策本部を設置し、町職員全員をもってあたるもので、状況により直ちに救助・応急対策活動が実施できる完全な体制	○班員全員

別表第5(第7条関係)

地震災害時非常配備に関する基準

配備区分	配備時期	配備内容	動員人員
第1配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町内で震度4以上の地震が発生し、災害に発展するおそれがある場合</li> <li>○その他本部長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害警戒本部を設置し、応急対策活動が実施できる体制</li> <li>○事態の推移に伴い、速やかに第2配備に切り替えできる体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各班長と班員の概ね3分の1以内で、各班が必要とする人員</li> </ul>
第2配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町内で震度5弱以上の地震が発生したとき</li> <li>○その他本部長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部を設置し、第1配備を強化して応急対策活動が実施できる体制</li> <li>○事態の推移に伴い、速やかに第3配備に切り替えできる体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○班員の概ね3分の2以内で、各班が必要とする人員</li> </ul>
第3配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町内で震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>○その他本部長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部を設置し、町職員全員をもってあたるもので、状況により直ちに救助・応急対策活動が実施できる完全な体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○班員全員</li> </ul>

## 18. 防災会議及び防災関係機関関係

### 資料18-1 砥部町防災会議条例

#### 砥部町防災会議条例

平成17年1月1日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、砥部町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 砥部町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (3) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 愛媛県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 愛媛県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (4) 教育長
  - (5) 伊予消防等事務組合砥部消防署長、伊予消防等事務組合砥部消防署広田出張所長及び消防団長
  - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
  - (8) その他町長が必要と認める者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第6号及び第7号の委員の定数は、それぞれ1人、1人、22人以内、1人及び1人とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛媛県の職員、町の職員、関係指定公共機関の

職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償については、砥部町の特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例（平成17年砥部町条例第41号）の定めるところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月22日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月26日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。



資料18－2 砥部町水防協議会条例

砥部町水防協議会条例

平成17年1月1日

条例第18号

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第26条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、砥部町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 砥部町水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水害が発生した場合において、当該水害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 議会正副議長
  - (2) 総務常任委員長及び産業建設常任委員長
  - (3) 消防正副団長、伊予消防等事務組合砥部消防署長及び伊予消防等事務組合砥部消防署  
広田出張所長
  - (4) 教育長
  - (5) 区長会長
  - (6) 愛媛県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (7) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (8) その他町長が必要と認める者
- 6 関係行政機関の職員及び関係団体の代表者たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任を妨げない。

(会議)

第4条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、必要に応じ会議を開催するものとする。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償については、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬

及び費用弁償に関する条例（平成17年砥部町条例第41号）の定めるところによる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月22日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月1日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

砥部町地域防災計画

(平成26年度)

発行 砥部町防災会議

事務局 砥部町総務課

電話 089-962-6110

FAX 089-962-4277